

# 新宿区 公共施設等総合管理計画

平成29年2月  
新宿区

## はじめに

この度、新宿区は公共施設等総合管理計画を策定いたしました。新宿自治創造研究所の人口推計では、区の総人口は、当面増加しますが将来的に減少に転じることが予測されています。その時、生産年齢人口が減少するのに対して、高齢者人口は増加し続ける見通しであり、少人数で多くの区民の暮らしを支えていく時代を迎えます。区は、公共施設を持った場合に発生するコストの計算や、将来必要とされるサービスに必要な施設の保有、さらにはサービスを実施するためのコストも踏まえて、最善のバランスをとるための計画を立てなくてはならないと考えています。

今回の計画策定にあたっては、他の自治体での計画策定の経験を持つ有識者の方々にも参画していただきました。また、無作為抽出の区民の皆様による区民討議会、広く自由にご意見をいただくためのパブリック・コメントや地域説明会を実施し、更には施設利用者の皆様からアンケートをいただく等、様々な立場の方々からの様々な趣旨のご意見をいただいたうえで、この計画を定めさせていただきました。

本計画では、「次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する」を基本理念として掲げました。この理念を実現するため、長寿命化や更新を見据えた計画的な施設管理によってコスト削減と平準化を図るとともに、地域拠点の充実や民間との連携強化、公的不動産の活用による一般財源の確保など、様々な取組みを通して公共サービスを維持し、区民にとって必要なサービスの確保を目指します。

予断を許さない社会経済情勢の中、区は、将来にわたり安定した財政基盤を確立し、区民生活を支えていくことが求められています。持続可能な区政運営の実現に向け、区民の皆様のご理解・ご協力を得ながら、本計画を着実に実行してまいります。

平成29年2月

新宿区長 吉住健一

# 目次

## はじめに

### 第1章 公共施設等総合管理計画とは

第1節	計画策定の趣旨	2
第2節	計画の特色	2
第3節	計画の位置づけ	3
第4節	計画期間	3
第5節	対象施設	4

### 第2章 区の現状と将来の予測等

第1節	区有施設の概観 (施設白書より再掲)	8
第2節	人口	13
第3節	財政状況	18
第4節	施設白書の7つの論点と区有施設の状況 (施設白書より再掲)	26
第5節	区有施設の更新に係る将来予算不足額の試算 (施設白書より再掲)	34
第6節	意識調査結果	37
第7節	区民討議会における意見	47

### 第3章 計画の基本理念・基本方針

第1節	計画の基本理念	50
第2節	計画の基本方針	51
第3節	計画の到達目標	58

## 第4章 施設類型別基本方針

施設類型別基本方針（総括）	62
1 庁舎等	64
2 防災関係施設	67
3 区民等利用施設	70
4 地域センター	72
5 ホール	74
6 高齢者活動・交流施設	76
7 高齢者福祉施設	78
8 障害者福祉施設	80
9 その他福祉施設	82
10 保育園	84
11 子ども園	86
12 幼稚園	88
13 児童館等	90
14 小学校	92
15 中学校	94
16 特別支援学校	96
17 図書館	98
18 博物館・記念館	100
19 生涯学習施設	102
20 スポーツ施設	104
21 保養施設等	106
22 公営住宅等	108
23 貸付施設	110
24 その他施設	112

## 資料編

1	新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議	117
2	受益者負担の適正化	123
3	意識調査結果	127
3-(1)	施設利用者アンケート（平成28年度実施）	129
3-(2)	区民意識調査（平成27年度実施）	145
4	区民討議会の概要	153
5	区有施設のあり方に関する検討	159
6	用語集	163

（注）本文中に「\*」のある用語については、資料編「用語集」で用語解説をしています。

# 第1章 公共施設等総合管理計画とは

# 第1節 計画策定の趣旨

区有施設は、社会的要請や行政ニーズに対応して設置され、また、必要に応じて、統廃合などが行われてきました。

こうした区の施設の現状をみると、約 180 棟ある区有施設の半数以上が供用開始後 30 年以上を経過しており、長寿命化や修繕経費の平準化に取り組んでいますが、全ての区有施設を、現状のまま維持していくことは、極めて困難な状況です。

また、少子高齢社会の本格的な到来や、ライフスタイルの多様化により、行政サービスに対する区民のニーズも複雑化・多様化しています。

このため、平成 27 年度は区有施設の状況や運営コスト等の実態把握と課題等をまとめた新宿区施設白書（以下「施設白書」という。）を作成しました。平成 28 年度は施設白書に基づき、区有施設のあり方の検討を行い、区有施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める新宿区公共施設等総合管理計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

今後は、本計画に基づき、区有施設の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に行い、区有施設のマネジメント強化に向けて取り組んでいきます。

## 第2節 計画の特色

### （1）期間の長期性

地方公共団体の策定する行政計画は 1～数年単位のものが多くなっていますが、公共施設等総合管理計画の策定を求める際に総務省が示した指針では、計画期間は「10 年以上」とされています。

公共施設等総合管理計画は、将来更新費用を推計し、不足が生じる場合はそれを解消する方法を考えることが求められますが、施設の耐用年数を考えると、40～60 年という長期的な期間をとらえる必要があります。

このため、今後、40～60 年にわたる施設や人口等の長期的な将来展望を踏まえながら、実効性を担保できる計画期間を設定し、取組みを進めていきます。

### （2）対象の網羅性

区は、公共施設、道路、橋りょう、公園などを保有しています。また、公共施設には、学校、庁舎、公営住宅、高齢者福祉施設、子育て支援施設などがあります。

公共施設等総合管理計画は、公共施設・インフラ等の維持管理・更新・統廃合・長寿命化などを総合的・計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化と施設の最適な配置の実現を目指すものであり、区は、本計画に基づき、すべての種類の施設等を対象にして総合的にマネジメントしていきます。

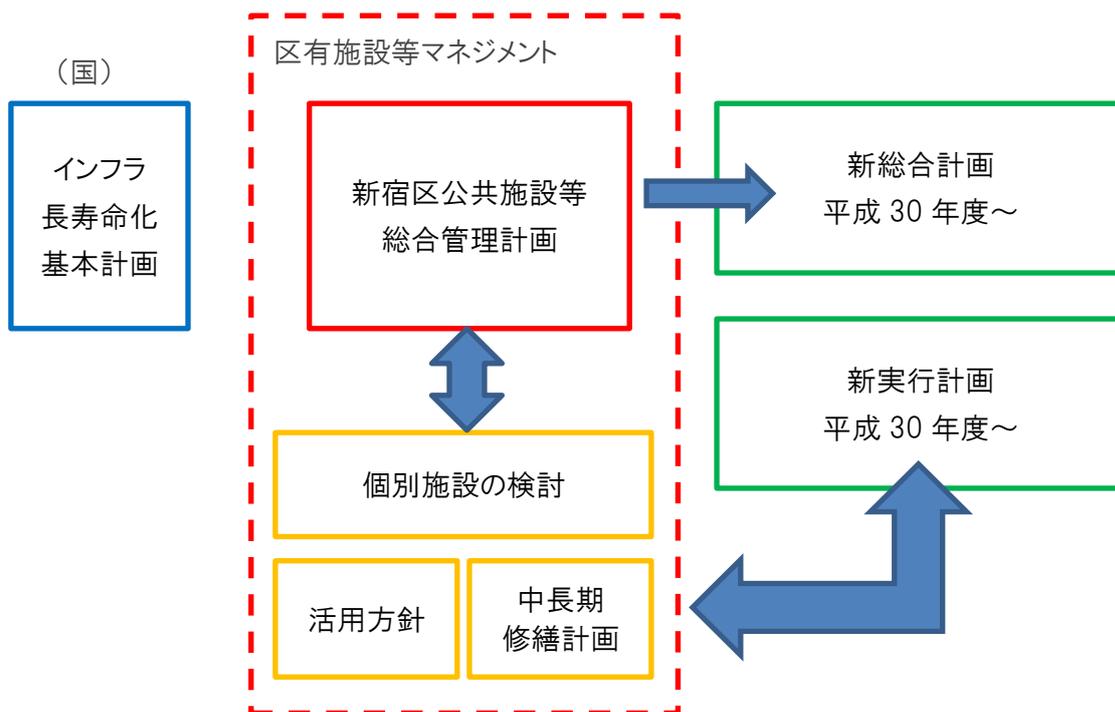
### （3）手段の総合性

総務省指針では、更新、統廃合、長寿命化などをすべて含んで検討すべきとしています。予算不足が想定される場合には、真に必要なサービスを維持しつつ客観的なルールに基づいて統廃合を進めることも選択肢の一つとしていきます。また、必要に応じて新たな公民連携手法導入の検討も行います。他の行政サービスの必要性や住民負担の公平性の観点からとるべき手段を総合的に判断していきます。

## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、平成30年度からの新たな総合計画（以下「新総合計画」という。）と連動するもので、新宿区における区有施設のあり方の検討に基づき、区有施設等の総合的かつ計画的なマネジメント（管理・運営・活用）の基本的な方針を定めるものです。

今後、本計画に基づき個別施設の検討を行い、その結果については、新総合計画の下に位置づけられる「実行計画」に反映させていきます。



## 第4節 計画期間

本計画は、平成29年度から平成39年度までの11年間とします。

ただし、人口や将来更新費用の推計等については、長期的な展望が必要なことから今後40年の予測を見据えます。

なお、本計画は、社会経済状況等の変化に対応し、必要に応じて見直しを行っていきます。

# 第5節 対象施設

以下の施設を計画の対象とします。

## 1 公共施設

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
1. 行政系施設	(1) 庁舎等	27	84,213	本庁舎、分庁舎、特別出張所、工事事務所、公園事務所、清掃事務所、保健センターほか
	(2) 防災関係施設	20	4,614	防災センターほか
	(3) 区民等利用施設	8	5,656	新宿NPO協働推進センター、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターほか
2. 市民文化系施設	(1) 地域センター	10	13,832	地域センター
	(2) ホール	4	21,419	区民ホール、新宿文化センター
3. 保健・福祉施設	(1) 高齢者活動・交流施設	22	11,012	ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いこいの家清風園
	(2) 高齢者福祉施設	9	14,290	高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム
	(3) 障害者福祉施設	6	9,719	あゆみの家、障害者福祉センターほか
	(4) その他福祉施設	3	1,630	作業宿泊所、母子生活支援施設
4. 子育て支援施設	(1) 保育園	12	9,950	保育園
	(2) 子ども園	10	12,665	子ども園
	(3) 幼稚園	20	11,261	幼稚園
	(4) 児童館等	20	17,297	児童館、子ども総合センター、子ども家庭支援センター
5. 学校教育系施設	(1) 小学校	29	145,748	小学校
	(2) 中学校	10	71,028	中学校
	(3) 特別支援学校	1	3,093	新宿養護学校
6. 社会教育系施設	(1) 図書館	9	13,307	図書館
	(2) 博物館・記念館	5	5,434	新宿歴史博物館、林芙美子記念館ほか
	(3) 生涯学習施設	6	4,706	生涯学習館、区民ギャラリー
7. スポーツ・レクリエーション系施設	(1) スポーツ施設	4	33,312	新宿スポーツセンターほか
	(2) 保養施設等	3	23,537	箱根つつじ荘、グリーンヒルハケ岳ほか
8. 公営住宅等		17	50,430	区営住宅、区民住宅、事業住宅ほか
9. 貸付施設		11	32,211	廃校後の学校施設ほか
10. その他施設		19	4,458	自転車駐輪場管理棟ほか
<b>合計</b>		<b>285</b>	<b>604,820</b>	

※公共施設については、施設白書を基礎データとして掲載しています。

※施設数や延床面積の変動については、「第4章 施設類型別基本方針」で整理することとします。

## 2 インフラ

(平成28年4月1日現在)

分類	内容
道路	区道 (延長 295,182m、面積 1,778,398 ㎡)
橋りょう	橋りょう数 (57 橋) 橋りょう延長 (973m) 橋りょう面積 (6,665 ㎡)
公園	区立公園 177 か所、面積 377,019.66 ㎡

### 3 その他

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

分類	内容
公園内運動場	公園野球場、公園庭球場、公園内運動広場
自転車駐輪施設	自転車等駐輪場
土地のみの貸付	13 所
その他	事業用地、事業予定地、旧事業用代替地等、その他

## 第2章 区の現状と将来の予測等

# 第1節 区有施設の概観 (施設白書より再掲)

## 1 総施設数・延床面積

施設白書で対象としている区有施設は、区が所有している施設及び借り受けて利用している施設のうち、公衆便所や公園便所等を除く、185棟の建物、機能別では285施設、延床面積は604,820㎡となっています。

また、施設白書では、下表のとおり、区有施設を大分類・中分類に区分しています（分類は、一般財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が公開している「公共施設等更新費用試算ソフト」による分類を参考にして作成しています）。

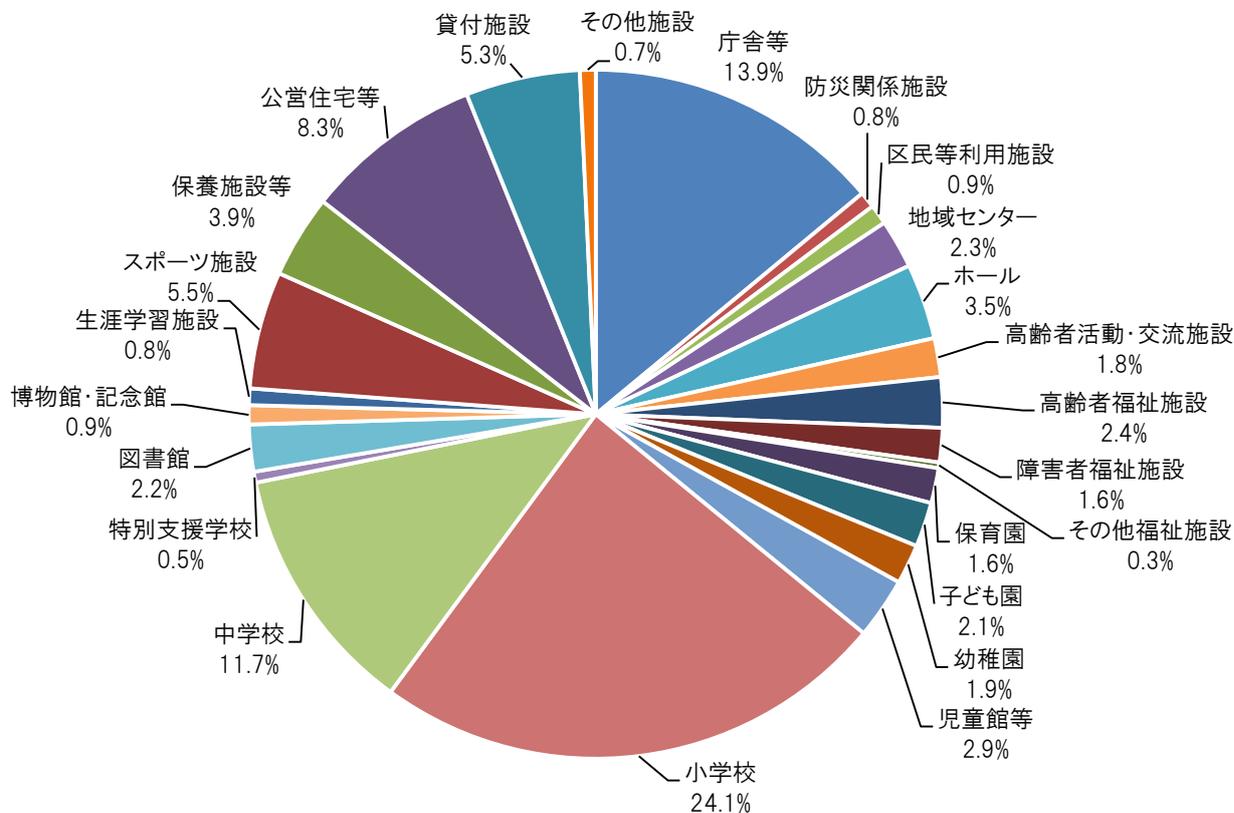
図表 2-1-1 区有施設類型別施設数・延床面積総括表

大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	主な施設
1. 行政系施設	(1) 庁舎等	27	84,213	本庁舎、分庁舎、特別出張所、工事事務所、公園事務所、清掃事務所、保健センターほか
	(2) 防災関係施設	20	4,614	防災センターほか
	(3) 区民等利用施設	8	5,656	新宿NPO協働推進センター、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターほか
2. 市民文化系施設	(1) 地域センター	10	13,832	地域センター
	(2) ホール	4	21,419	区民ホール、新宿文化センター
3. 保健・福祉施設	(1) 高齢者活動・交流施設	22	11,012	ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いこいの家清風園
	(2) 高齢者福祉施設	9	14,290	高齢者在宅サービスセンター、特別養護老人ホーム
	(3) 障害者福祉施設	6	9,719	あゆみの家、障害者福祉センターほか
	(4) その他福祉施設	3	1,630	作業宿泊所、母子生活支援施設
4. 子育て支援施設	(1) 保育園	12	9,950	保育園
	(2) 子ども園	10	12,665	子ども園
	(3) 幼稚園	20	11,261	幼稚園
	(4) 児童館等	20	17,297	児童館、子ども総合センター、子ども家庭支援センター
5. 学校教育系施設	(1) 小学校	29	145,748	小学校
	(2) 中学校	10	71,028	中学校
	(3) 特別支援学校	1	3,093	新宿養護学校
6. 社会教育系施設	(1) 図書館	9	13,307	図書館
	(2) 博物館・記念館	5	5,434	新宿歴史博物館、林芙美子記念館ほか
	(3) 生涯学習施設	6	4,706	生涯学習館、区民ギャラリー
7. スポーツ・レクリエーション系施設	(1) スポーツ施設	4	33,312	新宿スポーツセンターほか
	(2) 保養施設等	3	23,537	箱根つつじ荘、グリーンヒルハケ岳ほか
8. 公営住宅等		17	50,430	区営住宅、区民住宅、事業住宅ほか
9. 貸付施設		11	32,211	廃校後の学校施設ほか
10. その他施設		19	4,458	自転車駐輪場管理棟ほか
合計		285	604,820	

## 2 類型別延床面積割合

区有施設の総延床面積に対する類型別（中分類）延床面積の割合をみると、学校（小・中学校及び特別支援学校）36.2%、庁舎等 13.9%、公営住宅 8.3%となっています。

図表 2-1-2 区有施設の類型別延床面積の割合（中分類別）



※ 端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が 100 とはならない場合があります。

なお、区有施設の延床面積の合計を、人口(平成 27 年 4 月 1 日現在の日本人・外国人計 328,787 人) で割った、人口 1 人当たり区有施設面積は 1.84 m<sup>2</sup>/人となっています。

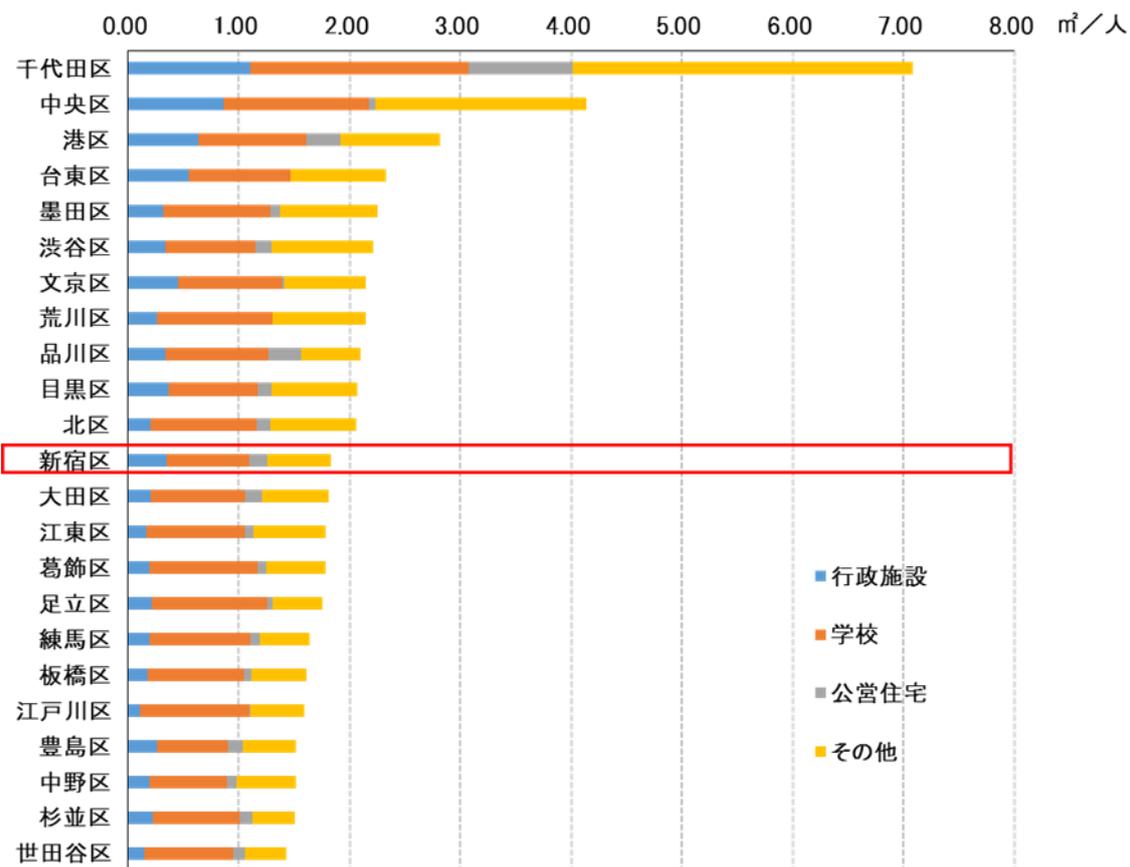
【参考】一都三県の住民一人当たり公共施設延床面積は次のとおりとなっています。

東京都 2.00 m<sup>2</sup>/人    埼玉県 1.07 m<sup>2</sup>/人  
 千葉県 0.85 m<sup>2</sup>/人    神奈川県 0.75 m<sup>2</sup>/人  
 (出典：平成 25 年度総務省公共施設状況調)

### 3 特別区間での比較

人口1人当たり面積を他区と比較するために、総務省公共施設状況調（平成25年、行政財産分）を用いて計算すると、23区中12位となっています。

図表 2-1-3 23区人口一人当たり公共施設延床面積比較

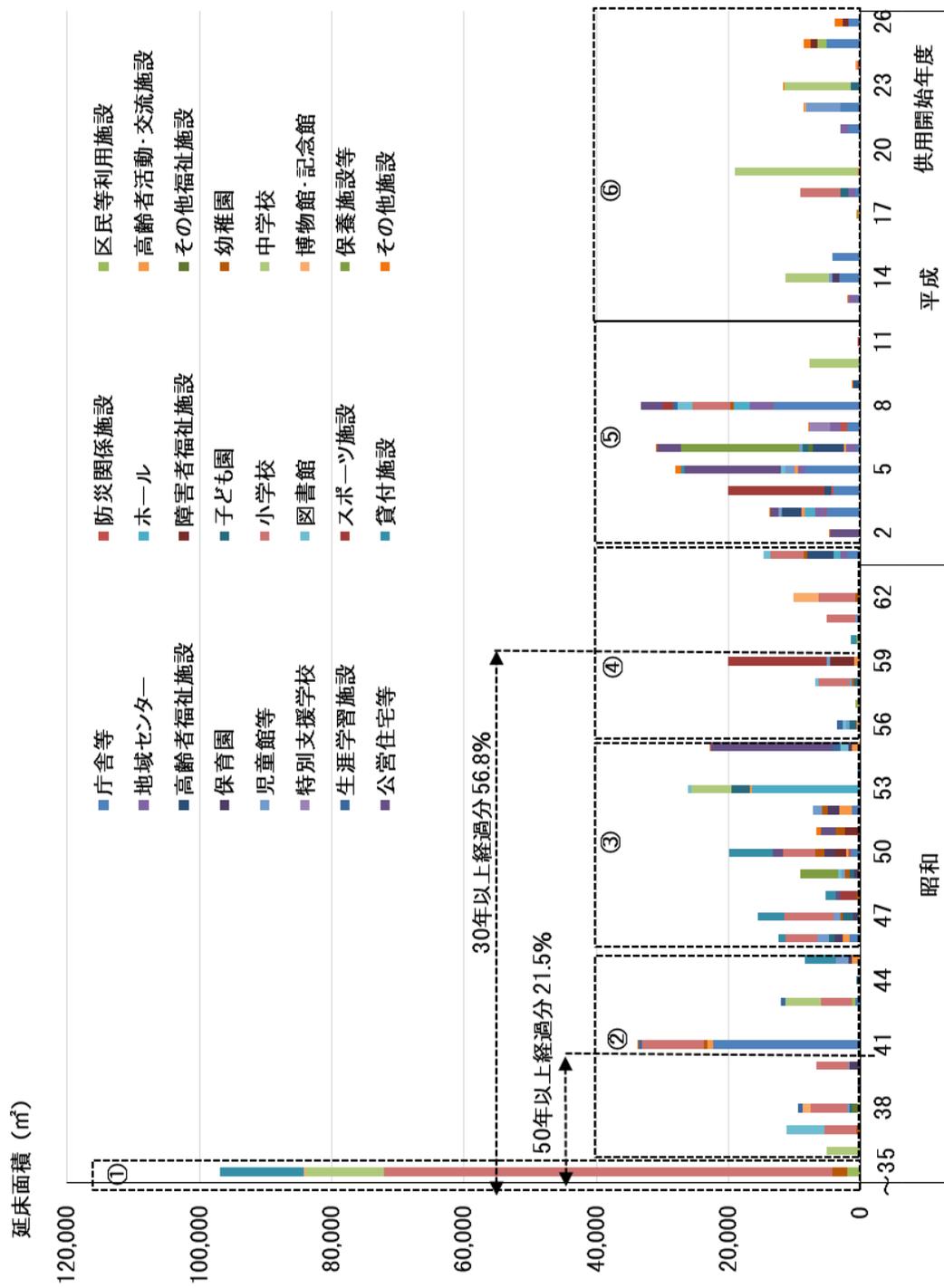


(出典)総務省公共施設状況調(2013年)

### 4 区有施設整備の経緯

次ページの図は、区有施設の供用開始年度別延床面積推移です。

図表 2-1-4 区有施設の年度別延床面積(供用開始年度ベース)

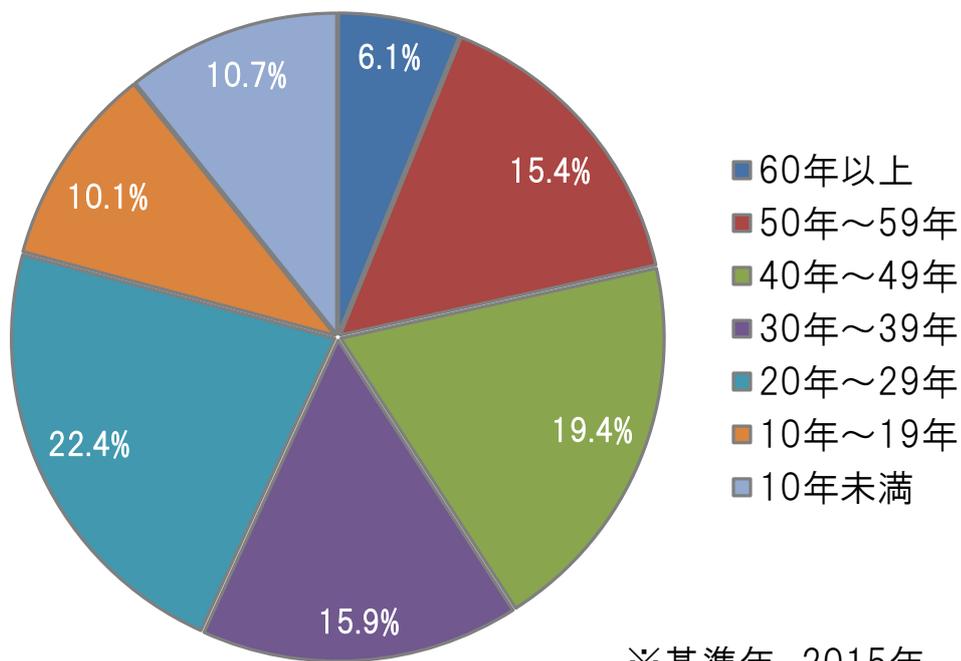


## 5 老朽化の状況

前述のとおり 30 年以上経過している区有施設の延床面積は、56.8%となっています。

さらに、すでに 50 年以上を経過している区有施設の延床面積は、21.5%です。これらの施設については、耐震補強工事をはじめ、必要な修繕工事等を実施していますが、大規模な改修による長寿命化や建替え（更新）を行うには、相当額の予算が必要なことが想定されます。今後、ますます進行する老朽化にいかに対処するかが大きな問題となっていきます。

図表 2-1-5 供用開始後経過年数別延床面積の割合



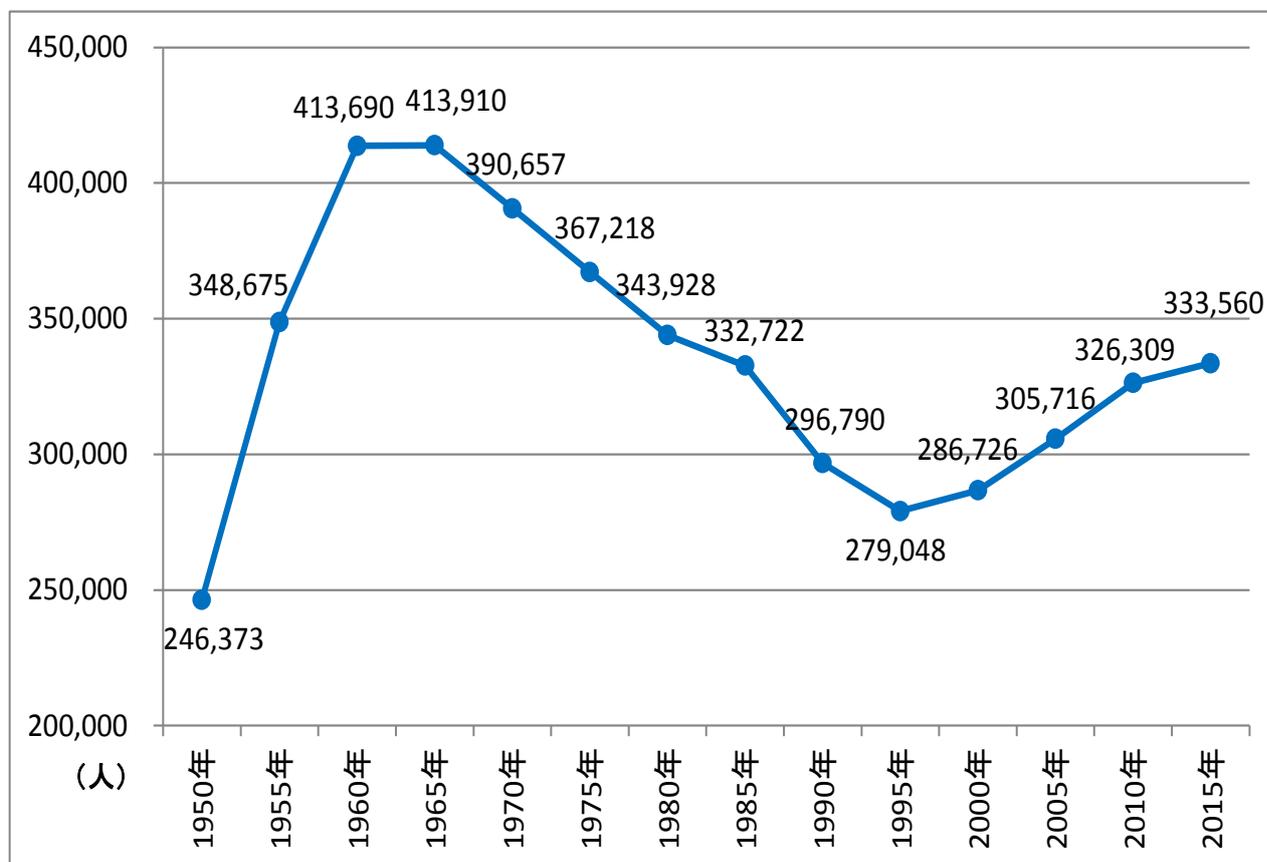
## 第2節 人口 (施設白書を基に2015年国勢調査等のデータに更新)

### 1 新宿区の人口動向

#### (1) 総人口の推移

国勢調査による新宿区の総人口(各年10月1日現在)は、1965年(昭和40年)の41.4万人をピークに減少し、1995年(平成7年)には27.9万人になりました。その後、人口は増加に転じ、2010年(平成22年)は32.6万人、2015年(平成27年)で33.3万人となり、2005年(平成17年、30.6万人)に比べて10年間で約2.7万人増加しています。

図表 2-2-1-1 新宿区の総人口の推移(国勢調査)



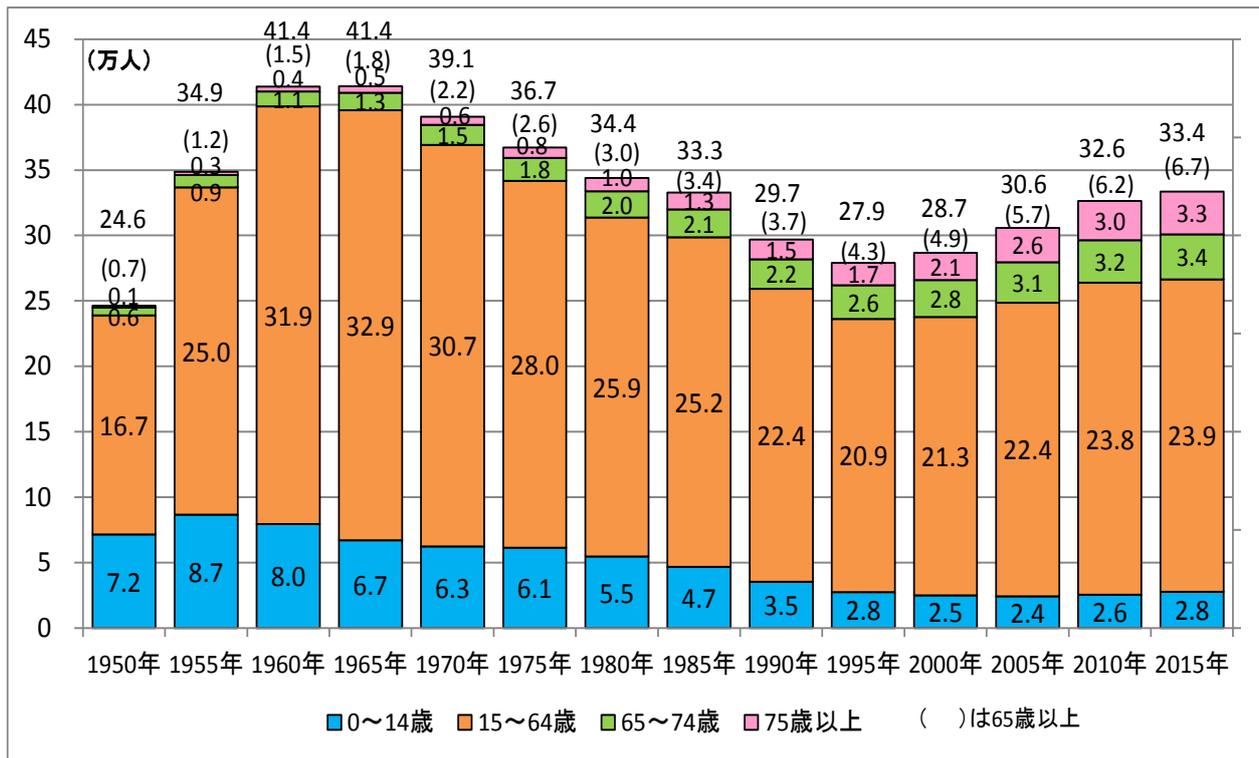
#### (2) 年齢区分別人口の推移

1950年(昭和25年)~2010年(平成22年)の国勢調査人口について、年齢区分別人口の推移をみると、年少人口(0~14歳)は1955年(昭和30年)から2005年(平成17年)まで減少してきましたが、2010年以降増加に転じています。

生産年齢人口(15~64歳)は1965年(昭和40年)から1995年(平成7年)まで減少し、それ以降は増加しています。

高齢者人口(65歳以上)は1950年以降増加し続けています。

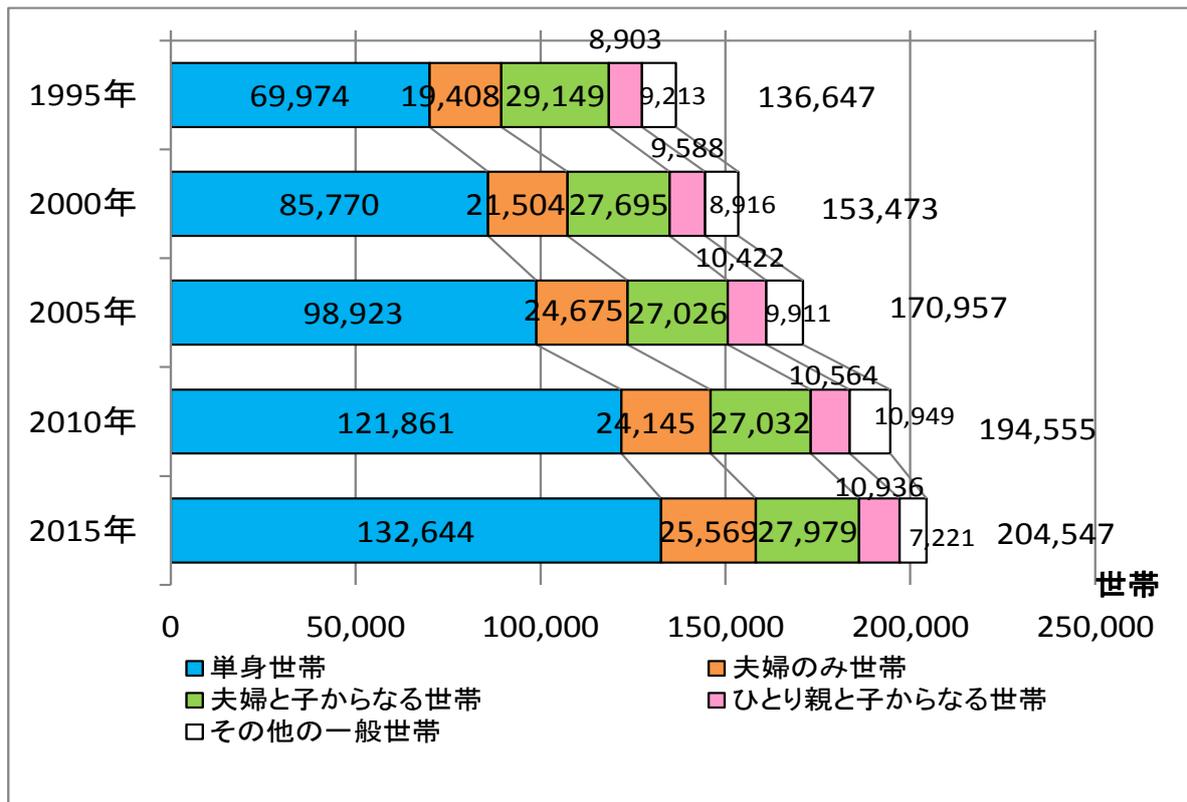
図表 2-2-1-2 年齢4区分別人口の推移（国勢調査）



（3）一般世帯数の推移

国勢調査による新宿区の一般世帯の家族類型別世帯数は、2015年（平成27年）は2010年（平成22年）と比べると、単身世帯が大きく増加しており、2010年の12.2万世帯から2015年の13.3万世帯へと1.1万世帯増加しています。

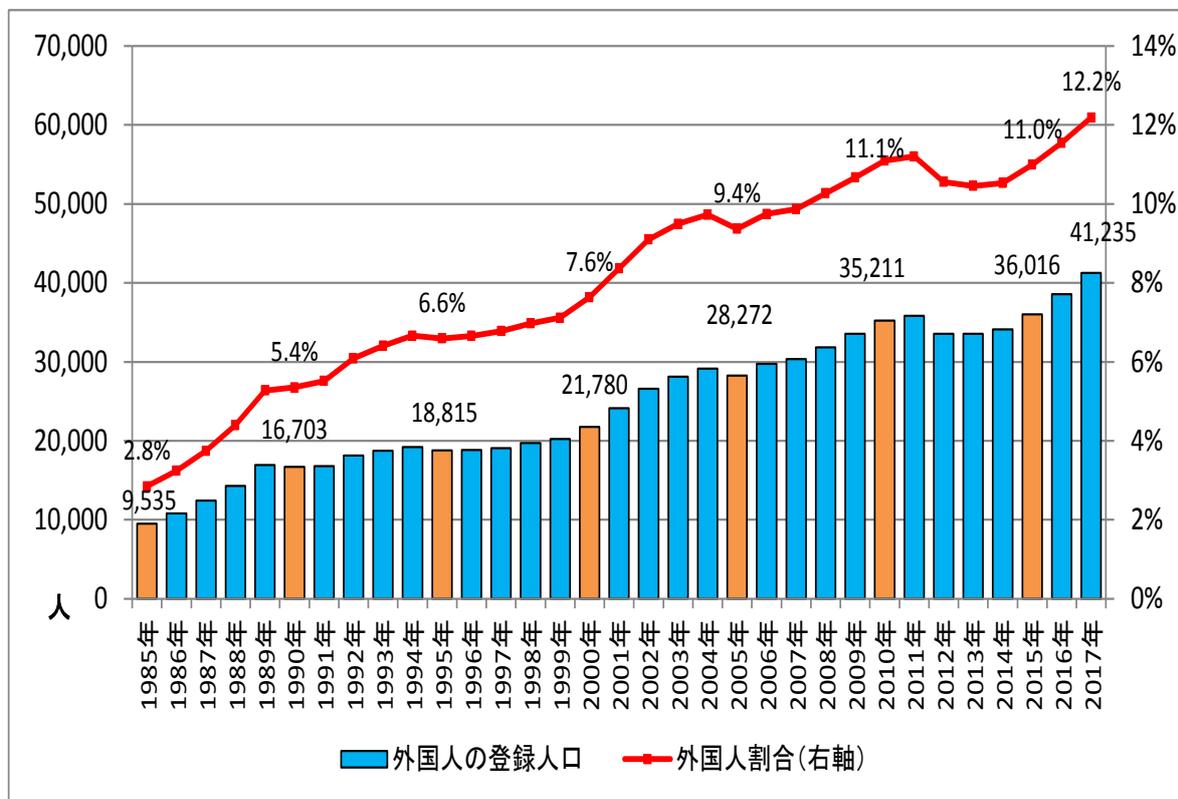
図表 2-2-1-3 家族類型別一般世帯数の推移（国勢調査）



#### (4) 外国人人口・割合の推移

ここ30年間の外国人人口（各年1月1日現在の登録人口）の推移をみると、1985年（昭和60年）に1万人弱だった外国人人口はおおむね増加傾向にあり、2017年（平成29年）には4.1万人となっています。総人口に占める外国人の割合は、1985年は2.8%でしたが、2017年には12.2%となっています

図表 2-2-1-4 外国人人口・割合の推移（登録人口）



## 2 将来推計人口

新宿区のシンクタンクである新宿自治創造研究所では、平成24年度に2015年（平成22年）国勢調査に基づく新宿区将来人口推計を行っています（図表 2-2-2-1 新宿区の将来推計人口 中位推計）。

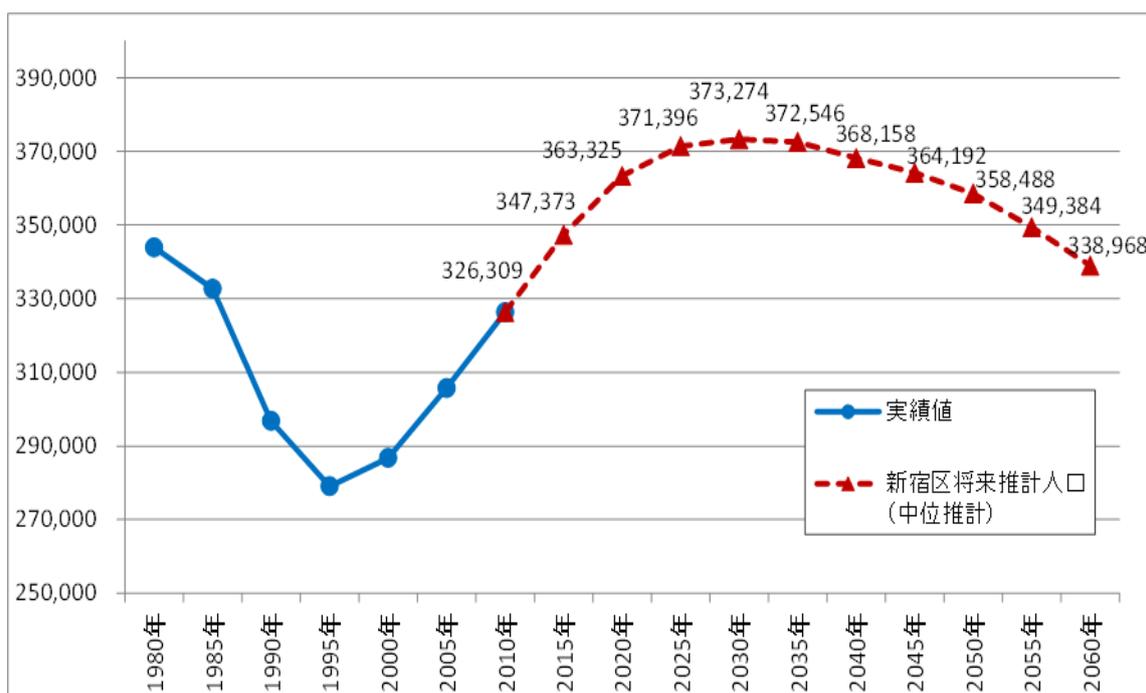
中位推計結果による新宿区の総人口は、当分の間、増加が続く見込みであり、2030年（平成42年）に37.3万人でピークを迎え、その後は減少し、2060年（平成72年）に33.9万人になる見通しです。

年齢区分別人口の推移（図表 2-2-2-2 年齢区分別人口の推移 中位推計）をみると、年少人口（0～14歳）は2010年（2.6万人）から増加し、2020年（平成32年）から2025年（平成37年）に2.9万人でピークを迎え、その後減少し、2035年（平成47年）は2.5万人に、2060年には1.9万人に減少する見通しです。

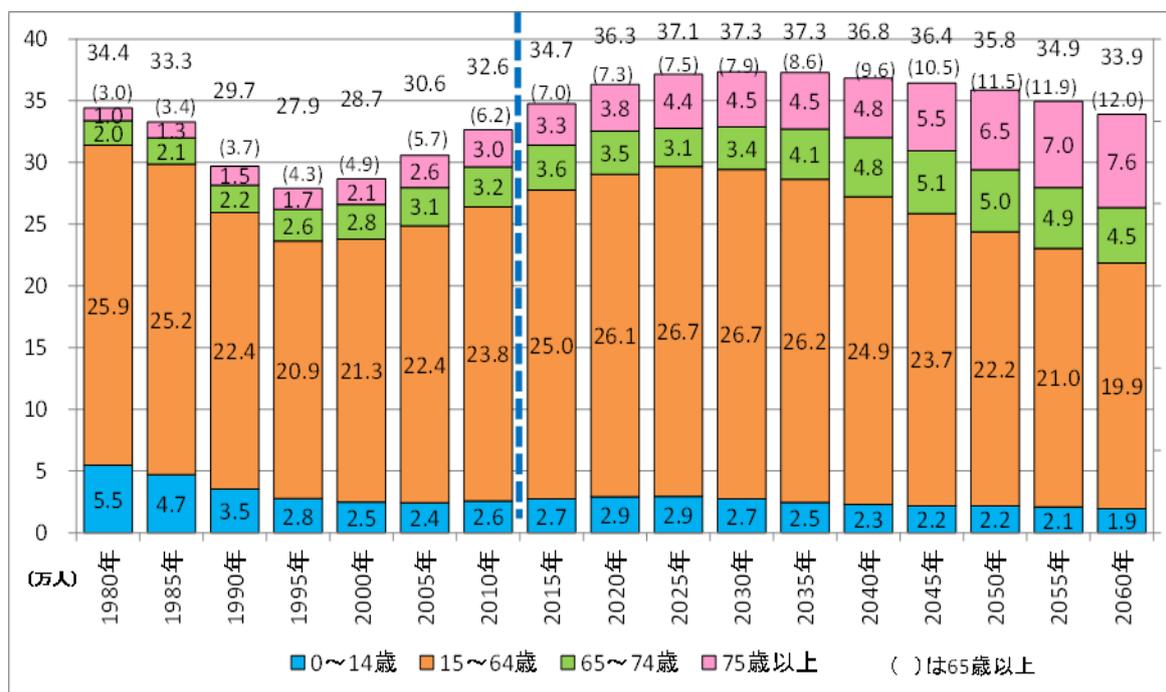
生産年齢人口（15～64歳）は2010年（23.8万人）から増加し、2025年から2030年にかけて26.7万人でピークを迎え、その後減少し、2035年は26.2万人に、2060年には19.9万人に減少する見通しです。

高齢者人口（65歳以上）は2010年（6.2万人）から一貫して増加し、2035年には8.6万人に、2060年には12.0万人になり、2010年の倍近くに増加する見通しです。特に75歳以上の増加が著しくなっています。

図表 2-2-2-1 新宿区の将来推計人口 (中位推計)



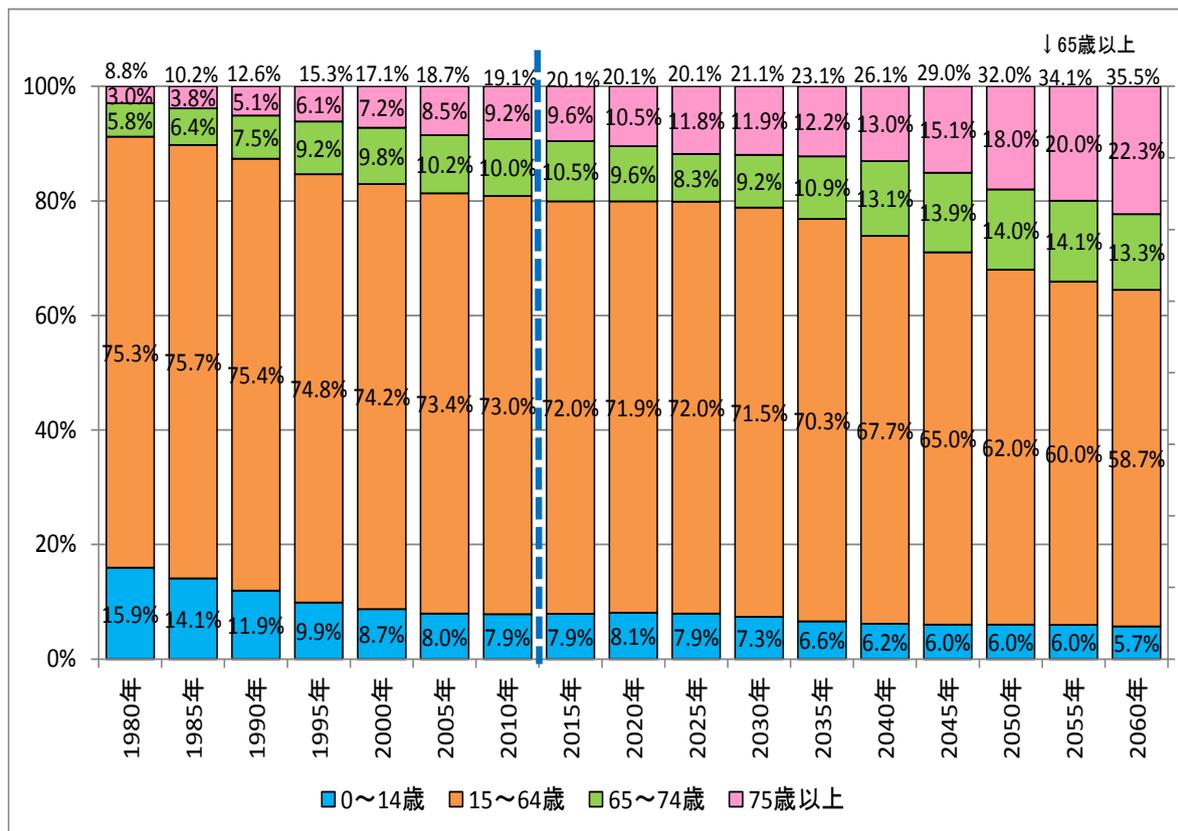
図表 2-2-2-2 年齢区分別人口の推移 (中位推計)



また、年齢区分別人口（割合）の推移（図表 2-2-2-3 年齢区分別人口（割合）の推移 中位推計）を見ると、年少人口（0-14 歳）と生産年齢人口（15-64 歳）の割合が減少し、高齢者人口（65 歳以上）の割合が増加する見込みです。

生産年齢人口（15-64 歳）は 2010 年に 73.0%であったのが 2060 年には 58.7%に減少する見込みであるのに対し、高齢者人口（65 歳以上）は 2010 年の 19.1%であったのが 2060 年には 35.5%と大きく増加する見込みとなっています。

図表 2-2-2-3 年齢区分別人口（割合）の推移（中位推計）



このように、人口減少・少子高齢化の進展や新宿区の特徴である単身化の進行により、行政サービスや地域社会全般への影響が想定されます。また、公共施設の利用者数や施設需要に変化が生じるため、老朽化した公共施設の更新にあたっては、施設の統廃合や多機能化などにより、将来の更新需要への適切な対応が求められています。

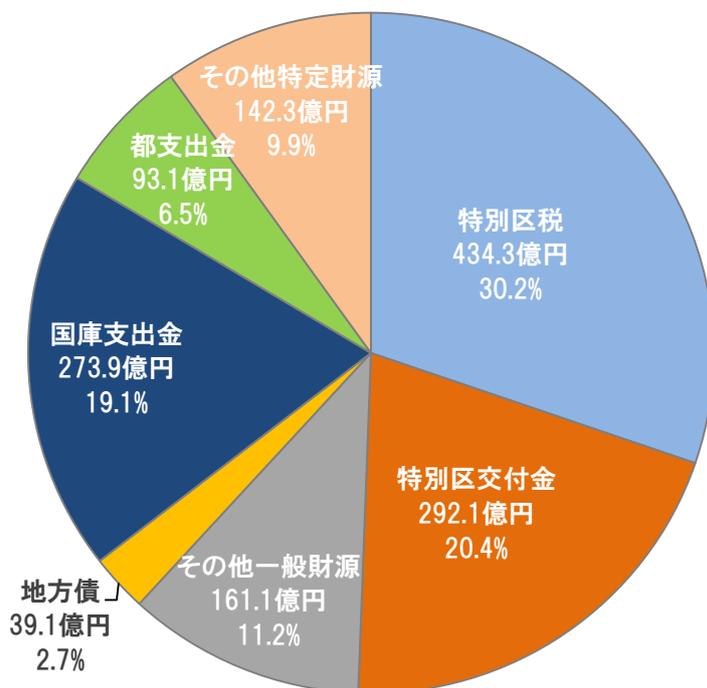
# 第3節 財政状況

(「新宿区の財政について～新宿区財政白書～」(平成28年10月)より)

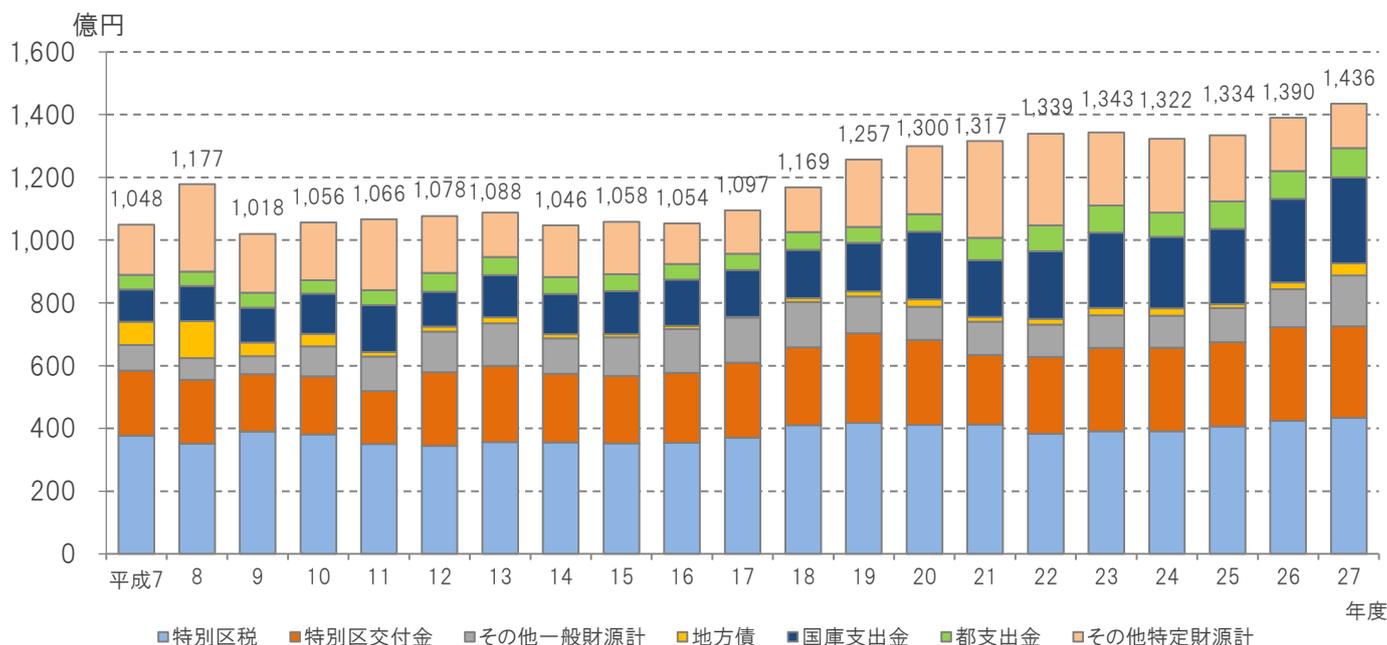
## 1 歳入

新宿区の歳入は平成27年度決算で1,436億円となっており、内訳としては、特別区税が30.2%、特別区交付金が20.3%などとなっています。また、歳入の推移を見ると、平成9年度以降はおおむね増加傾向が続いています。

図表 2-3-1-1 歳入の内訳 (平成27年度決算)



図表 2-3-1-2 歳入の推移

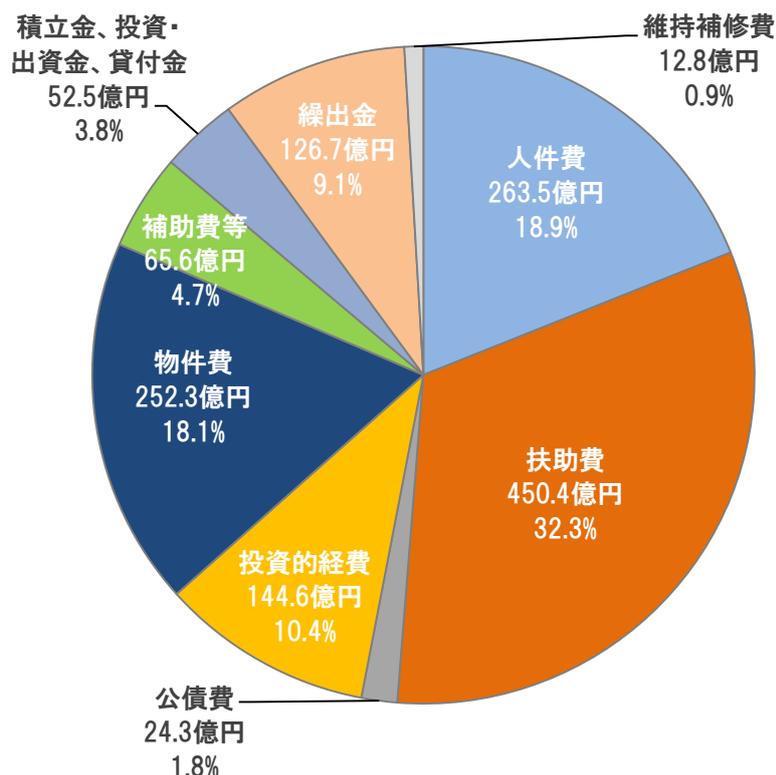


## 2 歳出

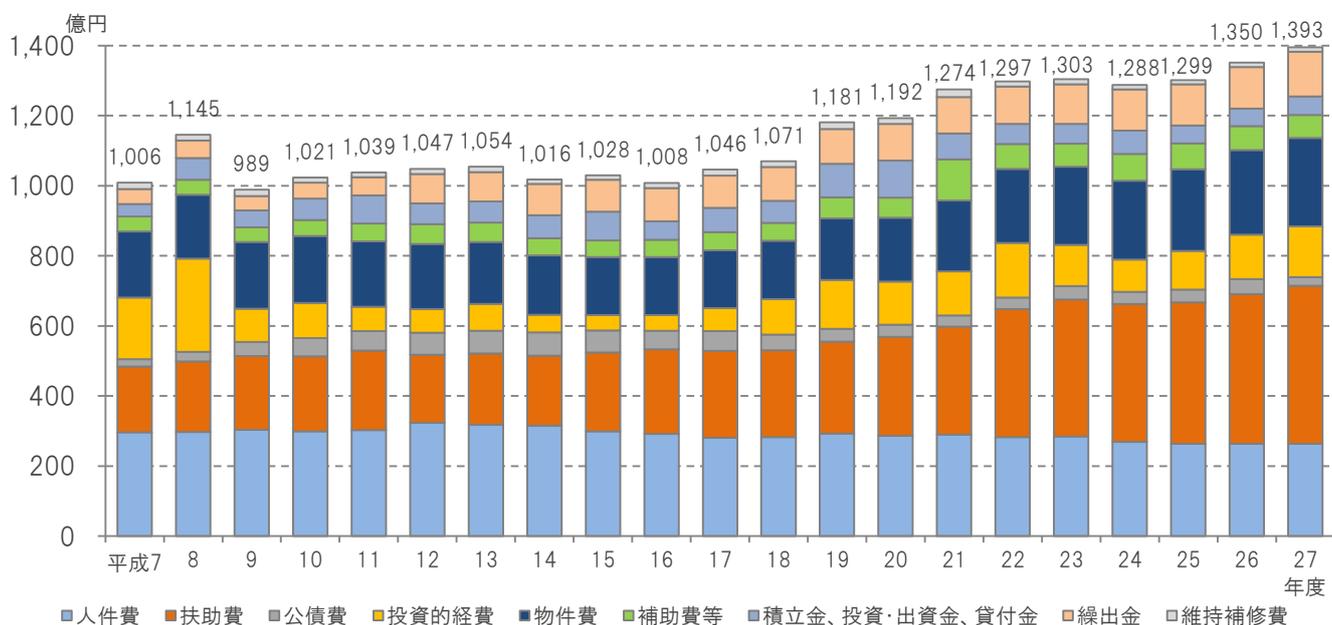
### (1) 歳出の内訳と推移

新宿区の歳出は、平成 27 年度決算で 1,393 億円となっています。内訳をみると、義務的経費\*である人件費、扶助費、公債費の合計が 53.0%と半分以上を占めています。また、歳出の推移を見ると、平成 16 年度以降はおおむね増加傾向が続いており、特に近年は扶助費の伸びが顕著になっています。

図表 2-3-2-1 歳出の内訳（平成 27 年度決算）



図表 2-3-2-2 歳出の推移



## (2) 性質別経費の推移

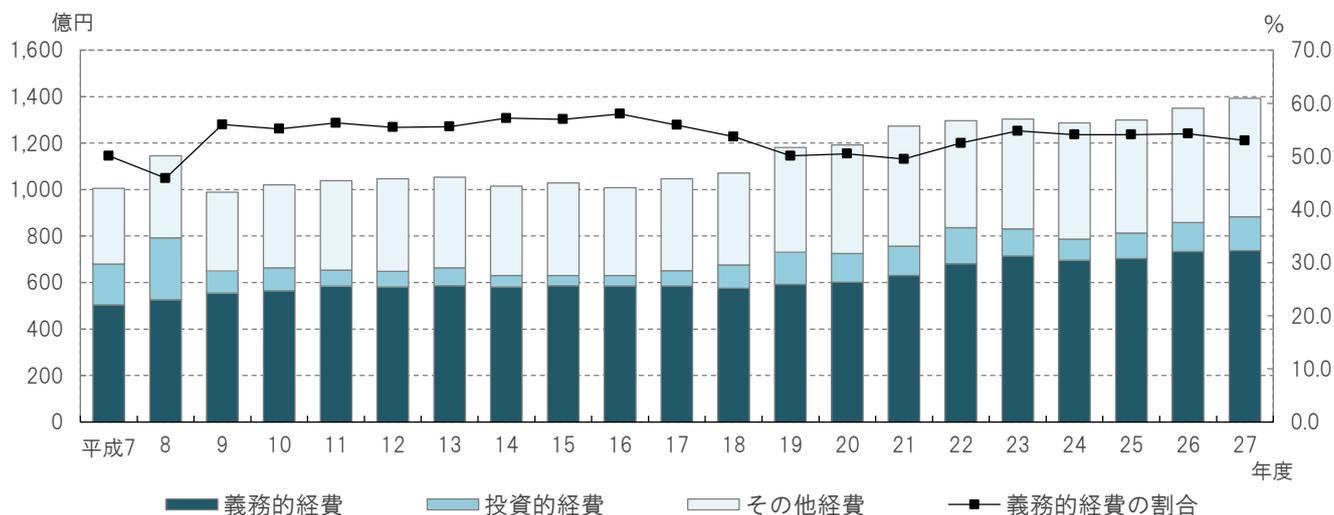
性質別経費の推移を見ると、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費\*が増加傾向となっています。歳出に占める割合では平成21年度に50%を下回りましたが、平成22年度以降は50%を超えています。

一方、投資的経費\*は、平成元年度以降、特別出張所・地域センター等の大規模施設の建設が続きましたが平成9年度以降は大規模施設の建設も終了し、必要最小限の整備に努め、100億円以下で推移していました。平成18年度以降は、まちづくり事業の進捗等により一部の年度を除き100億円を上回る金額で推移しています。

図表 2-3-2-3 性質別経費の推移

年度	義務的経費 (億円)	投資的経費 (億円)	その他経費 (億円)	歳出合計 (億円)	歳出に占める 義務的経費の 割合(%)	歳出に占める 投資的経費の 割合(%)
平成7	504	176	326	1,006	50.1	17.5
平成8	526	266	353	1,145	45.9	23.2
平成9	554	95	340	989	56.0	9.6
平成10	564	99	358	1,021	55.2	9.7
平成11	585	69	385	1,039	56.3	6.6
平成12	581	67	399	1,047	55.5	6.4
平成13	586	77	391	1,054	55.6	7.3
平成14	581	49	385	1,016	57.2	4.8
平成15	586	44	399	1,028	57.0	4.3
平成16	585	45	378	1,008	58.0	4.5
平成17	585	66	395	1,046	55.9	6.3
平成18	575	101	395	1,071	53.7	9.4
平成19	592	139	450	1,181	50.1	11.8
平成20	602	123	467	1,192	50.5	10.3
平成21	630	126	518	1,274	49.5	9.9
平成22	681	156	460	1,297	52.5	12.0
平成23	714	117	472	1,303	54.8	9.0
平成24	696	91	500	1,288	54.1	7.1
平成25	703	110	486	1,299	54.1	8.4
平成26	733	126	491	1,350	54.3	9.3
平成27	738	145	510	1,393	53.0	10.4

図表 2-3-2-4 性質別経費の推移



**【性質別経費について】**

「義務的経費」とは、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び特別区債の元利償還等の公債費\*が含まれます。「投資的経費」とは、道路、学校、各種公共施設の用地の取得や建設事業など社会資本の整備に要する経費です。「その他経費」は、これら以外のもので、物件費（物品購入費、賃借料、委託料等）・維持補修費・補助費等・積立金・投資及び出資金・貸付金・繰出金が含まれます。

歳出総額に占める義務的経費の割合が高いと、財政構造は弾力性が乏しくなり、区が自主的な事業を行うことが難しくなります。  
（「新宿区財政白書」より引用）

**（3）職員数と人件費の推移**

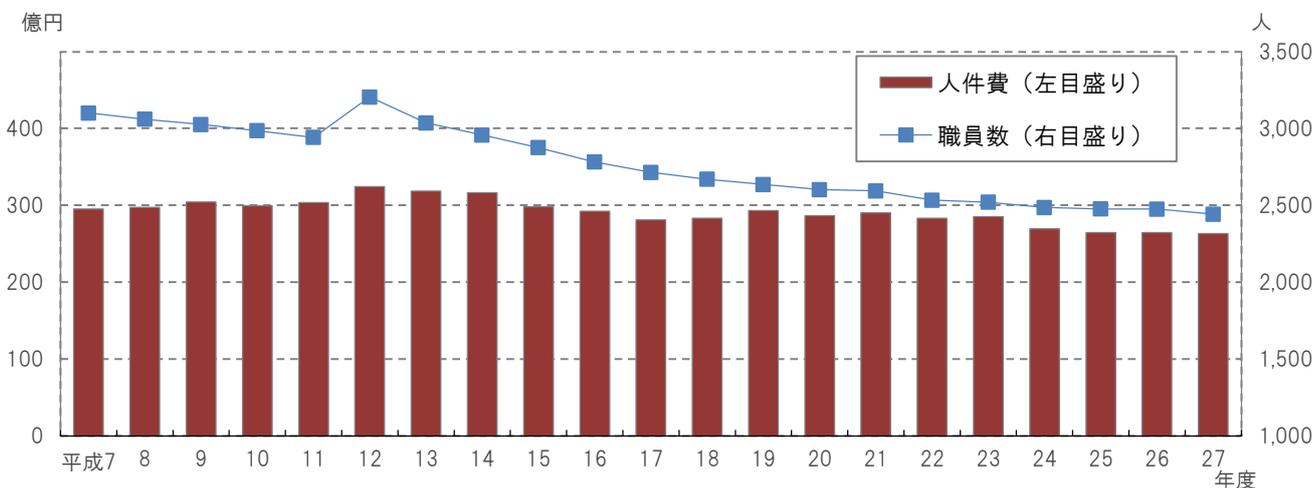
区は、平成7年の「財政非常事態宣言」以降、定員適正化に継続して取り組んでいます。このため、都区制度改革により清掃事業が東京都から区に移管された平成12年度を除いて職員数の削減を実現しており、これにより人件費の抑制を図っています。

**図表 2-3-2-5 職員数と人件費の推移**

年度	人件費 (億円)	職員数 (人)
平成7	295	3,103
平成8	297	3,062
平成9	304	3,028
平成10	299	2,987
平成11	303	2,944
平成12	324	3,207
平成13	318	3,038
平成14	316	2,959
平成15	298	2,877
平成16	292	2,784
平成17	281	2,716

年度	人件費 (億円)	職員数 (人)
平成18	283	2,671
平成19	293	2,637
平成20	286	2,604
平成21	290	2,595
平成22	283	2,535
平成23	285	2,522
平成24	269	2,487
平成25	264	2,478
平成26	264	2,477
平成27	263	2,444

**図表 2-3-2-6 職員数と人件費の推移**

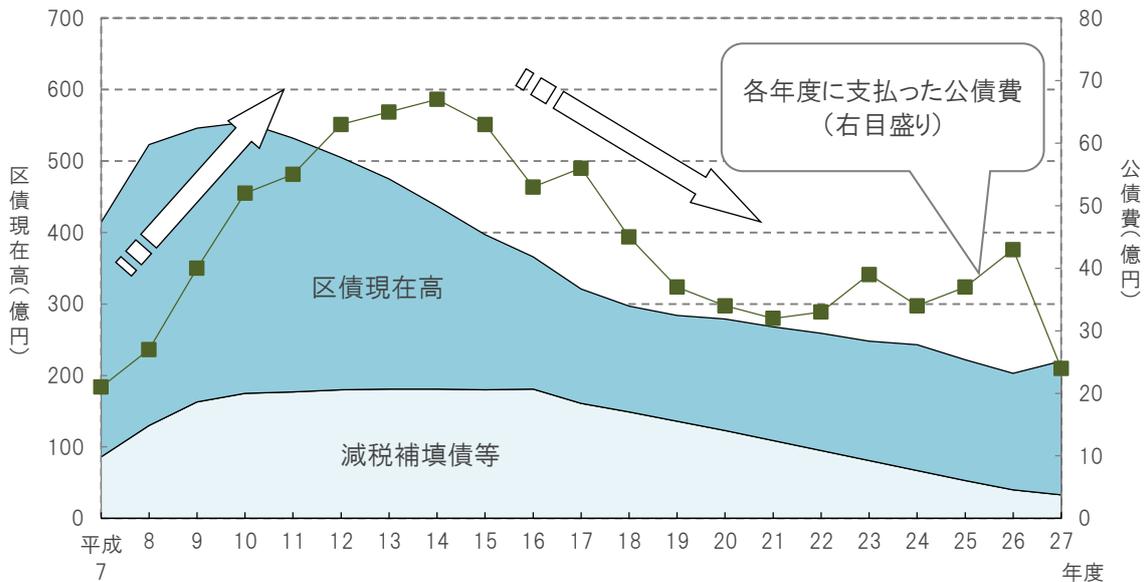


#### (4) 公債費と区債現在高の推移

公債費\*とは、学校の建設や道路の整備等の社会資本整備に充てるために借り入れた区債（借入金）を返済する費用のことです。こうした区債のほか、平成6年度からの度重なる減税の影響による減収への対応として、平成16年度までの間、これを補うために減税補填債等を発行することで、財源の確保に努めてきました。

区債現在高は平成10年度に554億円にまで達したあと、平成26年度の203億円まで減少を続けてきましたが、平成27年度は区営住宅や子ども園建物買収、都市計画道路の整備などにより、対前年度比で17億円増の220億円となり、17年ぶりに増に転じています。

図表 2-3-2-7 公債費と区債現在高の推移



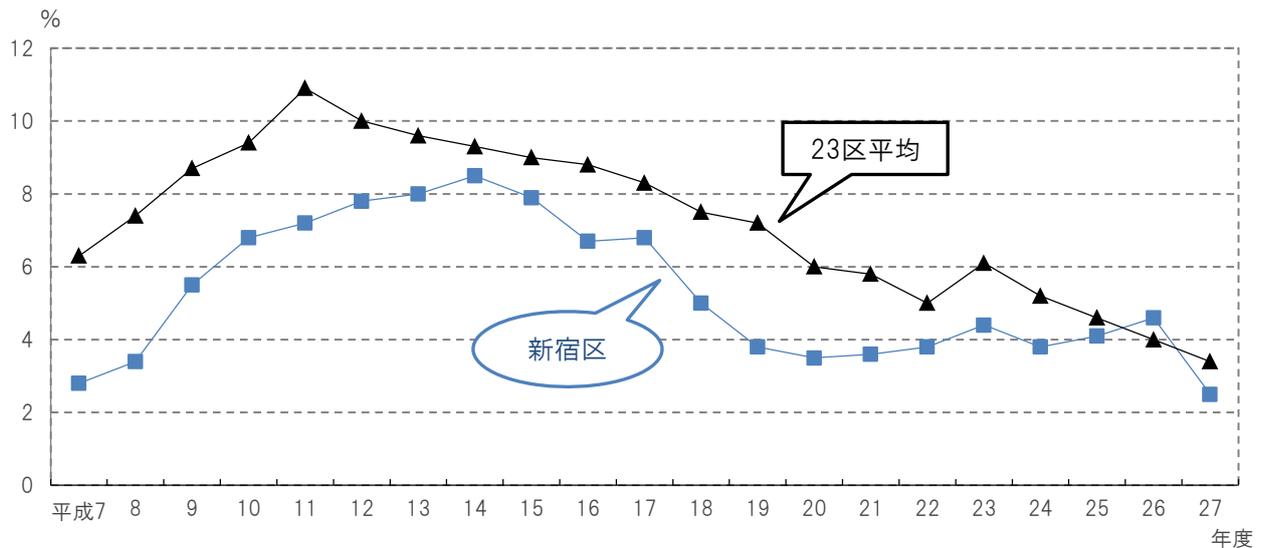
下図に示す公債費負担比率\*は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）の一般財源\*総額に対する割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

新宿区は、23区平均と比較して低い水準で推移していますが、平成26年度決算では、区債の満期一括償還等により、0.6ポイント上回っています。平成27年度は、区債の満期一括償還がなかったことなどから、平成7年度以降で最も低い2.5%となりました。

図表 2-3-2-8 公債費負担比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均	年度	新宿区	23区平均
平成7	2.8	6.3	平成18	5.0	7.5
平成8	3.4	7.4	平成19	3.8	7.2
平成9	5.5	8.7	平成20	3.5	6.0
平成10	6.8	9.4	平成21	3.6	5.8
平成11	7.2	10.9	平成22	3.8	5.0
平成12	7.8	10.0	平成23	4.4	6.1
平成13	8.0	9.6	平成24	3.8	5.2
平成14	8.5	9.3	平成25	4.1	4.6
平成15	7.9	9.0	平成26	4.6	4.0
平成16	6.7	8.8	平成27	2.5	3.4
平成17	6.8	8.3			

図表 2-3-2-9 公債費負担比率の推移



### 3 基金残高の推移

区は、年度間の財源調整を図るための財政調整基金\*や特定の事業に充てるための特定目的基金など、平成27年度末現在で17の基金\*を設置しています。

基金の残高は、平成7年度末の380億円から、取り崩しにより、平成12年度末で平成7年度末の約61%にまで減少し、財源調整として使える財政調整基金はわずか63億円となりました。その後、区財政は行財政改革等の効果により一定の改善が見られる状況になったことから、財政調整基金は平成12年度から20年度まで9年連続で取崩しを行わず、積極的に積立てを行ったことにより基金全体の残高は608億円にまで達しました。

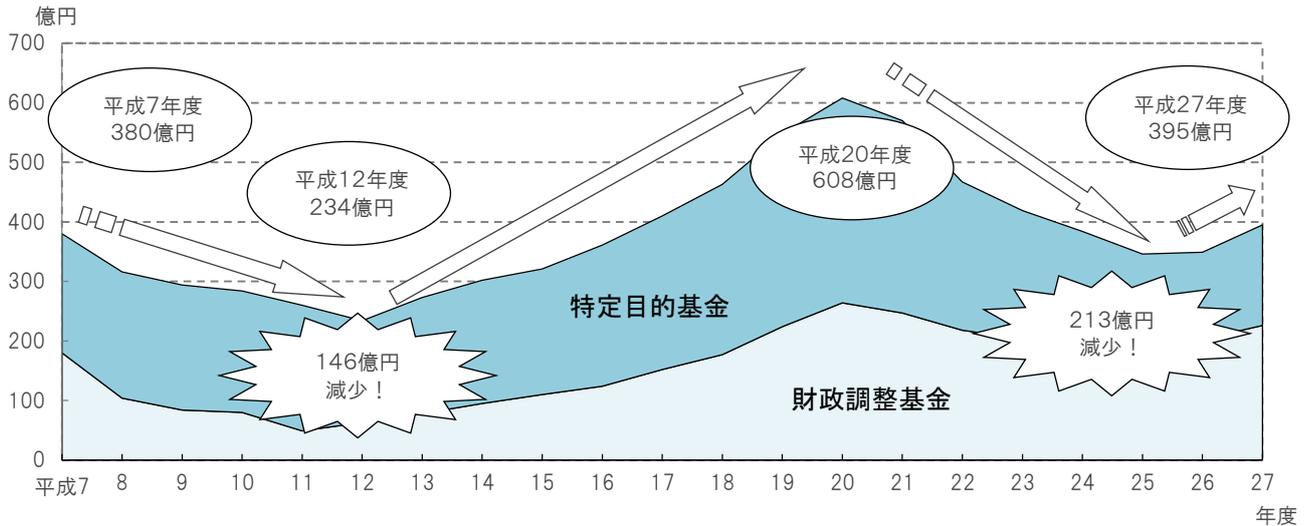
しかし、平成21年度以降は、一般財源\*の減収等により財政調整基金の取崩しを行い、基金全体の残高は平成25年度末で、平成20年度末の約57%にまで減少しました。平成27年度は、一般財源の増収により財政調整基金を取崩すことなく、23億円を積立て、残高は226億円となり、基金全体の残高は前年度より46億円の増となりました。

図表 2-3-3-1 基金残高の推移 (億円)

年度	財政調整基金	特定目的基金	基金残高
平成7	180	200	380
平成8	104	212	316
平成9	84	210	294
平成10	80	204	284
平成11	49	211	260
平成12	63	171	234
平成13	78	195	273
平成14	95	207	302
平成15	110	211	321
平成16	124	237	361
平成17	152	258	410

年度	財政調整基金	特定目的基金	基金残高
平成18	177	286	463
平成19	224	324	548
平成20	264	344	608
平成21	247	323	570
平成22	218	249	467
平成23	204	215	419
平成24	193	191	384
平成25	194	152	346
平成26	203	146	349
平成27	226	169	395

図表 2-3-3-2 基金残高の推移



## 4 経常収支比率の推移

経常収支比率\*は、区税などの経常的な収入で用途が限定されずに使える一般財源\*のうち、経常経費（人件費・扶助費・公債費・物件費など毎年決まって必要となる経費）に充当した割合を示すもので、高いほど財政構造が硬直化し、低いほど財政構造に弾力性があることを示します。

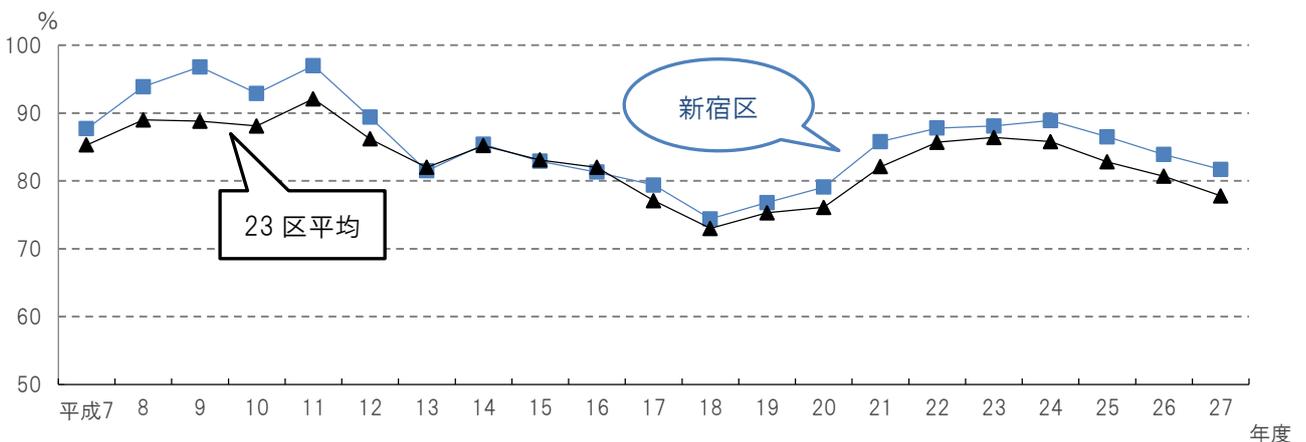
新宿区は81.7%（平成27年度）と、一般的な適正水準と言われる70～80%を超えているほか、23区平均よりも高い数値となっています。

図表 2-3-4-1 経常収支比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成7	87.7	85.3
平成8	93.9	89.0
平成9	96.8	88.8
平成10	92.9	88.1
平成11	97.0	92.1
平成12	89.4	86.2
平成13	81.5	82.0
平成14	85.4	85.2
平成15	82.9	83.1
平成16	81.3	82.0
平成17	79.4	77.1

年度	新宿区	23区平均
平成18	74.4	73.0
平成19	76.8	75.3
平成20	79.1	76.1
平成21	85.8	82.1
平成22	87.8	85.7
平成23	88.1	86.4
平成24	88.9	85.8
平成25	86.5	82.8
平成26	83.9	80.7
平成27	81.7	77.8

図表 2-3-4-2 経常収支比率の推移 (グラフ)



## 5 実質収支比率の推移

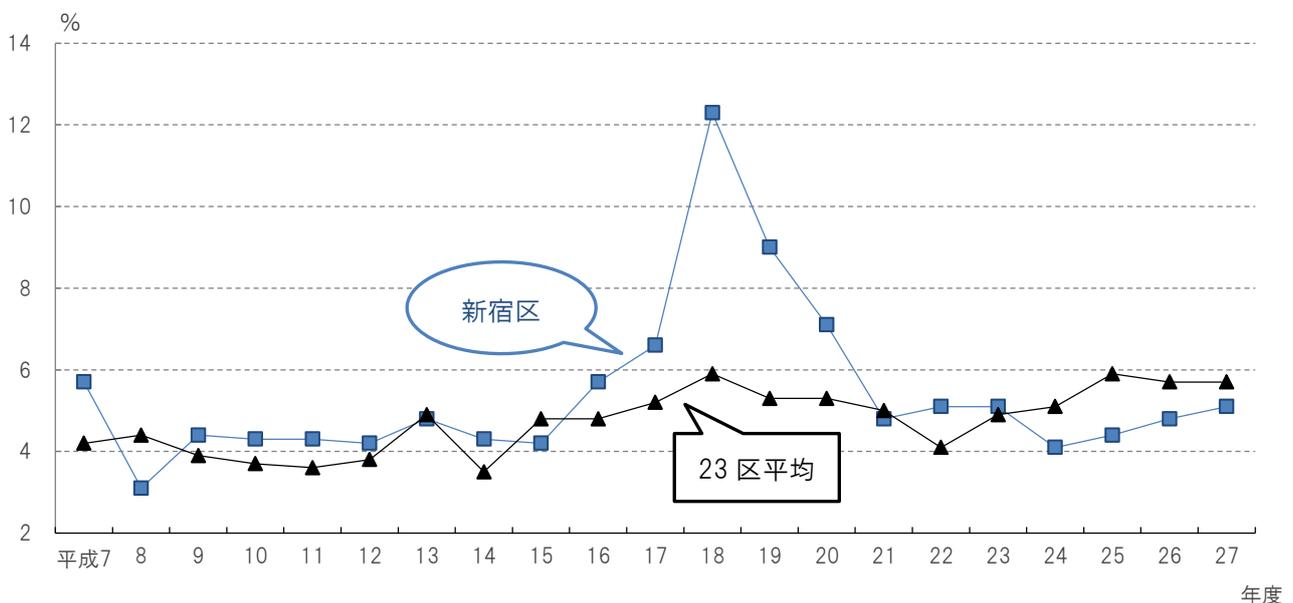
実質収支比率\*は、その年度の財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的な一般財源\*の規模）に対する比率で表したものであり、区を運営していくために必要なお金に対して、収支がどの程度の割合になっているかを表すものです。

図表 2-3-5-1 実質収支比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成7	5.7	4.2
平成8	3.1	4.4
平成9	4.4	3.9
平成10	4.3	3.7
平成11	4.3	3.6
平成12	4.2	3.8
平成13	4.8	4.9
平成14	4.3	3.5
平成15	4.2	4.8
平成16	5.7	4.8
平成17	6.6	5.2

年度	新宿区	23区平均
平成18	12.3	5.9
平成19	9.0	5.3
平成20	7.1	5.3
平成21	4.8	5.0
平成22	5.1	4.1
平成23	5.1	4.9
平成24	4.1	5.1
平成25	4.4	5.9
平成26	4.8	5.7
平成27	5.1	5.7

図表 2-3-5-2 実質収支比率の推移 (グラフ)



※本書における財政状況については、以下のとおりとします。

- ・金額は、表示単位未満を四捨五入していますが、端数処理の関係で、合計数値や構成比があわないことがあります。
- ・原則として、普通会計（地方財政状況調査）の平成7年度から平成27年度までの決算数値を使用しています。

# 第4節 施設白書の7つの論点と区有施設の状況 (施設白書より再掲)

## 1 区有施設のあり方の検討に向けた論点

施設白書第2章では、区有施設全体の類型別内訳や年度別整備状況等を概観したうえで、区有施設の現況を把握するため、施設類型別に施設概要、老朽化度、施設配置状況、利用状況・運営状況、コスト状況を確認し、コスト比較分析を行いました。また、10地域ごとに、個別施設の配置状況を確認しました。こうした現状分析を通して、今まで、断片的にしかとらえられてこなかった区有施設の全体像が明らかになりました。

また、施設白書第3章では、土木インフラ（道路、橋りょう、公園）に関する現況を把握するとともに、他区との比較により相対的な位置を示しました。

本節では、区有施設の実態を踏まえた施設のあり方の検討に向けて、区有施設に関する論点を整理します。

### ◆区有施設のあり方の検討に向けた論点

(東洋大学PPP研究センター公共施設等総合管理計画標準モデル<sup>(※)</sup>に基づく論点)

#### 〔論点1〕住民が利用できる民間施設の状況

公共施設と同種の施設サービスを民間が提供している場合、住民は民間施設を利用することによっても同様のサービスを受けることができます。サービスの利用に係る負担を軽減するため、費用を補助する方法もあります。

#### 〔論点2〕区内や近隣区における国・都の施設の状況

区有施設と同種の施設サービスを国や都が提供している場合、住民は国や都の施設を利用することによっても同様のサービスを受けることができます。

#### 〔論点3〕公共施設の複合化の状況

公共施設を設置する場合、玄関、通路、階段、トイレ、駐輪場等を整備する必要があります。複合施設の場合はそれらを共用できるため、単独の施設として設置する場合に比べて少ない負担でサービスを提供することが可能になります。

#### 〔論点4〕需要規模との比較

需要に対して施設が大きい場合、将来的に規模の縮小や統廃合の検討が必要になります。特に、人口減少が想定される中では、現在の需要にあわせて施設を維持し続けることは、将来世代の過大な負担につながります。

#### 〔論点5〕類似機能を持つ施設の状況

公共施設には類似した機能を持つ施設もあります。例として、貸室（コミュニティ活動やサークル活動などの場として利用できる施設）は、さまざまな施設に設置されています。このように類似した機能を有する施設を集約することによって、サービスのレベルを落とさずに負担を軽減することができます。

### 〔論点6〕跡地等の活用状況

施設の統廃合等によって生じる跡地や跡施設を、民間に売却・賃貸し、収入を得ることで、残すべき施設の維持管理や更新に係る財源を確保することができます。

### 〔論点7〕PPP（Public/Private Partnership：公民連携）\*の導入状況

公共施設の維持管理や運営の業務委託や指定管理者制度\*、また、公共施設の建設や運営に民間の資金調達やノウハウを活かすPFI\*などさまざまな方法があります。

※東洋大学 PPP 研究センターでは、公共施設等総合管理計画を策定するにあたり、一般的に取りうるの方法として、統廃合、ソフト化（民間活用）、広域化、多機能化などを体系的に整理して「標準モデル」として公表している。

## 2 論点に対する区有施設の状況

前項に示した 7つの論点について、区有施設の状況を確認します。

### （1）住民が利用できる民間施設の状況〔論点1〕

はじめに、「論点1：住民が利用できる民間施設の状況」についてです。

公共施設と同種の施設サービスを民間が提供している事例について、ここではスポーツ施設を例として新宿区内の状況を整理します。

総務省統計局の「平成 24 年経済センサスー活動調査報告」の「産業小分類別事業所数」によると、区内の「スポーツ施設提供業」の事業所数はフィットネスクラブなど 40 所となっています。公共施設のあり方の検討にあたっては、こうした民間施設の状況も踏まえて検討する必要があります。

### （2）近隣区の施設や国・都の施設の状況〔論点2〕

次に、「論点2：近隣区の施設や国・都の施設の状況」についてです。

まず、新宿区及び近隣区における区の施設の状況について、公会堂・市民会館（区民ホールなど）、図書館及び体育館の施設数を例として下表に示します。

図表 2-4-2-1 新宿区及び近隣区における文化・スポーツ関係施設数（単位：か所）

	公会堂・市民会館	図書館	体育館
新宿区	4	10	2
千代田区	1	5	1
港区	5	6	3
文京区	1	11	3
渋谷区	2	10	3
中野区	3	8	2
豊島区	3	7	4

いずれの施設についても、近隣区に一定数の施設が整備されていることが分かります。

また、これらと同様の機能を持つ施設について、国・都の施設を挙げると、公会堂では新国立劇場（渋谷区）や都の東京芸術劇場（豊島区）、図書館では国立国会図書館（千代田区）や都立中央図書館（港区）、体育館では都立の東京体育館（渋谷区）など、近隣区に利用可能な施設が存在しています。

これらの施設との相互利用の可能性について検討していくことも必要です。

### (3) 複合化の状況〔論点3〕

次に、「論点第3：公共施設の複合化の状況」について、区有施設のうち複合化されている施設をとりあげます。

新宿区では、区有施設として利用できる土地が限られていることから、積極的に複合化による施設の整備を進めてきました。

代表的な複合施設が、特別出張所及び地域センター等の施設です。10 地域すべてに整備されており、併設施設としてはホール、図書館、保健センター、地域交流館、子ども園、児童館等となっています。

図表 2-4-2-2 特別出張所を核とする複合施設

施設 類型	四谷地域	笹笹地域	榎地域	若松地域	大久保地 域	戸塚地域	落合第一 地域	落合第二 地域	柏木地域	角筈・区 役所地域
庁舎等 (特別出 張所)	四谷特別 出張所	笹笹町特 別出張所	榎町特別 出張所	若松町特 別出張所	大久保特 別出張所	戸塚特別 出張所	落合第一 特別出張 所	落合第二 特別出張 所	柏木特別 出張所	角筈特別 出張所
地域セ ンター	四谷地域 センター	牛込笹笹 地域セン ター	榎町地域 センター	若松地域 センター	大久保地 域センタ ー	戸塚地域 センター	落合第一 地域セン ター	落合第二 地域セン ター	柏木地域 センター	角筈地域 センター
ホール	四谷区民 ホール	牛込笹笹 区民ホー ル	—	—	—	—	—	—	—	角筈区民 ホール
その他	四谷図書 館	—	—	—	大久保図 書館	—	落合保健 センター	—	北新宿地 域交流 館、柏木 子ども園、 北新宿第 一児童館	角筈図書 館

表は、他の分類を含めて施設種類別の複合化状況を示したものです。

複合化率（複合施設数÷施設数×100）を算出したところ、285 施設中 175 施設が複合施設であり、複合化率は 61.4%となっています。

類型別に見ると、庁舎等、区民等利用施設、地域センター、ホール、保育園、子ども園、幼稚園、児童館等及び小学校の複合化率が高くなっています。

小学校は、幼稚園や子ども園との複合化が多く、幼稚園はほぼすべてが小学校に併設となっています。なお、小・中学校を地域の拠点施設としてさまざまな機能を集約する事例もありますが、新宿区では特別出張所と地域センターを地域コミュニティの核として位置付けていることもあり、子育て支援施設以外の施設を小学校に併設している例は少なくなっています。また、中学校は、1 校を除いて単独施設となっています。

図表 2-4-2-3 施設類型別の複合化状況

施設類型(中分類)	施設数計(a)	単独施設数	複合施設数(b)	複合化率(b)/(a)	備考
1 庁舎等	27	8	19	70.4%	特別出張所はすべて複合施設
2 防災関係施設	20	14	6	30.0%	
3 区民等利用施設	8	2	6	75.0%	
4 地域センター	10	0	10	100.0%	特別出張所に併設
5 ホール	4	1	3	75.0%	文化センター以外は特別出張所に併設
6 高齢者活動・交流施設	22	8	14	63.6%	
7 高齢者福祉施設	9	4	5	55.6%	
8 障害者福祉施設	6	2	4	66.7%	
9 その他福祉施設	3	1	2	66.7%	
10 保育園	12	3	9	75.0%	
11 子ども園	10	1	9	90.0%	
12 幼稚園	20	0	20	100.0%	原則として小学校に併設
13 児童館等	20	1	19	95.0%	
14 小学校	29	2	27	93.1%	幼稚園、子ども園、児童館と複合化
15 中学校	10	9	1	10.0%	
16 特別支援学校	1	1	0	0.0%	
17 図書館	9	3	6	66.7%	
18 博物館・記念館	5	5	0	0.0%	
19 生涯学習施設	6	2	4	66.7%	
20 スポーツ施設	4	2	2	50.0%	
21 保養施設等	3	3	0	0.0%	
22 公営住宅等	17	14	3	17.6%	
23 貸付施設	11	9	2	18.1%	
24 その他の施設	19	15	4	21.1%	
合計	285	110	175	61.4%	

#### (4) 需要規模との関係(施設稼働率)【論点4】

施設白書では、各施設の利用状況の現況を把握するための指標として、施設の稼働率のほか、新宿文化センター、生涯学習館及び保養施設において「定員稼働率」を参考指標として示しました。

##### 【算出例】

- 稼働率 = 1年間の利用件数 ÷ 1年間の利用可能コマ数
- 定員稼働率 = 1年間の利用者数 ÷ (座席数または定員 × 1年間の利用可能コマ数)

稼働率で見ると、例えば定員50人の部屋を50人で使った場合も、5人で使った場合も同じように1件とカウントします。

一方、定員稼働率で見ると、定員50人の部屋を50人で使った場合は100%、5人で使った場合は10%となります。

このため、稼働率と定員稼働率の割合が大きく乖離している場合は、部屋の規模(定員)がニーズ(1件当たり利用者数)に合っていない可能性があります。

下表に示すように、稼働率はいずれも7割～9割となっていますが、定員稼働率は2割～4割となっています。このことから、施設の定員に比べて、少人数での利用が多いという可能性があります。

この要因としては、施設の利用団体が少人数化していることなどが考えられますが、将来的にどの施設をどのように維持するかを考える中で、今後の需要の変化を把握し、織り込む必要があります。

**図表 2-4-2-4 稼働率と定員稼働率の比較**

施設類型(中分類)	施設名称	稼働率	定員稼働率
5 ホール	新宿文化センター	77.5%	49.4%
19 生涯学習施設	赤城生涯学習館	96.3%	30.5%
	戸山生涯学習館	88.5%	26.6%
	住吉町生涯学習館	88.8%	24.8%
	北新宿生涯学習館	83.6%	26.3%
	西戸山生涯学習館	87.6%	27.5%
21 保養施設等	中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)	79.9%	44.1%
	区民健康村(グリーンヒルハケ岳)	73.7%	47.8%
	女神湖高原学園	21.3%	21.5%

※女神湖高原学園の稼働率は一般利用者の客室稼働率を記載しています(学校利用分は含んでいません)。

**(5) 類似機能を有する施設の有無〔論点5〕**

次に、「論点第5：類似機能を持つ施設の有無」についてです。

区では、区民のコミュニティ活動やサークル活動などの場として、集会室や会議室、多目的ホール、和室、調理室、音楽室など、各施設にさまざまな用途の部屋を配置しています(施設により、利用要件や利用料金の有無は異なります)。

このように区民の活動の場として利用できる機能を持つ施設は、下表のとおりです。

**図表 2-4-2-5 区民の活動の場として利用できる施設の一例**

施設類型(中分類)	施設名称	活動の場として利用できるスペースの一例
1 庁舎等	四谷保健センター	集会室、多目的室
	産業会館	多目的ホール、商談室、和室、研修室
3 区民等利用施設	新宿 NPO 協働推進センター	会議室、多目的室、多目的グランド
	しんじゅく多文化共生プラザ	多目的スペース
	男女共同参画推進センター	会議室
	環境学習情報センター	研修室、展示室
	新宿リサイクル活動センター	会議室
	新宿消費生活センター分館	会議室、調理室兼商品テスト室
4 地域センター	地域センター	多目的ホール、集会室、和室、調理室、工芸美術室、音楽室など
5 ホール	新宿文化センター	大ホール、小ホール、リハーサル室、会議室
	区民ホール	ホール
6 高齢者活動・交流施設	ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いきいの家 清風園	大広間、和室、活動室、集会室、調理室、音楽室、談話室など
19 生涯学習施設	生涯学習館	レクリエーションホール、教養室、学習室、視聴覚室、和室、講習室、多目的室、美術工芸室など
	区民ギャラリー	展示ホール
23 貸付施設	旧四谷第四小学校(四谷ひろば)	講堂、コミュニティルーム、多目的ルーム
	旧淀橋第三小学校(芸能花伝舎)	稽古用スペース、会議・セミナー用スペース

## （６）跡地等の利用状況〔論点６〕

次に、「論点第６：跡地等の利用状況」についてです。

ここでは、行政施設として使用しなくなった土地、建物を民間に貸付、売却することによる収入の確保について確認します。

区では、「有効活用（財源確保）対象とされた区有財産の処理方針（平成 12 年 7 月 5 日）」で、行政目的として使わなくなった区有財産については、それぞれの特性等を考慮のうえ、普通財産として貸付け又は売却により税外収入を確保し、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てていくという方針を示しています。

この方針に基づき、平成 26 年度は、建物の貸付を 10 件、土地の貸付を 13 件行っているほか、淀橋第二小学校跡地を活用した土地信託\*（信託期間：平成 13 年 1 月～平成 35 年 6 月）を行っています。

貸付後の用途としては、福祉施設や私立保育所が多く、民間の活力により公共サービスの充実を図っています。そのほか、文化芸術の創造や交流のための拠点として旧淀橋第三小学校・幼稚園を「芸能花伝舎」（芸能創造のための活動スペース）として公益社団法人日本芸能実演家団体協議会（芸団協）に貸し付けるといった事例や、歌舞伎町ルネッサンスの推進や大衆文化の発信拠点として旧四谷第五小学校を吉本興業株式会社東京本部（グループ企業含む）に貸し付けている事例があります。

図表 2-4-2-6 区有財産の貸付状況（土地）（平成 26 年度）

施設名	所在地	敷地面積	貸付期限	平成 26 年度収入(千円)	備考
牛込原町小学校跡地	原町二丁目43番地	3,762	平成 14 年 4 月から 50 年間の定期借地契約	47,540	介護老人保健施設、私立保育所
旧四谷第二中学校(校庭)	左門町 5 番地	2,234	平成 15 年 8 月から 50 年間の定期借地契約	29,263	介護老人保健施設
東戸山中学校跡地	新宿七丁目3番31号	1,528	平成 21 年 5 月から 50 年間の定期借地契約	4,440	小規模特別養護老人ホーム等
西新宿四丁目用地	西新宿四丁目21番19号	194	平成 18 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	288	重度重複心身障害者グループホーム
百人町三丁目用地	百人町三丁目3番2号	114	平成 16 年 10 月から 50 年間の定期借地契約	194	重度知的障害者グループホーム
下落合保育園跡地	下落合二丁目10番20号	782	平成 17 年 9 月から 50 年間の定期借地契約	1,111	私立保育所
高田馬場第一保育園跡地	高田馬場三丁目40番3号	1,457	平成 20 年 12 月から 50 年間の定期借地契約	1,963	私立保育所
大京町資材置場跡地	大京町29番地	1,068	平成 23 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	1,714	私立保育所
西新宿保育園跡地	西新宿四丁目8番35号	208	平成 23 年 7 月から 50 年間の定期借地契約	286	知的障害者グループホーム
中落合第一保育園跡地	中落合四丁目25番19号	812	平成 21 年 9 月から 50 年間の定期借地契約	1,318	私立保育所
原町高齢者在宅サービスセンター跡地	原町三丁目84番地	527	平成 24 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	895	小規模多機能型居宅介護施設等
大久保第二保育園跡地	大久保一丁目4番1号	740	平成 26 年 2 月から 50 年間の定期借地契約	650	私立子ども園
弁天町用地	弁天町32番6	1,101	平成 25 年 10 月から 50 年間の定期借地契約	422	知的障害者等入所支援施設

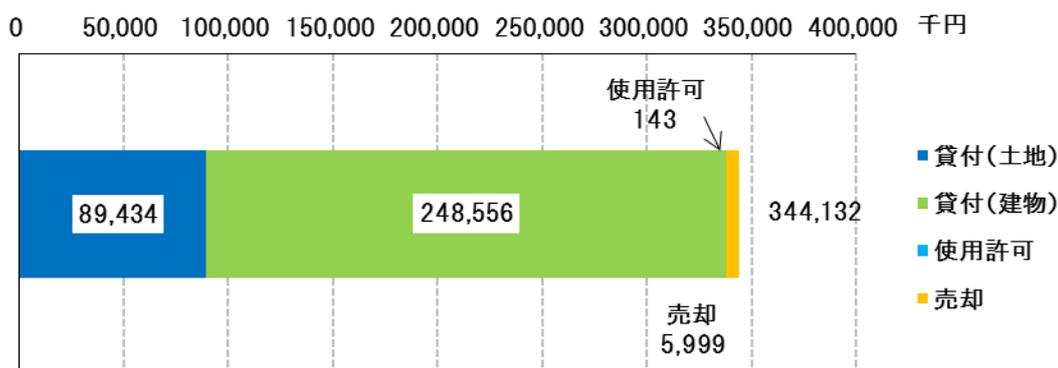
図表 2-4-2-7 区有財産の貸付状況（建物）（平成 26 年度）

施設名	所在地	延床面積	貸付期限	平成 26 年度収入(千円)	備考
旧若松町特別出張所	若松町 28 番 27 号	406	平成 27 年 8 月から 5 年間の定期借家契約	7,653	フリースクール
旧四谷第四小学校	四谷四丁目 20 番地	4,890	平成 25 年 4 月から 5 年間の建物無償貸付契約	—	地域ひろば
			平成 20 年 3 月から 10 年 1 か月間の定期借家契約	8,546	美術館・ギャラリー
旧四谷第五小学校	新宿五丁目 18 番 21 号	5,305	平成 19 年 6 月から 10 年 10 か月間の定期借家契約	45,600	事務所等
旧淀橋第三小学校	西新宿六丁目 12 番 30 号	4,836	平成 27 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	37,992	社団法人事務所
旧四谷第二中学校(校舎)	左門町 5 番地	6,647	平成 15 年 4 月から 20 年間の定期借家契約	94,231	専門学校
旧淀橋中学校	北新宿一丁目 21 番 10 号	3,983	平成 18 年 7 月から 10 年 9 か月間の定期借家契約	39,131	通信制高校
旧西戸山第二中学校	高田馬場四丁目 36 番 12 号	2,216	平成 24 年 11 月から 20 年間の定期借家契約	2,328	私立子ども園
若松町区有施設	若松町 12 番 15 号	859	平成 26 年 7 月から 18 か月間の定期借家契約	2,434	建設工事事務所(暫定貸付)
母子生活支援施設	—	1,516	平成 22 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	3,200	
旧大久保特別出張所	大久保一丁目 10 番 8 号	540	平成 27 年 11 月で貸付期間終了	6,791	埋蔵物整理事務所

公有財産の活用としては、上記の建物及び土地の貸付収入のほか、電柱や電波障害対策設備等を設置するための建物や敷地の一部の貸付に伴う収入と、土地の売却収入を合わせて、平成 26 年度の収入実績は 3 億 4,413 万円となっています。

なお、淀橋第二小学校跡地の土地信託\*（新宿ファーストウエストビル）に係る平成 26 年度の信託配当収入は 7 億 1,833 万円となっています。

図表 2-4-2-8 区有財産の貸付・売却による収入（平成 26 年度）



## (7) PPP（公民連携）の導入【論点7】

最後に「論点第7：PPP\*（公民連携）の導入」についてです。

ここでは、施設の運営・維持管理について、PPP（Public/Private Partnership：公民連携）の視点からみていきます。

民間の資金とノウハウを活用して施設の建設や運営等を行うPFI（Private Finance Initiative）\*は現在、導入していませんが、指定管理者制度\*に関しては、総施設数 285 施設から導入に適していない施設類型（庁舎等、防災関係施設、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、公営住宅、貸付施設及びその他施設）を除いた 131 施設のうち、平成 27 年 7 月 1 日現在で 86 施設で導入しています。

図表 2-4-2-9 指定管理者制度の導入状況

施設類型(中分類)	施設数	直営	指定管理者	その他	備考
1 庁舎等	27	25	—	2	法人事務所(2施設)
2 防災関係施設	20	20	—	—	
3 区民等利用施設	8	2	6	—	
4 地域センター	10	—	10	—	
5 ホール	4	—	4	—	
6 高齢者活動・交流施設	22	3	19	—	
7 高齢者福祉施設	9	—	2	7	自主運営(7施設)
8 障害者福祉施設	6	—	6	—	
9 その他福祉施設	3	2	1	—	
10 保育園	12	11	1	—	
11 子ども園	10	10	—	—	
12 幼稚園	20	14	—	6	休園中(6施設) <sup>(※)</sup>
13 児童館等	20	8	12	—	
14 小学校	29	29	—	—	
15 中学校	10	10	—	—	
16 特別支援学校	1	1	—	—	
17 図書館	9	1	8	—	
18 博物館・記念館	5	1	4	—	
19 生涯学習施設	6	—	6	—	
20 スポーツ施設	4	—	4	—	
21 保養施設等	3	—	3	—	
22 公営住宅等	17	17	—	—	
23 貸付施設	11	—	—	11	貸付中(11施設)
24 その他施設	19	19	—	—	
合計	285	173	86 <sup>(※)</sup>	26	

※休園中の幼稚園は全部で 7 施設ありますが、そのうち 1 施設については児童館として利用しているため、上表中「13 児童館等」で集計しています。

※新宿区の指定管理者制度導入件数は、上記に加えて、野球場 3 施設、庭球場 3 施設、運動広場 1 施設及び新宿中央公園の 8 施設があり、合計 94 件となっています。

# 第5節 区有施設の更新に係る将来予算不足額の試算 (施設白書より再掲)

施設白書では、老朽化に伴い今後必要となることが予想される区有施設の更新費用について、財政的視点から検証を行います。ここでは、総務省が推奨している地域総合整備財団版将来更新費用計算ソフト ver 2.10 (以下「総務省ソフト」といいます。)を用いて、区有施設に関する将来更新費用の試算を行いました。

なお、土木インフラについては年度ごとの変動が大きいことなどから精緻な試算が困難であるため、ここでは区有施設に関する試算のみを行っています。

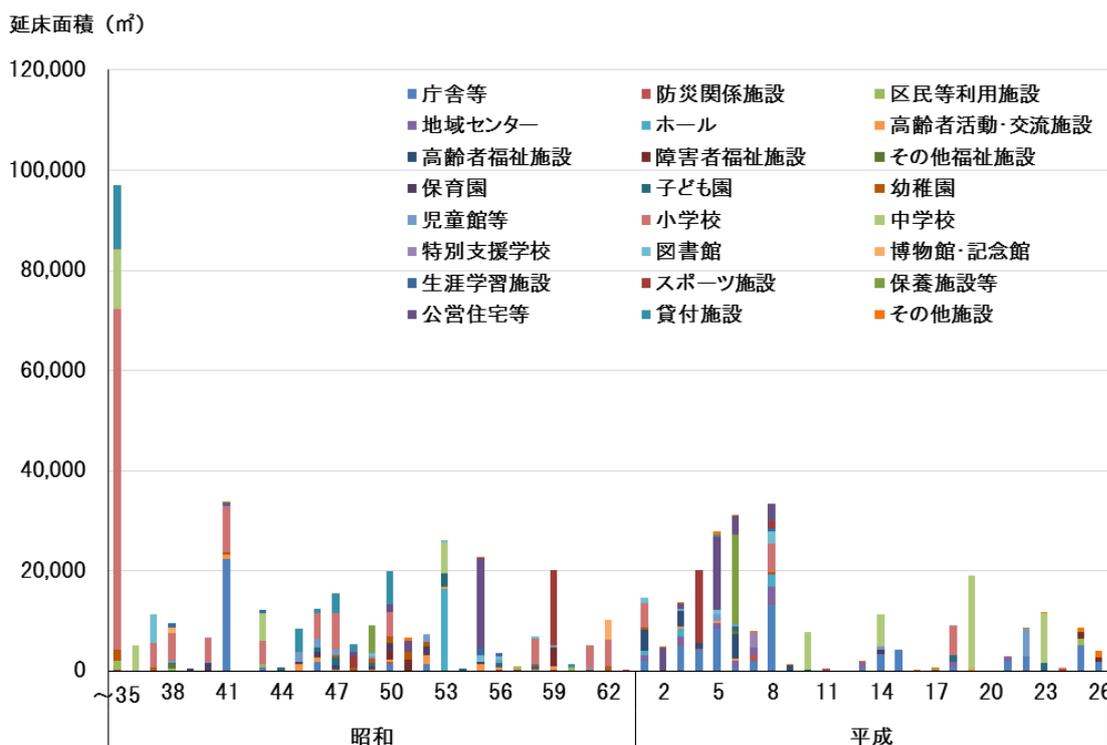
## 1 供用開始年度別の整備面積の推移

区有施設の供用開始年度別の延床面積の推移を、図表 2-4-5-1 に示します。小学校のうち 15 校、中学校のうち 3 校が昭和初期～30 年代に建設されているほか、昭和 40～50 年代には本庁舎をはじめさまざまな施設が整備されており、これにより、30 年以上経過した施設の延床面積の割合は 56.8%と全体の半分以上を占めています (第 2 章第 1 節区有施設の概観「4 区有施設整備の経緯」を参照してください。)

30 年以上経過した建築物は大規模な改修が必要となります。さらに、20 年～30 年後には新たに建て替える必要があります。こうした大規模な改修や建替えに必要な予算を、今後確保できるかどうか大きな課題となります。

また、平成初期に整備された施設が多いことも特徴の一つです。特に、特別出張所や地域センター等の複合施設については、10 か所のうち 7 か所が平成元年～8 年の間に建設されています。この時期に整備された施設については、今後数年～10 年後には大規模な改修が必要となることに留意する必要があります。

図表 2-4-5-1 区有施設の供用開始年度別延床面積



## 2 将来予算不足額の試算

将来予算不足額は、将来必要になる更新費用の金額（将来更新費用）と、将来確保できると考えられる予算額（予算確保可能額）の差であり、次の式で表されます。

$$\text{将来予算不足額} = \text{将来更新費用} - \text{予算確保可能額}$$

ここでは、総務省ソフトを用いた試算を行い、現在の規模の施設を今後も維持していくと仮定した場合における将来更新費用の傾向を把握します。

### （1）将来更新費用

区有施設に係る将来更新費用は、次の前提条件で試算を行います。

#### 【将来更新費用の試算における前提条件】

- i) 現在の区有施設をすべて維持するため、建設後 30 年目に大規模改修を実施し、建設後 60 年目に現在と同じ規模で建て替えると仮定します。
- ii) 建設後 30 年以上が経過しているものの、大規模改修を実施していない施設については、直近の 10 年間で均等に大規模改修を行うと仮定します。
- iii) 建設後 60 年以上が経過しているものの、建替えを行っていない施設については、直近の 10 年間で均等に建替えを行うと仮定します。
- iv) 大規模改修及び建替えの単価は、総務省ソフトで用いている標準的な単価を採用します（下表）。

図表 2-4-5-2 総務省ソフトに基づく大規模改修・建替えの単価

施設類型(大分類)	大規模改修	建替え
1. 行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
2. 市民文化系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
3. 保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
4. 子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
5. 学校教育系施設	17万円/㎡	33万円/㎡
6. 社会教育系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
7. スポーツ・レクリエーション系施設	20万円/㎡	36万円/㎡
8. 公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
9. その他	20万円/㎡	36万円/㎡

## (2) 予算確保可能額

将来の大規模な改修や建替えに係る予算確保可能額を予測するのは困難であるため、最近の実績額と同等の予算額を、今後も確保することができるという想定に基づき、予算確保可能額を試算します。

大規模な改修や建替えに係る実績額は年度によって大きく異なる場合があるため、施設白書では、平成 22 年度～平成 26 年度の 5 年間に支出した区有施設に係る普通建設事業費の平均の金額を用いています。

試算結果は、下表のとおり、54.7 億円／年となっています（本計画においても施設白書で整理した試算結果を用います。）。

図表 2-4-5-3 予算確保可能額の試算

(平成 22 年度～平成 26 年度に支出した区有施設に係る普通建設事業費)

年度	区有施設に係る普通建設事業費の支出額
平成 22 年度	87 億 4,976 万円
平成 23 年度	44 億 385 万円
平成 24 年度	39 億 7,045 万円
平成 25 年度	52 億 552 万円
平成 26 年度	50 億 1,488 万円
5 年間の平均	54 億 6,889 万円

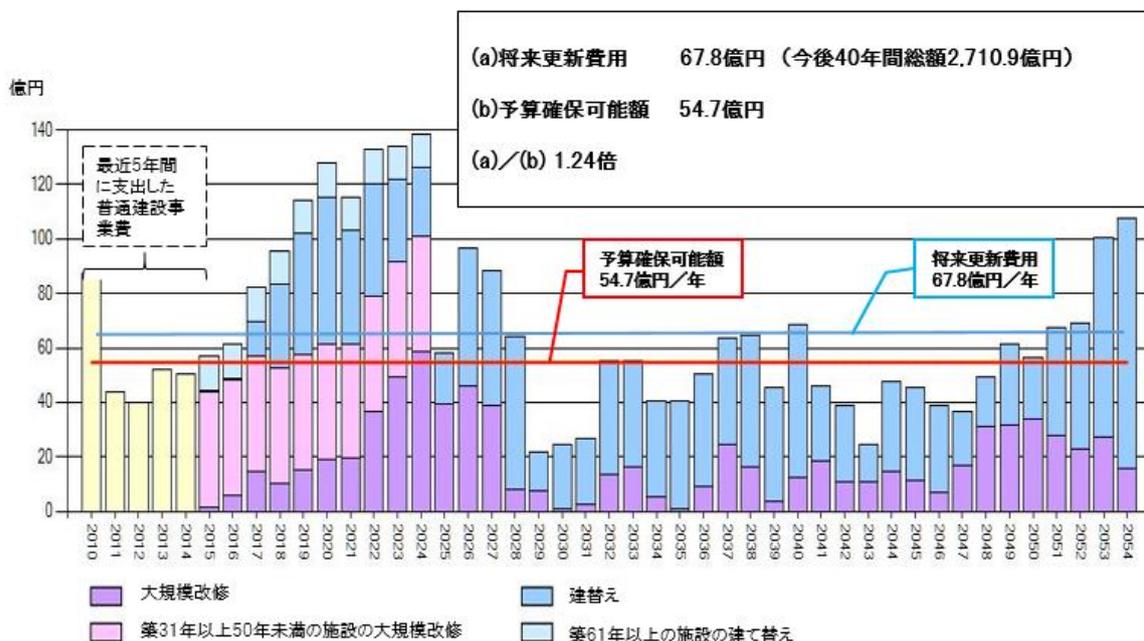
## (3) 将来予算不足額の試算結果

区有施設の将来更新費用に係る試算結果を図表 2-4-5-4 に示します。

今後 40 年間における更新費用の総額は 2,710.9 億円であり、平均すると、1 年度当たり 67.8 億円／年となっています。

これに対して、(2) に示したとおり、予算確保可能額は 54.7 億円／年であるため、平均すると 1 年度当たりおよそ 13 億円が不足することになります。これは、現状の予算を 1.24 倍に増やす必要があることとなります。

図表 2-4-5-4 区有施設の将来更新費用試算結果



# 第6節 意識調査結果

## 1 調査の概要

区は、本計画の策定に当たり、平成27年度、平成28年度に区有施設のあり方に関する区民の意識調査を実施しました。

平成27年度は、毎年実施している区民意識調査の一部として行いました。調査は全区民から無作為抽出した18歳以上の男女2,500人を対象に実施し、1,351人の回答を得ています。

平成28年度は、区有施設の利用者を対象にアンケート調査を実施しました。平成27年度の区民意識調査と同じ趣旨の質問を設定することにより、一般区民と施設利用者の意識の相違を把握できるように工夫しました。

図表 2-6-1 区民の意識の把握のために実施した調査

調査名称	区民意識調査 (平成27年度)	施設利用者アンケート (平成28年度)
調査地域	新宿区全域	区有施設のうち日常的に区民が利用するあらかじめ指定した施設
調査対象	新宿区在住の満18歳以上の男女個人	同施設の利用者
標本数	2,500人	—
標本抽出	住民基本台帳からの層化抽出法による無作為抽出	区有施設のうち利用者が選択的に利用する施設(101施設)
調査方法	郵送法(郵送配付—郵送回収、はがきによる予告・再依頼を各1回)	アンケート用紙を施設利用者に手渡す方式及び、施設内に設置し任意に回答する方式
調査時期	平成27年9月	平成28年6～7月
有効回答数	1,351人	2,755人
回答率	54.0%	—
設問	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区有施設全般についての印象</li> <li>・区有施設の利用頻度</li> <li>・利用していない理由</li> <li>・施設やインフラの老朽化問題の認知度</li> <li>・区有施設のあり方</li> <li>・統廃合や集約化などを行う場合の基準で重視すべきこと</li> <li>・民間活力の活用の導入についての考え</li> <li>・区有施設のあり方を検討するうえで重要だと思うこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設やインフラの老朽化問題の認知度</li> <li>・区有施設のあり方</li> <li>・統廃合や集約化などを行う場合の基準で重視すべきこと</li> </ul>
調査票	・資料編 146～149 ページに掲載	・資料編 130～131 ページに掲載
分析方法	・回答数に対する各選択肢の割合を明確にする必要があることから、原則として、無回答を除く回答を母数とした割合を算出した。	
その他	・毎年実施している区民意識調査の設問の一部として実施した。	—

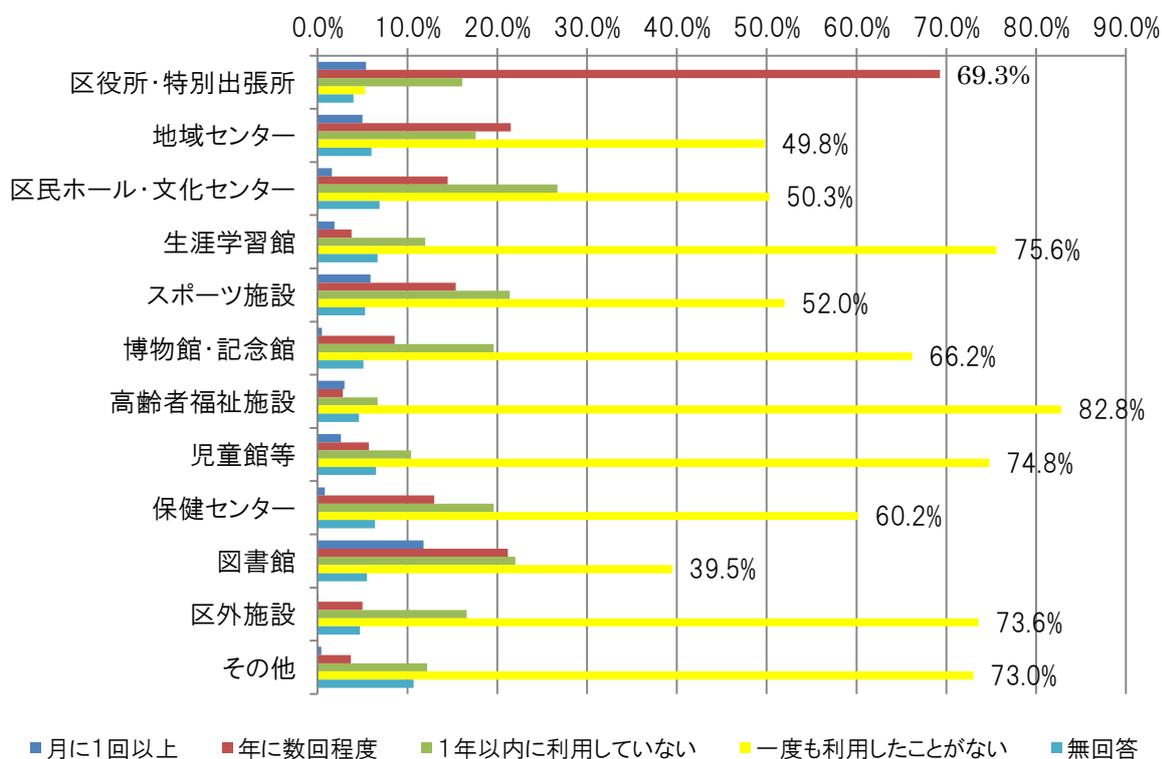
## 2 調査の結果

### (1) 区有施設の利用頻度（区民意識調査）

回答者に区有施設の利用頻度を尋ね、「月に1回以上」、「年に数回程度」、「1年以内に利用していない」、「一度も利用したことがない」の中から選択してもらいました。この設問は、区民意識調査のみで実施しました（利用者アンケートは当該施設を「現に利用している」ことは明らかなため）。

『区役所・特別出張所』は「年に数回程度」の回答がもっとも高く、「月に1回以上」と合わせると7割台半ばとなる。その他の類型では「一度も利用したことがない」の回答がもっとも高い結果となりました。

図表 2-6-2-1 区有施設の類型別利用頻度



※区民意識調査における「高齢者福祉施設」は、設問文中に「高齢者福祉施設(ことぶき館、シニア活動館、地域交流館、高齢者いこいの家清風園)」と定義しており、本計画の施設類型別の施設とは異なります。

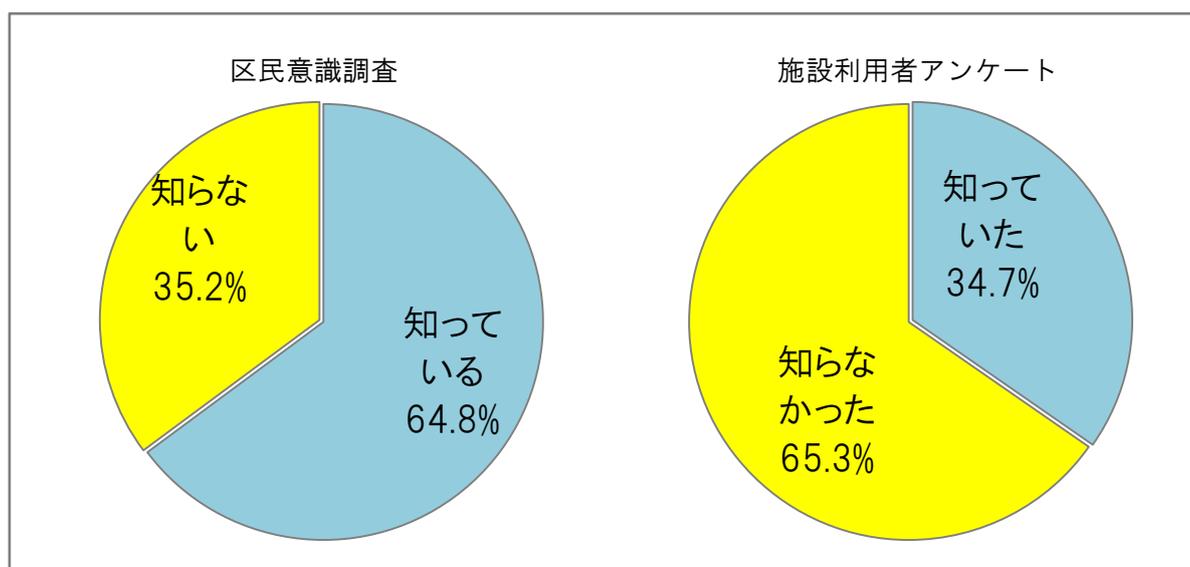
## （２）老朽化の認知度（区民意識調査、施設利用者アンケート）

本設問では、老朽化の状況を解説した上で、その問題を知っていたかを尋ねました。

施設を実際に利用している利用者の方が「知っている」比率が低い結果になりました。これは、区民意識調査の回答者が区政に関心がある方が多く含まれていること、区有施設のメンテナンス状況が比較的良好で施設利用者も現在のところ老朽化を意識せずに済んでいること等の理由が考えられます。

参考 区民意識調査で実施した施設評価の中で「区有施設が比較的きれいに保たれている」が約 5 割

図表 2-6-2-2 老朽化の認知度



## （３）区有施設のあり方（区民意識調査、施設利用者アンケート）

本設問は、区有施設の建替えにあたって財政負担を減らす方策として想定される対応策一つひとつに対して、「積極的に実施すべき」、「どちらかと言えば実施すべき」、「どちらかと言えば実施すべきではない」、「実施すべきではない」の中から一つを選択してもらいました。

図表 2-6-2-3 施設のあり方の対応策

調査票の選択肢	略称
① 利用頻度の低い施設を廃止	①廃止(低利用)
② 新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する	②補強
③ さまざまな施設を 1 カ所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う	③集約化(複合化)
④ 同様の機能を持つ施設の統廃合を進める	④統廃合
⑤ 施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する	⑤民間移管
⑥ 施設の運営を区民や地域団体に移管する	⑥地域移管
⑦ 施設使用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する	⑦利用料引き上げ
⑧ 施設のサービス水準の引き下げ(開館日数の削減など)により、現在の施設を維持する	⑧サービス水準引き下げ
⑨ 他の行政サービスを削減してでも、現在の施設を維持する	⑨他サービス削減

※次ページ以降の分析では、略称を使用しています。

それぞれの対応策ごとの有効回答に占める「積極的に実施すべき」と「どちらかといえば実施すべき」を合わせた比率《実施すべき》の割合について、以下のとおり分析を行いました（図表 2-6-2-4 対応策ごとの《実施すべき》の割合）。

①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》の割合は、区民意識調査、施設利用者アンケートとも 50%を超えています。一方、⑦利用料引き上げ、⑧サービス水準引き下げ、⑨他サービス削減の《実施すべき》の割合は、区民意識調査、利用者アンケートとも 50%を下回っています。

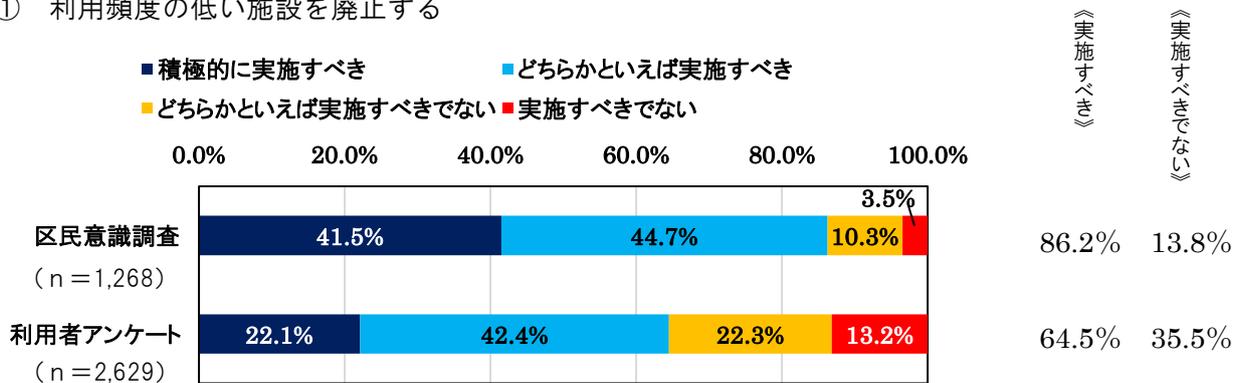
以上の結果は、区民全体としては、「利用料引き上げ」など負担を引き上げる方向の対策よりは、①廃止（低利用）など施設を削減する方向の対策を選択していると評価します。

また、区民意識調査と利用者アンケートの結果の対比では、①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》の割合は、施設利用者アンケートが区民意識調査を下回っており、特に、①廃止（低利用）、④統廃合に関しては施設利用者アンケートの《実施すべき》の割合が区民意識調査の《実施すべき》の割合を 2 割以上下回っています。一方、⑦利用料引き上げ、⑧サービス水準引き下げ、⑨他サービス削減の《実施すべき》の割合は、施設利用者アンケートが区民意識調査を上回っています。特に、⑨他サービス削減に関しては、施設利用者アンケートの《実施すべき》の割合が区民意識調査の《実施すべき》の割合を 2 割以上上回っています。

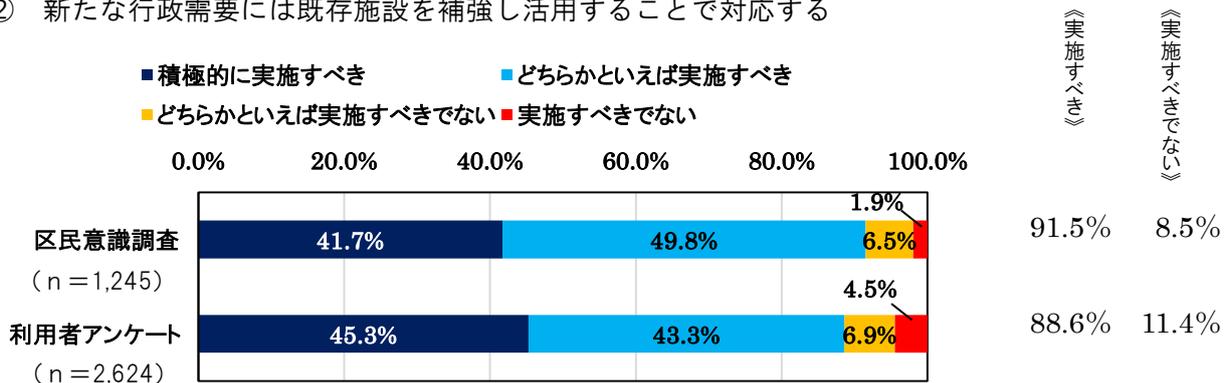
両調査の《実施すべき》の割合の乖離が大きいものもありますが、施設利用者アンケートにおける①廃止（低利用）、④統廃合の《実施すべき》の割合はそれぞれ 6 割台半ばと 5 割強となっており、一方、⑨他サービス削減の《実施すべき》の割合は 5 割を下回る結果となりました。

図表 2-6-2-4 対応策ごとの《実施すべき》の割合

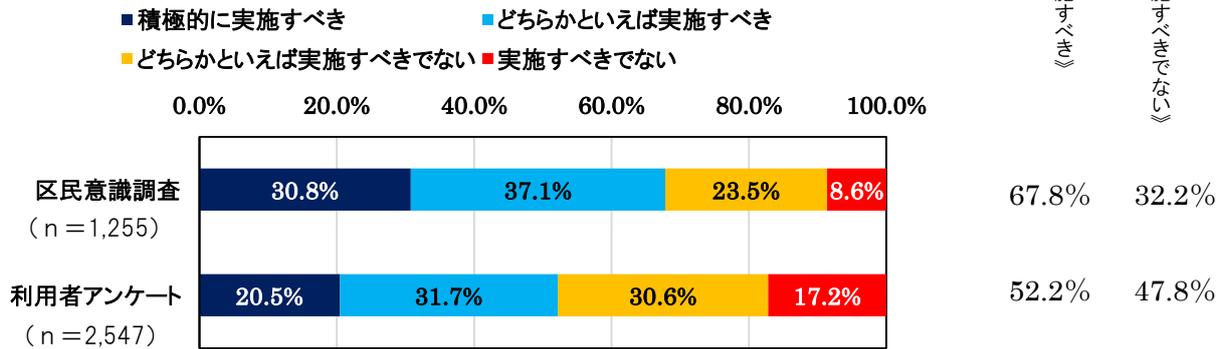
① 利用頻度の低い施設を廃止する



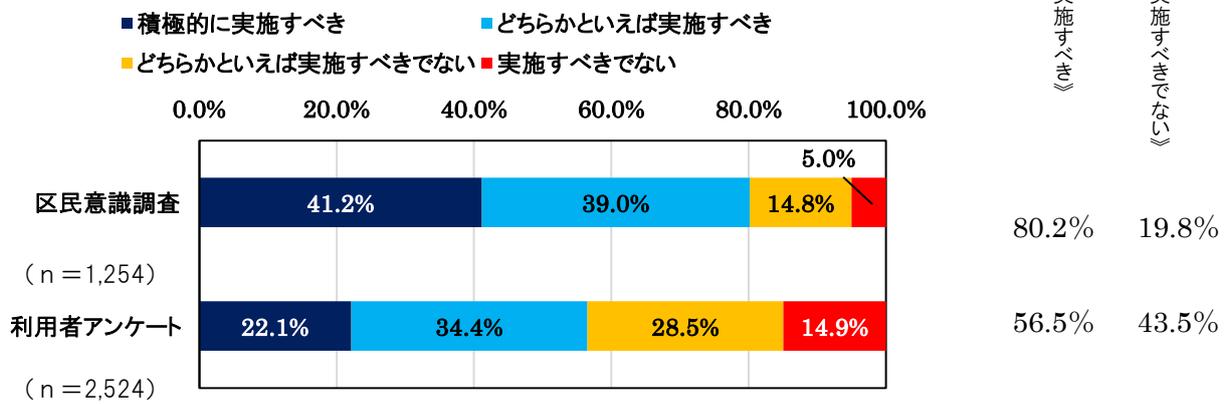
② 新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する



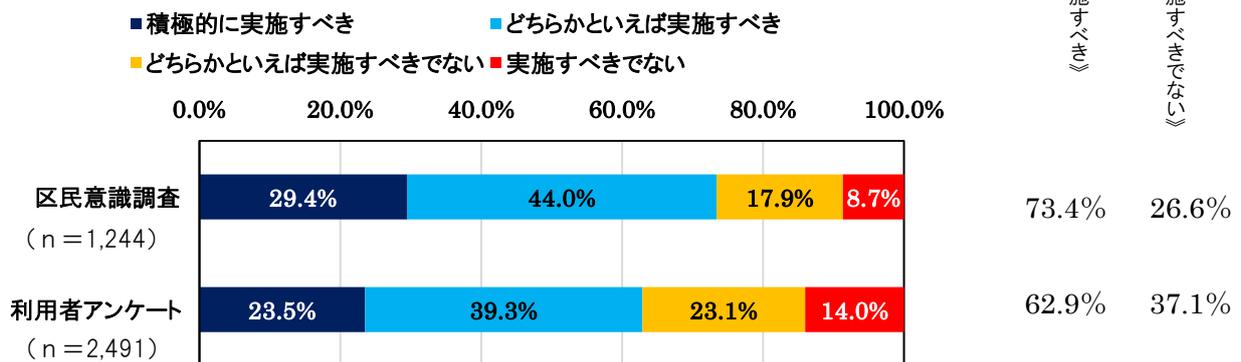
③ さまざまな施設を1カ所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う



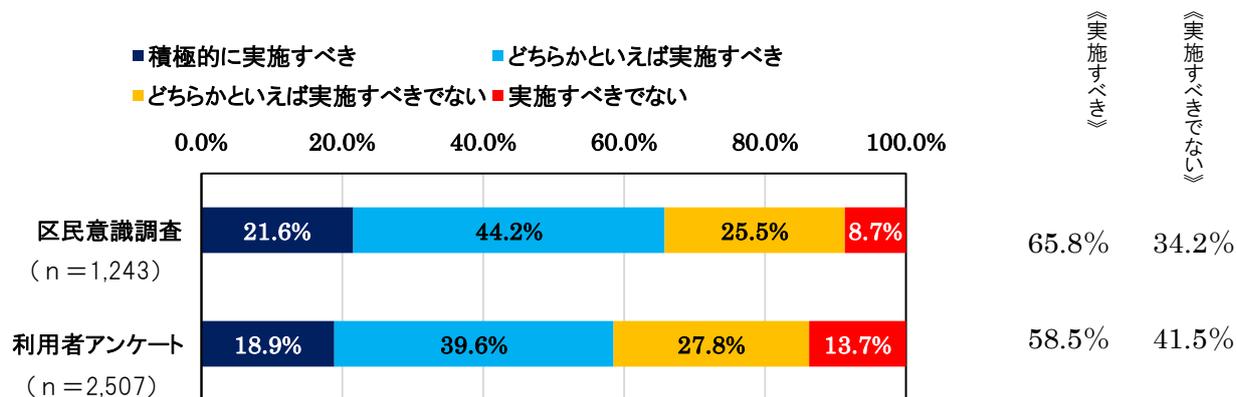
④ 同様の機能を持つ施設の統廃合を進める



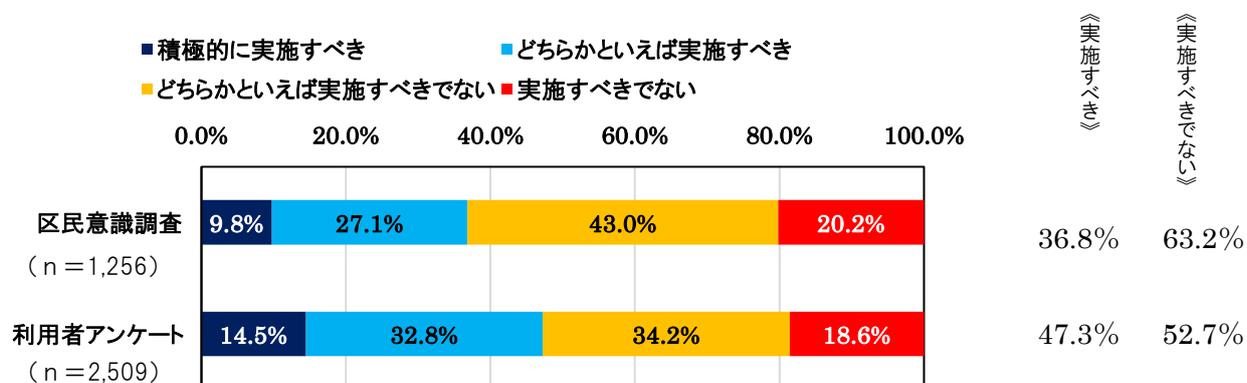
⑤ 施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する



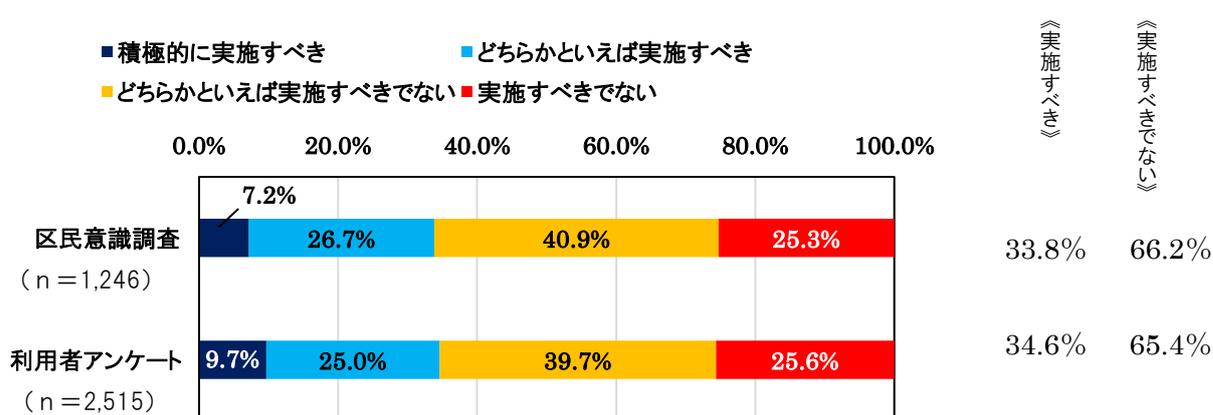
⑥ 施設の運営を区民や地域団体に移管する



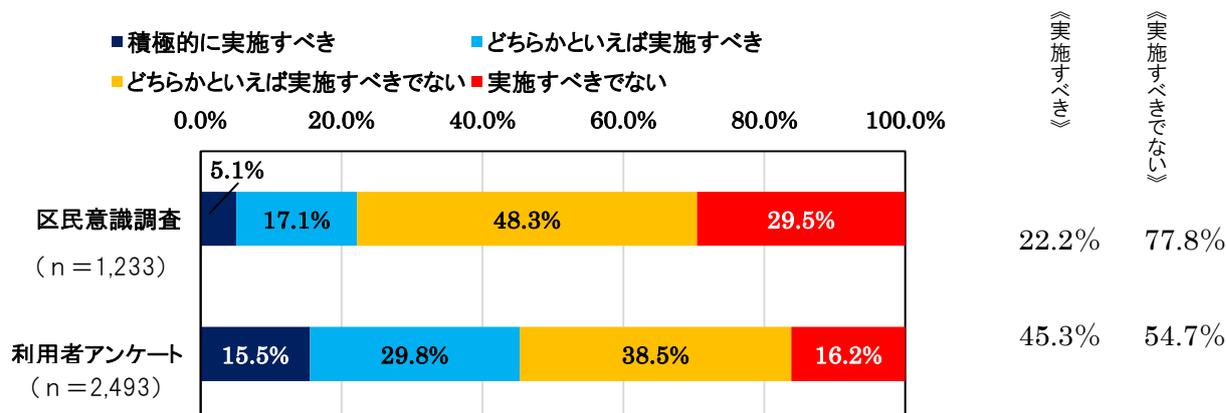
⑦ 施設利用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する



⑧ 施設のサービス水準の引き下げ（開館日数の削減など）により、現在の施設を維持する



⑨ 他の行政サービスを削減しても、現在の施設を維持する



※ 図表 2-6-2-4①～⑨について、端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が 100 とはならない場合があります。

次に、年代別の対応策ごとの《実施すべき》の割合（図表 2-6-2-5 対応策ごとの《実施すべき》の割合（年代別））をみると、施設利用者アンケートの結果では、①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》の割合は、20 代から 50 代で高く、10 代及び 60 代～80 代以上は、50 代以下の年代に比べて《実施すべき》割合のポイントが低くなっています。一方、⑦利用料引き上げ、⑧サービス水準引き下げ、⑨他サービス削減は、70 代、80 代、及び 10 代が他の年代と比べて《実施すべき》の割合が高く、20 代～60 代は低くなっています。

また、施設利用者別の対応策ごとの《実施すべき》の割合（図表 2-6-2-6 対応策ごとの《実施すべき》の割合（施設利用者別））をみると、①廃止（低利用）、②補強、③集約化（複合化）、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の対応策については、ほとんどの施設の利用者で《実施すべき》割合が半数を超えているが、「ホール」の利用者では、③集約化、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》割合は半数を下回っており、生涯学習施設の利用者では、①廃止、③集約化、④統廃合、⑤民間移管、⑥地域移管の《実施すべき》割合は半数以下となっています。

図表 2-6-2-5 対応策ごとの《実施すべき》の割合（年代別）

（上段：区民意識調査、下段：施設利用者アンケート）

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
①廃止(低利用)	82.7%		86.5%	86.6%	87.1%	85.4%	89.1%	
	53.1%	68.1%	73.0%	70.3%	61.5%	60.2%	58.0%	63.0%
②補強	91.4%		90.3%	93.1%	89.1%	95.6%	89.4%	
	81.3%	88.8%	92.0%	91.8%	90.6%	86.8%	85.1%	87.5%
③集約化(複合化)	66.1%		71.5%	71.5%	68.5%	62.4%	66.7%	
	54.8%	57.7%	63.8%	62.5%	53.6%	43.6%	42.1%	45.6%
④統廃合	78.0%		77.4%	84.3%	81.8%	78.7%	80.2%	
	45.2%	52.3%	65.1%	63.6%	61.1%	50.9%	49.9%	54.8%
⑤民間移管	74.3%		75.3%	74.3%	70.4%	72.6%	73.2%	
	76.7%	65.5%	74.2%	70.1%	62.1%	56.3%	52.8%	56.4%
⑥地域移管	59.8%		67.5%	67.3%	61.0%	64.3%	71.5%	
	63.3%	62.4%	64.4%	59.8%	58.9%	57.2%	53.0%	56.0%
⑦利用料 引き上げ	30.1%		29.4%	34.1%	33.4%	39.8%	52.5%	
	50.0%	33.8%	40.7%	46.8%	49.4%	47.8%	51.6%	58.9%
⑧サービス水準 引き下げ	37.8%		27.2%	26.4%	26.2%	34.2%	51.1%	
	45.2%	35.1%	31.3%	26.9%	32.9%	32.5%	40.3%	50.5%
⑨他サービス削減	22.1%		14.9%	13.2%	19.1%	25.0%	40.0%	
	48.4%	43.6%	35.8%	34.4%	35.1%	47.1%	60.1%	63.7%

※《実施すべき》の割合が50%以上の項目は色付■で表示

※区民意識調査における年代区分は「10歳代・20歳代」、「70歳以上」であるため、合算した比率となっている。

図表 2-6-2-6 対応策ごとの《実施すべき》の割合（施設利用者別）

（施設利用者アンケート）

	庁舎等	区民等 利用施設	地域 センター	ホール	高齢者活 動・交流 施設	児童館等	図書館	博物館・ 記念館	生涯学習 施設	スポーツ 施設	保養 施設
①廃止(低利用)	80.4%	63.0%	57.5%	50.5%	54.2%	75.6%	69.0%	62.7%	45.9%	64.5%	73.8%
②補強	90.7%	85.0%	91.6%	81.3%	83.7%	91.2%	88.8%	92.3%	88.9%	90.9%	89.0%
③集約化(複合化)	74.9%	55.5%	41.8%	41.3%	37.9%	64.9%	58.8%	63.3%	27.1%	50.0%	51.3%
④統廃合	83.4%	61.6%	51.4%	44.6%	44.2%	61.9%	65.3%	74.5%	31.2%	48.9%	67.1%
⑤民間移管	69.1%	60.1%	53.7%	43.3%	55.2%	76.3%	71.1%	58.0%	43.4%	67.6%	69.7%
⑥地域移管	63.7%	56.1%	56.5%	47.8%	51.2%	63.9%	67.3%	69.9%	49.2%	55.1%	63.6%
⑦利用料 引き上げ	50.4%	44.6%	48.4%	38.9%	50.2%	43.2%	44.6%	52.4%	44.7%	44.9%	72.4%
⑧サービス水準 引き下げ	34.3%	34.9%	33.7%	35.2%	43.0%	30.6%	27.8%	32.4%	31.2%	39.1%	35.1%
⑨他サービス削減	29.7%	34.0%	44.9%	45.6%	63.8%	40.6%	31.1%	28.6%	53.8%	55.1%	48.6%

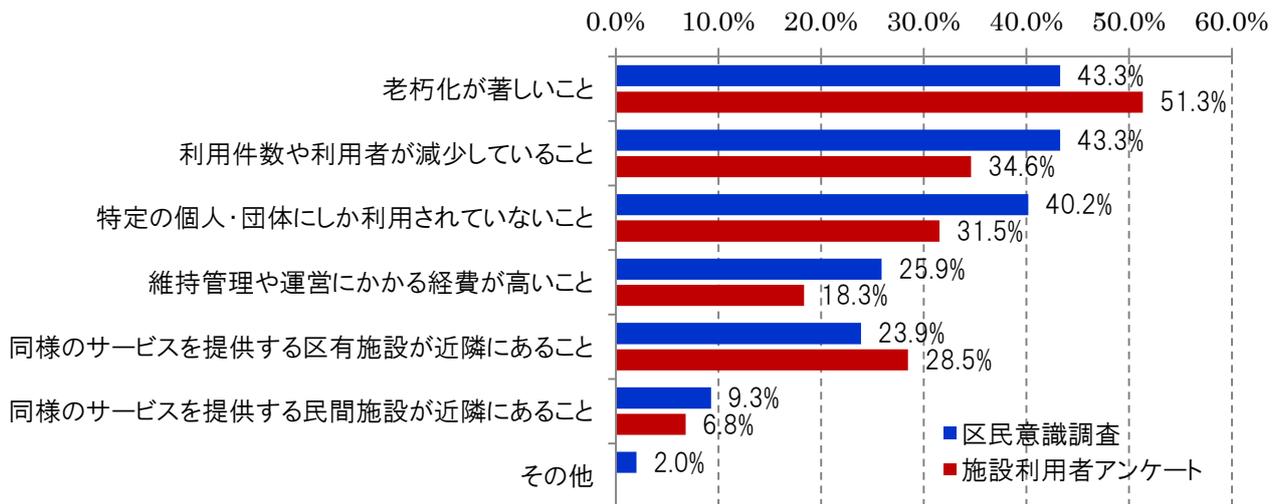
※《実施すべき》の割合が50%以上の項目は色付■で表示

#### (4) 区有施設の統廃合や集約化を行うとした場合の基準（区民意識調査、施設利用者アンケート）

区有施設の統廃合や集約化などを行うとした場合の基準として、どのようなことを重視すべきか、回答してもらいました（複数回答、ただし2つまで）。

区民意識調査では「老朽化が著しいこと」と「利用件数や利用者が減少していること」が4割台半ば近くで最も高く、「特定の個人・団体にしか利用されていないこと」が約4割で続いています。一方、施設利用者アンケートでは「老朽化が著しいこと」が5割強で最も高く、「利用件数や利用者が減少していること」が3割台半ば近く、「特定の個人・団体にしか利用されていないこと」が3割強で続いています。

図表 2-6-2-7 区有施設の統廃合や集約化を行うとした場合の基準



#### (5) 自由意見（施設利用者アンケート）

自由意見欄では、良質な区民サービスを提供し続けるためには、今後、区有施設の役割やあり方を検討する必要があることを説明した上で、特に重要と考える点について自由に記入してもらいました。

子育て関連施設や高齢者が利用する施設では、「近隣（徒歩圏内）に施設があること」、「安全であること」などの意見が多くありました。このほか全体的に、統廃合、施設機能の集約化、施設のPRなどに関する意見がありました。

以下に主な意見を掲載します。

##### ○ 統廃合に関すること

- 意思決定の透明性があることが大前提ですが、地域ニーズに従ってある程度の施設統廃合はやむを得ずと思います。一方、ニーズについては子ども・若者が暮らしやすい便利なものという観点で考えていただきたい。
- 子どもやお年寄りの方が集える場所が大切だと思います。統廃合や廃止はなるべく避けていただきたい。
- 区民が望んでいる細かいサービスについて、行政だけでは行き届かない所を補うような施設は、たとえ利用人数が多くなっても必要かと思います。
- 幅広い年齢が利用する施設は、経費が高くても維持するべきだと思う。一方、特定の個人・団体にしか利用されていない施設は廃止するべきだと思う。
- 限られた少ない予算で多くなり過ぎた施設を維持できないのはやむを得ないことだと考えます。老人、障害者の利用施設等を維持することをベースに廃止を考えるのが良いと考えます。
- 施設の統廃合は、利用者が少なくても利用している人がいれば、廃止すべきでは無いと考えるが、維持管理が難しければ、利用者の意見を聞くべきだと思う。
- 利用率のみで統廃合を考え過ぎないこと。
- 利用頻度の低い施設は、売却や民間への移譲を検討した方が良い。

- ・老朽化が著しく、利用頻度が少ない施設は廃止すべきである。
  - ・安易な統廃合は避けるべきだと思います。何かを活かすためには何かを諦めなければならないものは当然のことと思いますが、十分に検討され、展望をもって臨んでいただきたいと思います。
  - ・統廃合を考える上で、統合しても良い区分と、そうしないほうが利用者にとって利便が保たれる区分とをよく検討した上での統廃合を進めてほしいです。
- 機能共用に関すること
- ・放課後の学校の施設を柔軟に利用できればよい。
  - ・小学校、中学校の設備の一部でも地域活動の場の提供を考えていただけたらと思います。
  - ・リフォームすることで対応できるものは、その地域のニーズに合わせた施設に変えていくのが良い。
- 施設機能の集約化に関すること
- ・子どもを連れていると遠出は難しいので、統廃合が近隣に同様の施設があるからという理由で行われてしまうと、利用者にとっては徒歩圏内から外れて利用できなくなってしまうということがあると思います。
  - ・区施設の集約化を行ってもいいので、利用件数や利用者が減少し、サービス低下に繋がらないようにしてほしい。
  - ・同様の施設を統廃合・集約化して新しく建てなおす。その際もただお金を掛けるのではなく、維持費が少なくなるようシンプルな作りにする。
  - ・高齢者、子育て世代は、近隣施設を利用したい。
  - ・高齢者・子ども向けの施設について、行きやすさが重要と感じるので、むやみに統廃合、集約して、利用しにくくなるのは避けたい。
  - ・区有施設をなるべく1ヶ所にまとめて統合すべき。
  - ・何でもかんでもすぐに統廃合とか集約化と簡単に考えるのではなくて、もっと経費節約出来ることを吟味するのがさきだと思う。施設が少なくなると区民サービスへの低下になります。
- 施設使用料に関すること
- ・近隣に区有施設があれば使用料がかかっても利用したいと思います。
  - ・使用料の負担は避けてほしいです。
  - ・今まで通り維持できれば幸いです、老朽化が著しいところは無理せず、利用者等が少し負担していただくことが望ましいと思います。
  - ・多少の使用料の増額はやむを得ないところ。しかし、今後ともこのような施設は必要性を増す。
  - ・特定の団体にのみ利用されている施設は、公平性にかけるので、利用料金をあげるなどの見直しが必要ではないか。
- 施設のPRに関すること
- ・せっかくある区有施設が、区民に知られていないことが多いと思います。周知方法を（できるだけ低価格の方法にする等）検討したうえで、効果的に区民に知らせることをお願いしたいです。
  - ・もっと区民が積極的に使用できる様な広報の在り方をご検討下さい。
  - ・区有施設の活動内容や取組み、施設の利便性などがあまり広く認識されていない。地域へのあり方を広くアピールすべき。
  - ・居住地域の区有施設の利用とサービスのアピールが足りない。
  - ・もっと利用者を増やすべきPR活動をもっと積極的にしてほしい。少人数の参加者で実にもったいない（お知らせの範囲が少ない。工夫して一考を要すると思います）。

# 第7節 区民討議会における意見

## 1 区民討議会の概要

新総合計画の策定にあたり、広く区民の意見を計画に反映させるため、区民討議会を開催しました（区民討議会の詳細は資料編 153～158 ページを参照してください）。

区民討議会は、区民から「無作為抽出」で参加者を募ることにより、区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を行政に届ける仕組みです。

この区民討議会において、『「公共施設について」～あなたにとって公共施設とは～』をテーマの一つとして、討議が行われました。

参加者	住民登録のある区民から、無作為抽出した 18 歳以上の 1,200 名のうち、参加申込みのあった 60 名を抽出（うち出席 58 名）
日程	6月25日（土）・26日（日）の2日間 両日とも午前10時～午後5時
場所	新宿区役所5階 大会議室

## 2 区民討議会における主な意見

区民討議会では、参加者を3つのグループ（A・B・C）に分け、さらにグループ内を、4～5名からなる4つの班に分けました。討議に入る前に、区の担当が現状や課題・事業内容などの説明を行い、説明を聞いて素直に感じたことを班内で意見交換を行いました。最後に班としての考えを集約して発表を行い、各参加者は互いに各班の発表に対して、共感し、良いと感じた意見に投票を行いました。

各グループからは、「施設の種類や場所について多くの区民が知らないので、情報発信が重要である」「施設のPR方法としてホームページを検索されやすく工夫し、利用予約もしやすくする」といった施設概要・利用方法に関する情報提供に関する意見が多く挙げられました。また、「施設改修の際には改めてニーズを把握しコストをかけずに実施する」「人口の増減に合わせて需要の大きい施設は増やして、少ない施設は統廃合していく」「財源不足からの統廃合をする前に民間の経営手法を学び努力する」といった公共施設の効率化に関する意見に対しても関心が高い結果となりました。

このほか、「本庁舎の建替えの際には、高層化し民間企業に貸し出してはどうか」「ブックカフェのような図書館や公園内の有料釣り施設など誰もが使いたくなる施設にするために付加価値を付ける」「民間ビルのワンフロアを公共施設にする」など、民間活力の利用という視点からも意見が出ました。

以下に主な意見を掲載します。

○ 公共施設の効率化（民間活力の有効活用等）

- ・新宿文化センターをコンサートやイベントなどのために民間へ貸し出し、収益をあげて新宿区の財政に回したらどうか。
- ・民間でも安くてきれいな楽しい施設がいっぱいあるので、保養施設は本当に必要か疑問である。
- ・本庁舎は良い立地であるので、建て替える時に建物を高層化して、民間企業や商業者などに賃貸し、家賃収入を得てもよい。
- ・官民の間に隔たりなく、共同でフレキシブルな連携をした方がよい。
- ・国が管理している施設、東京都が管理している施設など、他の自治体と連携して、それぞれ施設が重複しないようにする必要がある。
- ・現在、本庁舎や出張所でしか証明証を発行していないので、コンビニ端末でも発行できるようにしたらどうか。
- ・財源不足からの統廃合をする前に民間の経営手法を学び、努力する必要があるのではないか。
- ・行政施設をファッションビルの中に入れて、買い物ついでに寄れる場所に移設するなど、民間ビルのワンフロアを公共施設にする。

○ 施設概要・利用方法に関する情報提供

- ・公共施設について知られていないという現状があるためPRが必要である。
- ・PR方法として、SNSや広報紙など年齢層に合わせた情報提供が必要である。
- ・転入時に公共施設に関するパンフレットを配布する。

○ 施設の利便性や魅力の向上

- ・施設として楽しさや心地よさなどの付加価値がないと使われない。
- ・ブックカフェのような図書館や公園内の有料釣り施設など、誰もが使いたくなる施設にするために付加価値を付ける。
- ・利用予約がしやすいホームページにする。
- ・もっとコミュニケーションがとれる場所になってほしい。

○ 施設のあり方

- ・施設管理は他の区や東京都と連携できるのではないか。
- ・地域交流の場、安く使える施設であってほしい。
- ・災害時の拠点として施設を使用するのも必要である。
- ・健康促進の場や、地震や子育てなどの際のいざという時に頼れる場所であってほしい。

○ 再編

- ・「統廃合」について、再利用と利用目的を時代に合わせて変えることが必要である。
- ・時代を経るごとに増える世代と減る世代があるので、その人口に合わせて需要の大きい施設は増やして、少ない施設は統廃合していく必要がある。
- ・施設改修の際には、改めてニーズを把握しコストをかけずに実施する。

## 第3章 計画の基本理念・基本方針

## 第1節 計画の基本理念

### 基本理念

**次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する**

**～「安全な施設利用の確保」、「公共サービスの質の維持・向上」、「財政の健全性」を同時に達成する～**

本計画では、区民の安全な施設利用を確保すること、必要な公共サービスはしっかりと確保すること、次世代に負担を残さないよう財政の健全性を確保すること、この3つの条件を同時に達成することを目指します。

誰もが安全にかつ快適に施設を利用できる環境を整備することは大前提です。

区有施設の老朽化が進む中、日常的な維持管理や定期的な改修を適切に実施するとともに、建替えの際にも、ユニバーサルデザイン\*の配慮を含め、安全で快適な施設利用環境と区民の財産である施設の適正管理を行っていきます。

また、より経営的な視点から区有施設等のマネジメントを行い、財政の健全性確保に努めます。

日常的な維持管理や定期的な改修費用のほか、今後多くの施設が大規模な改修あるいは建替え時期を迎えます。将来の施設の方向性を見据え、改修、建替え、統廃合、長寿命化等を計画的に実施し、財政負担の平準化・軽減に取り組みます。

しかし、公共サービスの質を低下させては意味がありません。持続可能な財政運営を確保しながら、公共サービスの質を維持し、高めていくことが重要です。

現在、区の人口は増加傾向にあります。しかしながら、将来的に全国の人口が概ね2割減少することが見込まれる中、区も今と同じ傾向を維持できるものではありません。新宿自治創造研究所による新宿区の将来人口推計では、区の総人口は2030年から2035年にピークを迎え、その後減少に転じることが見込まれます。さらに、年齢構成の変化や外国人を含めた転出入の動き等、今後人口動態は大きく変化していきます。

将来必要となる公共サービスの質、量は現在想定できるものとは大きく変化する可能性がある中で、現在の区民ニーズだけに合わせて施設を再編してしまうと、次世代のニーズに対応できない施設を維持し続けなければなりません。将来起きるであろう「変化」に対して柔軟に対応できるよう取り組みます。

区有施設等のマネジメントを通して「安全な施設利用の確保」、「公共サービスの質の維持・向上」、「財政の健全性」を同時に達成し、次世代に負担を残さず、誰もが安全に快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理（維持・保全、配置、活用）を実現します。

## 第2節 計画の基本方針

前節の基本理念を実現するため、4つの基本方針を設定します。

### 基本方針 1

#### 「施設」から「サービス」へ発想を切り替える

多様な区民ニーズに柔軟に対応していくことが大切です。福祉、教育、文化など公共サービスはすべて重要ですが、必ずしも、区が施設を保有しなければならない、あるいは身近になれば公共サービスが実現できないということではありません。逆に、区有施設があるという前提から離れることによって、新しい公共サービスを実現する手段が広がります。すべての種類の施設に対して「施設」から「サービス」へ発想を切り替え、区民にとって必要な機能や公共サービスの確保を実現します。

#### 1-1 民間への移管、民間施設の利用補助

民間で提供できるサービスは少なくありません。人口が多く人口密度が高い新宿区は民間による公共サービスの参入が見込まれる地域です。この環境を生かし、民間による質が高く豊富な量の公共サービスの提供を促し、より豊かなサービスに成長させることも考えられます。

利益を追求する民間では利用料金が高くなる可能性があり、利用者への補助等が必要な場合もあります。当面は区の負担があっても、将来的に人口が減少した際には、区の施設として保有した場合と比較して減価償却費\*、維持管理費等人口一人当たりの負担は減ることになります。将来の人口の減少に応じて負担も減らすことができます。

こうしたことから、民間のサービス供給により質等の面からも代替が可能かを検証し、可能な場合には民間への移管を進めていきます。

#### 1-2 統廃合、共用化

区有施設の数や規模の適正化は国の方針としても示されています。

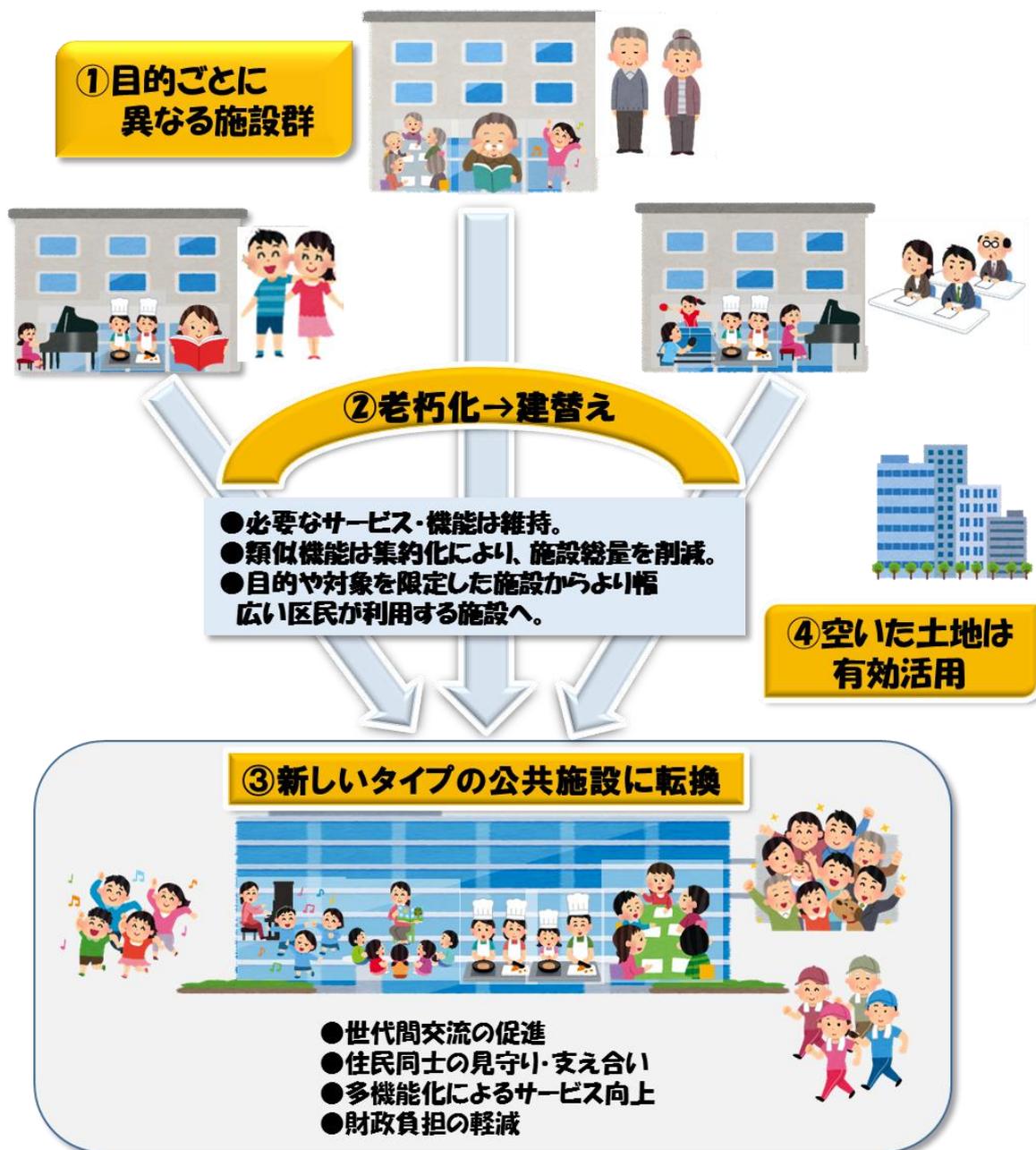
現在、区において会議室や多目的ホールといった集会室は、地域センター、区民等利用施設、高齢者活動・交流施設、生涯学習施設、貸付施設に世代別や活動目的別に多数設置されています。調理室、音楽室、美術室などはさらに学校施設にも設置されています。これらの利用状況は定員稼働率でみると低いものもあります。こうした施設に関しては、様々な種類に分散するのではなく、地域の中核となる施設などに集約化する、あるいは、児童・生徒の安全安心の確保や教育需要等を踏まえることを大前提としつつ、学校と地域が共用することで、より幅広い区民の方がサービスを利用できる施設へと転換し、多世代の交流を促進するとともに、効率的な施設運営につなげていきます。

#### 1-3 複合化、多機能化

公共施設を維持するとしても、一つの公共サービスのために一つの施設を確保する必要はありません。一つの施設を複数の目的で使う複合化の考え方が重要です。区はこれまでも施設の複合化の取組みを進めてきました。今後はさらに、将来のニーズの変化に柔軟に対応したサービス提供が可能となるよう、建替えや新たな施設を建設する時には、最初から施設の機能を固定せず、他の用途への変更に対応できる「スケルトン・インフィル」(図表 3-2-2 概念図(スケルトン・インフィル))など設計上の配慮を行います。

図表 3-2-1 イメージ図（複合化・集約化）

老朽化に伴う施設の再編時に……



1-4 配置の適正化

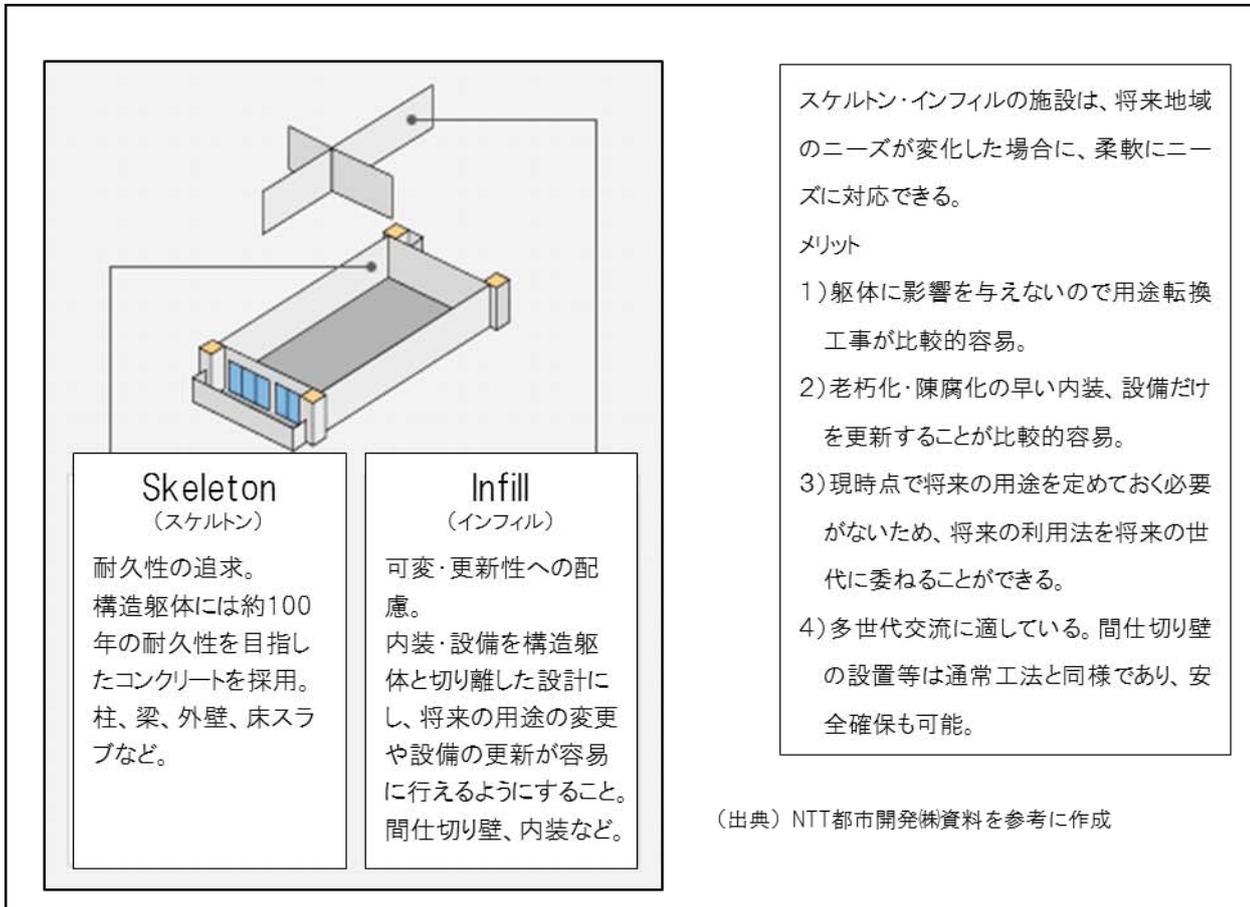
新宿区は、特別出張所を拠点として区内を10の地域に分けることができ、それぞれ地域ごとに人口や土地等の特性を有しています。すべての地域に配置すべきサービスなのか、全区民が利用する施設をどこに配置するのかなど、施設の配置に関してサービスの種類ごとにしっかりと検討する必要があります。

また、区民の利便性向上の観点から、区内に数多くある公共交通機関の駅等を活用したサービスの可能性についても研究していきます。

## 1-5 国や都等の施設との役割分担

本区及び周辺に国や都の施設も数多く存在します。区民にとって大事なことはサービスを利用することであり、民間施設を利用する場合と同様に、保有している主体が区である必要はありません。国や都、近隣区と連携を図り、施設の重複解消や役割分担を進めていきます。

図表 3-2-2 概念図（スケルトン・インフィル）



## 基本方針 2

### 効果的・効率的な施設・インフラ等の管理を実現する

公共施設を維持・管理する際には、これまで以上に、最少のコストで最大の効果をあげる工夫を進めます。

## 2-1 効果的・効率的な管理運営の確保

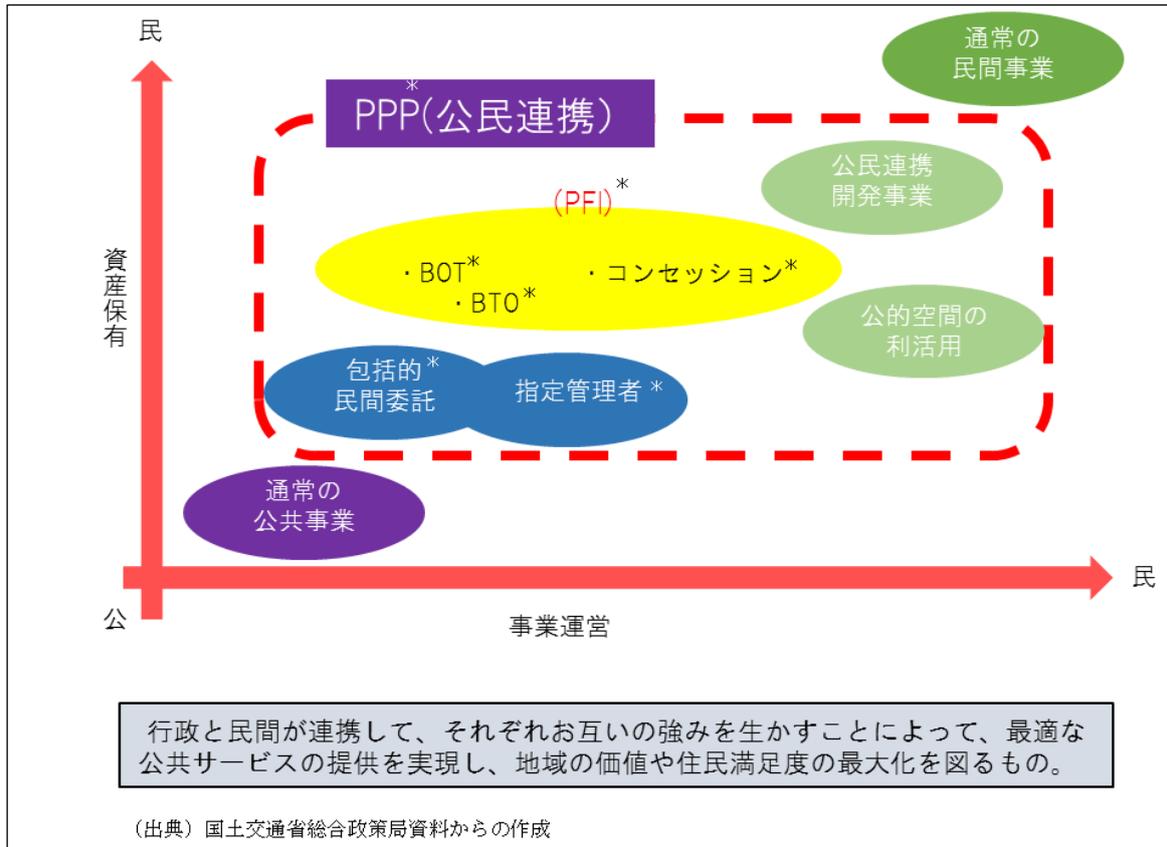
施設特性に応じて、指定管理者制度\*や管理運営業務の包括委託\*などの民間活力の活用、省エネルギー化への転換など公共施設等の効果的・効率的な管理運営に取り組み、サービスの質の向上を図りながら、維持管理経費を削減します。

## 2-2 PPP/PFIの導入

公共施設の整備におけるPPP/PFI\*の導入に関しては、既に国により一定規模以上の事業（建設を伴う場合は総事業費10億円以上、運営・維持管理の場合は年間1億円以上）ではPPP/PFIを優先的に検討すべきことを要請されています。

区ではこれまでも、法令により管理主体に制限が課されているものを除き、公の施設においてPPP/PFIの一類型である指定管理者制度\*を積極的に導入するなど、維持管理、運営面でのコスト削減を推進してきましたが、今後発生する施設の需要に関しても、施設の規模や特性等を踏まえ、指定管理者制度の活用とともに、必要に応じてPPP/PFIの導入を検討し、サービス水準の向上とコスト削減を推進していきます。

図表 3-2-3 概念図 (PPP/PFI)



## 2-3 公的不動産の活用

新宿区の特徴の一つとして地価が高いということがあります。不動産価値を上手に生かすことで、基本理念に掲げた「安全な施設利用の確保」、「公共サービスの質の維持・向上」、「財政の健全性」を同時に達成することをより効果的に実現できます。

これまでも用途を廃止した財産の活用を積極的に進めてきましたが、今後も、行政ニーズ等を適切に踏まえた上で、公的不動産の活用\*を行っていきます。

## 2-4 受益者負担の適正化

多くの公共施設は利用者が限られているという実情があります。区では、一定のルールにより受益者による適切な負担を図ってきました。現時点では、受益者負担\*の対象となるコストに減価償却費\*を算入していませんが、将来的には算定額の基礎に減価償却費を算入することとしています。公共施設の老朽化問題の検討にあたっては、施設やサービスの性質等を踏まえ、受益者負担とすべきコストへの減価償却費の算入や、有料化が可能な施設への利用料金の導入、導入済施設の料金改定なども検討し、受益者負担の適正化を図っていきます（資料編123ページに掲載）。

## 基本方針3

### 必要な施設・インフラ等を適切に維持する

誰もが安全で快適に利用できる公共施設等をどのように維持するかについて定めます。

#### 3-1 点検及び劣化状況の把握

施設の質を維持し、安全に長く快適に使用するためには、法律等に定められた点検を確実に行うとともに、施設管理者が自ら日常のチェックを行い、簡易な保守は自ら行うことが重要です。

施設の大規模化や設備の複雑化により専門業者等へ点検や保守を委託するケースが多い中、区では、専門的な知識がなくても保守が可能となるよう『維持管理の手引き』を作成しました。

この手引きを基に、区の技術職員が施設管理者へ建築や給排水、空調、電気設備等の維持管理の基本的な知識について研修を実施しています。施設管理者は手引きに基づいた日常のチェックにより劣化状況を把握し、適切な施設の維持管理を行っています。

また、建築物の劣化状況を把握するために、建築基準法に定められた定期点検を実施しています。定期点検で発見された改善すべき事項については、施設管理者と区の技術職員が連携し、速やかに改善を図っています。今後も引き続き、これらの取組みにより施設の適切な維持管理に努めます。

#### 3-2 長寿命化の実施方針

区では、既存施設の長寿命化と修繕に係る経費の削減・平準化を図るため、施設の不具合が出た場合に修繕等を行う「事後保全」ではなく、「予防保全」の考え方に立った中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を行っています。

「予防保全」により、不具合が出る前に予防的に保全を行うことで、突発的に施設の機能が停止するなどの区民サービスの低下を未然に防ぐことができます。

中長期修繕計画では、施設の機能維持に欠かせない設備等について、部位ごとに推奨される修繕等の周期（耐用年数）を定め、定期点検の結果や修繕履歴等をデータベース化した「建築物保全業務支援システム」の情報を踏まえ、現地調査を行った上で修繕等の方法や時期を決定していきます。

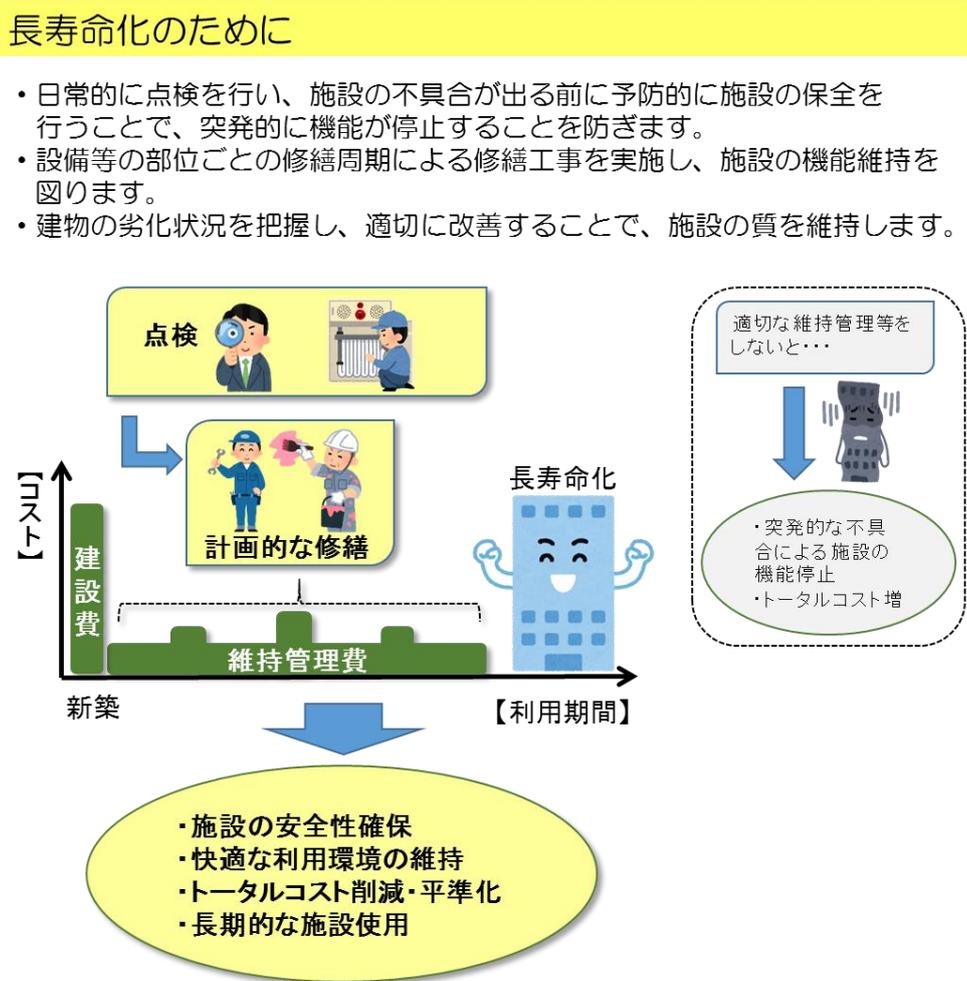
一方で、将来ニーズが縮小あるいは大きく変化することが予想される施設の場合は、中長期修繕計画による修繕工事を実施する時期の見直しを行います。たとえば、部位ごとの耐用年数が施設の建替えや廃止の時期に近いものについては必要最低限の部分修繕に留めるなど工夫を行い、経費の削減を図ります。

今後も施設の計画的な修繕の実施により、長寿命化と経費削減に取り組めます。

#### 3-3 修繕の実施方針

施設の一般的な修繕については、施設管理者や専門業者が行っている保守点検の結果や建築基準法に定められた定期点検の結果をもとに必要性、緊急性、優先度、経済性などの観点から十分な検討を行い、ユニバーサルデザイン\*にも配慮して適切に実施していきます。

図表 3-2-4 イメージ図（建物の長寿命化）



### 3-4 耐震化の実施方針

区有施設における必要な耐震化はすでに実施済みです。今後、平成 28 年に発生した熊本地震を受け、国等により建物の耐震基準が見直されることも想定されます。こうした動向を注視し、区有施設の耐震性向上に向け、適切に対応していきます。

### 3-5 道路・橋りょう・公園

道路、橋りょう、公園などの土木インフラは、区民に安全・安心で良好な環境を提供し、都市の基盤を形成する重要な施設です。

区では、これら施設の長寿命化と補修費用の平準化を目指し、アセットマネジメント\*の考え方を導入しています。

#### 3-5-1 道路

区が管理する区道については、道路巡回を実施し、著しく経年劣化が見られる路線から順次舗装打換え・排水施設改修に努めてきました。しかし、全体的に老朽化が進んでいることから、平成 24 年度から道路施設の更新時期の適正化と費用の最適化を目指したアセットマネジメントの考え方を導入し、5 年に 1 度の頻度で道路の損傷状況等の調査を行うとともに、収集したデータを基にして年度ごとの効率的かつ効果的な修繕経費を算定し、道路工事を行う路線の選定に役立てています。

今後、各年度の修繕経費と財政見通し等を勘案しながら、計画的な修繕を行う予防保全型の維持管理を行い、区道の長寿命化と修繕経費の効率化を図っていきます。

### 3-5-2 橋りょう

区が管理する橋りょうは、平成 28 年 4 月 1 日時点で 57 橋です。その種類は河川を跨ぐ道路橋、鉄道跨線橋、横断歩道橋があり、橋の長さが概ね 25m 未満の中小橋りょうです。

これらの橋りょうは、昭和 40 年代の高度経済成長期に架設されたものが多く、供用開始後 50 年を超えるものが増えているため、今後、経年劣化に伴う橋りょうの大規模な修繕や架け替え費用が一時的に集中することになり、多大な財政負担が予想されます。

このことから、これまで実施してきた橋りょうの劣化損傷の発生後に対応する対症療法型管理を改め、平成 24 年 3 月から、計画的かつ効率的に維持修繕を進める予防保全型管理とする「橋りょう長寿命化修繕計画」を策定しました。適正な補修時期を設定することで、区の橋りょう維持に必要な年間コストを平準化していきます。

### 3-5-3 公園

公園は、都市における環境の保全、防災、レクリエーションや遊び、憩いの場として、区民の生活、来街者の方々にとって重要なものです。

区では、区立公園の施設管理を最適化（長寿命化、安全性の確保、補修費用の平準化）するため、アセットマネジメント\*の考え方を取り入れていきます。このため、今後、現況調査（健全度調査等）を行ったうえで、公園施設等維持管理計画（長寿命化計画）を策定し、その後は策定した計画に基づいた管理を行っていきます。

## 基本方針 4

### 計画の実現に向けて PDCA サイクルを実行する

基本方針 4 は、基本方針 1～3 を実行するための仕組みです。

#### 4-1 個別の計画の策定・実施、目標数値の設定、PDCA\*サイクルの実行

本計画は、大きな方針を定める計画としての位置づけであり、施設の削減目標や最低限維持すべき公共サービスの水準に関する目標を設定します。その目標達成に向けて、個別の施設ごとの対策を検討し、個別の計画を策定する必要があります。個別の計画を策定した場合、その実行過程で年 1 回必ず状況を評価し、必要に応じて計画の修正や追加を行います。

#### 4-2 庁内検討体制

本計画の進行管理及び個別施設の検討並びに個別の計画の進行管理は、全庁の部署が参加し、横断的に検討できる実効性ある体制により行っていきます。

#### 4-3 議会や区民等との情報共有

本計画及び個別の計画の実行には、施設利用者の利便性や地域のまちづくりに関わることから、議会への報告や広報・ホームページへの掲載など様々な手法を活用しながら積極的に情報公開を行い、区民の理解と協力を得られるよう努めます。

## 第3節 計画の到達目標

老朽化した公共施設の更新時期に、従来の発想で今と同じ規模で建て替えると、その負担は今後60年以上にわたって固定的に生じます。将来的に区の人口構成は変化することが予測されるため、区民一人当たりの負担は大きく増えることとなります。これからは、公共施設の固定的な負担を減らしながら、必要な公共サービスを維持・向上させていかなければなりません。

施設白書における区有施設の将来更新費用に係る試算結果では、今後40年間（平成29年度～68年度）における更新費用の総額2,710.9億円（1年度当たり67.8億円）に対して、予算確保可能額は総額2,187.6億円（1年度当たり54.7億円）となっているため、総額523.2億円（1年度当たり13.1億円）が不足することとなります。

公共施設等総合管理計画では、将来予算不足額を解消するための方策を考えることが求められており、国が示す「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省、平成26年4月22日）」では、計画の策定にあたっては、計画がまちづくりや住民に提供する行政サービスにも影響を及ぼすものであることから、計画の実効性を確保するため、公共施設等の数・延床面積等に関する目標やトータルコストの縮減・平準化に関する目標などについて、できるかぎり数値目標を設定することとしています。

### 1 施設総量の削減

本計画では、1つの指標として捉えることができる今後40年間（平成29年度～68年度）における公共施設更新費用にかかる財源不足額（約523億円）を解消するための目標を定めます。

- ・本計画で掲げる「基本理念」及び「基本方針」に沿った様々な工夫による取組みを推進し施設にかかるトータルコストの削減・平準化を図ります。

（トータルコストの削減・平準化に関する目標） 220億円

- ・施設類型別基本方針を推進し、区有施設の統廃合、複合化、多機能化、機能移転等に取り組むことにより、総延床面積の削減等を図ります。

（区有施設全体の総延床面積に関する目標） 22%削減（135,202㎡（303億円）削減）

### 2 公共サービスの維持・向上

前節の基本方針1のような様々な取組みにより現在の施設総量を減らしながら公共サービスを維持し、さらに、今後区民にとって必要な機能やサービスの確保を目指します。

#### （1）地域拠点の充実

区民が集える施設として地域センターが非常に便利な場所に設置され、区民に定着しています。地域センターを核として、他施設にも存在する区民が利用する機能を集約化し地域拠点機能の充実を図ります。その他の施設についてもより一層複合化を進め、多機能で幅広い区民に利用される施設へと転換していきます。

また、学校は適正な規模を維持することや安全性確保を大前提にした上で、文化やスポーツなどの機能を地域と共用することにより、児童・生徒と地域住民の交流の機会を広げます。

#### （2）区民にとって利便性の高い行政サービス

区は、行政機能を持つ施設の集約化や、ICT\*等を活用した行政手続きの簡素化等に取り組み、区民にとって利便性の高い行政サービスを提供していきます。また、公的不動産活用\*による財源確保を含め、施設の統廃合や集約化により生み出された土地等を有効活用し、まちづくりを進めていきます。

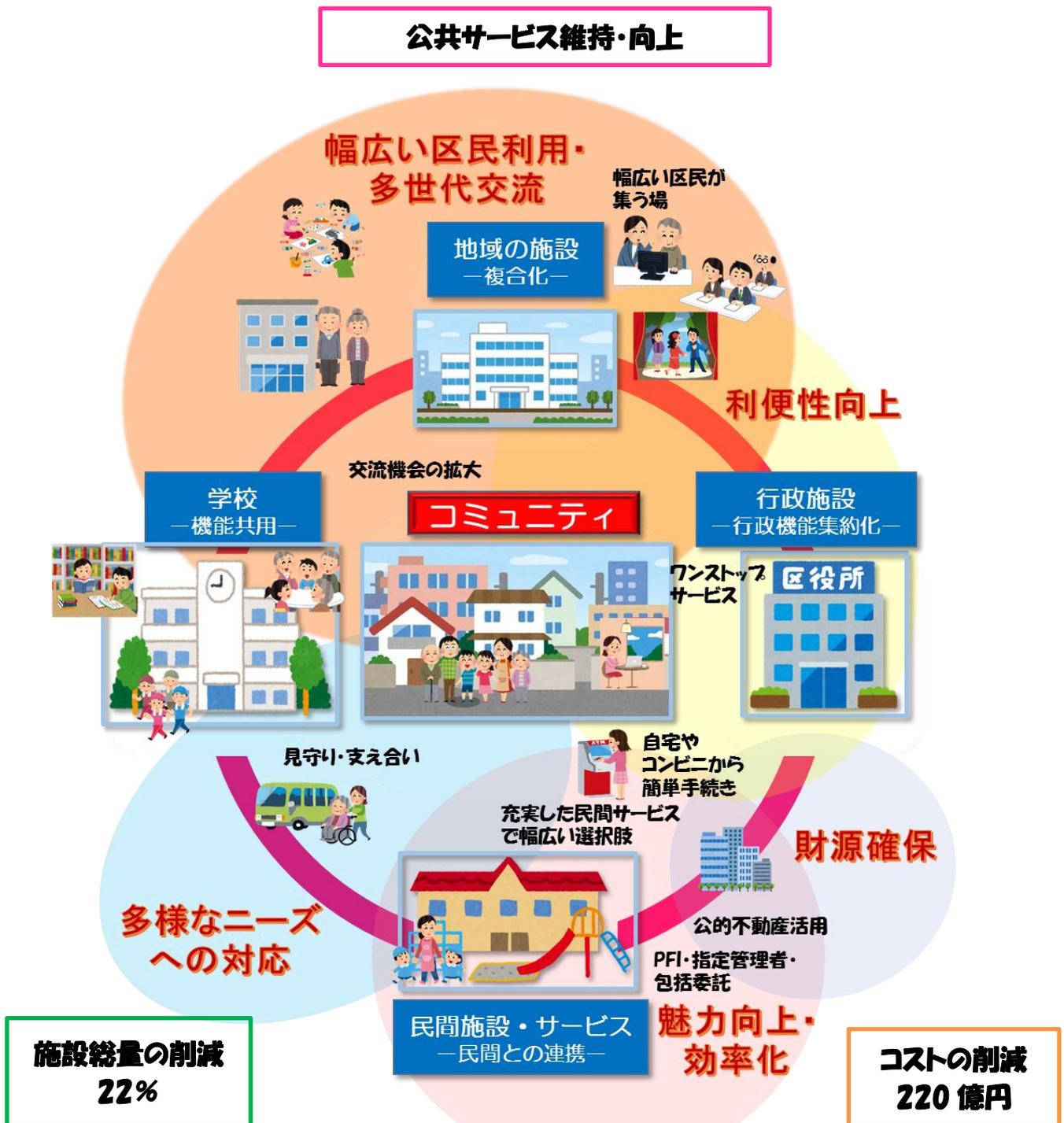
(3) 民間との連携強化

区内には様々な民間企業が立地しており福祉、子育て、文化、スポーツ、その他の機能を提供しています。民間との連携を進め魅力的なサービスの提供を受ける機会を広げていきます。

(4) コミュニティによる見守り・支え合いの支援

誰もが安全に快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を通じて、区民に必要な公共サービスの維持・向上を図るとともに、区民同士の見守り・支え合い意識をはぐくみ、区民が生活する拠点としてのコミュニティの維持につなげます。

図表 3-3-1 イメージ図（公共施設等総合管理計画が目指す到達目標）



## 目標設定の考え方（参考）

### 1 延床面積の削減以外の様々な取組みによる目標数値の見込みを算出しました。

（トータルコストの削減・平準化に関する目標）

公的不動産の活用\*、PPP/PFI\*の導入等による目標数値 220 億円

（1） 公的不動産活用による収入 200 億円

立地や規模等、条件に適した区有施設について、公的不動産活用を行う。

試算の条件

- ① 面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上であること。
- ② 敷地の接道条件が良好なこと。
- ③ 敷地が不整形でないこと。

現時点で上記条件に適した区有施設について、今後 40 年の間に公的不動産活用を行った場合に得る収入額を計上した。

（2） PPP/PFI の導入による更新費用削減 20 億円

PPP/PFI の導入が可能な分野の施設について、施設の更新に際して PPP/PFI の導入を行い、更新費用を削減する。

試算の条件

- ・ PPP/PFI の導入により、施設更新費用が 10%削減されると仮定
- ・ 更新費用単価は総務省ソフトの単価を使用

### 2 その上で不足する額（303 億円）を延床面積削減で解消しようとした場合の値を算出しました。

（区有施設全体の総延床面積に関する目標）

区有施設全体の延床面積 22% 削減（135,202 m<sup>2</sup> 削減）

（1） 区有施設全体平均として、1 m<sup>2</sup>あたりの更新費用額を算出する。

448,215 円/m<sup>2</sup>（2,710.9 億円÷604,820 m<sup>2</sup>）

（2） 不足する額（303 億円）の解消に相当する延床面積を算出する。

67,601 m<sup>2</sup>（303 億円÷448,215 円/m<sup>2</sup>）（区有施設全体の総延床面積の 11%）

（3） 延床面積削減にかかるすべての対応は 1 年目に発生しない（一般的に平準化効果 1/2 とする。）。

そのため、2 倍の削減が必要となる。

135,202 m<sup>2</sup>（67,601 m<sup>2</sup>×2）（区有施設全体の総延床面積の 22%）

# 第4章 施設類型別基本方針

施設類型		掲載ページ
1	庁舎等	64 ~ 66
2	防災関係施設	67 ~ 69
3	区民等利用施設	70 ~ 71
4	地域センター	72 ~ 73
5	ホール	74 ~ 75
6	高齢者活動・交流施設	76 ~ 77
7	高齢者福祉施設	78 ~ 79
8	障害者福祉施設	80 ~ 81
9	その他福祉施設	82 ~ 83
10	保育園	84 ~ 85
11	子ども園	86 ~ 87
12	幼稚園	88 ~ 89
13	児童館等	90 ~ 91
14	小学校	92 ~ 93
15	中学校	94 ~ 95
16	特別支援学校	96 ~ 97
17	図書館	98 ~ 99
18	博物館・記念館	100 ~ 101
19	生涯学習施設	102 ~ 103
20	スポーツ施設	104 ~ 105
21	保養施設等	106 ~ 107
22	公営住宅等	108 ~ 109
23	貸付施設	110 ~ 111
24	その他施設	112 ~ 113

項目	記載内容
(1) 施設の目的と内容	施設白書で整理した施設類型ごとに、目的や内容を記載します。
(2) 施設の現状と課題	老朽化の程度など施設の現状と課題を記載します。
(3) 基本方針	老朽化度、利用状況、コストなどを踏まえて、公共施設等総合管理計画として求められている施設別の基本方針を記載します。
その他図表	<p>1 施設概要※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設名、所在地、延床面積（複合施設の場合は、当該施設の専有部分と共用部分を専有面積の割合で案分した面積の合計）、供用開始年度（建物が竣工した年度）、構造（SRC＝鉄骨鉄筋コンクリート造、RC＝鉄筋コンクリート造、S＝鉄骨造、W＝木造）、併設施設、備考を記載します。</li> </ul> <p>※1つの敷地に複数の建物がある場合、「延床面積」はそれらの合計を、「供用開始年度」と「構造」は最も主要な棟（代表建築物）のデータを記載</p> <p>2 配置状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各施設の配置状況を記載します。</li> </ul>

# 施設類型別

施設類型別の基本方針を定めるにあたり、公共施設等におけるサービスの必要性を改めて検証し、施設とサービスの関係について十分留意することが必要です。

そのため、現在、区有施設で提供されているサービスの内容、民間や国・都・近隣自治体等での代替性、利用者の範囲などを考慮し、今後、区が提供すべきサービスは何か、区有施設として維持する必要性について検討を行いました。

64 ページ以降に各施設類型別基本方針を掲載していますが、そのうち主なものは以下のとおりです。

## [庁舎等] (P64)

本庁舎、分庁舎等の庁舎等については、現在の本庁舎が免震化されたことにより 20 年は使用可能ですが、将来建て替える際には、分散している機能の統合を図ります。

## [地域センター] (P72)

地域センターは、住民の地域活動の拠点として役割を果たし、地域にも浸透してきました。今後も、地域における住民が利用するための中核施設として位置付け、複合化・集約化の中核として維持し、管理していきます。

## [高齢者活動・交流施設] (P76)

## [生涯学習施設] (P102)

高齢者活動・交流施設は概ね高齢者を対象とし、生涯学習施設は特定の活動を目的とした施設です。今後は、高齢者活動・交流施設については、世代別施設から転換し、地域住民による相互の支援活動や、健康づくり・介護予防のための地域拠点とする施設としていきます。また、老朽化が進んでいる施設が多いため、施設の大規模な改修・建替えに際しては、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら施設の統廃合を検討していきます。

生涯学習館についても、特定の活動を目的とした施設から、より幅広い区民の利用が可能な施設に転換します。施設の大規模な改修・建替えに際しては、他の施設との機能統合等を図り、統廃合を検討していきます。

## [区民等利用施設] (P70)

新宿NPO協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザなどの「区民等利用施設」については、区有施設として維持する必要性について再検討していきます。

# 基本方針（総括）



## 【高齢者福祉施設】 (P78)

## 【保育園】 (P84)

## 【子ども園】 (P86)

介護保険等の福祉サービスや保育サービスを提供する施設については、民間事業者のサービス供給が見込まれること、多様化する住民ニーズへの対応がより可能であることから、これまでと同様、新規・建替えの際に民設民営化を原則としながら、必要な支援を行っていきます。

## 【小学校】 (P92)

## 【中学校】 (P94)

将来の児童・生徒数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行います。しかし、当面は児童・生徒数の増加が見込まれることから教育需要を踏まえ、適正な管理運営を行います。

また、セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や児童・生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるよう検討していきます。

小学校については、建替えの際に、施設規模等を勘案した上で可能であれば、近隣の児童館の機能移転についても検討します。

## 【ホール】 (P74)

## 【スポーツ施設】 (P104)

## 【図書館】 (P98)

新宿文化センターなどのホールやスポーツ施設、図書館については、区民の文化活動、芸術活動、スポーツ活動を促進させるための施設です。

民間事業者・国・都・近隣自治体等のサービスの供給状況や利用状況を勘案し、施設総量について検討を行っていきます。

## 【保養施設等】 (P106)

保養施設等については、民間のサービス供給、住民ニーズの多様化がある中で、民間サービスへ移行していきます。

# 1 庁舎等

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
「庁舎等」 全体	◆本庁舎・分庁舎(福祉事務所・保健所)、特別出張所、清掃事務所など行政運営を行うための施設である。
本庁舎・分庁舎等	◆区政全般に対応する庁舎である。 ◆本庁舎内に新宿区議会があるほか、第二分庁舎内には社会福祉法に基づく福祉事務所、地域保健法に基づく保健所、消費者安全法に基づく消費生活センターが設置されている。
特別出張所	◆地域のミニ区役所として各種窓口サービスのほかコミュニティに関する業務を行っている。
工事事務所 公園事務所	◆工事事務所は道路・橋りょうの維持管理などを、公園事務所は公園・公衆便所の維持管理などを行っている。
清掃関連施設	◆資源回収や廃棄物の収集・運搬・処分のほか、ごみの減量・リサイクルの普及啓発など清掃に関する事業を行っている。
保健センター	◆地域の保健活動の拠点として区民の健康の保持・増進を図るため、健康相談、保健指導、健康診査などに関する事業を行っている。
産業会館	◆中小企業の経営改革を支援するとともに、創業及び新産業の創出を促し、区内における産業の活性化を図るための施設である。 ◆文化観光産業部産業振興課のほか、一般社団法人新宿観光振興協会、新宿区商店会連合会事務局、東京商工会議所新宿支部が入居している。 ◆多目的ホール、商談室、和室、研修室の貸出しを行っている。
教育センター	◆教職員の研修や教育に関する調査研究など、区における教育の振興、充実を図る施設である。 ◆教育センター事務室のほか、教育委員会事務局教育支援課がある。 ◆研修室、教育相談室、つくし教室(不登校児童・生徒の適応教室)、国際理解室、ことばの教室、プラネタリウム、科学教室などがある。
健康部分室	◆健康部事務所、人材育成センター及び新宿自治創造研究所として使用している。
地域福祉課高田馬場一丁目事務所	◆社会福祉法人新宿区社会福祉協議会の事務所等として使用している。
新宿ここ・から広場しごと棟	◆公益財団法人勤労者・仕事支援センター、公益社団法人新宿区シルバー人材センターの事務所として使用している。

図表 4-1-1 庁舎等の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
本庁舎・分庁舎等						
本庁舎	歌舞伎町一丁目 4番1号	22,389	昭和41	SRC		
第一分庁舎	歌舞伎町一丁目 5番1号	2,821	平成3	SRC		
第二分庁舎	新宿五丁目 18番21号	4,353	平成15	S		延床面積には、第二分庁舎分館・倉庫・駐輪場等を含む
特別出張所						
四谷特別出張所	内藤町87番地	4,965	平成8	SRC	四谷地域センター・四谷 区民ホール・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分所有
笹笥町特別出張所	笹笥町15番地	2,366	平成3	SRC	牛込笹笥地域センター・ 牛込笹笥区民ホール	
榎町特別出張所	早稲田町 85番地	427	平成13	RC	榎町地域センター	
若松町特別出張所	若松町12番 6号	1,161	平成7	RC	若松地域センター	
大久保特別出張所	大久保二丁目 12番7号	759	平成5	SRC	大久保地域センター・大 久保図書館	土地は厚生労働省から賃貸借契約により 借用、建物は区分所有
戸塚特別出張所	高田馬場二丁目 18番1号	1,849	平成21	S	戸塚地域センター	土地の一部(29㎡)を鉄道事業者から使用 貸借により借用
落合第一特別出張所	下落合四丁目 6番7号	1,518	平成8	RC	落合第一地域センター・ 落合保健センター	
落合第二特別出張所	中落合四丁目 17番13号	752	平成18	RC	落合第二地域センター	土地は個人から賃貸借契約により借用
柏木特別出張所	北新宿二丁目 3番7号	702	平成6	RC	柏木地域センター・柏木 子ども園(乳児園舎)・北 新宿第一児童館・北新 宿地域交流館	
角筈特別出張所	西新宿四丁目 33番7号	2,012	平成元	SRC	角筈地域センター・角筈 区民ホール・角筈図書館	
工事事務所・公園事務所						
東部工事事務所・東 部公園事務所	市谷仲之町2番 42号	854	平成7	SRC	防災センター	
西部工事事務所・西 部公園事務所	下落合一丁目 9番8号	平成25年11月から平成29年3月まで仮施設移転中(西部公園事務所→小滝橋地域防災活動 拠点内、西部工事事務所→新宿清掃事務所内)、新施設(下落合図書館及び西部工事事務所・西 部公園事務所の複合施設)は、平成29年3月に開設予定				
清掃関連施設						
新宿清掃事務所	下落合二丁目 1番1号	7,644	平成5	RC		平成25年10月から平成29年3月まで 施設の一部を西部工事事務所の仮施設と して使用
新宿東清掃センター	三栄町25番地	1,748	平成25	S	四谷保健センター	
歌舞伎町清掃センタ ー	歌舞伎町二丁目 42番7号	779	昭和43	RC		
新宿中継・資源センタ ー	大久保三丁目 7番42号	5,789	平成8	SRC	大久保スポーツプラザ	
保健センター						
四谷保健センター	三栄町25番地	3,379	平成25	S	新宿東清掃センター	延床面積は訪問看護ステーション及び集 会施設(集会室、多目的室)分を含む
牛込保健センター	弁天町50番地	1,450	昭和50	RC	弁天町保育園・新宿生 活実習所	
東新宿保健センター	新宿七丁目 26番4号	1,884	平成26	S	新宿区医師会区民健康 センター	平成26年6月30日開設
落合保健センター	下落合四丁目 6番7号	1,099	平成8	RC	落合第一特別出張所・ 落合第一地域センター	落合第一特別出張所が光熱水費・施設管 理経費を支出
その他						
産業会館	西新宿六丁目 8番2号	3,266	平成14	SRC		新宿オークシティ内
教育センター	大久保三丁目 1番2号	4,158	平成4	SRC	新宿コズミックスポーツセ ンター	
健康部分室	西新宿七丁目 5番8号	1,733	昭和46	RC		旧西新宿保健センター(平成26年6月ま で)
地域福祉課高田馬場 一丁目事務所	高田馬場一丁目 17番20号	1,357	昭和52	RC		社会福祉法人新宿区社会福祉協議会の 事務所等として利用
新宿ここから広場 しごと棟	新宿七丁目3番 29号	2,998	平成22	RC	子ども総合センター	公益財団法人勤労者・仕事支援センタ ー、公益社団法人新宿区シルバー人材セ ンターの事務所等として使用

※本庁舎は平成27年11月までの免震改修工事により、延床面積が21,590㎡となっています。

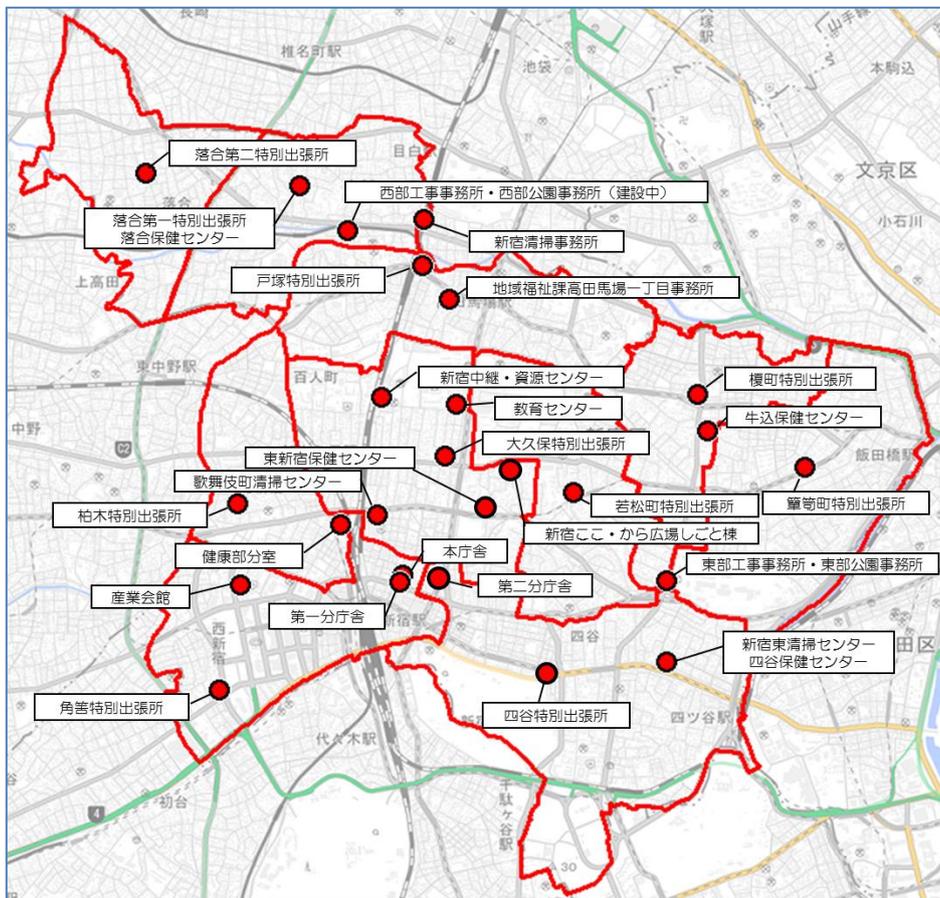
## (2) 施設の現状と課題

- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は延床面積ベースで 32.9%と老朽化度は低く、昭和 41 年度に建設された本庁舎は、平成 26 年から平成 27 年にかけて免震改修工事を実施した。
- ◆本庁舎・分庁舎は角筈・区役所地域に立地しているが機能が複数の建物に分散しており、事務機能の向上を図る必要がある。また、地価を踏まえ不動産を有効に活用する方式を検討する必要がある。
- ◆各地域のミニ区役所の機能を持つ特別出張所は、平成元年度から平成 8 年度に集中して 10 地域すべてに整備されたことから、将来これらの施設が一斉に老朽化を迎える。
- ◆歌舞伎町清掃センターが供用開始後 48 年経過しているほか、牛込保健センター、健康部分室、地域福祉課高田馬場一丁目事務所もそれぞれ老朽化している。
- ◆新宿清掃事務所、新宿中継・資源センター、教育センターは、供用開始から 20 年を超えており、大規模な改修が必要な時期に差し掛かっている。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は行政運営を行うための施設であることから、区が所有し維持管理すべき施設である。
- ◆本庁舎は免震化したことにより 20 年は使用可能だが、将来建て替える際は、不動産価値を利用して財政負担を軽減する方式(不動産活用、PFI\*等)の検討を行う。また、その際、分散している機能を統合し、事務機能の向上を図る。
- ◆特別出張所は、IT化の進展や住民ニーズを踏まえ、行政サービス機能の今後の展開について、住民の利便性向上の観点から検討する必要がある。
- ◆工事事務所・公園事務所、清掃関連施設、保健センターは、今後も維持するが、他の公共施設との複合化などにより維持経費の削減を図る工夫を行う。

図表 4-1-2 庁舎等の施設配置状況



## 2 防災関係施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
防災センター	<ul style="list-style-type: none"><li>◆災害発生時に本庁舎機能が失われた場合の災害対策本部や災害情報支援システムなどのバックアップ機能を備えた施設として整備している。</li><li>◆平常時は防災思想の普及・啓発事業など防災知識の習得を図る施設として活用している。</li></ul>
防災活動拠点 多目的環境防災広場	<p>(防災活動拠点)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆災害時の応急活動拠点としての役割を担う。</li><li>◆平常時には防災講習及び防災訓練の場として活用している。</li></ul> <p>(多目的環境防災広場)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆災害時の地域の防災活動拠点としての役割を担う。</li><li>◆消防団用倉庫、防災区民組織の資器材倉庫、リサイクル用のストックヤード及び防火貯水槽などを設置している。</li></ul>
備蓄倉庫	<p>(避難所備蓄倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆避難者の1日分の食糧、生活用品、避難所運営用資材など、避難所生活に最低限必要な物資を保管する備蓄倉庫を避難所に整備している。</li></ul> <p>(区備蓄倉庫)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆発災後2日目以降に、食糧、トイレ用品、毛布など避難所へ追加供給する物資を保管する備蓄倉庫を整備している。</li></ul>
職員防災住宅	<ul style="list-style-type: none"><li>◆災害対策要員を確保するために職員住宅を設置している。</li></ul>

図表 4-2-1 防災関係施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
防災センター	市谷仲之町 2 番 42 号	1,045	平成 7	SRC	東部工事事務所・ 東部公園事務所	
小滝橋地域防災活動 拠点	高田馬場三丁目 46 番 14 号	326	昭和 57	RC		平成 25 年 10 月から平成 29 年 3 月まで2階部分を 西部公園事務所仮施設と して使用
上落合防災活動 拠点・職員防災住宅	上落合二丁目 26 番 4 号	486	平成 24	RC		単身用 6 戸
西早稲田職員防災 住宅	西早稲田二丁目 17 番 23 号	529	平成 11	RC		単身用 12 戸、 世帯用 1 戸
加賀町職員防災住宅	市谷加賀町二丁目 1 番 13 号	362	昭和 50	RC		単身用 12 戸
下落合職員防災住宅	下落合三丁目 9 番 5 号	316	平成 4	S		単身用 10 戸、世帯用 1 戸
白銀町多目的環境 防災広場	白銀町1番7号	12	平成 21	S		
西早稲田多目的環境 防災広場	西早稲田二丁目 16 番 10 号	31	平成 22	S		
若葉多目的環境防災 広場	若葉二丁目 5 番 2 号	34	平成 6	S		都市整備用地内、延床面 積は同用地内の防災倉庫 を含みます
百人町多目的環境 防災広場	百人町三丁目 8 番 10 号	40	平成 8	S		
北新宿多目的環境 防災広場	北新宿一丁目 25 番 22 号	243	平成 17	S		
西新宿多目的環境 防災広場	西新宿八丁目 16 番 1 号 新宿グランドウ ィング202	83	平成 23	SRC		
北新宿防災倉庫	北新宿三丁目 20 番 2 号	226	昭和 56	RC	北新宿第二地域交流館・北新宿子ども園・ 北新宿子ども家庭支援センター・北新宿図 書館・北新宿生涯学習館	区備蓄倉庫
早稲田町備蓄倉庫	早稲田町 68 番 5 号	118	昭和 63	RC		区備蓄倉庫
市谷台町備蓄倉庫	市谷台町 15 番 2 号	30	平成 8	S		区備蓄倉庫
障害者福祉センター 備蓄倉庫	戸山一丁目 22 番	222	昭和 59	RC	障害者福祉センター・ 新宿福祉作業所	区備蓄倉庫
本塩町備蓄倉庫	本塩町 8 番地	122	平成 3	RC	本塩町児童館・本塩町地域交流館	区備蓄倉庫
西戸山タワーガーデン 備蓄倉庫	百人町三丁目 1 番 2 号	192	昭和 62	RC		区備蓄倉庫 東京グローブ座内
旧四谷第四小学校 備蓄倉庫	四谷四丁目 20 番地	92	昭和 10	RC	四谷ひろば	避難所倉庫
新宿 NPO 協働推進 センター備蓄倉庫	高田馬場四丁目 36 番 12 号	106	昭和 32	RC	新宿 NPO 協働推進センター・私立子 ども園・高田馬場自転車保管場所	避難所倉庫

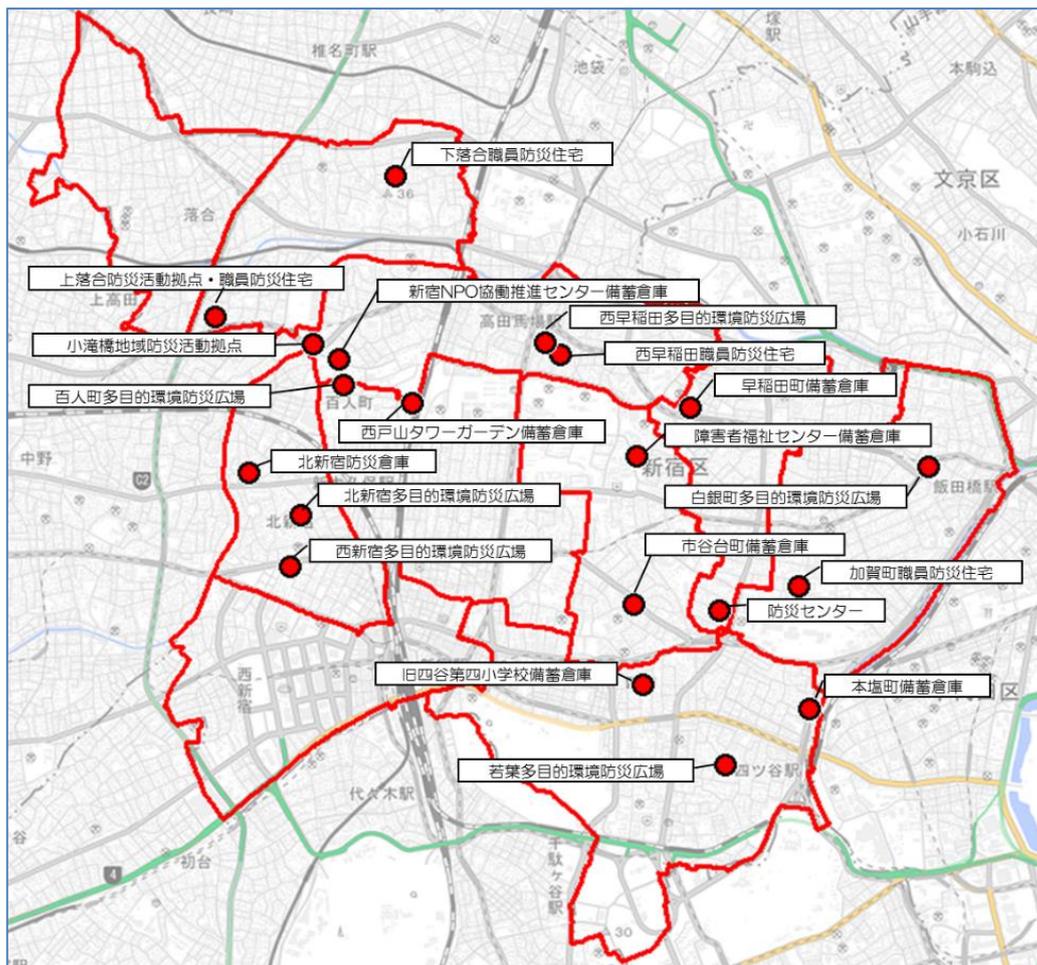
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は延床面積ベースで 28.9%と老朽化度は低い。
- ◆ この施設類型は災害発生時のバックアップ機能(防災センター)や、災害応急活動の拠点(防災活動拠点、多目的環境防災広場)、備蓄物資の供給(備蓄倉庫)などの機能を有する施設であることから、災害時に機能を十分果たせるよう施設の適正な維持管理と効率的な管理運営を行う必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 防災センター、防災活動拠点、多目的環境防災広場については、現状どおり維持管理する。
- ◆ 地域防災活動拠点については、課題を踏まえ、あり方の検討を行う。
- ◆ 備蓄倉庫については、区有施設や民間施設の余剰部分を利活用することを原則とする。
- ◆ 職員防災住宅については、民間借り上げへの移行なども含めたあり方の検討を行う。

図表 4-2-2 防災関係施設の施設配置状況



### 3 区民等利用施設

#### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿NPO協働推進センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆NPO法人等の協働の取組を推進し、地域の課題を解決するための基盤を整備し、区内における社会貢献活動の健全な発展を図るための施設である。</li> <li>◆NPO法人等が利用できる会議室、多目的スペースを貸し出すほか、フリースペースを設置している。</li> </ul>
しんじゅく多文化共生プラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆日本人と外国人との交流を促進し、文化、歴史等の相互理解を深めるための施設である。</li> <li>◆学習コーナー、相談コーナー、資料・情報コーナー、多目的スペースを設置している。</li> </ul>
男女共同参画推進センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆男女共同参画の推進のための施設である。</li> <li>◆図書室、会議室、ワーク室等を設置している。</li> </ul>
環境学習情報センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆環境の保全に関する活動を支援するとともに、環境の保全に関する学習及び情報の発信の拠点となる施設である。</li> <li>◆展示室、研修室、情報コーナーを設置している。</li> </ul>
新宿リサイクル活動センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区内におけるごみの減量のため、リデュース・リユース・リサイクル等の活動を推進する施設である。</li> <li>◆リユース品販売のほか、日用品修理、フリーマーケット、会議室の貸出などを実施している。</li> </ul>
西早稲田リサイクル活動センター	
高田馬場創業支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中小企業の経営改革を支援するとともに、創業及び新産業の創出を促し、区内における産業の活性化を図るための施設である。</li> <li>◆創業支援のため、シェアード(共有)オフィス、個室オフィス、会議室兼商談室、交流スペースを設置している。</li> </ul>
新宿消費生活センター分館	◆消費生活センターの一部として調理室兼商品テスト室、会議室を設置している。

図表 4-3-1 区民等利用施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
新宿 NPO 協働推進センター	高田馬場四丁目 36 番 12 号	1,805	昭和 32	RC	備蓄倉庫・私立子ども園・高田馬場自転車保管場所	旧西戸山第二中学校、平成 25 年度から現施設
しんじゅく多文化共生プラザ	歌舞伎町 2-44-1 ハイジア 11 階	248	平成 17	SRC		建物は民間事業者から賃貸借契約により借用
男女共同参画推進センター	荒木町 16 番地	523	昭和 57	RC		
環境学習情報センター	西新宿二丁目 11 番 4 号	616	昭和 43	SRC	区民ギャラリー	新宿中央公園内
新宿リサイクル活動センター	新宿区高田馬場四丁目 10 番 2 号	1,335	平成 25	RC	高田馬場福祉作業所・高田馬場駅第一自転車等駐輪場	
西早稲田リサイクル活動センター	西早稲田三丁目 19 番 5 号	525	昭和 38	RC		
高田馬場創業支援センター	高田馬場一丁目 32 番 10 号	316	昭和 60	RC	新宿消費生活センター分館	平成 23 年度から現施設
新宿消費生活センター分館	高田馬場一丁目 32 番 10 号	288	昭和 60	RC	高田馬場創業支援センター	平成 23 年度から現施設

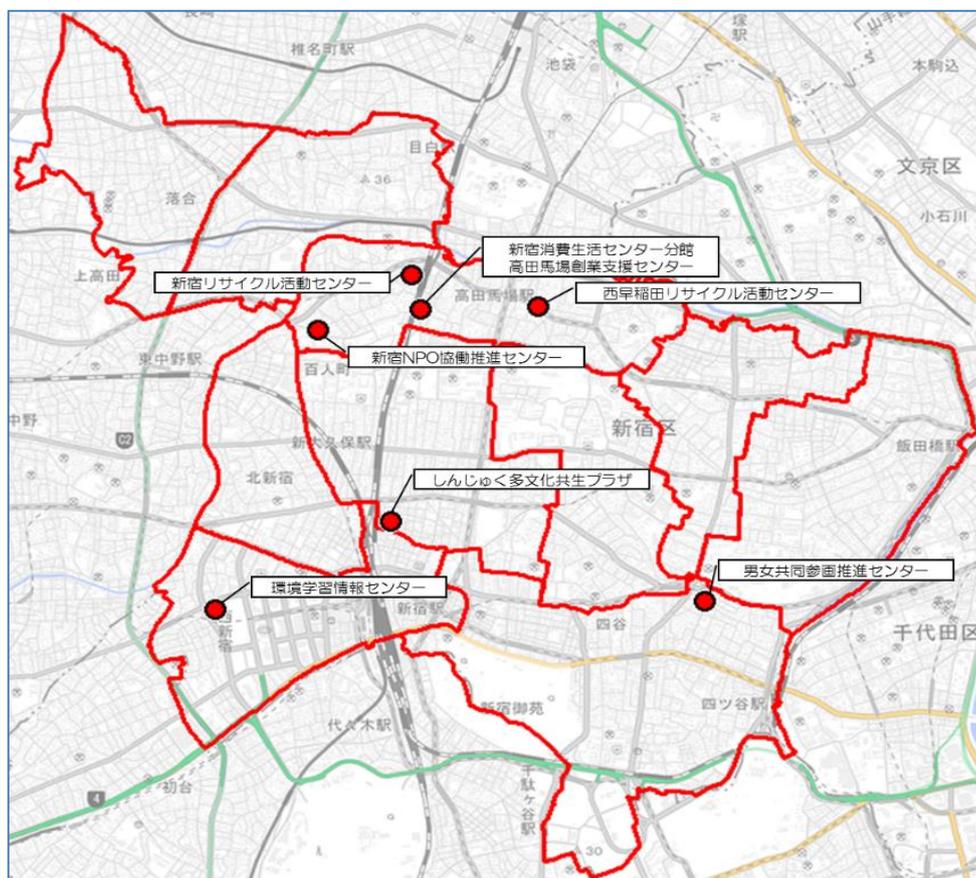
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は男女共同参画や環境保全など、特定の分野の取組みの推進や普及、活動の場の提供などを目的として開設しているが、区民ニーズや行政需要を踏まえ区の施策の方向性に即した施設サービスのあり方を検討する必要がある。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 72.0%と老朽化度は高く、今後、修繕・建替費用の増大が見込まれることから、「4 地域センター」や「6 高齢者交流・活動施設」、「19 生涯学習施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図る必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は区の施策にかかる地域の活動拠点としての機能を有するが、区有施設として維持する必要性について再検討すべき施設である。
- ◆新宿 NPO 協働推進センター、しんじゅく多文化共生プラザ、高田馬場創業支援センター、消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、環境学習情報センター、リサイクル活動センターについては、施設の必要性を検討し、区有施設を保有せずサービスを提供する方向の可能性について検討を行う。
- ◆今後も維持が必要なものについては、老朽化に伴う大規模な改修・建替えの際に、施設の規模を見直すとともに、他の施設との機能統合を図っていく。

図表 4-3-2 区民等利用施設の施設配置状況



## 4 地域センター

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
地域センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域コミュニティの核となる施設として、平成元年度以降の特別出張所の建替えに伴い、特別出張所に併設する形で整備を進めてきた施設である。</li> <li>◆多目的ホール、集会室・会議室、調理室、工芸・美術室、音楽室などの部屋の貸出のほか、コミュニティ事業の企画運営や地域誌の発行などを行っている。</li> </ul>

図表 4-4-1 地域センターの施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
四谷地域センター	内藤町 87 番地	2,003	平成 8	SRC	四谷特別出張所・四谷区民ホール・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分所有
牛込笹笥地域センター	笹笥町 15 番地	1,585	平成 3	SRC	笹笥町特別出張所・牛込笹笥区民ホール	
榎町地域センター	早稲田町 85 番地	1,460	平成 13	RC	榎町特別出張所	
若松地域センター	若松町 12 番 6 号	1,577	平成 7	RC	若松町特別出張所	
大久保地域センター	大久保二丁目 12 番 7 号	1,136	平成 5	SRC	大久保特別出張所・大久保図書館	土地は厚生労働省から賃貸借契約により借用、建物は区分所有
戸塚地域センター	高田馬場二丁目 18 番 1 号	1,145	平成 21	S	戸塚特別出張所	土地の一部(29 ㎡)を鉄道事業者から使用貸借により借用
落合第一地域センター	下落合四丁目 6 番 7 号	1,392	平成 8	RC	落合第一特別出張所・落合保健センター	
落合第二地域センター	中落合四丁目 17 番 13 号	1,058	平成 18	RC	落合第二特別出張所	土地は個人から賃貸借契約により借用
柏木地域センター	北新宿二丁目 3 番 7 号	1,407	平成 6	RC	柏木特別出張所・柏木子ども園(乳児園舎)・北新宿第一児童館・北新宿地域交流館	
角筈地域センター	西新宿四丁目 33 番 7 号	1,069	平成元	SRC	角筈特別出張所・角筈区民ホール・角筈図書館	

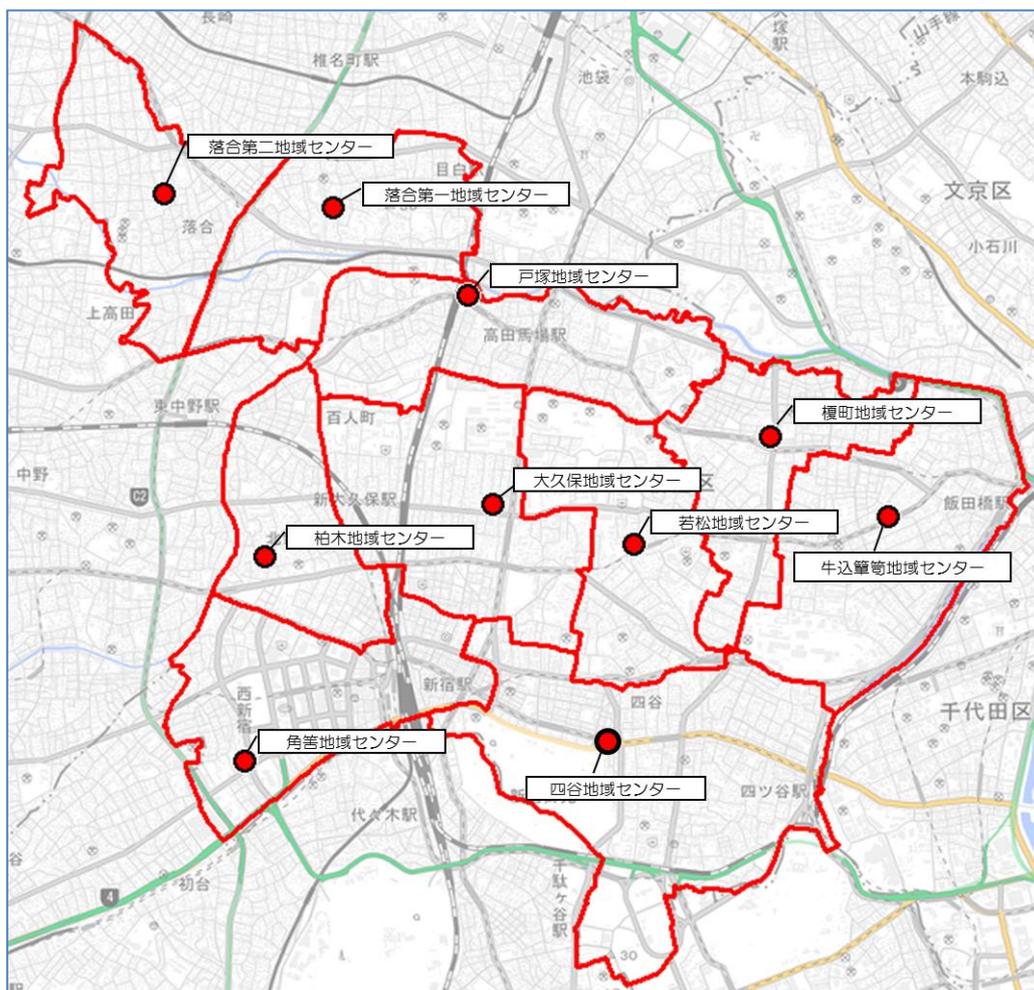
## (2) 施設の現状と課題

- ◆地域センターは地域コミュニティの核となる施設として、地域にも浸透している。
- ◆平成元年度以降の特別出張所の建替えに伴い、特別出張所に併設する形で整備を進めてきた施設であり、特別出張所との併設施設として、平成元年度から平成8年度に集中して建設を行ったため、将来、一斉に老朽化が進み、修繕・建替えが集中することが懸念されるため、計画的かつ効率的な管理運営を実施していく必要がある。
- ◆「3 区民等利用施設」や「6 高齢者交流・活動施設」、「19 生涯学習施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図る必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆地域センターは、区における地域活動の拠点として位置づけており、地域にも浸透しているため、今後も、地域活動拠点機能の施設として維持していくものとするが、集会室機能については、効率的な運営を図るため集会室機能を有する他の区有施設と、対象者の年齢要件や利用手続き等を含め機能を統合する。
- ◆施設の大規模な改修・建替えに際しては、稼働率等を勘案し、施設や部屋の規模そのものを見直す。
- ◆近隣の学校施設において、学校改修時等に独立した動線の確保やセキュリティ面での安全性の確保、並びに、今後の教育需要や児童・生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業として実施しているプールや体育館、校庭と同様、学校内の特別教室等についても地域活動の場として機能共有を図っていく。

図表 4-4-2 地域センターの施設配置状況



# 5 ホール

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿文化センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民に文化的活動等の場所を提供することで、区民の文化の向上を図るとともに、区内における文化芸術活動の拠点となる施設である。</li> <li>◆大ホール(1,802席)、小ホール(210席)、展示室、リハーサル室、会議室を設置している。</li> </ul>
区民ホール (四谷・牛込笹笥・角筈)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民の文化的活動等の場を提供し、文化の向上及び福祉の増進を図るための施設である。</li> <li>◆中小ホールを四谷(452席)、牛込笹笥(392席)、角筈(238席)に設置している。</li> </ul>

図表 4-5-1 ホールの施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
新宿文化センター	新宿六丁目 14番1号	16,446	昭和 53	SRC		
四谷区民ホール	内藤町 87 番地	2,422	平成 8	SRC	四谷特別出張所・四谷地域 センター・四谷図書館	建物は東京都水道局と区分 所有
牛込笹笥区民ホール	笹笥町 15 番地	1,528	平成 3	SRC	笹笥町特別出張所・牛込 笹笥地域センター	
角筈区民ホール	西新宿四丁目 33 番 7 号	1,023	平成元	SRC	角筈特別出張所・角筈地域 センター・角筈図書館	

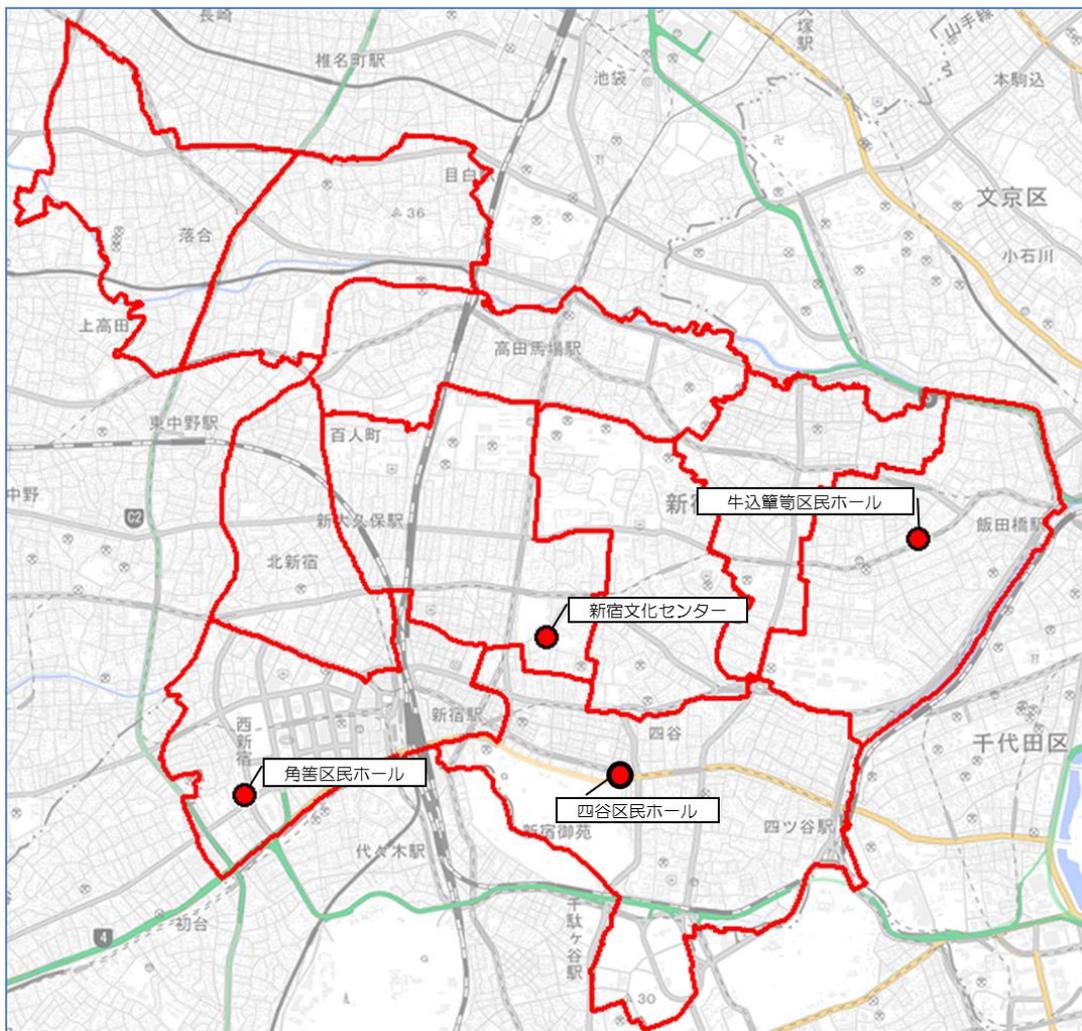
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は新宿文化センター及び四谷・牛込簗笥・角筈の各区民ホールである。新宿文化センターは単独施設、区民ホールは特別出張所や地域センターとの複合施設になっている。
- ◆最も規模の大きい新宿文化センターが供用開始後 37 年を経過しており、今後、維持・修繕に多額の費用が必要となることが懸念される。区民ホールは3館とも供用開始後 30 年以内となっているが、同じ年代に集中して建設されたため、将来の老朽化も集中することが予想される。
- ◆音響・照明等の特殊設備の適切な保守・更新が必要な施設であり、区の施策の方向性に即した施設のあり方を検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は音響・照明等の設備の適切な保守・更新の必要性、民間施設によるサービス供給状況や、新宿文化センターにおける需要規模と利用実績との乖離等を踏まえ、今後の区におけるホールのあり方、施設総量及び施設規模の検討を一体的に行う。
- ◆新宿文化センターについては、財政負担の軽減及びサービス向上の視点から、建替えの際には、より専門性の高い民間事業者によるPFI\*等の導入も検討する。

図表 4-5-2 ホールの施設配置状況



## 6 高齢者活動・交流施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
ことぶき館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区内在住の60歳以上の方が集会や娯楽などで利用する施設である。</li> <li>◆高齢者が健康でいきがいのある生活ができるよう、高齢者相互間の交流を深めるいこいの場として提供している。</li> </ul>
シニア活動館	◆区内在住の50歳以上の方が集会や娯楽のほか、ボランティアなどの社会貢献活動の場として活用する施設である。
地域交流館	◆区内在住の60歳以上の方が集会や娯楽のほか、文化活動・健康の増進に向けた活動の場として活用する施設である。
高齢者いこいの家	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者に対し教養の向上やレクリエーション等のための場を提供する施設である。</li> <li>◆都内在住の60歳以上の方が利用できる。</li> </ul>

図表 4-6-1 高齢者活動・交流施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積(㎡)	供用開始年度	構造	併設施設・備考
薬王寺ことぶき館	市谷薬王寺町 51 番地	935	昭和 45	RC	薬王寺児童館
大久保ことぶき館	大久保一丁目 17 番 20 号	96	平成 27	S	西大久保公園内仮施設
高田馬場第二ことぶき館(現高田馬場地域交流館)	高田馬場一丁目 4 番 17 号	516	昭和 46	RC	高田馬場第二保育園・高田馬場第二児童館 平成 27 年 4 月から地域交流館に機能転換
高田馬場シニア活動館	高田馬場三丁目 39 番 29 号	531	平成 19	RC	
信濃町シニア活動館	信濃町 20 番地	483	昭和 46	RC	信濃町子ども家庭支援センター・しなのまち子ども園
戸山シニア活動館	戸山二丁目 27 番 2 号	1,276	昭和 52	S	土地は東京都から行政財産使用許可により借用
西新宿シニア活動館	西新宿四丁目 8 番 35 号	829	昭和 41	RC	
早稲田南町地域交流館	早稲田南町 50 番地	327	昭和 47	RC	早稲田南町保育園・早稲田南町児童館・旧早稲田南町アパート(アパートは平成 27 年 7 月閉鎖)
西早稲田地域交流館	西早稲田一丁目 22 番 2 号	510	平成 5	SRC	
新宿地域交流館	新宿五丁目 3 番 13 号	247	昭和 52	RC	新宿第二保育園(平成 27 年 10 月から私立保育園)
山吹町地域交流館	山吹町 342 番地	237	昭和 59	RC	
上落合地域交流館	上落合二丁目 28 番 8 号	510	昭和 59	SRC	上落合児童館 土地は個人から賃貸借契約により借用
北新宿地域交流館	北新宿二丁目 3 番 7 号	347	平成 6	RC	柏木特別出張所・柏木地域センター・柏木子ども園(乳児園舎)・北新宿第一児童館
下落合地域交流館	下落合三丁目 12 番 33 号	311	昭和 53	RC	
百人町地域交流館	百人町二丁目 18 番 21 号	340	昭和 49	RC	百人町保育園・百人町児童館
東五軒町地域交流館	東五軒町 5 番 24 号	416	昭和 50	RC	東五軒町保育園・東五軒町児童館
中町地域交流館	中町 25 番地	251	昭和 58	RC	あいじつ子ども園(乳児園舎)・中町図書館・中町児童館
本塩町地域交流館	本塩町 8 番地	507	平成 3	RC	本塩町児童館・本塩町備蓄倉庫
北山伏地域交流館	北山伏町 2 番 17 号	338	昭和 45	RC	北山伏児童館
中落合地域交流館	中落合二丁目 7 番 24 号	322	昭和 52	RC	中落合第二保育園・中落合子ども家庭支援センター
北新宿第二地域交流館	北新宿三丁目 20 番 2 号	420	昭和 56	RC	北新宿子ども園・北新宿子ども家庭支援センター・北新宿図書館・北新宿生涯学習館・北新宿防災倉庫
高齢者いこいの家清風園	中落合一丁目 7 番 26 号	1,265	昭和 55	RC	

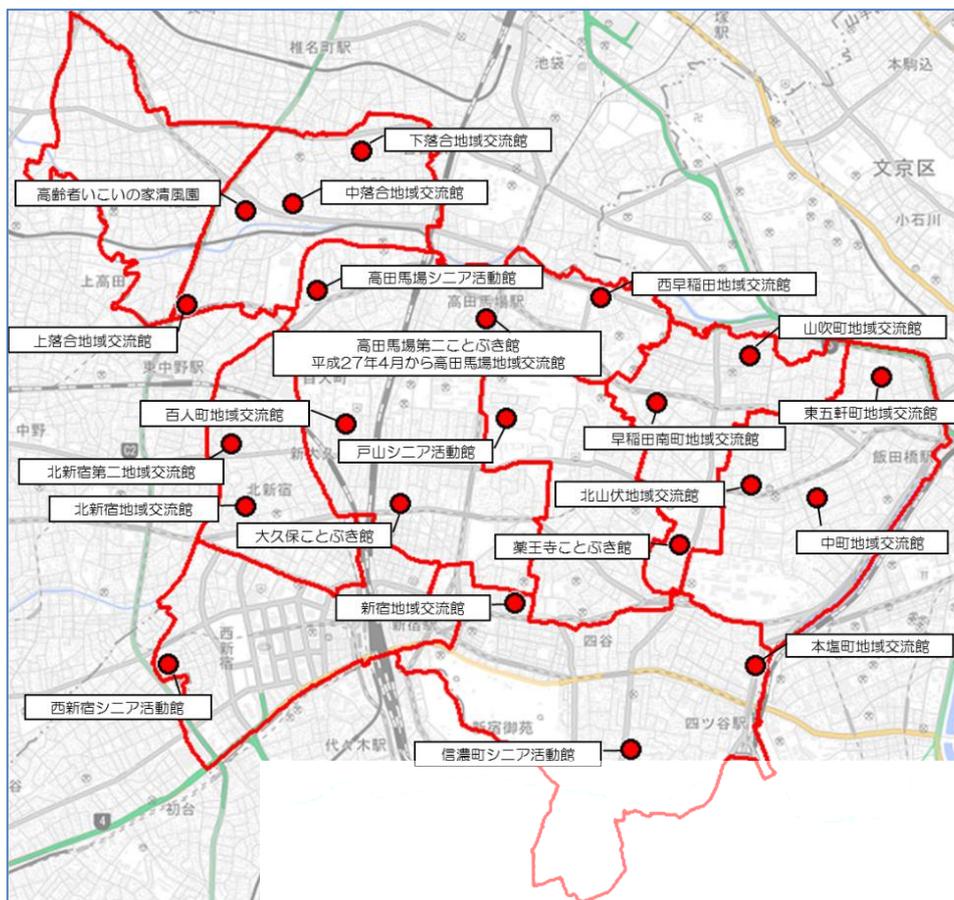
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 81.9%と老朽化度は非常に高く、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆ ことぶき館、シニア活動館、地域交流館などの高齢者活動・交流施設は、施設の多くが、保育所、児童館等との複合施設となっている。
- ◆ 特定の利用者による利用の解消や、利用者間の交流を促進させる取組みが必要である。また、少子高齢化がさらに進み、地域において必要とされるサービスの多様化が予測される中で、特定の世代のみが利用する施設からの機能転換を図る必要がある。
- ◆ 集会室機能については、「3 区民等利用施設」や「4 地域センター」、「19 生涯学習施設」など類似した機能を有する他の類似施設を活用するなど、役割を整理する必要がある。また、同規模での建替えが困難なため、こうした課題を踏まえ統廃合の検討が必要である。

## (3) 基本方針

- ◆ 特定の世代のみが利用する施設から、より幅広く区民が利用できる施設へと転換する。
- ◆ この施設類型は、以下の機能を提供する地域拠点施設とする。
  - ① 地域住民による相互の支援活動等の拠点(活動拠点機能、情報共有機能)
  - ② 健康づくり・介護予防サービス機能
- ◆ 老朽化が進んでいる施設が多いため、施設の大規模な改修・建替えに際しては、民間によるサービス供給の状況を勘案しながら施設の統廃合を検討する。また、地域拠点施設としての更新にあたっては「多世代交流」や「健康づくり」等を促進するための機能充実を原則とする。

図表 4-6-2 高齢者活動・交流施設の施設配置状況



# 7 高齢者福祉施設

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
高齢者在宅サービスセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護を必要とする高齢者が、地域の中で在宅生活を続けられるよう支援する施設である。</li> <li>◆介護保険法に規定する通所介護、第1号通所事業、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護を行う。</li> </ul>
特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆常に介護が必要な状態で、在宅での介護が困難になった高齢者が入所する施設である。</li> <li>◆介護保険法に規定する介護老人福祉施設サービス、短期入所生活介護を行う。</li> </ul>

図表 4-7-1 高齢者福祉施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
北新宿高齢者在宅サービスセンター	北新宿三丁目 27番 6号	—	平成 6	RC	北新宿特別養護老人ホーム・北新宿三丁目第1区営住宅・第1特定住宅・事業住宅	延床面積は北新宿特別養護老人ホームに計上
若葉高齢者在宅サービスセンター	若葉三丁目 6番地	1,295	平成 3	RC		
中落合高齢者在宅サービスセンター	中落合一丁目 7番 1号	1,031	平成 4	RC		土地は東京都から賃貸借契約により借用
百人町高齢者在宅サービスセンター	百人町三丁目 30番 2号	1,245	平成 9	RC		土地は東京都から無償貸付により借用
細工町高齢者在宅サービスセンター	細工町 1番 3号	1,670	平成 3	RC		
高齢者在宅サービスセンターあかね苑	北山伏町 2番 12号	1,388	平成元	RC	特別養護老人ホームあかね苑	
東戸山高齢者在宅サービスセンター	戸山二丁目 34番 2号	298	昭和 47	RC	東戸山小学校	土地は財務省から有償貸付により借用
北新宿特別養護老人ホーム(かしわ苑)	北新宿三丁目 27番 6号	4,743	平成 6	RC	北新宿高齢者在宅サービスセンター・北新宿三丁目第1区営住宅・第1特定住宅・事業住宅	
特別養護老人ホームあかね苑	北山伏町 2番 12号	2,620	平成元	RC	高齢者在宅サービスセンターあかね苑	

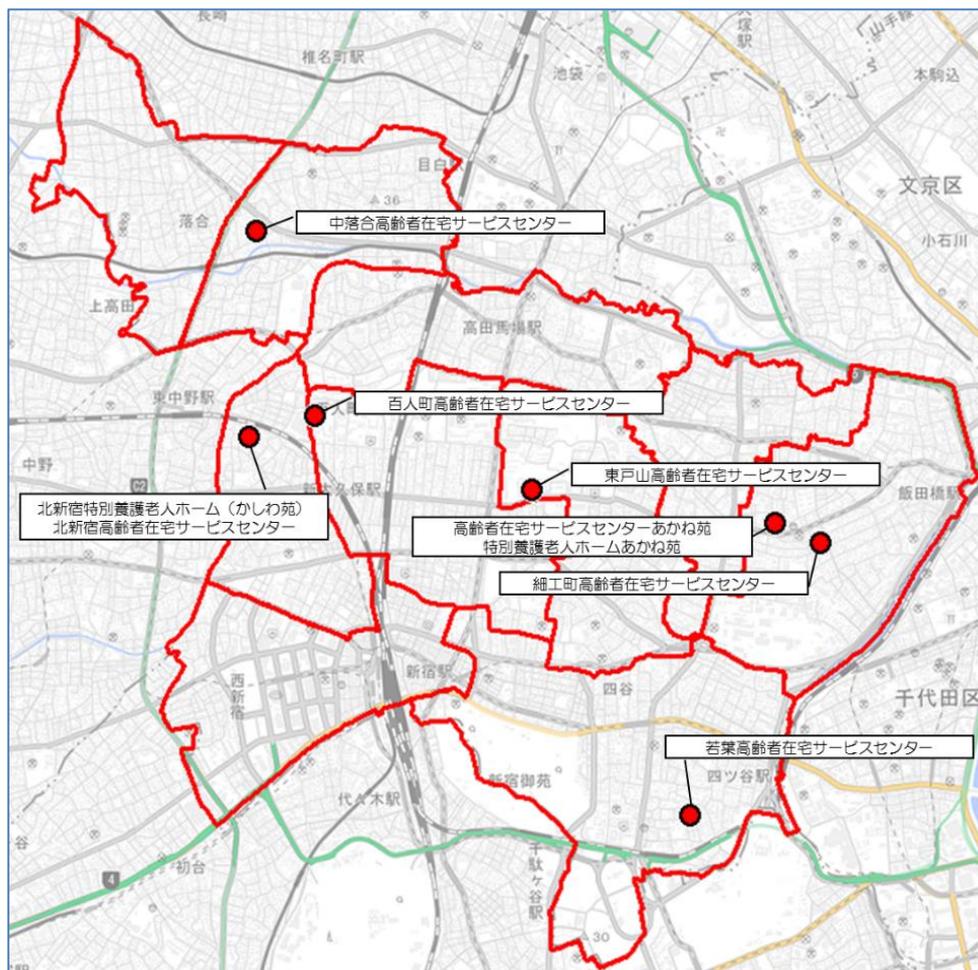
## (2) 施設の現状と課題

- ◆高齢者在宅サービスセンターは7施設、特別養護老人ホームは2施設ある。
- ◆百人町及び東戸山高齢者在宅サービスセンターは指定管理者\*が管理運営を行っているが、これ以外の7施設は社会福祉法人が自主運営している。
- ◆この施設類型は大半が平成に入ってから供用開始されたため供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで2.1%と老朽化度は非常に低い。しかし、少子高齢化がさらに進む中で、今後必要となる公共サービスとその提供方法について検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は、民間によるサービスの提供を原則としているが、民間のサービス供給状況を勘案し、行政需要を踏まえた運営の検討を行う必要がある施設である。
- ◆高齢者在宅サービスセンターについては、地域における高齢者サービスの提供を行うため今後必要な機能の検討を行う。
- ◆特別養護老人ホームについては、民間事業者のサービス供給を勘案し、行政需要を踏まえた対応を行う。

図表 4-7-2 高齢者福祉施設の施設配置状況



## 8 障害者福祉施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
「障害者福祉施設」 全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者総合支援法による障害福祉サービスを提供する施設である。</li> <li>◆各施設が障害の種別や程度に応じたサービス(生活介護・就労継続支援・自立訓練等)を実施している。また、必要な情報の提供やサービス利用に関する相談を行い、地域の障害者の相談の場でもある。</li> </ul>
あゆみの家	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中・重度の身体及び知的障害者を対象とし、入浴や排せつ、食事の介助等を行うとともに、創作活動等を通じて、日常生活の充実を支援する施設である。</li> <li>◆生活介護、短期入所、計画相談、日中ショート、土曜ケアサポートを行っている。</li> </ul>
障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障害者の各種訓練を実施するとともに、社会参加の機会や交流の場を提供し、その自主的な活動の促進を図るための施設である。</li> <li>◆多機能型事業(就労継続支援B型・生活介護事業)、短期入所・日中ショート事業と、区単独事業として機能訓練、講座・講習会、給食、入浴サービス等、様々な事業を行っている。</li> </ul>
福祉作業所(新宿、 高田馬場)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般企業等での就労が困難な方に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う施設である。</li> <li>◆就労継続支援(B型)を行っている</li> </ul>
生活実習所	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆中・重度の知的障害者を対象に、日常生活の指導や簡単な作業を通じて基本的能力の向上を図るための施設である。</li> <li>◆生活介護、短期入所、日中ショートを行っている。</li> </ul>
障害者生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神障害者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な支援を行う施設である。</li> <li>◆宿泊型自立訓練、自立訓練(生活訓練)、短期入所、相談支援を行っている。</li> </ul>

図表 4-8-1 障害者福祉施設の施設概要

	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
あゆみの家	西落合一丁目 30 番 10 号	2,353	昭和 51	RC		
障害者福祉センター	戸山一丁目 22 番 2 号	2,307	昭和 59	RC	新宿福祉作業所・ 備蓄倉庫	
新宿福祉作業所	戸山一丁目 22 番 2 号	1,364	昭和 59	RC	障害者福祉センター・備 蓄倉庫	
高田馬場福祉作業所	高田馬場四丁目 10 番 2 号	1,208	平成 25	RC	新宿リサイクル活動 センター	
新宿生活実習所	弁天町 50 番地	1,721	昭和 50	RC	弁天町保育園・牛込保健 センター	
障害者生活支援センター	百人町四丁目 4 番 2 号	767	平成 26	RC		平成 27 年 7 月開設

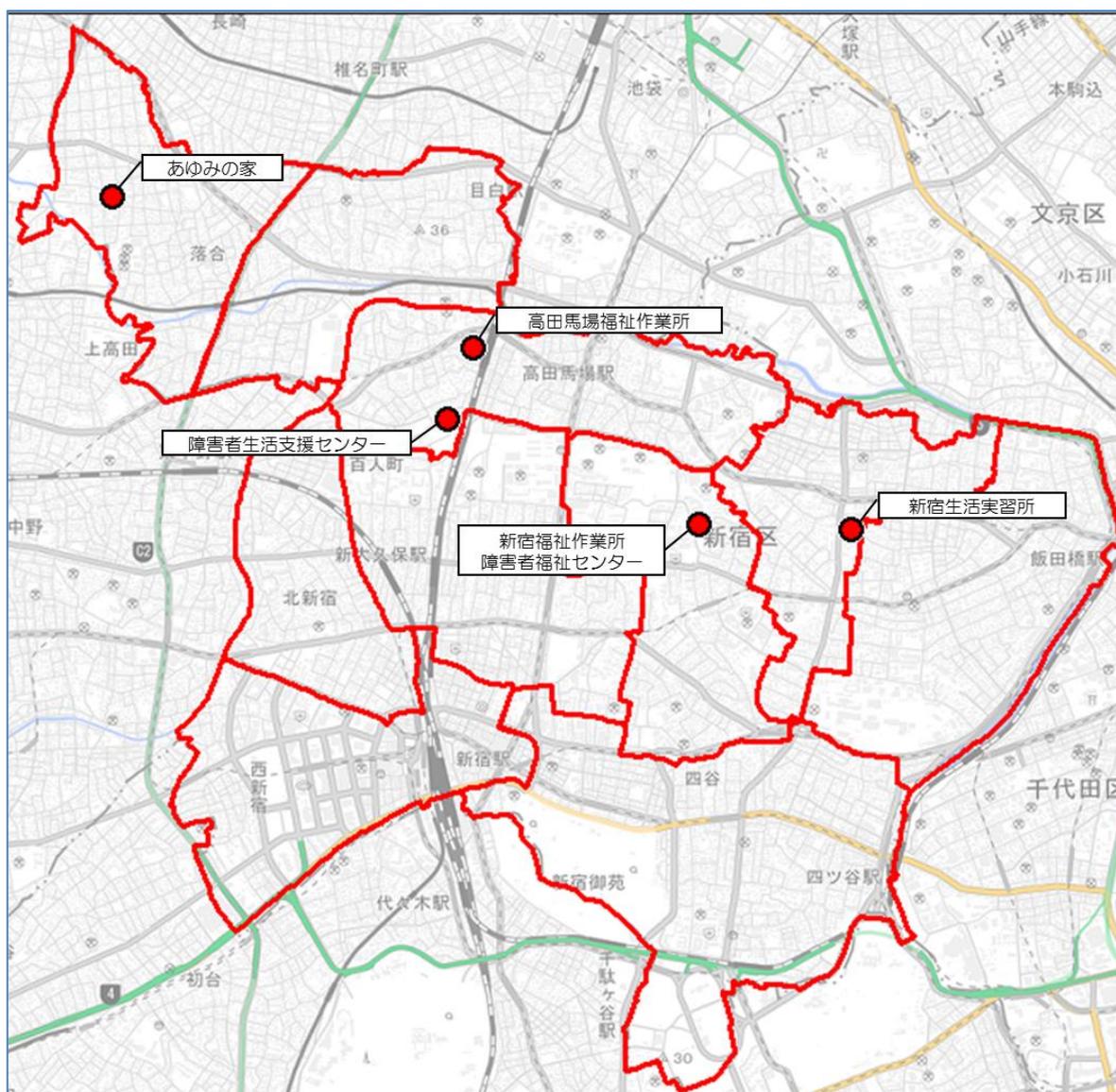
## (2) 施設の現状と課題

- ◆区立の「障害者福祉施設」は、6施設あり、指定管理者\*が管理運営を行っている。
- ◆供用開始後、30年以上経過した障害者福祉施設の割合は、延床面積ベースで79.7%と老朽化度が高くなっている。
- ◆障害の重度化や家族の高齢化が進む中、障害者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるように支援していく必要があり、行政需要を踏まえ施設の維持管理、整備を行っていくことが求められている。

## (3) 基本方針

- ◆障害の重度化や家族の高齢化に伴うニーズに適切に対応していくため、行政需要を踏まえ、施設を適切に維持管理していく。
- ◆対象者の重度化への対応や事業運営の効率化等の検討を行っていく

図表 4-8-2 障害者福祉施設の施設配置状況



## 9 その他福祉施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
作業宿泊所	◆住居及び就業場所のない区民等の生活の安定と自立を支援するための居住室や作業室を提供する福祉施設である。
母子生活支援施設	◆18歳未満の子どもを養育している母子家庭等で、養育が困難な場合等に、自立に向けた支援を行う入所施設である。
病児病後児保育室	◆保育施設に在籍している子どもが病気や病気回復期で保育施設を利用できない期間に、一時的に保育・看護する施設である。

図表 4-9-1 その他福祉施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
百人町作業宿泊所	百人町一丁目 25 番 19 号	741	昭和 38	RC		土地の一部を鉄道事業者から賃貸借契約により借用
母子生活支援施設	(非公表)	783	平成 6	RC		
病児病後児保育室	四谷四丁目 17 番地	105	昭和 53	RC	大木戸 子ども園	

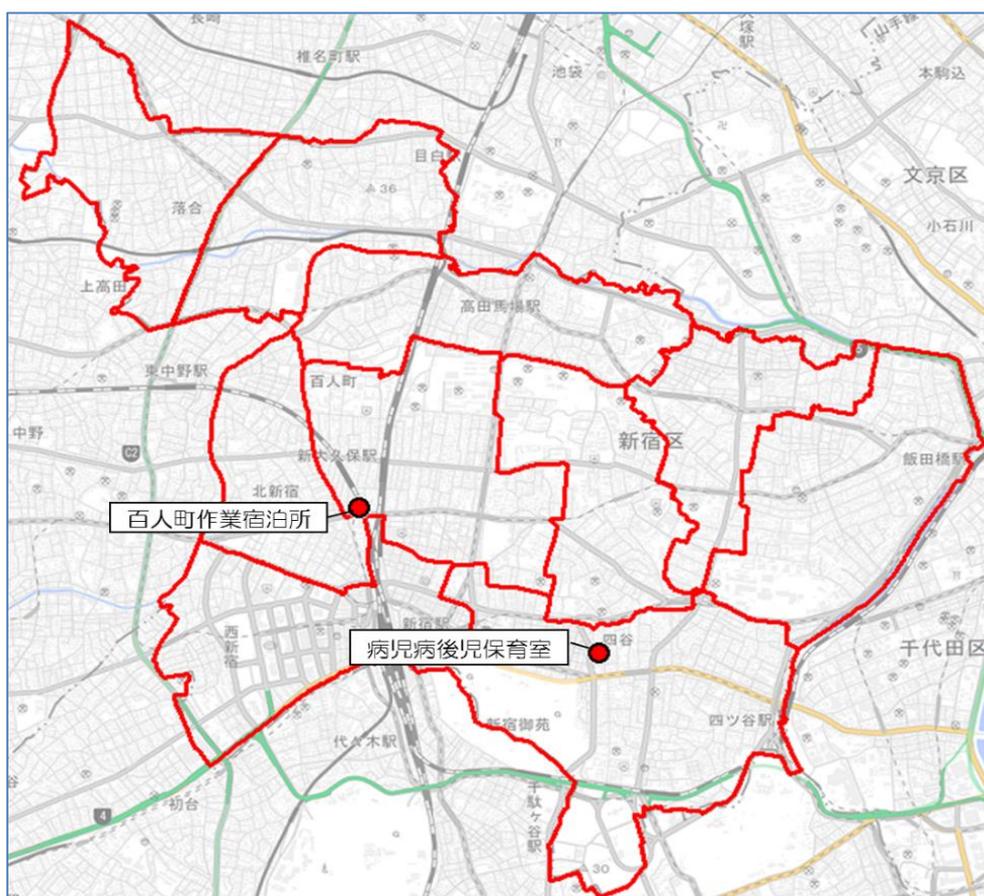
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 51.9%となっている。
- ◆ 今後も行政需要が見込まれるため、課題への適切な対応や計画的かつ効率的な管理運営を行う必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 作業宿泊所については、課題を踏まえ対応していく。
- ◆ 母子生活支援施設については、児童相談所の設置を見据え、今後区における母子生活支援機能のあり方について検討を行う。
- ◆ 病児病後児保育室については、行政需要を踏まえ対応していく。

図表 4-9-2 その他福祉施設の施設配置状況



# 10 保育園

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉法に基づく保育所である。</li> <li>◆保護者の就労等により保育を必要とする就学前までの子どもを預かり、「養護と教育」を一体的に行うことを目的とした施設である。</li> </ul>

図表 4-10-1 保育園の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
弁天町保育園	弁天町 50 番地	1,516	昭和 50	RC	牛込保健センター、新宿生活実習所	
大久保第一保育園	大久保三丁目 11 番 1 号	658	昭和 55	SRC	大久保三丁目アパート	区営住宅 7 階建ての 1 階部分を使用
東五軒町保育園	東五軒町 5 番 24 号	1,650	昭和 40	RC	東五軒町児童館、東五軒町地域交流館	延床面積は、1 号館と 2 号館(構造:S造)を合算したもの
長延保育園	市谷長延寺町 8 番地	420	昭和 39	RC		土地は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅 4 階建ての 1 階部分を使用)
富久町保育園	富久町 22 番 21 号	989	平成 14	S	富久町児童館	
西早稲田保育園	西早稲田 一丁目 9 番 30 号	409	昭和 46	RC		土地・建物は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅 9 階建ての 2 階部分を使用)
高田馬場第二保育園	高田馬場 一丁目 4 番 17 号	767	昭和 46	RC	高田馬場第二児童館、高田馬場第二こぶき館	併設の高田馬場第二こぶき館は平成 27 年 4 月から高田馬場地域交流館に機能転換
戸山第二保育園	戸山二丁目 18 番 101 号	599	昭和 45	RC		土地・建物は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅 10 階建ての 1 階部分を使用)
早稲田南町保育園	早稲田南町 50 番地	514	昭和 47	RC	早稲田南町児童館、早稲田南町地域交流館	
百人町保育園	百人町二丁目 18 番 21 号	682	昭和 49	RC	百人町児童館、百人町地域交流館	
新宿第二保育園	新宿五丁目 3 番 13 号	748	昭和 52	RC	新宿地域交流館	平成 27 年 11 月から私立子ども園に移行(富久ソラのこども園ちいさなうちゅう分園)
中落合第二保育園	中落合二丁目 7 番 24 号	996	昭和 52	RC	中落合子ども家庭支援センター、中落合地域交流館	

※新宿第二保育園は平成 27 年 11 月に私立子ども園に移行しており、区立施設としての運営を終了しています。

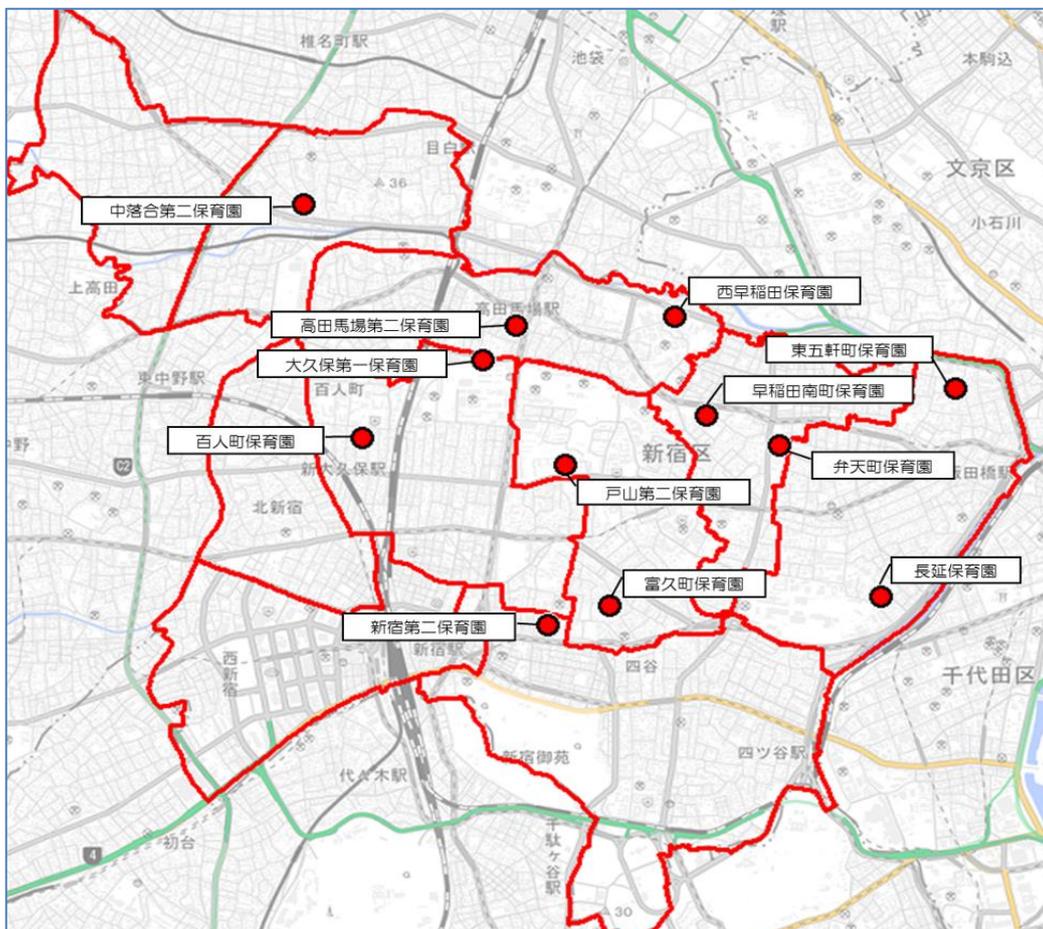
## (2) 施設の現状と課題

- ◆保育園は平成 27 年 4 月現在で、区立保育園が 12 園、私立保育園が 21 園ある。区立保育園 12 園のうち、9 園は他の施設との複合施設となっており、3 園は都営住宅の一部を使用している。
- ◆区は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、子どもが育つ場の整備と充実を図るため、地域の実情に応じて保育園や子ども園などの整備に積極的に取り組み、待機児童の解消を図るとともに、子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っている。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、90.1%と老朽化度は高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆今後も引き続き保育ニーズの増大や多様化に対し民間サービスの供給状況を踏まえながら適切に対応する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆保育園は、保護者の就労等により保育を必要とする就学前までの子どもを預かる施設であるため、行政として提供すべきサービスである。
- ◆保育園は、新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立保育園・子ども園の設置を基本とする。
- ◆多様な保育サービス(延長保育、一時保育、障害児保育等)が求められており、今後も子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っていく。

図表 4-10-2 保育園の施設配置状況



# 11 子ども園

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
子ども園	<p>◆就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園である。</p> <p>◆0歳から小学校就学前の子どもが同じ環境の下で保育と幼児教育が受けられる施設であり、保護者の就労の変化によらず子どもを受け入れる施設であるとともに、子育て支援の拠点である。</p>

図表 4-11-1 子ども園の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
柏木子ども園	(乳児園舎) 北新宿二丁目 3番7号	808	平成6	RC	柏木特別出張所、柏木地域センター、北新宿第一児童館、北新宿地域交流館	柏木幼稚園と北新宿第一保育園の統合による分園方式の子ども園として、平成23年4月に開設
	(幼児園舎) 北新宿二丁目11番1号	333	平成10	RC	柏木小学校	
おちごなかい子ども園	(乳児園舎) 中井一丁目 8番12号	353	昭和38	RC	中井児童館	落合第五幼稚園と中井保育園の統合による分園方式の子ども園として、平成24年4月に開設
	(幼児園舎) 上落合三丁目 1番6号	586	昭和49	RC	落合第五小学校	
大木戸子ども園	四谷四丁目 17番地	2,619	昭和53	RC	病児病後児保育室	
しなのまち子ども園	信濃町20番地	839	昭和46	RC	信濃町子ども家庭支援センター、信濃町シニア活動館	
戸山第一子ども園	戸山二丁目 26番101号	614	昭和44	RC		土地・建物は東京都から行政財産使用許可により借用(都営住宅5階建ての1階部分を使用)
西落合子ども園	西落合一丁目31番24号	1,511	昭和47	RC	西落合児童館	
北新宿子ども園	北新宿三丁目20番2号	1,033	昭和56	RC	北新宿第二地域交流館、北新宿子ども家庭支援センター、北新宿図書館、北新宿生涯学習館、北新宿防災倉庫	
四谷子ども園	四谷二丁目 6番地	1,307	平成18	RC	四谷小学校	
あいじつ子ども園	(乳児園舎) 中町25番地	682	昭和58	RC	中町児童館、中町地域交流館、中町図書館	隣接する愛日幼稚園と中町保育園を統合し、平成22年4月に開設
	(幼児園舎) 北町17番地	556	昭和54	RC	愛日小学校屋内運動場	
西新宿子ども園	西新宿四丁目35番5号	1,424	平成23	RC	西新宿児童館、西新宿小学校	

※大木戸子ども園は平成27年度の改修工事により、延床面積が2,724㎡となっています。

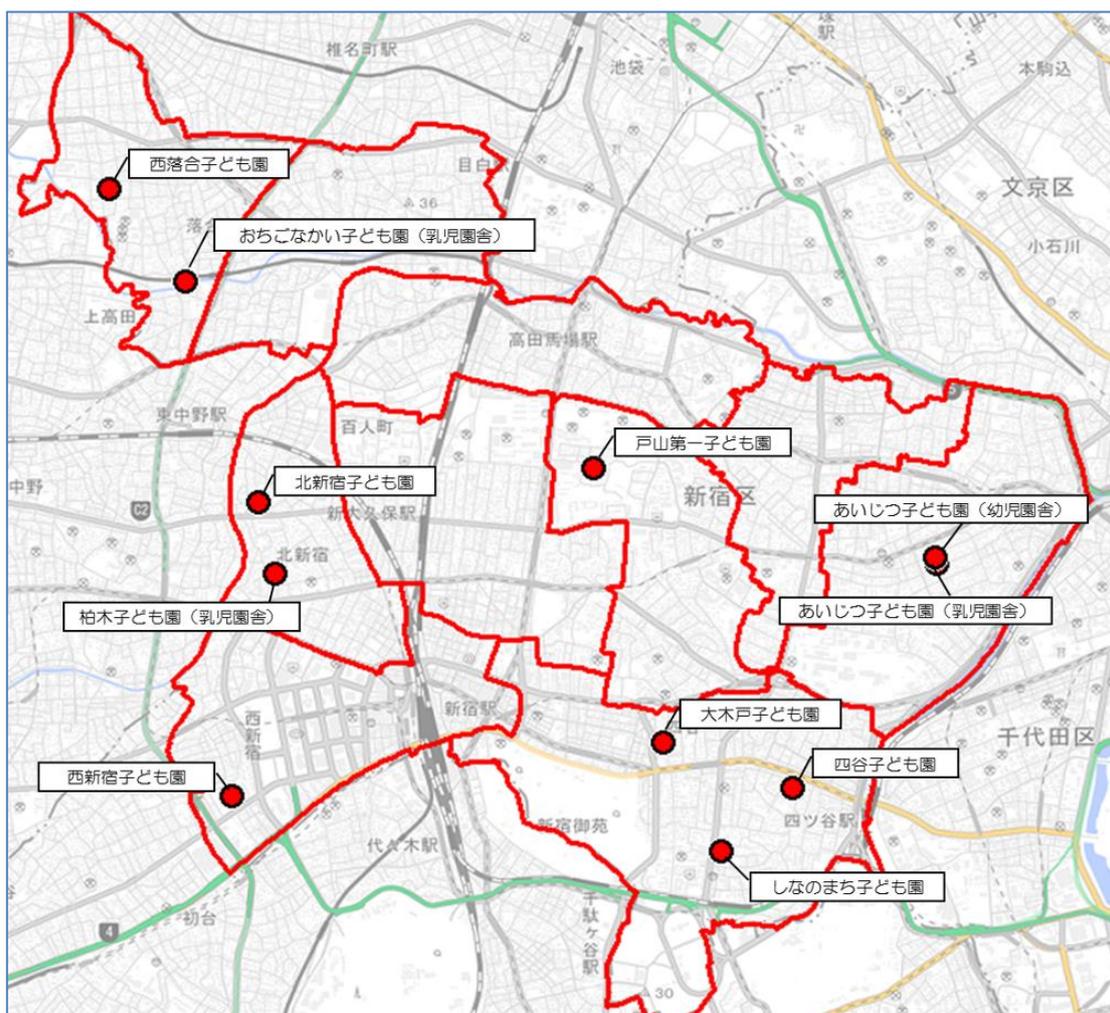
## (2) 施設の現状と課題

- ◆子ども園は平成 27 年 4 月現在で、区立子ども園が 10 園、私立子ども園が 3 園ある。区立子ども園 10 園のうち、9 園は他の施設等との複合施設となっており、1 園は都営住宅の一部を使用している。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、69.4%となっている。
- ◆今後も引続き教育・保育ニーズの増大や多様化に対し民間サービスの供給状況を踏まえながら適切に対応する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆子ども園は、新設・建替えの際に、引き続き民営化による私立園の設置を基本とする。
- ◆多様な保育サービス(延長保育、一時保育、障害児保育等)が求められており、今後も子育て世帯の多様なニーズへの対応を図っていく。

図表 4-11-2 子ども園の施設配置状況



# 12 幼稚園

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校教育法に基づく幼稚園である。</li> <li>◆区立幼稚園の園児が健康かつ健全に成長できるよう、幼児教育環境の充実を図るとともに、障害等により支援を要する園児の自立への支援を、関係機関と連携し行っている。</li> </ul>

図表 4-12-1 幼稚園の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
津久戸幼稚園	津久戸町 2 番 2 号	530	昭和 8	RC	津久戸小学校	
市谷幼稚園	市谷山伏町 1 番 3 号	677	昭和 30	RC	市谷小学校	
早稲田幼稚園	早稲田南町 25 番地	742	昭和 2	RC	早稲田小学校	
鶴巻幼稚園	早稲田鶴巻町 140 番地	767	昭和 50	RC	鶴巻小学校・保育ルームつるまき園	
牛込仲之幼稚園	市谷仲之町 4 番 33 号	521	平成元	SRC	牛込仲之小学校	
余丁町幼稚園	若松町 13 番 1 号	413	昭和 58	RC	余丁町小学校	
四谷第六幼稚園	大京町 30 番地	679	昭和 62	RC	四谷第六小学校・四谷第六小学校内学童クラブ	
花園幼稚園	新宿一丁目 22 番 1 号	429	平成 8	RC	花園小学校	
大久保幼稚園	大久保一丁目 1 番 21 号	635	昭和 37	RC	大久保小学校	
戸塚第二幼稚園	高田馬場一丁目 25 番 21 号	736	昭和 51	RC	戸塚第二小学校・高田馬場第二学童クラブ分室(27 年度から戸塚第二小学校内学童クラブ)	
落合第三幼稚園	西落合一丁目 12 番 20 号	434	昭和 52	RC	落合第三小学校	
落合第四幼稚園	下落合二丁目 9 番 34 号	769	昭和 49	RC	落合第四小学校	
淀橋第四幼稚園	北新宿三丁目 17 番 1 号	618	昭和 48	RC	淀橋第四小学校	
西戸山幼稚園	百人町四丁目 7 番 1 号	544	昭和 41	RC	西戸山生涯学習館	土地は財務省から有償貸付契約により借用

※余丁町幼稚園は平成 27 年度の 3 歳児室改修により、延床面積が 422 ㎡となっています。

図表 4-12-2 休園中の幼稚園一覧

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
江戸川幼稚園	水道町 1 番 28 号	304	昭和 10	RC	江戸川小学校	平成 9 年度から休園 保育ルームえどがわ園として利用
富久幼稚園	富久町 7 番 24 号	356	昭和 61	RC	富久小学校	平成 11 年度から休園 富久小学校内学童クラブとして利用
落合第二幼稚園	上落合二丁目 10 番 23 号	613	昭和 51	RC	落合第二小学校	平成 12 年度から休園 保育ルームおちにすくすく園として利用
落合第六幼稚園	西落合四丁目 11 番 21 号	449	昭和 52	RC	落合第六小学校	平成 20 年度から休園 落合第二高齢者総合相談センターとして利用
戸山幼稚園	百人町二丁目 1 番 38 号	600	昭和 50	RC	戸山小学校・戸山小学校内学童クラブ	平成 25 年度から休園
戸塚第一幼稚園	西早稲田三丁目 10 番 12 号	445	昭和 47	RC	戸塚第一小学校	平成 27 年度から休園
戸塚第三幼稚園	高田馬場三丁目 18 番 12 号	平成 15 年度から休園、高田馬場第一児童館として利用(この施設は「13. 子育て支援施設/児童館等」で実態把握を行っています。)				

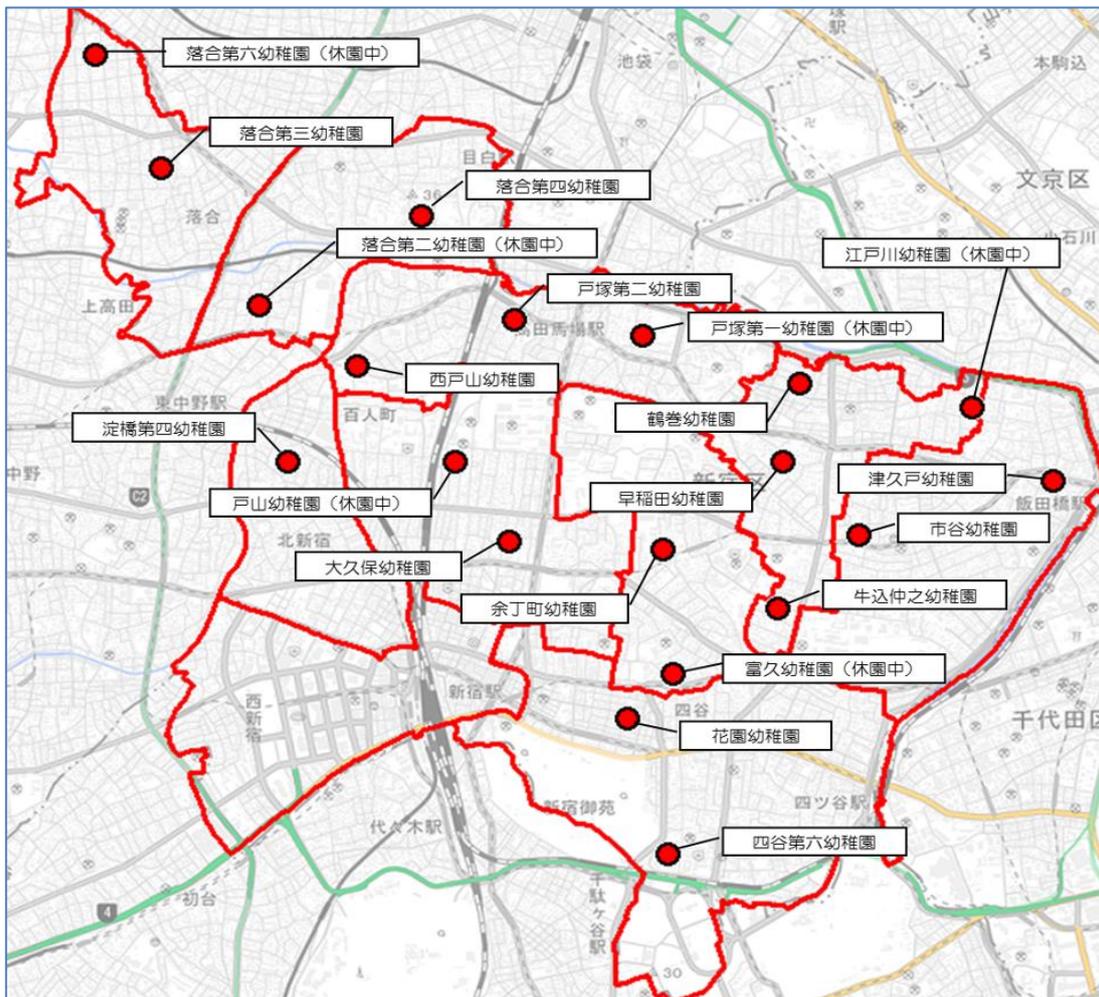
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 幼稚園は平成 27 年 4 月現在で、区内に区立幼稚園が 14 園、私立幼稚園が 9 園ある。14 園のうち、13 園は区立小学校に併設されており、西戸山幼稚園は生涯学習館との複合施設となっている。このほかに、休園中の幼稚園が 7 園あり、そのうち 5 か所は保育ルームなどのスペースとして活用している。
- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した幼稚園の割合は、延床面積ベースで 82.4%と老朽化度は非常に高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆ 平成 27 年度に、幼児人口の増加など区立幼稚園を取り巻く状況の変化に応じて 3 年保育の拡大、預かり保育の実施等、「区立幼稚園のあり方の見直し方針」を定めている。
- ◆ 幼稚園需要への対応及び適正な集団規模の確保を図るとともに、計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 幼稚園は、学校教育法に基づく幼児教育及び子育て支援事業の提供施設であるため、行政として必要な量を今後も維持管理していく施設である。
- ◆ 特別支援教育の充実など、区立幼稚園が中心的役割を担う必要があり、施設環境の整備・充実を図る必要がある。
- ◆ 建替えの際には、学校等との一体的な整備を検討する。
- ◆ 幼稚園需要の低下により入園児童の減少が学級の編成基準を満たさなくなった場合は休園し、その後の活用について検討を行う。
- ◆ 幼児人口の推移や私立幼稚園、認定こども園、保育園等との役割分担、区立幼稚園に求められるニーズの変化等に応じて対応していく。

図表 4-12-3 幼稚園の施設配置状況



# 13 児童館等

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童福祉法に基づく児童厚生施設である。</li> <li>◆0歳～18歳までの子どもとその保護者が利用できる施設である。</li> <li>◆遊戯室、音楽室、図書室などが利用できるほか、講座・行事の実施や、乳幼児親子の居場所づくり、育児相談も行っている。</li> </ul>
子ども総合センター、子ども家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆児童に対する虐待防止等に必要の支援を行うための拠点としての施設である。</li> <li>◆子ども総合センターは総合的な子育て支援施設であり、子ども家庭支援センター機能を持つとともに、発達支援事業、学童クラブ事業を行っている。</li> <li>◆子ども家庭支援センターは、子どもと子どもを持つ家庭のあらゆる相談に応じるとともに、子育て支援サービスを提供する施設であり、児童館機能を有し、4か所のうち3か所で学童クラブ事業も行っている。</li> </ul>

図表 4-13-1 児童館等の施設概要

施設名	所在地	延床面積(㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
本塩町児童館	本塩町8番地	596	平成3	RC	本塩町地域交流館・本塩町備蓄倉庫	
東五軒町児童館	東五軒町5番24号	253	昭和40	RC	東五軒町地域交流館・東五軒町保育園	
北山伏児童館	北山伏町2番17号	858	昭和45	RC	北山伏地域交流館	
中町児童館	中町25番地	293	昭和58	RC	中町地域交流館・あいじつ子ども園(乳児園舎)・中町図書館	
薬王寺児童館	市谷薬王寺町51番地	965	昭和45	RC	薬王寺ことぶき館	
早稲田南町児童館	早稲田南町50番地	398	昭和47	RC	早稲田南町地域交流館・早稲田南町保育園	
富久町児童館	富久町22番21号	606	平成14	S	富久町保育園	
百人町児童館	百人町二丁目18番21号	467	昭和49	RC	百人町地域交流館・百人町保育園	
高田馬場第一児童館	高田馬場三丁目18番21号	760	昭和52	RC	戸塚第三小学校	
高田馬場第二児童館	高田馬場一丁目4番17号	498	昭和46	RC	高田馬場第二ことぶき館(平成27年4月から高田馬場地域交流館)・高田馬場第二保育園	
上落合児童館	上落合二丁目28番8号	510	昭和59	SRC	上落合地域交流館	土地は個人から賃貸借契約により借用
西落合児童館	西落合一丁目31番24号	686	昭和47	RC	西落合子ども園	
中井児童館	中井一丁目8番12号	381	昭和38	RC	おちごなかい子ども園(乳児園舎)	
北新宿第一児童館	北新宿二丁目3番7号	468	平成6	RC	柏木特別出張所・柏木地域センター・柏木子ども園(乳児園舎)・北新宿地域交流館	
西新宿児童館	西新宿四丁目35番28号	444	昭和61	RC	西新宿子ども園・西新宿小学校	
子ども総合センター	新宿七丁目3番29号	5,321	平成22	RC	新宿ここから広場しごと棟	延床面積には子ども総合センター内タイムケアゾーン、新宿ここから広場 談話コーナ-、更衣室等を含む
信濃町子ども家庭支援センター	信濃町20番地	1,251	昭和46	RC	信濃町シニア活動館・しなのまち子ども園	
榎町子ども家庭支援センター	榎町36番地	1,307	平成5	SRC		
中落合子ども家庭支援センター	中落合二丁目7番24号	696	昭和52	RC	中落合地域交流館・中落合第二保育園	
北新宿子ども家庭支援センター	北新宿三丁目20番2号	539	昭和56	RC	北新宿第二地域交流館・北新宿子ども園・北新宿図書館・北新宿生涯学習館・北新宿防災倉庫	

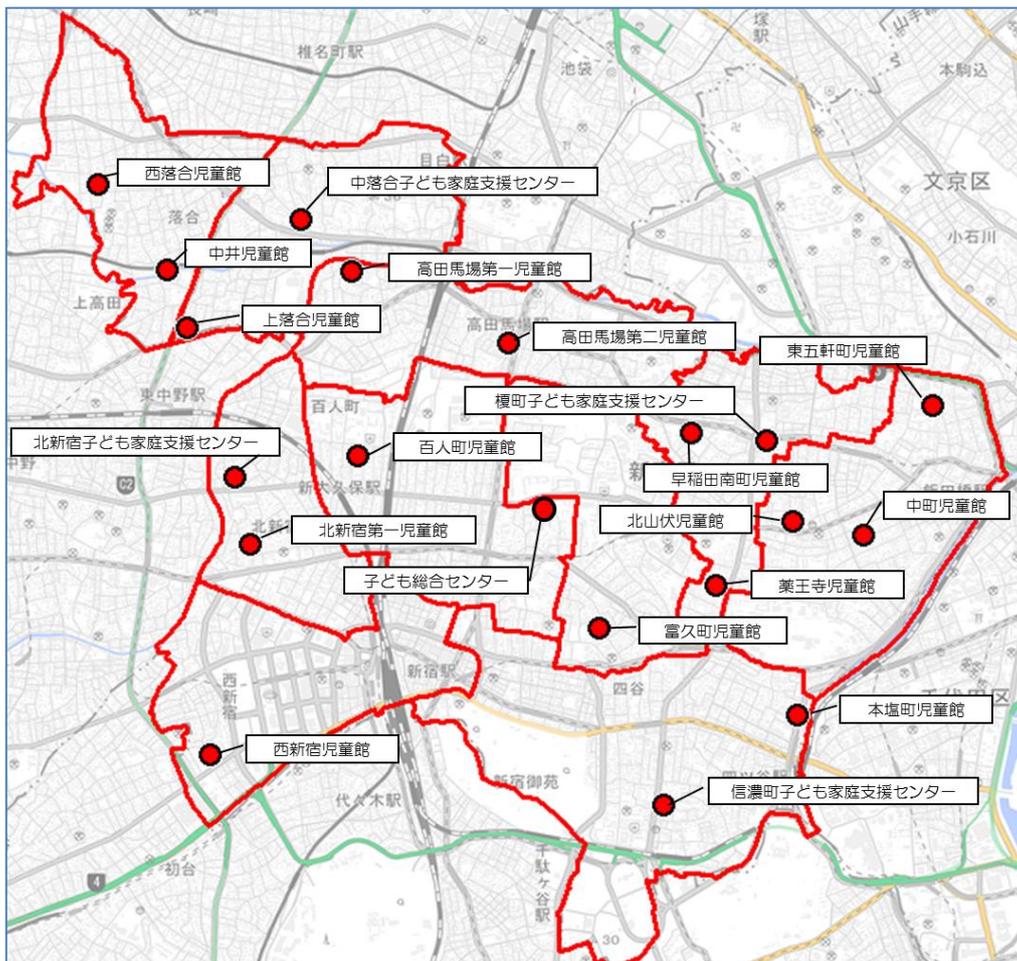
## (2) 施設の現状と課題

- ◆児童館は、区内には 15 館あり、いずれも、地域交流館や子ども園などの複合施設となっている。また、すべての児童館内に学童クラブを開設している。
- ◆子ども総合センターが 1 か所、子ども家庭支援センターが 4 か所ある。
- ◆児童福祉法改正に伴い、区が設置する児童相談所の開設を目指している。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 49.5%となっている。面積の大きい子ども総合センターが平成 22 年度竣工と新しい一方で、児童館の多くは昭和 40～50 年代に建設されている。児童館だけを見ると、30 年以上経過した施設の割合は 7 割以上と老朽化度は高く、今後、維持・改修費用の増大が見込まれることから、行政需要や民間サービスの供給状況を踏まえ、計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆児童館は、行政需要に応じた施設の特徴の検討、民営化の検討も行いながら維持していく。また、小学校の建替えの際は、施設規模等を勘案し、近隣の児童館の機能移転についても検討する。
- ◆子ども家庭支援センターは、現在と同規模で維持する。
- ◆今後、児童相談所を設置する際は、既存施設の活用を検討し、単独施設ではなく原則として複合施設としていく。

図表 4-13-2 児童館等の施設配置状況



# 14 小学校

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
小学校	◆学校教育法に基づく小学校である。

図表 4-14-1 小学校の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始年度	構造	併設施設	備考
津久戸小学校	津久戸町 2 番 2 号	4,751	昭和 8	RC	津久戸幼稚園	
江戸川小学校	水道町 1 番 28 号	3,528	昭和 10	RC	江戸川幼稚園(休園中)・保育ルームえどがわ園	
市谷小学校	市谷山伏町 1 番 3 号	4,381	昭和 27	RC	市谷幼稚園	土地の一部(0.82 ㎡)を民間から使用貸借契約により借用
愛日小学校	北町 26 番地	建替えのため平成 26 年 8 月末から仮施設(矢来町 6)へ移転中。				
早稲田小学校	早稲田南町 25 番地	5,949	昭和 2	RC	早稲田幼稚園	
鶴巻小学校	早稲田鶴巻町 140 番地	4,851	昭和 50	RC	鶴巻幼稚園・保育ルームつるまき園	
牛込仲之小学校	市谷仲之町 4 番 33 号	4,996	平成元	SRC	牛込仲之幼稚園	
富久小学校	富久町 7 番 24 号	4,415	昭和 61	RC	富久幼稚園(休園中)・富久小学校内学童クラブ	
余丁町小学校	若松町 13 番 1 号	4,771	昭和 58	RC	余丁町幼稚園	
東戸山小学校	戸山二丁目 34 番 2 号	7,393	昭和 47	RC	東戸山小学校内学童クラブ・東戸山高齢者在宅 SC	土地は財務省から有償貸付契約により借用
四谷小学校	四谷二丁目 6 番地	5,994	平成 18	RC	四谷子ども園	
四谷第六小学校	大京町 30 番地	5,471	昭和 62	RC	四谷第六幼稚園・四谷第六小学校内学童クラブ	
花園小学校	新宿一丁目 22 番 1 号	5,733	平成 8	RC	花園幼稚園	
大久保小学校	大久保一丁目 1 番 21 号	4,950	昭和 35	RC	大久保幼稚園	
天神小学校	新宿六丁目 14 番 2 号	5,226	昭和 41	RC		土地の一部(1901.98 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
戸山小学校	百人町二丁目 1 番 38 号	6,484	昭和 32	RC	戸山幼稚園(休園中)・戸山小学校内学童クラブ	
戸塚第一小学校	西早稲田三丁目 10 番 12 号	5,598	昭和 35	RC	戸塚第一幼稚園(休園中)	
戸塚第二小学校	高田馬場一丁目 25 番 21 号	4,849	昭和 40	RC	戸塚第二幼稚園・高田馬場第二学童クラブ分室(27 年度から戸塚第二小学校内学童クラブ)	土地の一部(217.71 ㎡)を民間から貸借契約により借用
戸塚第三小学校	高田馬場三丁目 18 番 21 号	4,021	昭和 41	RC	戸塚第三幼稚園(休園中)・高田馬場第一児童館	土地の一部(319.96 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
落合第一小学校	中落合一丁目 13 番 27 号	5,599	昭和 34	RC	落合第一小学校内学童クラブ	
落合第二小学校	上落合二丁目 10 番 23 号	4,867	昭和 37	RC	落合第二幼稚園(休園中)・保育ルームおちにすくすく園	土地は財務省から有償貸付契約により借用
落合第三小学校	西落合一丁目 12 番 20 号	4,630	昭和 35	RC	落合第三幼稚園	土地の一部(5036.31 ㎡)を民間から貸借契約により借用
落合第四小学校	下落合二丁目 9 番 34 号	5,615	昭和 38	RC	落合第四幼稚園	
落合第五小学校	上落合三丁目 1 番 6 号	5,066	昭和 33	RC	おちごなかい子ども園(幼児園舎)	土地の一部(203.65 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
落合第六小学校	西落合四丁目 11 番 21 号	3,298	昭和 33	RC	落合第六幼稚園(休園中)・落合第二高齢者総合相談センター	
淀橋第四小学校	北新宿三丁目 17 番 1 号	4,951	昭和 46	RC	淀橋第四幼稚園	
柏木小学校	北新宿二丁目 11 番 1 号	4,661	昭和 43	RC	柏木子ども園(幼児園舎)	
西新宿小学校	西新宿四丁目 35 番 5 号	8,080	昭和 33	RC	西新宿子ども園・西新宿児童館	
西戸山小学校	百人町四丁目 2 番 1 号	5,620	昭和 26	RC		土地の一部(8018.32 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用

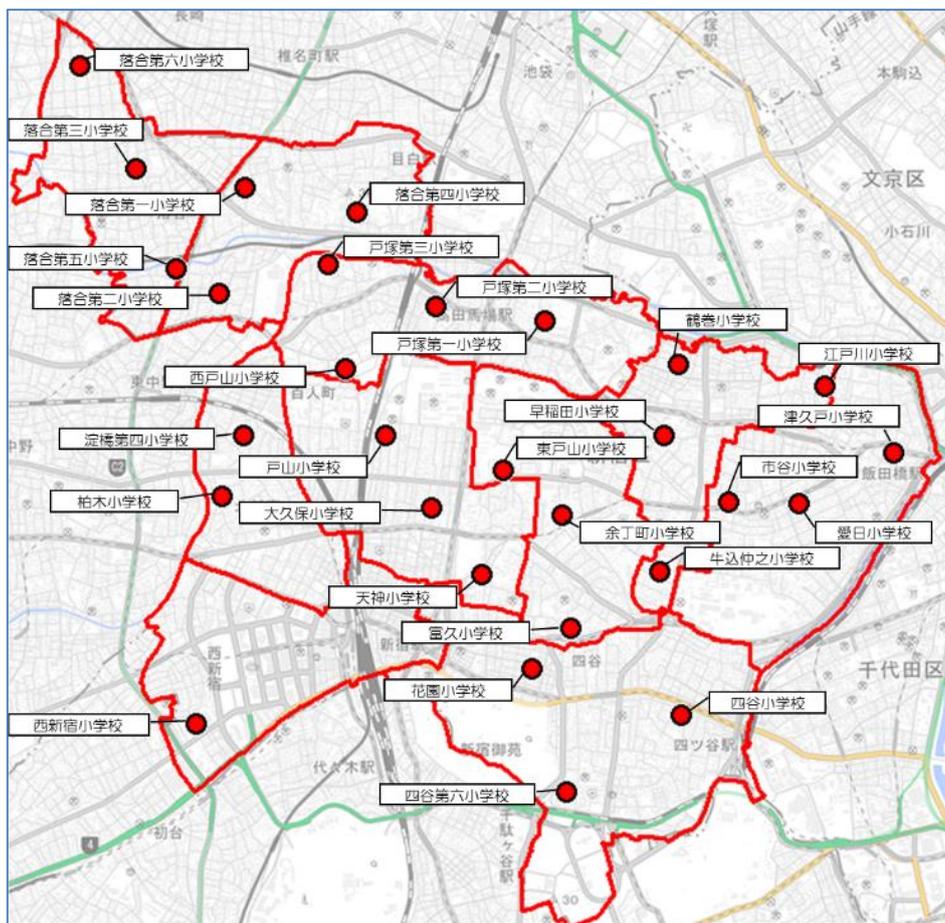
## (2) 施設の現状と課題

- ◆小学校は 29 校あり、このうち 26 校に幼稚園や子ども園などが併設されている。天神小学校と西戸山小学校の 2 校は単独施設となっている。なお、愛日小学校は校舎の建替えのため、仮施設に移転している(平成 29 年 3 月まで)。
- ◆東戸山小学校や落合第二小学校など 9 校は、土地の全部又は一部を賃借しており、国からの有償貸付契約が 6 校、民間からの賃貸借契約が 2 校、使用貸借契約が 1 校となっている。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 81.7%と老朽化度は非常に高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれることから、教育需要を踏まえたうえで計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆将来の児童数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行う。しかし、当面は児童数の増加が続くことから教育需要を踏まえ、適正な管理運営を行っていく。
- ◆セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や児童の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるように「学校施設開放」の拡充(利用に関するルール化)を検討する。
- ◆建替えの際に、施設規模等を勘案した上で、近隣の児童館の機能移転についても検討する。
- ◆将来の人口動向を見据え、建替えの際には、他の用途への変更が可能となるような設計上の配慮を行う。
- ◆小学校については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化計画を策定し、建替えや複合化の可能性を含めて検討を行っていく。

図表 4-14-2 小学校の施設配置状況



# 15 中学校

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
中学校	◆学校教育法に基づく中学校である。

図表 4-15-1 中学校の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
牛込第一中学校	北山伏町 4 番 1 号	5,210	昭和 36	RC		土地の一部(302.94 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用
牛込第二中学校	喜久井町 20 番地	4,913	昭和 35	RC	喜久井町 リサイクル用倉庫	
牛込第三中学校	市谷加賀町一丁目 3 番 1 号	5,435	昭和 43	RC		
四谷中学校	四谷一丁目 12 番地	6,184	昭和 53	RC		
西早稲田中学校	戸山三丁目 20 番 2 号	9,164	平成 19	RC		土地は財務省から有償貸付契約により借用
落合中学校	下落合二丁目 24 番 6 号	6,519	平成 14	RC		
落合第二中学校	西落合一丁目 6 番 5 号	6,812	昭和 34	RC		
西新宿中学校	西新宿八丁目 2 番 44 号	7,511	平成 10	RC		
新宿中学校	新宿六丁目 15 番 22 号	9,290	平成 19	RC		
新宿西戸山中学校	百人町四丁目 3 番 1 号	9,990	平成 23	RC		土地の一部(7348.98 ㎡)を財務省から有償貸付契約により借用

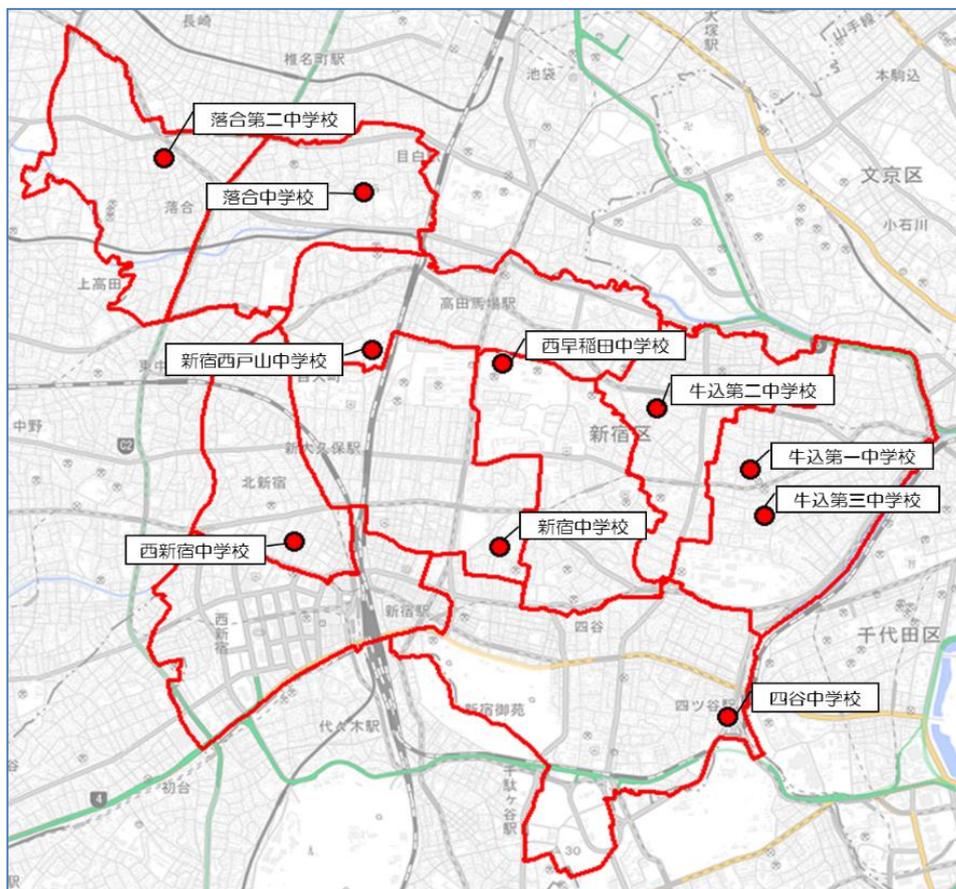
## (2) 施設の現状と課題

- ◆中学校は10校あり、牛込第二中学校を除いて単独施設となっている。牛込第一中学校、西早稲田中学校、新宿西戸山中学校は、土地の全部又は一部を国から賃借している。
- ◆供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで40.2%となっている。統廃合に伴う新校舎の建設等により、供用開始後20年以内の施設が半数を占めている。
- ◆教育需要を踏まえ計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆将来の生徒数の動向を踏まえ、適正規模及び適正配置基準に基づく配置を行う。しかし、当面は生徒数の増加が見込まれることから教育需要を踏まえ適正な管理運営を行っていく。
- ◆セキュリティ・独立した動線の確保並びに今後の教育需要や生徒数の増加等を勘案した上で可能であれば、現在学校施設開放事業の対象となっているプール、体育館、校庭と同様に、調理室や音楽室などの特別教室等についても地域との機能共用ができるように「学校施設開放」の拡充(利用に関するルール化)を検討する。
- ◆将来の人口動向を見据え、建替えの際には、他の用途への変更が可能となるような設計上の配慮を行う。
- ◆中学校については、文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」に基づき、長寿命化計画を策定し、建替えや複合化の可能性を含めて検討を行っていく。

図表 4-15-2 中学校の施設配置状況



# 1 6 特別支援学校

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"><li>◆学校教育法に基づく特別支援学校である。</li><li>◆区立の特別支援学校(肢体不自由)としては都内で唯一の学校である。</li><li>◆小学部と中学部があり、区内の肢体不自由の障害がある児童・生徒が在籍している。</li></ul>

図表 4-16-1 特別支援学校の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造
新宿養護学校	西新宿四丁目 20 番 11 号	3,093	平成 7	RC

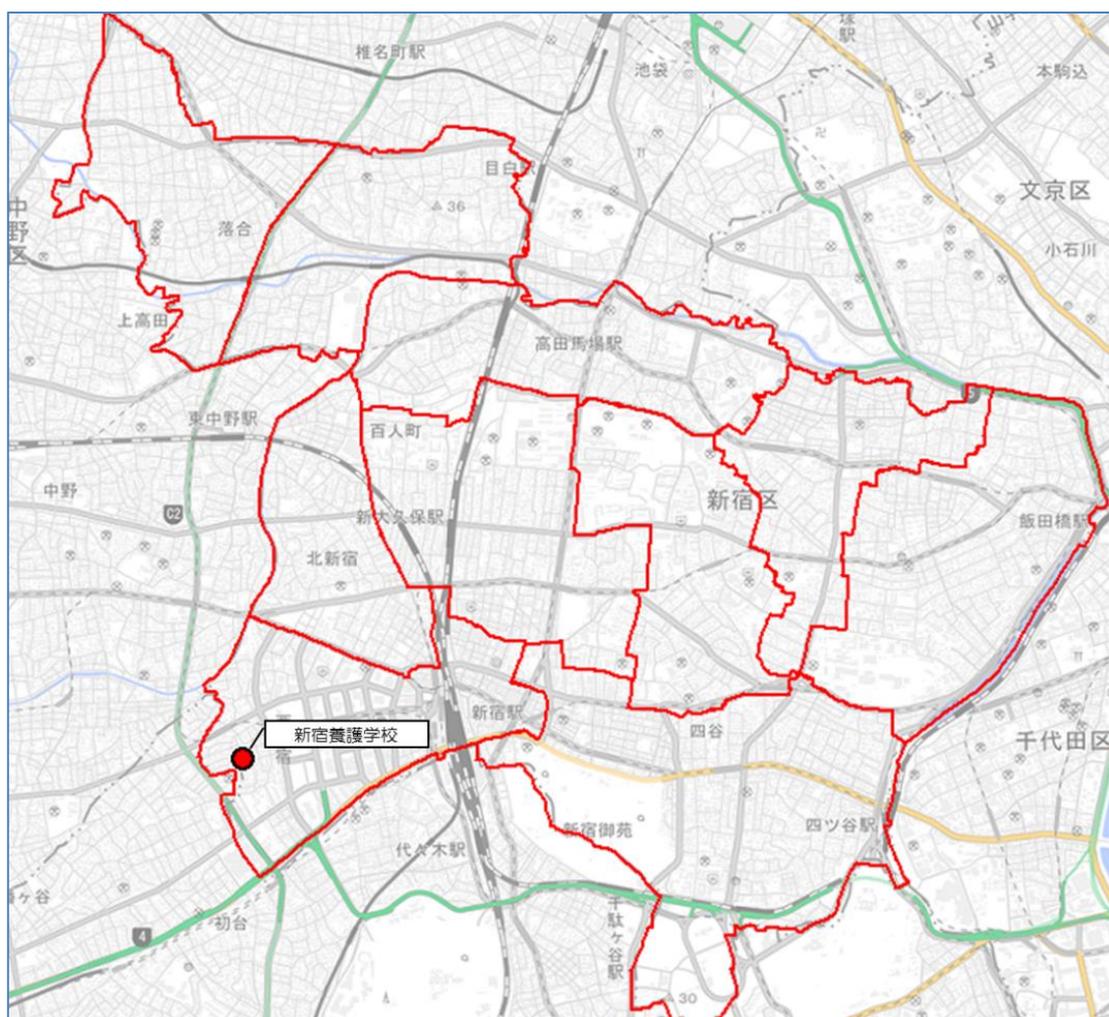
## (2) 施設の現状と課題

- ◆特別支援学校は区内に1校(新宿養護学校)を設置している。
- ◆小学部と中学部があり、新宿区内の肢体不自由の障害がある児童・生徒が在籍している。区立の特別支援学校(肢体不自由)として、今後も多様な教育ニーズに対応するために、計画的かつ効率的な管理運営を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆学校教育法に基づく施設として、引き続き維持管理していく。

図表 4-16-2 特別支援学校の施設配置状況



# 17 図書館

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆図書館法に基づく図書館である。</li> <li>◆地域図書館の統括機能を有する大型施設である。</li> </ul>
地域図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆図書館法に基づく図書館である。</li> <li>◆各地区に設置されている中小型施設である。</li> </ul>

図表 4-17-1 図書館の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
中央図書館	大久保三丁目 1番1号	5,773	昭和 37	RC	こども図書館 (左記延床面積に含まず)	旧戸山中学校の校舎を活用
四谷図書館	内藤町 87 番地	2,351	平成 8	SRC	四谷特別出張所・四谷地域センター・ 四谷区民ホール	
中町図書館	中町 25 番地	515	昭和 58	RC	中町地域交流館・あいじつ子ども園 (乳児園舎)・中町児童館	
鶴巻図書館	早稲田鶴巻町 521 番地	654	昭和 49	RC		
戸山図書館	戸山二丁目 11 番 101 号	1,121	昭和 55	SRC	戸山生涯学習館	都営住宅の2階部分 (東京都から行政財産使用許可により借受)
大久保図書館	大久保二丁目 12 番 7 号	730	平成 5	SRC	大久保特別出張所・大久保地域センター	
西落合図書館	西落合四丁目 13 番 17 号	527	昭和 53	RC		
北新宿図書館	北新宿三丁目 20 番 2 号	593	昭和 56	RC	北新宿第二地域交流館・北新宿子ども園・北新宿子ども家庭支援センター・北新宿生涯学習館・北新宿防災倉庫	
角筈図書館	西新宿四丁目 33 番 7 号	1,042	平成元	SRC	角筈特別出張所・角筈地域センター・角筈区民ホール	
下落合図書館	下落合一丁目 9 番 8 号	—	—	—	西部工事事務所・西部公園事務所 (予定)	平成 29 年 3 月開設予定

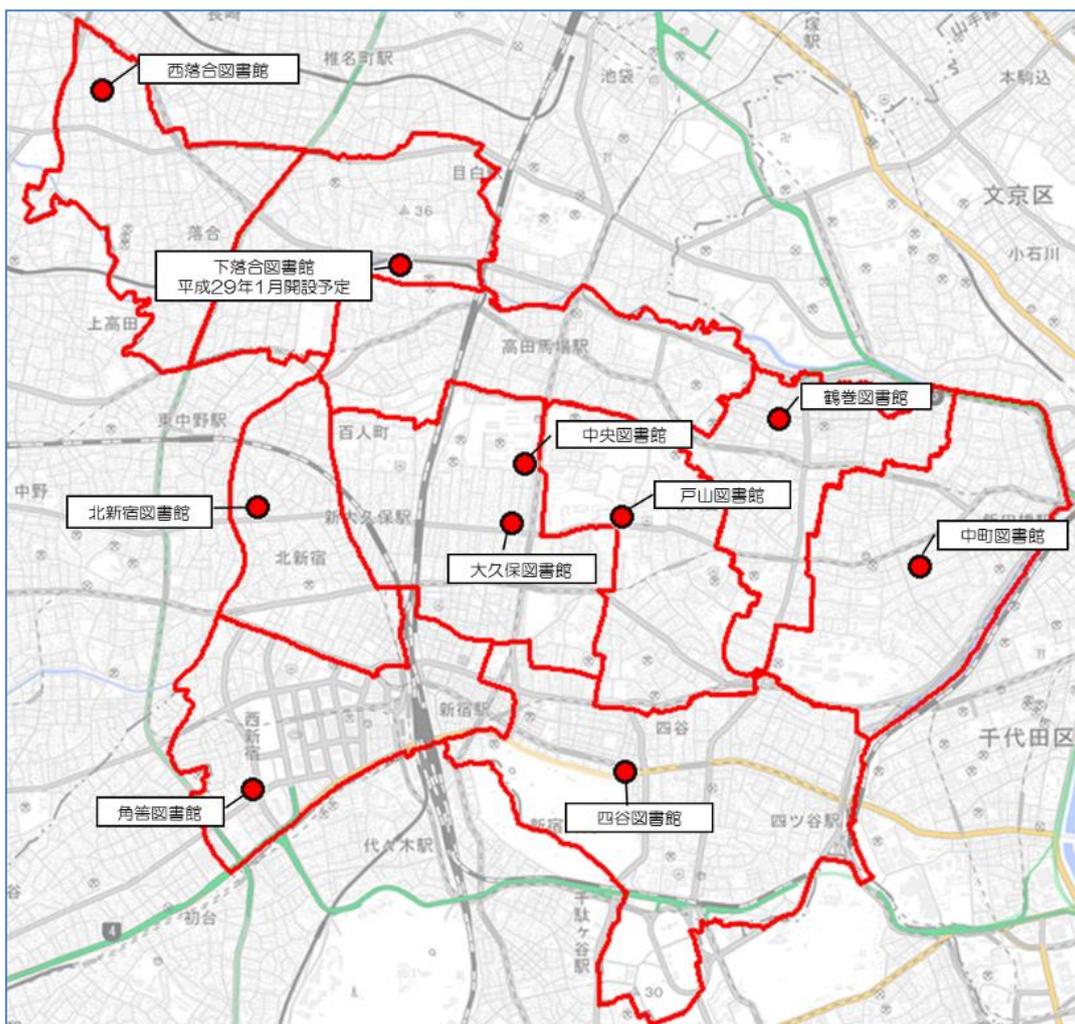
## (2) 施設の現状と課題

- ◆図書館は区内 9 か所(区役所内分室を除く)あり、9館のうち6館が複合施設であり、特別出張所・地域センターとの併設が3館(四谷、大久保及び角筈)、生涯学習館等との併設が2館(戸山及び北新宿)、児童館等との併設が1館(中町)、単独館が3館(中央、鶴巻及び西落合)となっている。また、中央図書館にはこども図書館が併設されている。なお、平成 29 年3月に、下落合図書館を開設する予定である。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 69.0%と老朽化度は高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれる。
- ◆地域社会の知識基盤としての行政需要やITの進展を踏まえて、計画的かつ効率的な管理運営を行う必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆新中央図書館については、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催と、その後の社会経済状況も見据え、建設に向けて検討していく。
- ◆地域図書館については、大規模な改修や建替えの際に、地域社会の知識基盤としての行政需要やITの進展を踏まえて、地域図書館のあり方及び施設総量の検討を行う。

図表 4-17-2 図書館の施設配置状況



# 1 8 博物館・記念館

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿歴史博物館 同霧ヶ峰収蔵庫	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆新宿歴史博物館は、区の歴史・文化資源を「まちの記憶」として多くの人々と共有し、未来へと継承していくため、資料の収集・保存・調査・研究、情報発信や展示公開等を行う施設である。</li> <li>◆収蔵庫は出土品を保管する施設であり、長野県諏訪市に設置している。</li> </ul>
記念館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区にゆかりのある人物にちなむ施設である。</li> <li>◆林芙美子記念館、佐伯祐三アトリエ記念館、中村彝アトリエ記念館の 3 館が設置されている。</li> </ul>

図表 4-18-1 博物館・記念館の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	備考
新宿歴史博物館	三栄町 22 番地	3,846	昭和 62	RC	
林芙美子記念館	中井二丁目 20 番 1 号	253	昭和 15	W	
佐伯祐三アトリエ記念館	中落合二丁目 4 番 21 号	71	平成 22	W	
中村彝アトリエ記念館	下落合三丁目 5 番 7 号	120	平成 24	RC	土地の一部(305.02 ㎡)は個人から定期借地契約により借用
漱石山房記念館	早稲田南町 7 番地	—	—	—	平成 29 年 9 月開館予定
新宿歴史博物館霧ヶ峰収蔵庫	長野県諏訪市四賀字 霧ヶ峰 7719 番地	1,145	昭和 38	RC	出土品の収蔵庫として現地の農家組合に管理委託

※(仮称)「漱石山房」記念館は、平成 28 年 10 月に正式に漱石山房記念館と名称決定しました(延床面積:1,276 ㎡、構造:RC)。

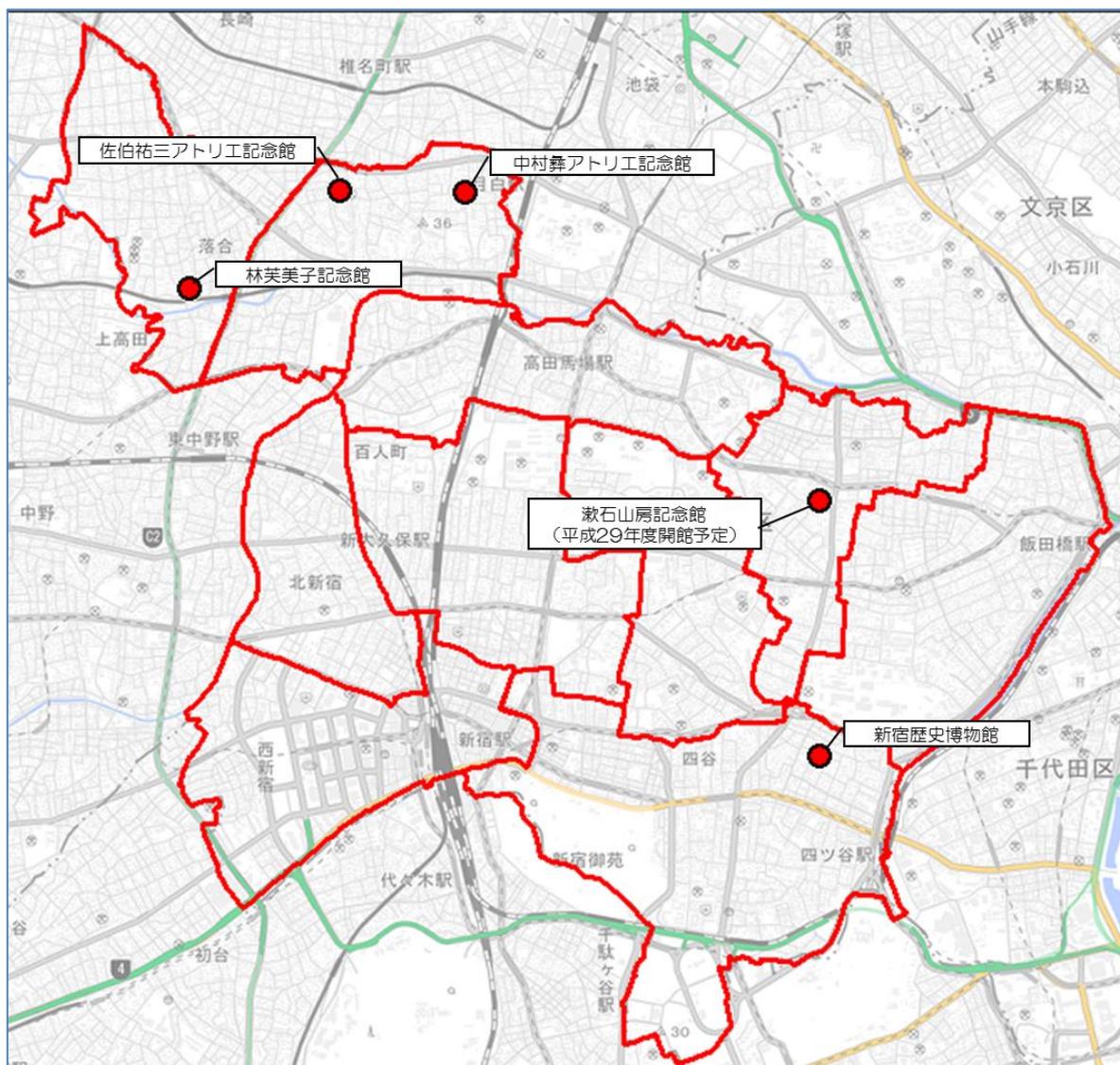
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は新宿歴史博物館 1 館のほか、記念館が 3 館ある。
- ◆林芙美子記念館は、同氏が昭和 16 年に建築し晩年を過ごした自宅を記念館として整備し、平成4年に開設したものである。また、佐伯祐三アトリエ記念館と中村彝アトリエ記念館は、大正時代に両氏が建築したアトリエを復元整備し、記念館として開設したものである。なお、記念館 3 館は、かつて目白文化村が存在した落合地区に立地している。
- ◆漱石山房記念館は、夏目漱石が晩年を過ごした「漱石山房」の書斎・客間等の一部復元を含む記念館として、生誕 150 周年にあたる平成 29 年 9 月の開館に向けて整備を進めている。
- ◆出土品の収蔵庫を長野県諏訪市に設置している。
- ◆今後も行政需要に応じ、適正に管理運営していく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は今後も行政需要に応じ、維持管理又は設置していく。

図表 4-18-2 博物館・記念館の施設配置状況



# 19 生涯学習施設

## (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
生涯学習館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民が学び、集い、文化的活動等に親しむことができる機会及び場所を提供し、生涯学習の振興を図るための施設である。</li> <li>◆学習室、レクリエーションホール、美術工芸室、和室、視聴覚室などを設置している。</li> </ul>
区民ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民の文化活動、学習活動等により創作したものを展示し、発表する場を区民に提供することで文化及び教育の振興を図るための施設である。</li> <li>◆展示ホールを設置している。</li> </ul>

図表 4-19-1 生涯学習施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
赤城生涯学習館	赤城元町1番3号	694	昭和38	RC		土地は東京都から教育財産使用許可により借用
戸山生涯学習館	戸山二丁目11番101号	1,315	昭和55	SRC	戸山図書館	建物は東京都から行政財産使用許可により借用
住吉町生涯学習館	住吉町13番3号	694	平成7	RC		
北新宿生涯学習館	北新宿三丁目20番2号	867	昭和56	RC	北新宿第二地域交流館、北新宿子ども園、北新宿子ども家庭支援センター、北新宿図書館、北新宿防災倉庫	
西戸山生涯学習館	百人町四丁目7番1号	534	昭和41	RC	西戸山幼稚園	土地は財務省から有償貸付契約により借用
区民ギャラリー	西新宿二丁目11番4号	601	昭和43	SRC	環境学習情報センター	

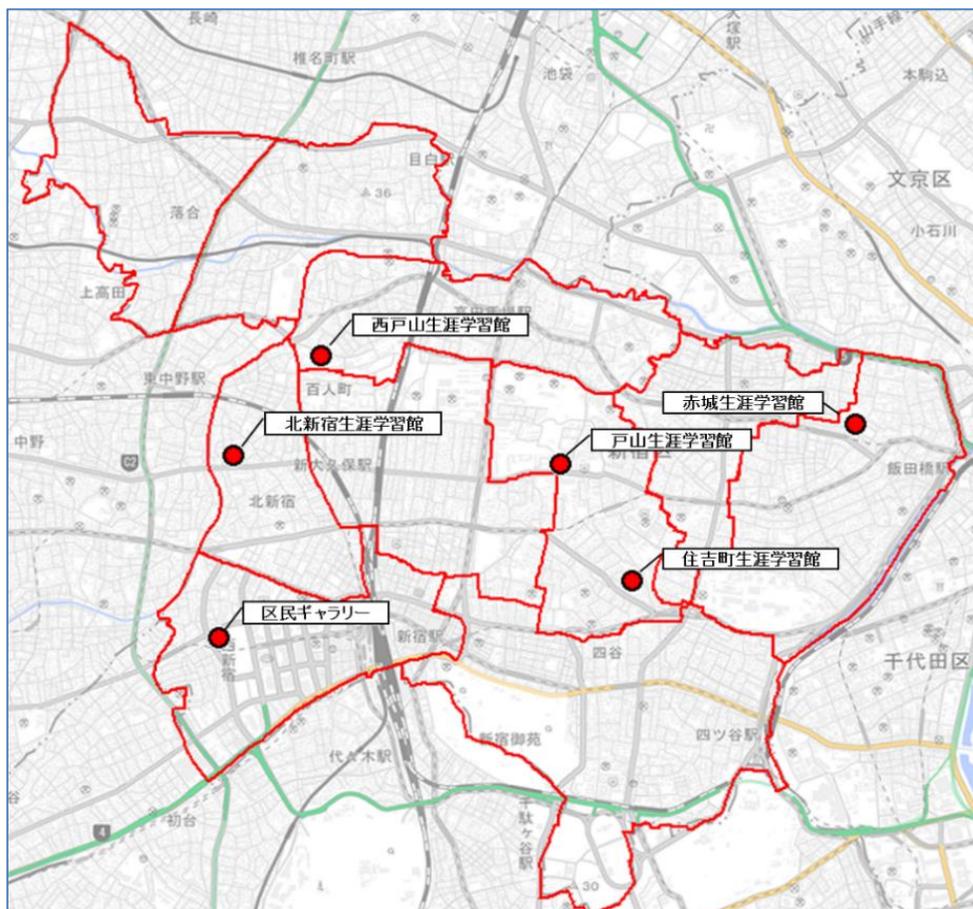
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は生涯学習館が5館あるほか、区民ギャラリー1館が新宿中央公園内の環境情報学習センターと併設されている。
- ◆供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで85.3%と、老朽化度は非常に高くなっており、今後、維持・改修費用の増大が見込まれることから、計画的かつ効率的な管理運営を行う必要がある。
- ◆少子高齢化がさらに進み、地域において必要とされるサービスの多様化が予測される中で、特定の活動のみを目的とする施設から機能の転換を図る必要がある。
- ◆同規模での建替えが困難な中、「3 区民等利用施設」、「4 地域センター」や「6 高齢者活動・交流施設」など集会室機能を有する他の類似施設との機能統合を図り、統廃合も検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆地域の施設としてより幅広く区民が利用する施設へと転換すべき施設である。
- ◆生涯学習館は、特定の活動のみを目的とした施設から、より幅広い区民の利用が可能な施設に転換し、施設の大規模な改修・建替えに際しては、他の施設との機能統合等を図り、統廃合を検討していく。
- ◆区民ギャラリーは、施設の必要性を検討し、他の区有施設を活用するなどのサービス提供方法について検討する。

図表 4-19-2 生涯学習施設の施設配置状況



## 20 スポーツ施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
新宿コズミックスポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民に生涯学習・スポーツの場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することで、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図るための施設である。</li> <li>◆プール、多目的広場、幼児体育室、小体育室、第一武道場(畳)、第二武道場(板床)、弓道場、大体育室、多目的室大会議室、小会議室等を設置している。</li> </ul>
新宿スポーツセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民のスポーツ活動及びレクリエーション活動を推進し、健康と体力の増進及び区民生活の向上を図るための施設である。</li> <li>◆プール、幼児体育室、トレーニング室、大会議室、小会議室、大体育室、小体育室、第一武道場(畳)、第二武道場(木床)、洋弓場、多目的コート、ジョギングコース等を設置している。</li> </ul>
大久保スポーツプラザ	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民に生涯学習・スポーツ及び相互交流の場を提供するとともに、生涯学習・スポーツに関する活動を行う団体を育成し、支援することにより、区民とともに生涯学習・スポーツの振興を図るための施設である。</li> <li>◆多目的ホール、集会室、和室、児童遊戯室、テニスコート等を設置している。</li> </ul>
元気館	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆区民の健康づくりの実践を促すことにより、区民の健康の保持及び増進を図るための施設である。地域における健康づくりの自主活動を支援する。</li> <li>◆トレーニング室、健康スタジオ、体育館、大会議室、サークル室、娯楽談話室、洋室(2室)、和室等を設置している。</li> </ul>

図表 4-20-1 スポーツ施設

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	併設施設	備考
新宿コズミック スポーツセンター	大久保三丁目1番2号	14,556	平成4	SRC	教育センター	
新宿スポーツセンター	大久保三丁目5番1号	14,950	昭和59	SRC		都有地(都立戸山公園)内。 公園施設設置許可により設置。
大久保スポーツプラザ	大久保三丁目7番42号	1,428	平成8	SRC	新宿中継・資源センター	
元気館	戸山三丁目18番1号	2,378	昭和48	SRC		都営住宅の1・2階部分を区分所有しているほか、土地(2,686㎡)を東京都から無償貸付により借用

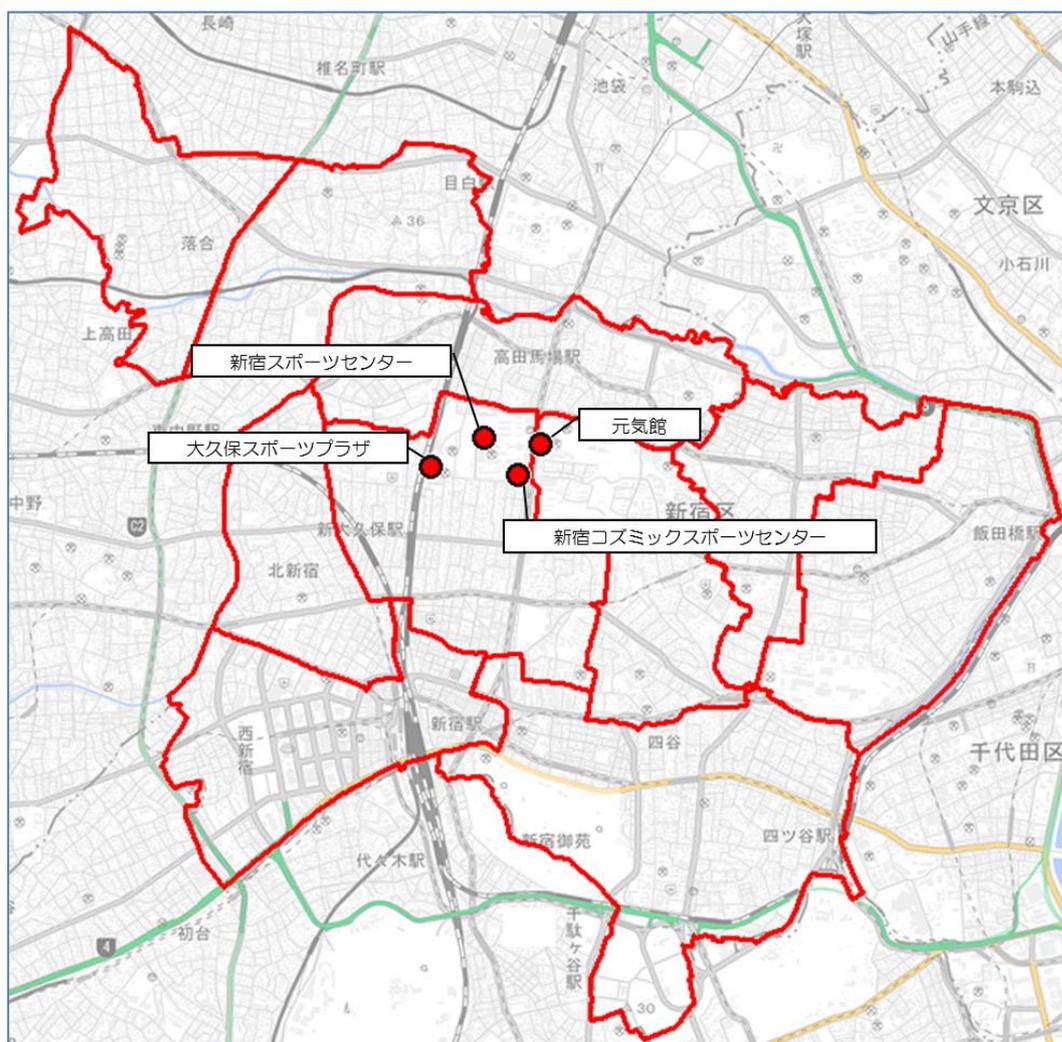
## (2) 施設の現状と課題

- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 52.0%となっている。
- ◆スポーツ施設の配置状況は大久保地区に集中している。
- ◆民間や国・都等のサービスがある中で、施設の配置状況や役割分担を踏まえ、区の施策の方向性に即した施設のあり方を検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は、民間施設や国・都等の施設の活用を図っていく。
- ◆大規模な改修や建替えの際に、民間によるサービス供給状況を踏まえ、今後の区におけるスポーツ施設のあり方及び施設総量及び規模について検討する。

図表 4-20-2 スポーツ施設の施設配置状況



## 2 1 保養施設等

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
中強羅区民保養所 (箱根つつじ荘)	◆健康回復及び保養のために区民が利用可能な宿泊施設である。
区民健康村 (グリーンヒルハケ岳)	◆健康の増進及び余暇活動の充実を図るために区民が利用可能な宿泊施設である。
女神湖高原学園 (ヴィレッジ女神湖)	◆小中学校の児童・生徒を対象とした校外教育活動(移動教室、スキー教室及び夏季施設)や、区民等の生涯学習活動を行うための宿泊施設である。

図表 4-21-1 保養施設等の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	備考
中強羅区民保養所 (箱根つつじ荘)	神奈川県足柄下郡箱根町 強羅 1320 番地	5,660	昭和 49	RC	
区民健康村 (グリーンヒルハケ岳)	山梨県北杜市 長坂町中丸 1622 番地	9,881	平成 6	RC	土地の一部は個人及び北杜市 から土地賃貸借契約により借用
女神湖高原学園 (ヴィレッジ女神湖)	長野県北佐久郡立科町 大字芦田ハケ野字赤沼平 994 番地	7,995	平成 6	RC	土地は立科町から土地賃貸借 契約により借用

## (2) 施設の現状と課題

- ◆神奈川県にある中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)、山梨県にある区民健康村(グリーンヒルハヶ岳)及び長野県にある女神湖高原学園(ヴィレッジ女神湖)がある。
- ◆30年以上経過しているのは中強羅区民保養所(箱根つつじ荘)のみで、供用開始後30年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで24.0%と老朽化度は低くなっているが、区民健康村(グリーンヒルハヶ岳)と女神湖高原学園(ヴィレッジ女神湖)は、今後10年以内に供用開始後30年以上を迎え、施設の大規模な改修が必要になる。
- ◆区民ニーズの多様化に対応するために、民間によるサービス供給を踏まえ、運営手法を検討する必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は区民の健康増進、余暇活動の充実を図るための施設であるが、多様化する区民ニーズに対応する民間のサービス供給が見込まれることから、将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する。
- ◆女神湖高原学園(ヴィレッジ女神湖)の区外学習施設としての機能については、区有施設を保有せずに事業を継続する方向性について検討を行う。

## 2 2 公営住宅等

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
区営住宅	◆住宅に困窮する一定基準以内の所得層の区民に対し、低廉な家賃で住宅を賃貸する住宅である。
区民住宅	◆所得が区営住宅の基準以上で、義務教育修了以前の児童を扶養している区民が居住できる住宅である。
特定住宅	◆中堅所得者層の子育て世帯を対象に、特に期間を定めた暫定的住宅制度(特定住宅制度)に基づく住宅である。
事業住宅	◆木造賃貸住宅地区整備促進事業等のまちづくり推進事業に基づく住宅の建替え又は除却により、住宅に困窮し、又は仮住宅を必要とする区民に対し提供している住宅である。

図表 4-22-1 公営住宅等の施設概要

施設名	所在地	延床面積(㎡)	供用開始年度	構造	併設施設
南元町アパート	南元町 4 番地	773	昭和 48	RC	
戸山一丁目アパート	戸山一丁目 6 番 15 号	1,512	昭和 55	RC	
西新宿コーポラス	西新宿八丁目 2 番 37 号	1,904	平成 2	RC	
百人町コーポラス	百人町一丁目 17 番 17 号	1,044	平成 2	RC	
高田馬場コーポラス ・高田馬場三丁目第2特定住宅	高田馬場三丁目 42 番 1 号	10,960	平成 5	RC	
早稲田南町コーポラス ・第1特定住宅	早稲田南町 21 番地	1,483	平成 5	RC	
中落合コーポラス	中落合四丁目 3 番 11 号	630	平成 5	RC	
住吉町コーポラス・第1区民住宅	住吉町 15 番 3 号	3,448	平成 8	RC	
大久保三丁目アパート	大久保三丁目 11 番 1 号	16,770	昭和 55	SRC	大久保第一保育園
北新宿三丁目第1区営住宅 ・第1特定住宅・事業住宅 (ファミリー柏木 A街区)	北新宿三丁目 27 番 6 号	1,136	平成 6	RC	北新宿特別養護老人ホーム・北新宿高齢者在宅サービスセンター
北新宿三丁目事業住宅 (ファミリー柏木 B街区)	北新宿三丁目 40 番 2 号	1,714	平成 6	RC	
西新宿四丁目アパート	西新宿四丁目 34 番 11 号	2,313	昭和 51	RC	
河田町アパート	河田町 3 番 3 号	1,591	昭和 50	RC	
河田町第2アパート	河田町 3 番 24 号	1,655	平成 2	RC	
北新宿四丁目第1特定住宅 (ファミリー北新宿)	北新宿四丁目 36 番 6 号	1,515	平成 5	RC	柏木材料置場
矢来町第1特定住宅 (ファミリー矢来町)	矢来町 18 番 1 号	864	平成 6	RC	
百人町三丁目事業住宅	百人町三丁目 25 番 2 号	1,117	平成 3	RC	

※所有型の区営住宅のうち、早稲田南町アパート(早稲田南町 49 番地)、早稲田南町第2アパート(早稲田南町 36 番地)、及び早稲田南町第3アパート(早稲田南町 7 番地)の 3 施設は、平成 27 年 7 月に閉鎖したため、含みません。

※平成 27 年 7 月に弁天町コーポラス(弁天町32)を新たに開設していますが、コスト情報等の実績がないため、含みません。

※早稲田南町第 1 特定住宅は平成 28 年 4 月 1 日付で区営住宅に移行しました。

※住吉町第 1 区民住宅は平成 29 年 2 月 1 日付で特定住宅に移行しました。

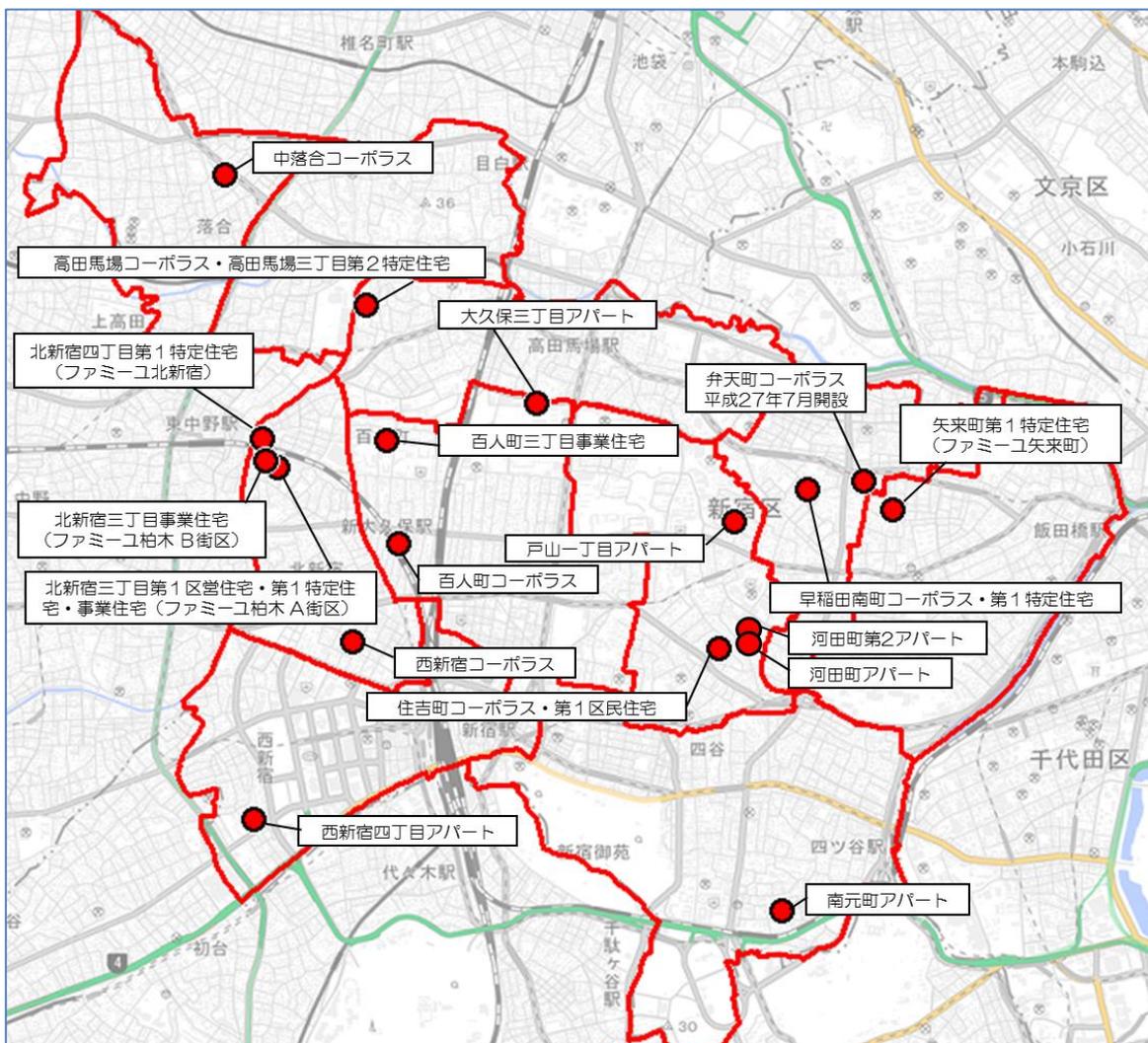
## (2) 施設の現状と課題

- ◆ 供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 45.5%となっている。
- ◆ 区営住宅は、将来においても行政需要が見込まれるが、施設規模が大きいことから、計画的かつ効率的な管理運営を行うことや不動産活用等の検討の必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆ 区営住宅は、住宅に困窮する低所得者の住宅セーフティネットとして区が一定規模の施設を維持する必要がある施設である。
- ◆ 長寿命化を最大限図り、大規模な改修や建替えの際には、施設数を集約し維持管理費の効率化を図るとともに、集約化により利用可能な土地については有効活用する。
- ◆ また、建替時の行政需要を踏まえ、所有形態のあり方も含め効果的・効率的な管理方法について検討する。
- ◆ 維持管理については、包括委託\*（受付から維持管理）の導入を検討する。
- ◆ 特定住宅は、事業開始から 15 年で終了するため、それ以降は更新しない。また、事業住宅は、現入居者が退去した際に借り上げている住宅を解約する。

図表 4-22-2 公営住宅等の施設配置状況



## 23 貸付施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
旧若松町特別出張所 旧西早稲田高齢者作業所 旧四谷第四小学校 旧四谷第五小学校 旧淀橋第三小学校 旧四谷第二中学校(校舎) 旧淀橋中学校 旧東戸山幼稚園 旧西戸山第二中学校 若松町区有施設 母子生活支援施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆行政目的に使わなくなった区有財産である。</li> <li>◆それぞれの特性等を考慮のうえ、貸付又は売却(区内の施設については原則として貸付)により税外収入を確保することとしている。</li> </ul>

図表 4-23-1 貸付施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	構造	貸付期間	用途、貸付先
旧若松町特別出張所	若松町 28 番 27 号	406	昭和 33	RC	平成 27 年 8 月から 5 年間の定期借家契約	フリースクール
旧西早稲田高齢者作業所	西早稲田二丁目 16 番 1 号	512	平成 5	RC	平成 25 年 12 月から 10 年 3 か月間の定期借家契約	知的障害者就労継続支援事業所
旧四谷第四小学校	四谷四丁目 20 番地	4,890	昭和 10	RC	平成 25 年 4 月から 5 年間の建物無償貸付契約	地域ひろば
					平成 20 年 3 月から 10 年 1 か月間の定期借家契約	美術館・ギャラリー
旧四谷第五小学校	新宿五丁目 18 番 21 号	5,305	昭和 8	RC	平成 19 年 6 月から 10 年 10 か月間の定期借家契約	事務所等
旧淀橋第三小学校	西新宿六丁目 12 番 30 号	4,836	昭和 45	RC	平成 27 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	社団法人事務所
旧四谷第二中学校(校舎)	左門町 5 番地	6,647	昭和 50	RC	平成 15 年 4 月から 20 年間の定期借家契約	専門学校
旧淀橋中学校	北新宿一丁目 21 番 10 号	3,983	昭和 47	RC	平成 18 年 7 月から 10 年 9 か月間の定期借家契約	通信制高校
旧東戸山幼稚園	戸山二丁目 34 番 101 号	1,042	昭和 46	SRC	平成 25 年 4 月から 18 年 10 か月間の定期借家契約	私立子ども園
旧西戸山第二中学校	高田馬場四丁目 36 番 12 号	2,216	昭和 32	RC	平成 24 年 11 月から 20 年間の定期借家契約	私立子ども園
若松町区有施設	若松町 12 番 15 号	859	昭和 60	RC	平成 26 年 7 月から 18 か月間の定期借家契約	建設工事事務所(暫定貸付)
母子生活支援施設	(非公表)	1,516	昭和 48	RC	平成 22 年 4 月から 10 年間の定期借家契約	

※上記のほか、旧大久保特別出張所(大久保 1-10-8)を埋蔵物整理事務所として民間企業に貸し付けていましたが、平成 27 年 11 月で貸付期間を終了しています。今後の活用方針としては、認知症高齢者グループホーム及び高齢者地域交流スペースの機能を持つ施設を整備することとしています。

※若松区有施設は、平成 28 年 1 月で貸付期間を終了しています。

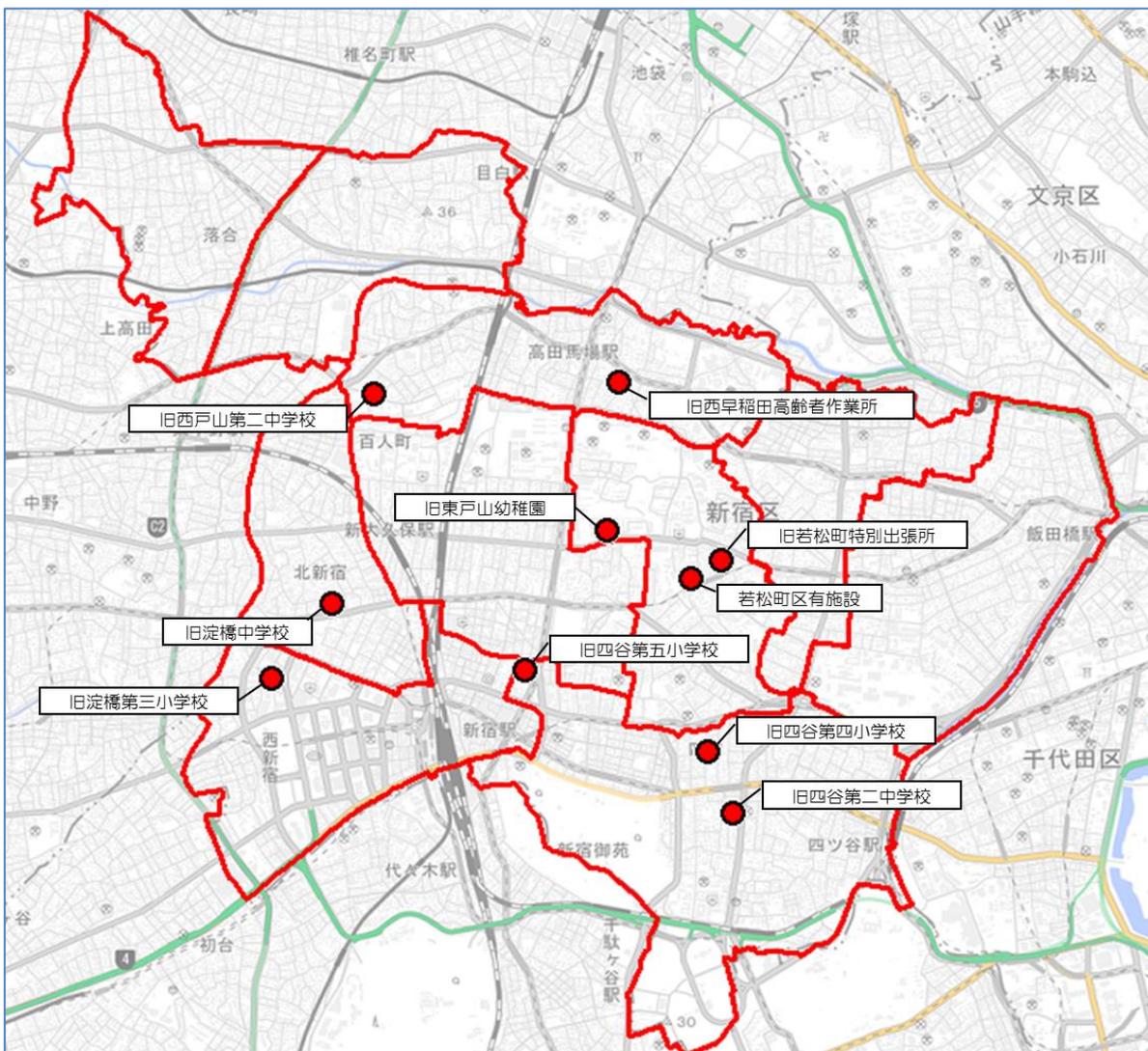
## (2) 施設の現状と課題

- ◆区では、行政目的に使わなくなった区有財産について、それぞれの特性等を考慮のうえ、貸付又は売却(区内の施設については原則として貸付)により税外収入を確保し、それによって生じた収益を行政サービスの財源に充てていくこととしている。
- ◆今後も、地価を踏まえ不動産活用を積極的に行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆平成12年7月5日付け新宿区公有財産運用・価格審査会決定「有効活用(財源確保)対象とされた区有財産の処理方針」に基づき、将来にわたり安定した財政基盤を確立するために、効果的かつ効率的に管理・運用を行う。
- ◆有効活用対象とされた区有財産であっても、地域需要や社会情勢の変化等が生じた場合には、適切な対応を行う。

図表 4-23-2 貸付施設の施設配置状況



## 2.4 その他施設

### (1) 施設の目的と内容

施設	施設の目的と内容
公園施設	◆新宿中央公園に設置された事務所、ログハウスである。
材料置場	◆区の工事等のための資材置場である。
自転車保管場所	◆撤去した放置自転車の保管場所である。
駐輪場管理棟	◆駅周辺の放置自転車を解消するために設置している駐輪場の管理施設である。
派遣職員住宅	◆協定に基づき他自治体から派遣されている職員用住宅である。

図表 4-24-1 その他施設の施設概要

施設名	所在地	延床面積 (㎡)	供用開始 年度	併設施設	備考
新宿中央公園事務所	西新宿二丁目 11 番 1 号	269	平成 7		公園施設
新宿中央公園 (ログハウス)	西新宿二丁目 11 番	15	平成 16		公園施設
仲之町材料置場	市谷仲之町 2 番 1 号	685	昭和 51		材料置場
大京町材料置場	大京町 30 番地	228	平成 22		材料置場
若宮町ストックヤード	若宮町 20 番地	315	平成 5		材料置場
柏木材料置場	北新宿四丁目 36 番 6 号	471	平成 5	北新宿四丁目第1特定住宅	材料置場
内藤町自転車保管場所	内藤町 1 番地	1,277	平成 26		自転車保管場所
百人町自転車保管場所	百人町二丁目3番	27	平成 17		自転車保管場所
高田馬場自転車保管場所	高田馬場四丁目 36 番 12 号	60	昭和 41	新宿NPO協働推進センター、備蓄倉庫、私立子ども園	自転車保管場所
曙橋駅自転車等駐輪場 管理棟	片町5番地先	8	平成 23		駐輪場管理棟
新宿駅西口自転車 駐輪場管理棟	西新宿二丁目 1 番先	10	平成 2		駐輪場管理棟
新宿駅東南口自転車等 駐輪場管理棟	新宿三丁目 37 番	14	平成 6		駐輪場管理棟
神楽坂駅自転車等駐輪場管理 棟	矢来町 104 番地	10	平成 9		駐輪場管理棟
西新宿自転車保管場所 管理棟	西新宿二丁目 1 番先	10	平成 3		自転車保管場所 管理棟
西新宿自転車保管場所 管理棟(淀橋)	西新宿五丁目 3 番	24	平成 26		自転車保管場所 管理棟
高田馬場駅第一自転車等駐輪 場	高田馬場四丁目 10 番	969	平成 25	新宿リサイクル活動センター、高田馬場福祉作業所	駐輪場
高田馬場駅第二自転車等駐輪 場管理棟	高田馬場二丁目 19 番	3	平成 5		駐輪場管理棟
喜久井町リサイクル用倉庫	喜久井町 20 番地	10	昭和 55	牛込第二中学校	リサイクル用倉庫
戸塚派遣職員住宅	西早稲田三丁目 29 番 5 号	53	平成 13		派遣職員住宅

※百人町自転車保管場所は平成 27 年度の改修工事により、延床面積が 933 ㎡となっています。

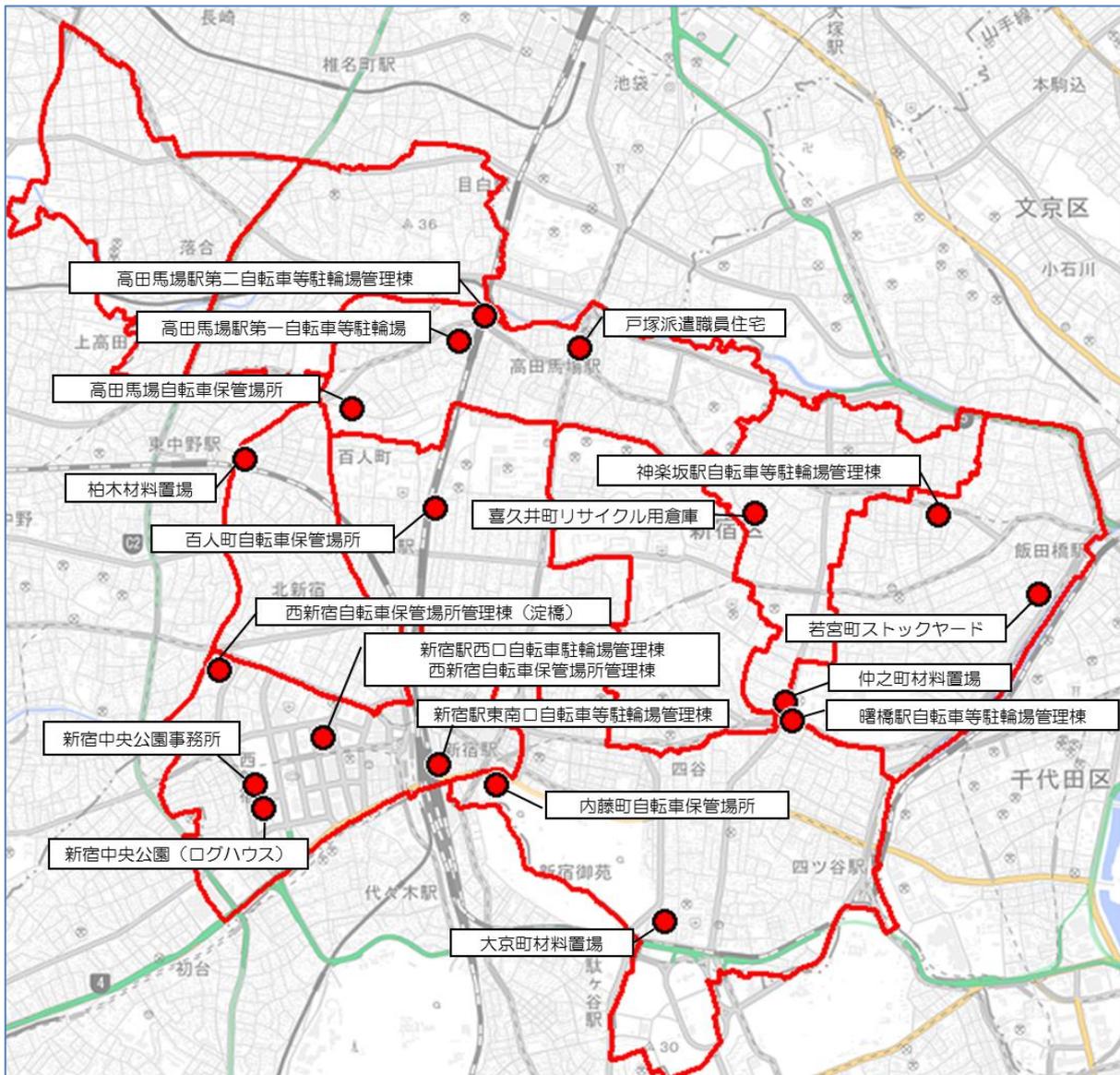
## (2) 施設の現状と課題

- ◆この施設類型は、公園施設、材料置場、自転車保管場所、駐輪場管理棟など、規模の小さい施設が多い。
- ◆供用開始後 30 年以上経過した施設の割合は、延床面積ベースで 16.9%と老朽化度は低くなっている。
- ◆今後も計画的かつ効率的な管理を行っていく必要がある。

## (3) 基本方針

- ◆この施設類型は、行政需要を踏まえ維持管理していく施設である。
- ◆管理方法について、より一層コスト削減・サービス向上を図る観点から、委託方法の効率化等の検討を行う。

図表 4-24-2 その他施設の施設配置状況



# 資料編



# 1 新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議

※本書において、「有識者会議」とは「新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議」のことをいいます。



# 新宿区公共施設等総合管理計画策定にあたっての有識者会議委員の意見

平成29年2月

新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議

会長 根本 祐二

委員 小松 幸夫

委員 齋藤 香里

委員 増井 玲子

私たちの身の回りには、学校、庁舎、地域センター、図書館、文化ホール、公営住宅、道路、橋、公園、水道、下水道など多くのインフラがあります。立派なインフラがすぐ使えるのは確かに便利です。できるだけ今のまま、それどころか今以上にインフラを整備すべきと主張する人もいるかもしれませんが、それは間違いだと言わざるを得ません。

全国的にみると、インフラの多くは1970年代前後の高度成長期に集中的に建設されました。インフラは、コンクリート、金属、木などの寿命のある物質でできていますから、いずれは壊れて使えなくなります。整備が短期間に集中したため老朽化も集中します。寿命の目安を50～60年とすると、1970年の50～60年後の2020～30年代には、日本中に老朽化したインフラがあふれることとなりますが、作り替える予算はありません。インフラを集中投資した時にはあまり大きくなかった社会保障（年金、医療、介護、福祉など）に多くの予算を割いているからです。社会保障を削減するならともかく、増大する社会保障需要を満たしつつインフラも今のままというのは不可能です。

しかし、老朽化したインフラを放置すると私たちの生命に影響します。天井板を支える金属ボルトが老朽化して壊れ11名の方が死傷した中央自動車道笹子トンネル事故のことは知らない人はいないでしょう。その数か月後には浜松市の第一弁天橋のケーブルが切れ7名の方が巻き込まれました。下水道管に穴が開いて地中に空洞が生じて引き起こされる道路陥没事故は年間3千件以上発生しています。老朽水道管の破裂事故による断水もよく発生します。もちろん、建物として例外ではありません。東日本大震災では、被災地から遠く離れた東京九段下の九段会館で天井が崩落し2名の方がなくなりました。神奈川県藤沢市、千葉県習志野市の市庁舎は使用不能になりました。熊本地震でも、老朽化していた多くの庁舎、学校体育館、病院などライフラインとも言える施設が使用を停止しました。地震とは関係なく発生する損傷事例も珍しくありません。

笹子トンネルや九段会館では管理者の法的責任が司法の場で問われています。今や、老朽化インフラを放置することは、知らなかったでは済まされないどころか、罪に問われる時代になったと言えます。

こうした状況を踏まえて、平成26年、政府は政策を大きく転換しました。28年度中には、すべての自治体に、現在のインフラを将来にわたって維持できるかどうかを計算し、不足する場合は統廃合を含めてマネジメントする計画の策定を求めています。これが、今回新宿区が取り組んでいる公共施設等総合管理計画です。新宿区でも、現在の公共施設を維持しようとするすると年間13億円の不足が生じると試算されます。言い換えると、「今まで通り」と主張することは、次の世代に「年間13億円の負担を先送りする」と主張していることと同じだと思います。これは無責任と言わざるを得ません。予算不足は、現世代が解決の道筋をつけるべきものでしょう。

現在、区長以下区的全職員は、危機感を共有し次世代に胸を張って残せる地域とするために何をすべきかを考えています。私たち有識者会議メンバーは、行政の取り組みに共感しそれぞれの専門の立場から計画策定を支えようと検討に参画しました。今回の総合管理計画は、現世代の責任を示すものになっているはずで、単純に減らすということでは全くなく、必要なサービスを確保しつつ、計画的マネジメントを通じて生み出される財源で、将来にわたって維持すべき施設はしっかり更新され、使いやすく充実したものになります。多くの世代の人々が一緒に集い交流することで、地域を持続させる新しいエネルギーが生まれ出るものと確信しています。

「計画」とは策定するだけでなく、実行されて初めて意味を持つものです。公共施設等総合管理計画は特にそうであると考えます。計画倒れにせずしっかりと実行することは、地域を財政的に持続させるための必要条件です。こうした認識のもと、今後実行するにあたり必要となる三つの原則を有識者会議意見として明らかにしました。

この三つの原則については、区の今後の取り組みの参考としていただくことを心より期待するとともに、区民の皆さんにも是非お読みいただき、一人ひとりどう貢献できるか考えていただくきっかけになれば幸いです。

## ■ 新宿区公共施設等総合管理計画実行のための三つの原則

### 1 住民が主役として能動的に考え貢献すること

地域の主役は住民自身である。自治の原点に立ち戻り、住民自身が自ら必要な公共サービスのあり方を再考し、行動することが重要である。全国的には、道路や橋りょうの劣化診断を住民自身が行う道守(みちもり)(注1)、住民として必要とする集会施設等は地元に移管を受けて責任をもって維持管理する地域移管など、住民自治といえる実践が進みつつある。今後は、新宿区型の住民活動が計画の実行をリードしていくことを期待するものである。

注1 長崎発の取り組み。簡単な研修を受け資格を得た住民がチームを組んで視察し、異常を発見した場合に行政に知らせる仕組みで、行政だけでは手が回らないメンテナンスサービスを実現している。

### 2 民間企業の豊かな力を使うこと

民間企業の活動が他地域と比べて充実していることが新宿区の特徴である。公共サービスは行政のみが提供するものではない。民間企業の力を借りることで選択肢を広げ、質量ともに引き上げることができる。この点では、すでに国から要請されている優先的検討規程(注2)の策定と実行、さらには官民対話の推進(注3)が大いに役立つと考えられる。

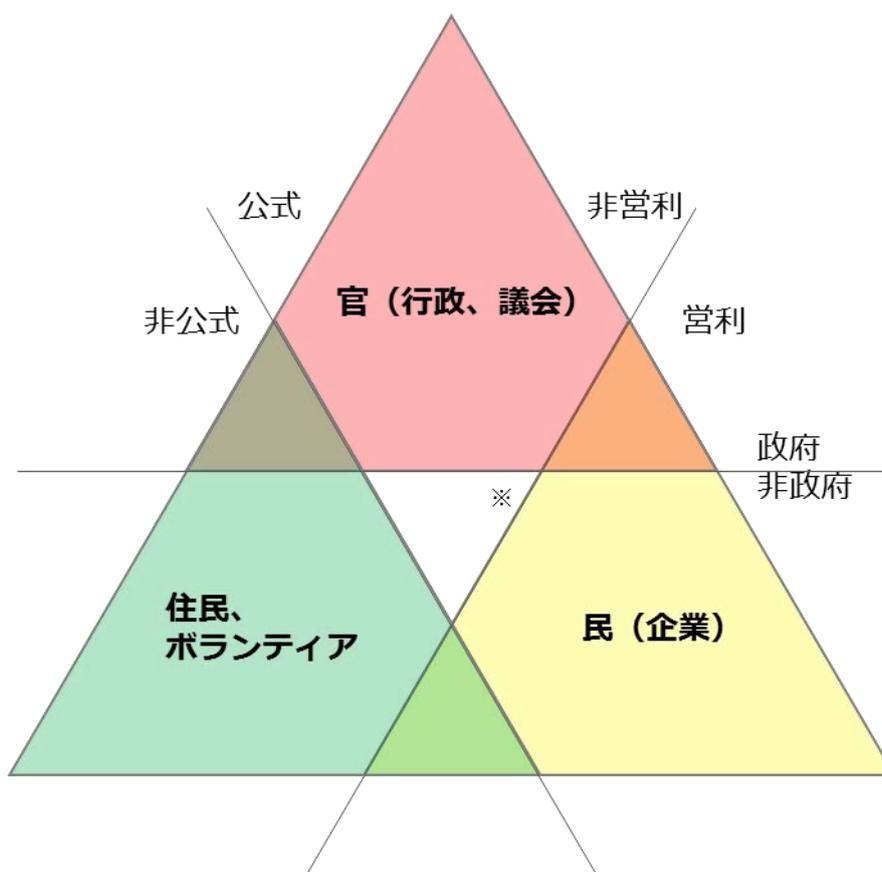
注2 公共施設の整備における一定規模以上の事業(建設を伴う場合は総事業費10億円以上、運営・維持管理の場合は年間1億円以上)を計画するに当たっては、まず民間との連携(PPP/PFI\*)を検討することをルール化する規程。人口20万人以上の全自治体については、平成28年度中に策定することを国から要請されている。

注3 政府から提示された官民対話ガイドに基づき民間からの提案を求める手法。さいたま市、我孫子市などですでに実践されて成果を上げている。提案しやすいように提案者にインセンティブを与えることも可能である。地元企業の育成にも使える。

### 3 行政は計画の進行をしっかりとマネジメントすること

住民や民間の役割が大きいとしても、それによって行政の責任が軽くなるわけではない。行政の責任とは、公共施設等のデータを正確に収集し公表し、住民や民間の判断と活動を支援すること、公共施設等を通じて確保すべき基準を明確化し、達成されていることを監視し、もし問題があれば積極的に関与し修正すること、もちろん、住民や民間で対応できない部分があれば主体的に活動することである。公共施設等総合管理計画は役割分担と進行のマネジメントに大いに役立つはずである。

(図) 公共サービス提供主体のトライアングル



- ・スウェーデンの学者ビクター・ペストフ氏が提唱した「社会福祉のトライアングル」を日本のPPPの実情に合うように東洋大学PPP研究センターが改変したもの。
- ・公共サービスの提供は官、民、住民のいずれかではなく、それぞれ独自に、もしくは連携して提供すべきものであることを表している。前述の三つの原則は、このトライアングルの3領域を示している。

※中央部(白色の逆三角形)は、官、民、住民のいずれもカバーしない<非政府・非営利・公式>の領域である(「新しい公共」の概念に近い)。

# 新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議の開催実績

## 1 目的

新宿区公共施設等総合管理計画策定に向けて、有識者の専門的かつ幅広い見地から助言、提言を得るため、新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議を設置しました。

## 2 有識者会議委員

- ・根本 祐二（東洋大学大学院経済学研究科公民連携専攻教授）
- ・小松 幸夫（早稲田大学理工学術院建築学科教授）
- ・齋藤 香里（千葉商科大学准教授）
- ・増井 玲子（東洋大学PPP研究センターリサーチパートナー）

## 3 開催実績

### (1) 第1回

日時	平成28年7月8日（金） 午後1時30分～午後3時30分
場所	新宿区役所本庁舎6階 第4委員会室
議事	(1) 「公共施設等総合管理計画」及び有識者会議について (2) 新宿区施設白書等について (3) 新宿区公共施設等総合管理計画策定に関する検討

### (2) 第2回

日時	平成28年9月2日（金） 午後2時～午後4時
場所	新宿区役所本庁舎6階 第3委員会室
議事	(1) 新宿区公共施設等総合管理計画（骨子案）について

### (3) 第3回

日時	平成28年11月4日（金） 午後2時～午後4時
場所	新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室
議事	(1) 新宿区公共施設等総合管理計画（素案）について

## 2 受益者負担の適正化

受益者負担\*の適正化について、「新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議」において、新宿区の現状と課題、受益者負担とすべき額（使用料・利用料金）の算定方法、行政サービスの性質別分類（象限の考え方）に関する説明を行い、有識者から意見をいただきました。

ここでは、有識者意見を踏まえた区の方針を掲載します。

## 受益者負担の適正化について

### (1) 課題と有識者会議からの主な意見、区の方針

課題	主な意見	区の方針
<p>区では、平成 11 年 9 月に策定した「受益者負担*の適正化についての最終報告」の考え方にに基づき、施設の使用料・利用料金を設定している。</p> <p>受益者負担の適正化に係る課題は次のとおりである。</p> <p>①行政サービスの性質別分類（第 1 象限から第 4 象限の区分などの象限の考え方）について</p> <p>②受益者負担とすべき使用料・利用料金の算定に係る経費への建物減価償却費*の算入について</p> <p>③集会室等の使用料・利用料金が無料の施設の扱いについて</p>	<p>①行政サービスの性質別分類（象限の考え方）を見直すべきとの意見はない。</p> <p>②使用料・利用料金の算定に当たっては、受益者負担とすべき経費に減価償却費を算入する。</p> <p>③有料化可能な施設は有料化する。</p>	<p>受益者負担の適正化に係る課題について、有識者会議の意見を踏まえた区の方針は次のとおりである。</p> <p>①行政サービスの性質別分類（象限の考え方）はこれまでどおりとする。</p> <p>②受益者負担とすべき使用料・利用料金の算定に係る経費への建物減価償却費の算入については、算入すべき象限や算入割合も含め、検討していく。</p> <p>③有料化可能な施設への使用料・利用料金の導入を検討していく。</p> <p>今後、「受益者負担の適正化についての最終報告」を踏まえた施設維持管理経費の調査を実施し、必要に応じて使用料・利用料金の改定などを行っていく。</p>

### (2) 受益者負担とすべき額（使用料・利用料金）の算定方法（面積割の場合）

- ① 経費（施設全体の維持管理費＋人件費）（※1）÷延床面積（㎡）÷年間利用可能時間（h）÷稼働率（％）  
＝単位（1 ㎡ 1 時間）当たり経費（円）
- ② 受益者負担とすべき額（使用料・利用料金）（円）  
＝単位当たり経費（円）×部屋の面積（㎡）×利用時間（h）×象限比率（※2）×利用時間帯比率（※3）

（※1）経費への建物減価償却費の算入について検討していく。

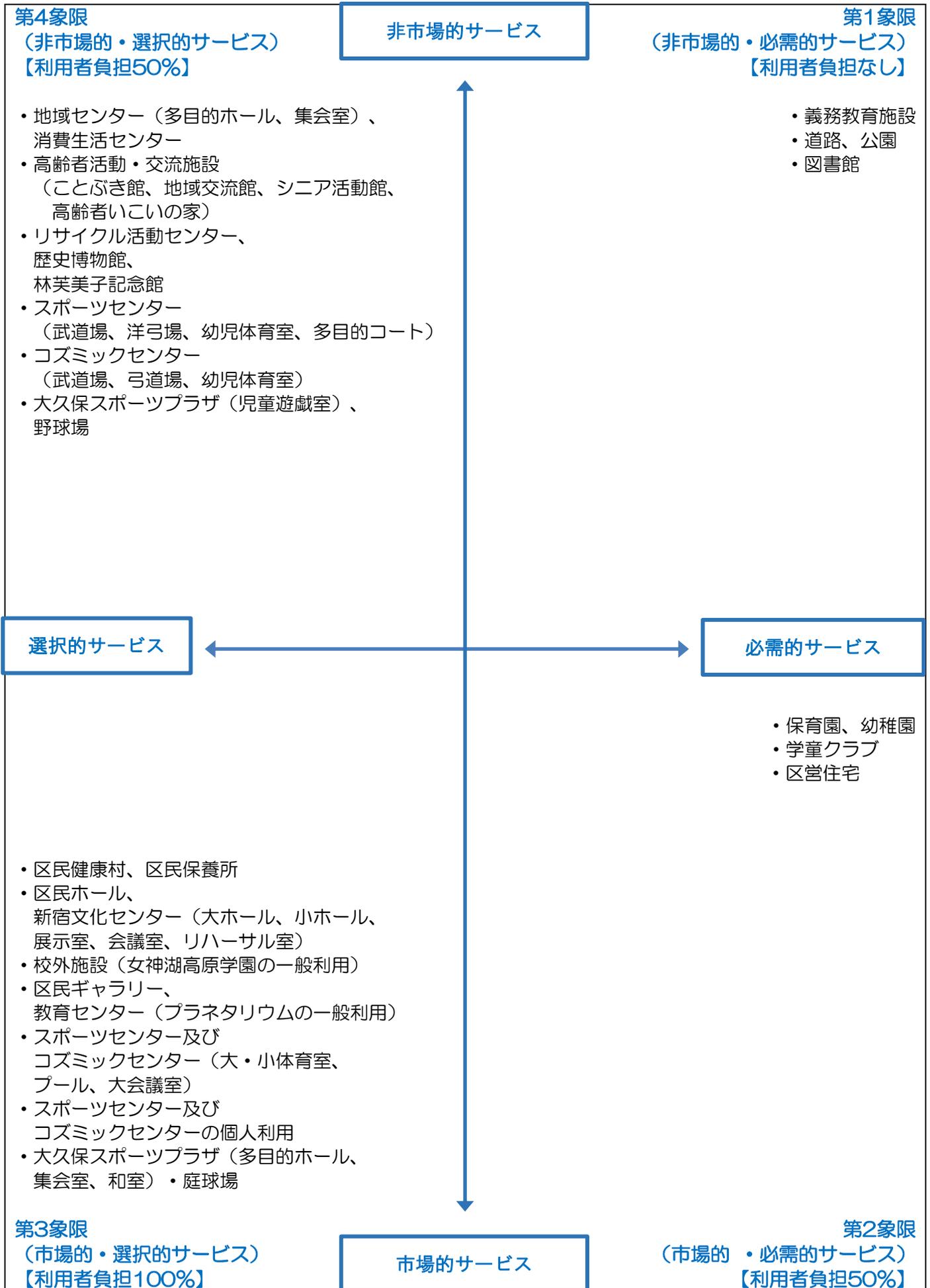
（※2）象限比率

- 第 1 象限（非市場的・必需的サービス）：利用者負担なし（無料）
- 第 2 象限（市場的・必需的サービス）：利用者負担率 50%
- 第 3 象限（市場的・選択的サービス）：利用者負担率 100%
- 第 4 象限（非市場的・選択的サービス）：利用者負担率 50%

（※3）利用時間帯比率

- 午前（3 時間）：75%
- 午後（4 時間）：100%
- 夜間（4 時間）：125%
- 全日（11 時間）：午前、午後、夜間の合計

(3) 行政サービスの性質別分類（象限の考え方） ※主な施設



※平成 11 年 9 月に策定した「受益者負担の適正化についての最終報告」に基づく分類



### **3 意識調査結果**



## 3-(1) 施設利用者アンケート

(平成28年度実施)

この調査は、区有施設を利用されている区民の方を対象に、区有施設やインフラの老朽化等に対する考えや区有施設のあり方に対するご意見を伺うために実施しました。

調査期間	平成28年6月～7月
有効回答数	2,755人

# 1 施設利用者アンケート調査票

## 区有施設のあり方に関するアンケートのお願い

平成 28 年 6 月  
新宿区

全国各地で高度経済成長期に建設された公共施設やインフラ（道路、橋、水道などの社会基盤）の多くで老朽化が進んでいます。一方、公共施設やインフラの維持・更新に充てる財源も限られ、必要な改修ができなくなった場合には、建物や道路などの一部が壊れて事故が起きるおそれがあります。

こうしたことから、政府では、施設の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を各自治体で策定することを求めています。新宿区においても、平成 27 年度に区有施設の実態を把握・分析した施設白書を公表し、平成 28 年度には、区有施設のあり方の検討を行い、公共施設等総合管理計画を策定する予定です。

本アンケートは、その一環として施設利用者の皆様の意識を調査させていただくためのものです。是非、ご協力いただければ幸いです。

ご回答いただく方について、該当する項目を「○」で囲んでください。

- 年 齢      ① ～10 歳代      ② 20 歳代      ③ 30 歳代      ④ 40 歳代  
                 ⑤ 50 歳代      ⑥ 60 歳代      ⑦ 70 歳代      ⑧ 80 歳代～
- 居住地域    ① 四 谷      ② 笹塚町      ③ 榎 町      ④ 若松町  
                 ⑤ 大久保    ⑥ 戸 塚      ⑦ 落合第一 ⑧ 落合第二  
                 ⑨ 柏 木      ⑩ 角筈・区役所 ⑪ 区 外

問1 新宿区では、建築後30年以上経過している区有施設の割合は、延床面積ベースで56.8%となっています。あなたは、区有施設やインフラが老朽化しているという問題を知っていましたか。該当する項目を「○」で囲んでください。

- ① 知っていた                      ② 知らなかった

問2 新宿区施設白書では、現在の施設数と規模を、今後も維持し続けると、年間約13億円が不足することが明らかになりました。

今後の区有施設のあり方として以下のような方向が考えられますが、①～⑨のそれぞれについて1～4の当てはまるものを「○」で囲んでください。（「○」はそれぞれ1つ）

	積極的に 実施すべ き	どちらか と い え ば 実 施 す べ き	どちらか と い え ば 実 施 す べ き で な い	実施すべ き で な い
① 利用頻度の低い施設を廃止する	1	2	3	4

	積極的に 実施す べき	どちらか に 実施す べき	どちらか に 実施す べきでない	実施す べきでない
② 新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する	1	2	3	4
③ さまざまな施設を1カ所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う	1	2	3	4
④ 同様の機能を持つ施設の統廃合を進める	1	2	3	4
⑤ 施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する	1	2	3	4
⑥ 施設の運営を区民や地域団体に移管する	1	2	3	4
⑦ 施設使用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する	1	2	3	4
⑧ 施設のサービス水準の引き下げ（開館日数の削減など）により、現在の施設を維持する	1	2	3	4
⑨ 他の行政サービスを削減してでも、現在の施設を維持する	1	2	3	4

問3 今後、区有施設の統廃合や集約化などを行うとした場合の基準として、どのようなことを重視すべきだと思いますか。該当する項目を「○」で囲んでください。（「○」は2つまで）

- ① 老朽化が著しいこと
- ② 利用件数や利用者が減少していること
- ③ 特定の個人・団体にしか利用されていないこと
- ④ 維持管理や運営にかかる経費が高いこと
- ⑤ 同様のサービスを提供する区有施設が近隣にあること
- ⑥ 同様のサービスを提供する民間施設が近隣にあること

その他 良質な区民サービスを提供し続けるために、今後、区有施設の役割やあり方を検討する必要がありますが、あなたが特に重要と考えることは何ですか。ご自由にお書きください。

（記入欄）

ご協力ありがとうございました。この施設の窓口にご提出ください。

## 2 回答者の属性

### (1) 年齢別

	基数(人)
① ~10 歳代	32
② 20 歳代	166
③ 30 歳代	508
④ 40 歳代	469
⑤ 50 歳代	249
⑥ 60 歳代	439
⑦ 70 歳代	568
⑧ 80 歳代~	240
無回答	84
合計	2,755

### (2) 居住地域別

	基数(人)
① 四谷	265
② 箆笥町	239
③ 榎町	205
④ 若松町	194
⑤ 大久保	281
⑥ 戸塚	224
⑦ 落合第一	209
⑧ 落合第二	220
⑨ 柏木	156
⑩ 角筈・区役所	94
⑪ 区外	397
無回答	271
合計	2,755

### (3) 施設別 (類型)

	基数(人)
庁舎等	260
区民等利用施設	165
地域センター	276
ホール	97
高齢者活動・交流施設	576
児童館等	643
図書館	174
博物館・記念館	107
生涯学習施設	206
スポーツ施設	166
保養施設	85
合計	2,755

### 3 調査結果

#### (1) 老朽化の認知度（問1）

##### （ア）年齢別（人数）

	知っていた	知らなかった	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ～10歳代	3	29	0	32	32
② 20歳代	18	147	1	166	165
③ 30歳代	110	398	0	508	508
④ 40歳代	116	350	3	469	466
⑤ 50歳代	80	166	3	249	246
⑥ 60歳代	186	243	10	439	429
⑦ 70歳代	283	269	16	568	552
⑧ 80歳代～	112	118	10	240	230
無回答	31	47	6	84	78
合計	939	1,767	49	2,755	2,706

##### （イ）地域別（人数）

	知っていた	知らなかった	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	67	192	6	265	259
② 簗笥町	102	134	3	239	236
③ 榎町	86	113	6	205	199
④ 若松町	73	118	3	194	191
⑤ 大久保	114	165	2	281	279
⑥ 戸塚	93	126	5	224	219
⑦ 落合第一	72	134	3	209	206
⑧ 落合第二	66	149	5	220	215
⑨ 柏木	47	106	3	156	153
⑩ 角筈・区役所	29	62	3	94	91
⑪ 区外	99	295	3	397	394
無回答	91	173	7	271	264
合計	939	1,767	49	2,755	2,706

##### （ウ）施設別（類型）人数

	知っていた	知らなかった	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	73	180	7	260	253
区民等利用施設	73	88	4	165	161
地域センター	100	172	4	276	272
ホール	31	62	4	97	93
高齢者活動・交流施設	250	308	18	576	558
児童館等	151	490	2	643	641
図書館	45	129	0	174	174
博物館・記念館	42	64	1	107	106
生涯学習施設	102	100	4	206	202
スポーツ施設	42	122	2	166	164
保養施設	30	52	3	85	82
合計	939	1,767	49	2,755	2,706

(2) 区有施設のあり方の方向(問2)

① 利用頻度の低い施設を廃止する

(ア) 年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	8	9	10	5	0	32	32
② 20歳代	29	80	35	16	6	166	160
③ 30歳代	116	249	102	33	8	508	500
④ 40歳代	91	233	103	34	8	469	461
⑤ 50歳代	48	102	66	28	5	249	244
⑥ 60歳代	95	157	90	78	19	439	420
⑦ 70歳代	121	188	129	95	35	568	533
⑧ 80歳代~	67	64	32	45	32	240	208
無回答	7	32	20	12	13	84	71
合計	582	1,114	587	346	126	2,755	2,629

(イ) 居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	62	108	49	31	15	265	250
② 笹笥町	35	100	57	34	13	239	226
③ 榎町	40	70	50	27	18	205	187
④ 若松町	54	78	37	17	8	194	186
⑤ 大久保	71	116	48	34	12	281	269
⑥ 戸塚	67	82	43	23	9	224	215
⑦ 落合第一	34	89	47	28	11	209	198
⑧ 落合第二	47	105	43	20	5	220	215
⑨ 柏木	41	64	30	17	4	156	152
⑩ 角筈・区役所	25	34	19	13	3	94	91
⑪ 区外	60	167	97	64	9	397	388
無回答	46	101	67	38	19	271	252
合計	582	1,114	587	346	126	2,755	2,629

(ウ) 施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	84	117	34	15	10	260	250
区民等利用施設	41	61	30	30	3	165	162
地域センター	35	115	79	32	15	276	261
ホール	16	30	28	17	6	97	91
高齢者活動・交流施設	124	159	122	117	54	576	522
児童館等	131	349	124	31	8	643	635
図書館	46	72	36	17	3	174	171
博物館・記念館	23	41	23	15	5	107	102
生涯学習施設	25	65	60	46	10	206	196
スポーツ施設	29	71	38	17	11	166	155
保養施設	28	34	13	9	1	85	84
合計	582	1,114	587	346	126	2,755	2,629

## (2) 区有施設のあり方の方向(問2)

② 新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する

(ア)年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	15	11	3	3	0	32	32
② 20歳代	63	80	11	7	5	166	161
③ 30歳代	214	245	30	10	9	508	499
④ 40歳代	190	233	31	7	8	469	461
⑤ 50歳代	113	108	13	10	5	249	244
⑥ 60歳代	212	152	32	22	21	439	418
⑦ 70歳代	246	205	46	33	38	568	530
⑧ 80歳代~	102	80	8	18	32	240	208
無回答	33	23	8	7	13	84	71
合計	1,188	1,137	182	117	131	2,755	2,624

(イ)居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	110	118	13	11	13	265	252
② 箆笥町	103	101	10	11	14	239	225
③ 榎町	84	81	12	7	21	205	184
④ 若松町	77	83	14	7	13	194	181
⑤ 大久保	118	118	17	20	8	281	273
⑥ 戸塚	92	90	18	14	10	224	214
⑦ 落合第一	85	91	14	10	9	209	200
⑧ 落合第二	103	95	16	4	2	220	218
⑨ 柏木	71	66	10	6	3	156	153
⑩ 角筈・区役所	46	35	5	3	5	94	89
⑪ 区外	174	176	24	10	13	397	384
無回答	125	83	29	14	20	271	251
合計	1,188	1,137	182	117	131	2,755	2,624

(ウ)施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	103	121	13	10	13	260	247
区民等利用施設	72	64	7	17	5	165	160
地域センター	128	111	19	3	15	276	261
ホール	35	39	12	5	6	97	91
高齢者活動・交流施設	254	183	39	46	54	576	522
児童館等	244	334	40	16	9	643	634
図書館	97	54	14	5	4	174	170
博物館・記念館	52	44	4	4	3	107	104
生涯学習施設	92	85	14	8	7	206	199
スポーツ施設	69	71	12	2	12	166	154
保養施設	42	31	8	1	3	85	82
合計	1,188	1,137	182	117	131	2,755	2,624

(2) 区有施設のあり方の方向(問2)

③ さまざまな施設を1カ所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う

(ア)年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	7	10	9	5	1	32	31
② 20歳代	25	61	51	12	17	166	149
③ 30歳代	104	210	139	39	16	508	492
④ 40歳代	107	176	129	41	16	469	453
⑤ 50歳代	52	75	77	33	12	249	237
⑥ 60歳代	77	102	142	91	27	439	412
⑦ 70歳代	91	118	153	135	71	568	497
⑧ 80歳代~	50	43	54	57	36	240	204
無回答	8	13	26	25	12	84	72
合計	521	808	780	438	208	2,755	2,547

(イ)居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	58	73	72	40	22	265	243
② 簞笥町	32	70	64	50	23	239	216
③ 榎町	41	64	51	34	15	205	190
④ 若松町	43	60	43	32	16	194	178
⑤ 大久保	69	84	77	32	19	281	262
⑥ 戸塚	46	58	67	40	13	224	211
⑦ 落合第一	32	68	63	31	15	209	194
⑧ 落合第二	31	72	65	34	18	220	202
⑨ 柏木	45	44	44	19	4	156	152
⑩ 角筈・区役所	19	21	29	16	9	94	85
⑪ 区外	65	121	127	58	26	397	371
無回答	40	73	78	52	28	271	243
合計	521	808	780	438	208	2,755	2,547

(ウ)施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	90	89	43	17	21	260	239
区民等利用施設	41	45	33	36	10	165	155
地域センター	33	74	100	49	20	276	256
ホール	16	22	35	19	5	97	92
高齢者活動・交流施設	86	108	161	157	64	576	512
児童館等	126	279	172	47	19	643	624
図書館	45	52	47	21	9	174	165
博物館・記念館	25	37	26	10	9	107	98
生涯学習施設	20	31	86	51	18	206	188
スポーツ施設	20	50	50	20	26	166	140
保養施設	19	21	27	11	7	85	78
合計	521	808	780	438	208	2,755	2,547

(2) 区有施設のあり方の方向(問2)

④ 同様の機能を持つ施設の統廃合を進める

(ア) 年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	7	7	10	7	1	32	31
② 20歳代	24	54	57	14	17	166	149
③ 30歳代	102	214	144	26	22	508	486
④ 40歳代	110	176	128	35	20	469	449
⑤ 50歳代	58	85	68	23	15	249	234
⑥ 60歳代	87	120	115	85	32	439	407
⑦ 70歳代	113	136	136	114	69	568	499
⑧ 80歳代~	50	59	40	50	41	240	199
無回答	7	18	22	23	14	84	70
合計	558	869	720	377	231	2,755	2,524

(イ) 居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	63	94	52	34	22	265	243
② 簗笥町	35	66	65	48	25	239	214
③ 榎町	34	70	56	29	16	205	189
④ 若松町	47	50	53	24	20	194	174
⑤ 大久保	65	105	58	33	20	281	261
⑥ 戸塚	57	48	71	33	15	224	209
⑦ 落合第一	48	59	56	27	19	209	190
⑧ 落合第二	37	77	65	23	18	220	202
⑨ 柏木	33	60	35	22	6	156	150
⑩ 角筈・区役所	19	28	28	9	10	94	84
⑪ 区外	71	136	111	50	29	397	368
無回答	49	76	70	45	31	271	240
合計	558	869	720	377	231	2,755	2,524

(ウ) 施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	103	93	28	11	25	260	235
区民等利用施設	42	51	28	30	14	165	151
地域センター	36	95	89	35	21	276	255
ホール	15	26	30	21	5	97	92
高齢者活動・交流施設	95	129	138	145	69	576	507
児童館等	112	270	197	38	26	643	617
図書館	56	53	41	17	7	174	167
博物館・記念館	34	39	17	8	9	107	98
生涯学習施設	18	40	79	49	20	206	186
スポーツ施設	18	49	54	16	29	166	137
保養施設	29	24	19	7	6	85	79
合計	558	869	720	377	231	2,755	2,524

## (2) 区有施設のあり方の方向(問2)

⑤ 施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する

(ア)年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	12	11	4	3	2	32	30
② 20歳代	41	56	41	10	18	166	148
③ 30歳代	122	241	89	37	19	508	489
④ 40歳代	116	196	100	33	24	469	445
⑤ 50歳代	45	101	63	26	14	249	235
⑥ 60歳代	96	132	100	77	34	439	405
⑦ 70歳代	102	153	125	103	85	568	483
⑧ 80歳代~	39	67	40	42	52	240	188
無回答	13	23	14	18	16	84	68
合計	586	980	576	349	264	2,755	2,491

(イ)居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	72	85	46	33	29	265	236
② 簞笥町	48	85	49	30	27	239	212
③ 榎町	47	81	32	28	17	205	188
④ 若松町	39	75	38	20	22	194	172
⑤ 大久保	50	103	69	37	22	281	259
⑥ 戸塚	44	63	59	37	21	224	203
⑦ 落合第一	34	85	43	28	19	209	190
⑧ 落合第二	45	91	50	14	20	220	200
⑨ 柏木	49	42	32	23	10	156	146
⑩ 角筈・区役所	25	29	21	9	10	94	84
⑪ 区外	76	150	90	53	28	397	369
無回答	57	91	47	37	39	271	232
合計	586	980	576	349	264	2,755	2,491

(ウ)施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	63	100	51	22	24	260	236
区民等利用施設	34	58	30	31	12	165	153
地域センター	44	93	76	42	21	276	255
ホール	14	25	35	16	7	97	90
高齢者活動・交流施設	120	146	106	110	94	576	482
児童館等	155	314	115	31	28	643	615
図書館	58	60	29	19	8	174	166
博物館・記念館	23	35	31	11	7	107	100
生涯学習施設	23	56	55	48	24	206	182
スポーツ施設	29	63	30	14	30	166	136
保養施設	23	30	18	5	9	85	76
合計	586	980	576	349	264	2,755	2,491

(2) 区有施設のあり方の方向(問2)

⑥ 施設の運営を区民や地域団体に移管する

(ア) 年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	12	7	6	5	2	32	30
② 20歳代	25	68	43	13	17	166	149
③ 30歳代	90	223	136	37	22	508	486
④ 40歳代	81	188	137	44	19	469	450
⑤ 50歳代	37	102	80	17	13	249	236
⑥ 60歳代	82	151	103	71	32	439	407
⑦ 70歳代	97	163	136	95	77	568	491
⑧ 80歳代~	39	69	42	43	47	240	193
無回答	10	23	13	19	19	84	65
合計	473	994	696	344	248	2,755	2,507

(イ) 居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	57	85	70	32	21	265	244
② 簗笥町	45	85	54	26	29	239	210
③ 榎町	35	89	44	19	18	205	187
④ 若松町	37	66	55	20	16	194	178
⑤ 大久保	44	90	88	40	19	281	262
⑥ 戸塚	31	81	56	37	19	224	205
⑦ 落合第一	26	96	48	20	19	209	190
⑧ 落合第二	41	79	55	23	22	220	198
⑨ 柏木	34	56	34	21	11	156	145
⑩ 角筈・区役所	13	43	19	10	9	94	85
⑪ 区外	65	140	108	56	28	397	369
無回答	45	84	65	40	37	271	234
合計	473	994	696	344	248	2,755	2,507

(ウ) 施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	44	105	62	23	26	260	234
区民等利用施設	30	57	34	34	10	165	155
地域センター	41	103	82	29	21	276	255
ホール	12	31	29	18	7	97	90
高齢者活動・交流施設	99	150	123	114	90	576	486
児童館等	109	286	185	38	25	643	618
図書館	49	64	40	15	6	174	168
博物館・記念館	20	52	21	10	4	107	103
生涯学習施設	28	62	59	34	23	206	183
スポーツ施設	25	51	41	21	28	166	138
保養施設	16	33	20	8	8	85	77
合計	473	994	696	344	248	2,755	2,507

(2) 区有施設のあり方の方向(問2)

⑦ 施設利用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する

(ア)年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	5	10	7	8	2	32	30
② 20歳代	14	37	68	32	15	166	151
③ 30歳代	57	140	204	86	21	508	487
④ 40歳代	54	155	172	66	22	469	447
⑤ 50歳代	22	95	84	37	11	249	238
⑥ 60歳代	60	135	130	83	31	439	408
⑦ 70歳代	90	162	129	107	80	568	488
⑧ 80歳代~	48	65	43	36	48	240	192
無回答	13	24	20	11	16	84	68
合計	363	823	857	466	246	2,755	2,509

(イ)居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	34	83	82	40	26	265	239
② 簞笥町	36	76	66	33	28	239	211
③ 榎町	29	61	53	45	17	205	188
④ 若松町	26	58	65	26	19	194	175
⑤ 大久保	37	89	87	44	24	281	257
⑥ 戸塚	30	60	61	53	20	224	204
⑦ 落合第一	28	65	67	33	16	209	193
⑧ 落合第二	24	60	82	35	19	220	201
⑨ 柏木	24	48	49	27	8	156	148
⑩ 角筈・区役所	9	26	31	18	10	94	84
⑪ 区外	47	124	127	76	23	397	374
無回答	39	73	87	36	36	271	235
合計	363	823	857	466	246	2,755	2,509

(ウ)施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	36	83	88	29	24	260	236
区民等利用施設	23	43	40	42	17	165	148
地域センター	24	99	84	47	22	276	254
ホール	11	24	37	18	7	97	90
高齢者活動・交流施設	113	134	132	113	84	576	492
児童館等	67	200	254	97	25	643	618
図書館	24	50	55	37	8	174	166
博物館・記念館	14	40	36	13	4	107	103
生涯学習施設	24	60	64	40	18	206	188
スポーツ施設	16	46	52	24	28	166	138
保養施設	11	44	15	6	9	85	76
合計	363	823	857	466	246	2,755	2,509

## (2) 区有施設のあり方の方向(問2)

⑧ 施設のサービス水準の引き下げ(開館日数の削減など)により、現在の施設を維持する

(ア)年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	6	8	7	10	1	32	31
② 20歳代	14	39	65	33	15	166	151
③ 30歳代	27	126	215	121	19	508	489
④ 40歳代	29	93	234	97	16	469	453
⑤ 50歳代	17	61	101	58	12	249	237
⑥ 60歳代	31	101	145	126	36	439	403
⑦ 70歳代	71	127	163	130	77	568	491
⑧ 80歳代~	38	59	45	50	48	240	192
無回答	10	14	24	20	16	84	68
合計	243	628	999	645	240	2,755	2,515

(イ)居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	30	58	94	59	24	265	241
② 笹笥町	22	46	90	53	28	239	211
③ 榎町	20	55	67	46	17	205	188
④ 若松町	16	33	73	54	18	194	176
⑤ 大久保	24	82	100	52	23	281	258
⑥ 戸塚	30	48	77	52	17	224	207
⑦ 落合第一	17	53	69	53	17	209	192
⑧ 落合第二	17	45	91	49	18	220	202
⑨ 柏木	12	46	54	37	7	156	149
⑩ 角筈・区役所	8	16	43	17	10	94	84
⑪ 区外	25	92	147	108	25	397	372
無回答	22	54	94	65	36	271	235
合計	243	628	999	645	240	2,755	2,515

(ウ)施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	16	66	104	53	21	260	239
区民等利用施設	15	38	56	43	13	165	152
地域センター	12	74	107	62	21	276	255
ホール	8	24	33	26	6	97	91
高齢者活動・交流施設	85	125	144	134	88	576	488
児童館等	43	146	299	130	25	643	618
図書館	21	26	66	56	5	174	169
博物館・記念館	5	28	35	34	5	107	102
生涯学習施設	18	40	68	60	20	206	186
スポーツ施設	14	40	51	33	28	166	138
保養施設	6	21	36	14	8	85	77
合計	243	628	999	645	240	2,755	2,515

(2) 区有施設のあり方の方向(問2)

⑨ 他の行政サービスを削減してでも、現在の施設を維持する

(ア)年齢別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① ~10歳代	7	8	8	8	1	32	31
② 20歳代	14	51	65	19	17	166	149
③ 30歳代	37	136	232	78	25	508	483
④ 40歳代	38	115	217	75	24	469	445
⑤ 50歳代	17	64	110	40	18	249	231
⑥ 60歳代	64	122	141	70	42	439	397
⑦ 70歳代	131	167	120	76	74	568	494
⑧ 80歳代~	62	61	45	25	47	240	193
無回答	17	18	23	12	14	84	70
合計	387	742	961	403	262	2,755	2,493

(イ)居住地域別(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
① 四谷	42	61	96	40	26	265	239
② 箆笥町	33	62	87	31	26	239	213
③ 榎町	32	65	62	26	20	205	185
④ 若松町	31	48	61	36	18	194	176
⑤ 大久保	45	75	104	35	22	281	259
⑥ 戸塚	38	65	61	41	19	224	205
⑦ 落合第一	29	66	69	25	20	209	189
⑧ 落合第二	19	59	91	30	21	220	199
⑨ 柏木	18	47	56	25	10	156	146
⑩ 角筈・区役所	10	17	41	16	10	94	84
⑪ 区外	50	109	143	63	32	397	365
無回答	40	68	90	35	38	271	233
合計	387	742	961	403	262	2,755	2,493

(ウ)施設別(類型)(人数)

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきでない	実施すべきでない	無回答	合計	合計(除く無回答)
庁舎等	20	50	113	53	24	260	236
区民等利用施設	19	32	57	42	15	165	150
地域センター	25	90	116	25	20	276	256
ホール	13	28	34	15	7	97	90
高齢者活動・交流施設	163	153	108	71	81	576	495
児童館等	46	201	274	88	34	643	609
図書館	24	28	77	38	7	174	167
博物館・記念館	6	22	51	19	9	107	98
生涯学習施設	41	57	62	22	24	206	182
スポーツ施設	21	54	40	21	30	166	136
保養施設	9	27	29	9	11	85	74
合計	387	742	961	403	262	2,755	2,493

(3) 区有施設の統廃合や集約化を行うとした場合に重視すべきこと (問3) (〇は2つまで)

(ア) 年齢別(人数)

	①老朽化が著しいこと	②利用件数や利用者が減少していること	③特定の個人・団体にしか利用されていないこと	④維持管理や運営にかかる経費が高いこと	⑤同様のサービスを提供する区有施設が近隣にあること	⑥同様のサービスを提供する民間施設が近隣にあること	無回答	合計(重複なし)	合計(重複なし、除く無回答)
① ~10歳代	9	10	9	7	3	0	6	32	26
② 20歳代	62	47	29	29	38	9	34	166	132
③ 30歳代	225	186	136	86	127	20	68	508	440
④ 40歳代	207	164	141	71	126	25	53	469	416
⑤ 50歳代	126	59	66	57	69	12	32	249	217
⑥ 60歳代	206	116	109	70	113	21	73	439	366
⑦ 70歳代	201	139	150	66	116	45	136	568	432
⑧ 80歳代~	90	45	55	22	32	13	74	240	166
無回答	28	12	14	4	16	8	31	84	53
合計	1,154	778	709	412	640	153	507	2,755	2,248

(イ) 居住地域別(人数)

	①老朽化が著しいこと	②利用件数や利用者が減少していること	③特定の個人・団体にしか利用されていないこと	④維持管理や運営にかかる経費が高いこと	⑤同様のサービスを提供する区有施設が近隣にあること	⑥同様のサービスを提供する民間施設が近隣にあること	無回答	合計(重複なし)	合計(重複なし、除く無回答)
① 四谷	102	78	86	39	53	12	50	265	215
② 簗笥町	105	61	67	34	65	13	36	239	203
③ 榎町	78	63	42	42	52	10	35	205	170
④ 若松町	88	56	53	25	42	18	35	194	159
⑤ 大久保	134	88	61	46	61	14	42	281	239
⑥ 戸塚	98	55	68	24	54	17	36	224	188
⑦ 落合第一	74	58	51	36	55	19	39	209	170
⑧ 落合第二	92	66	69	32	50	9	36	220	184
⑨ 柏木	66	39	47	23	37	5	30	156	126
⑩ 角筈・区役所	49	27	18	18	26	6	16	94	78
⑪ 区外	173	108	88	64	105	17	66	397	331
無回答	95	79	59	29	40	13	86	271	185
合計	1,154	778	709	412	640	153	507	2,755	2,248

(ウ) 施設別(類型)(人数)

	①老朽化が著しいこと	②利用件数や利用者が減少していること	③特定の個人・団体にしか利用されていないこと	④維持管理や運営にかかる経費が高いこと	⑤同様のサービスを提供する区有施設が近隣にあること	⑥同様のサービスを提供する民間施設が近隣にあること	無回答	合計(重複なし)	合計(重複なし、除く無回答)
庁舎等	105	85	85	43	63	11	46	260	214
区民等利用施設	56	47	47	29	38	10	40	165	125
地域センター	135	60	76	38	72	15	38	276	238
ホール	48	22	21	13	19	5	17	97	80
高齢者活動・交流施設	213	125	116	59	126	43	143	576	433
児童館等	317	233	175	94	159	32	77	643	566
図書館	61	46	66	44	35	10	29	174	145
博物館・記念館	41	28	34	15	35	11	17	107	90
生涯学習施設	87	62	35	28	52	8	42	206	164
スポーツ施設	63	41	27	32	31	6	38	166	128
保養施設	28	29	27	17	10	2	20	85	65
合計	1,154	778	709	412	640	153	507	2,755	2,248



## 3-(2) 区民意識調査

(平成 27 年度実施)

この調査は、無作為抽出した 18 歳以上の新宿区民の方を対象に、区有施設の利用頻度や、施設全般に対する印象等に対するご意見を伺うために実施しました。

調査期間	平成27年9月
調査対象	新宿区民満 18 歳以上の男女個人のうち 無作為抽出した 2,500 人
有効回答数	1, 351 人

# 1 区民意識調査調査票

～区有施設のあり方についておたずねします～

新宿区には、162棟の区有施設があり、そのうち半数以上が築30年以上を経過するなど、老朽化が進んでいます。これらの施設の1年間の維持管理運営経費は176億円で、区の経常一般財源の22.4%（平成25年度決算）を占めており、今後、大規模改修や建替えに、さらに多額の経費がかかることが想定されます。

一方、今後の人口減少や超高齢社会の到来に伴う社会保障関連経費の増大により、施設管理にかかる経費の縮小が見込まれ、施設の維持管理・運営の方法や各施設で行っている行政サービスの内容等について見直していく必要があります。

今回の調査では、区民の皆さんの施設の利用状況や施設に対する意見をお聴きして、今後の取組の参考にしたいと考えています。

問8 あなたは、新宿区の区有施設全般について、どのような印象を持っていますか。①～⑨のそれぞれについて1～5の当てはまるものに○をつけてください。

(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそうは思わない	そうは思わない	よくわからない
① さまざまな施設があり充実している	1	2	3	4	5
② 各地域にバランスよく配置されている	1	2	3	4	5
③ 施設サービスが充実しており満足度が高い	1	2	3	4	5
④ 利便性の良い場所にありアクセスしやすい	1	2	3	4	5
⑤ バリアフリーに配慮されている	1	2	3	4	5
⑥ スタッフの対応が良い	1	2	3	4	5
⑦ 施設内がきれいに保たれている	1	2	3	4	5
⑧ 子育て世代にも使いやすい施設になっている	1	2	3	4	5
⑨ 案内が分かりやすい	1	2	3	4	5

問9 あなたは、過去1年以内に、新宿区の区有施設をどのくらい利用しましたか。以下の施設ごとにお答えください。(○はそれぞれ1つ)

(問9で「3」または「4」とお答えの施設についておたずねします)

問9-1 施設を利用していない理由は何ですか。1～7の当てはまるものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	問9 (利用頻度)					問9で「3」または「4」とお答えの施設 問9-1 (利用していない理由)						
	月に1回以上	年に数回程度	1年以内に利用していない	一度も利用したことがない		利用する機会がない	アクセスが不便	使い勝手が悪い	利用料金が高い	利用時間が合わない	民間の類似施設を利用	施設の存在を知らなかった
① 区役所・特別出張所	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
② 地域センター	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
③ 区民ホール・文化センター	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
④ 生涯学習館	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑤ スポーツ施設 (コスミックスポーツセンター、元気館、運動広場、野球場等)	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 博物館等 (新宿歴史博物館・林芙美子記念館・佐伯祐三アトリエ記念館・中村彝アトリエ記念館)	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 高齢者福祉施設 (ことぶき館・地域交流館・シニア活動館・清風園)	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 児童施設 (子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館)	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 保健センター	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑩ 中央図書館・地域図書館	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑪ 区外の施設 (箱根つつじ荘・グリーンヒル八ヶ岳・グイルジ女神湖)	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7
⑫ その他の施設※	1	2	3	4	→	1	2	3	4	5	6	7

※ 防災センター、区民ギャラリー、しんじゅく多文化共生プラザ、新宿NPO協働推進センター、産業会館、男女共同参画推進センター (ウィズ新宿)、新宿・西早稲田の各リサイクル活動センター、環境学習情報センターなど

問 10 全国各地で高度経済成長期に建設された施設やインフラ（道路、橋、水道などの社会基盤）の多くで老朽化が進んでいます。一方、公共施設・インフラの維持や更新に充てる財源も限られ、必要な改修ができなくなるおそれがあり、こうしたことから建物や道路などの一部が壊れて事故が起きるといった問題があります。

あなたは、こうした施設やインフラの老朽化の問題を知っていましたか。（○は1つ）

1 知っている	2 知らなかった
---------	----------

問 11 全国的な施設やインフラの老朽化問題を背景に、施設の総合的かつ計画的な管理を行うための公共施設等総合管理計画を各自治体で策定することとされています。新宿区においても、区有施設の実態を把握・分析し、区有施設のあり方の検討を行います。今後の区有施設のあり方として以下のような方向が考えられますが、①～⑨のそれぞれについて1～4の当てはまるものに○をつけてください。また、以下①～⑨の方向性以外にあなたのお考えがある場合は、「⑩その他」にご記入ください。（○はそれぞれ1つ）

	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきではない	実施すべきではない
①利用頻度の低い施設を廃止する	1	2	3	4
②新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する	1	2	3	4
③さまざまな施設を1か所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う	1	2	3	4
④同様の機能を持つ施設の統廃合を進める	1	2	3	4
⑤施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する	1	2	3	4
⑥施設の運営を区民や地域団体に移管する	1	2	3	4
⑦施設使用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する	1	2	3	4
⑧施設のサービス水準の引き下げ（開館日数の削減など）により、現在の施設を維持する	1	2	3	4
⑨他の行政サービスを削減してでも、現在の施設を維持する	1	2	3	4
⑩その他（				）

問 12 今後、区有施設の統廃合や集約化などを行うとした場合の基準として、どのようなことを重視すべきだと思いますか。(○は2つまで)

- 1 老朽化が著しいこと
- 2 利用件数や利用者が減少していること
- 3 特定の個人・団体にしか利用されていないこと
- 4 維持管理や運営にかかる経費が高いこと
- 5 同様のサービスを提供する区有施設が近隣にあること
- 6 同様のサービスを提供する民間施設が近隣にあること
- 7 その他 ( )

問 13 現在、区有施設の管理や運営においては、民間事業者などへの委託や指定管理者制度の導入など、民間活力の活用によりサービスの向上と経費の削減に取り組んでいます。

さらに民間活力を活用する手法としては、PFI<sup>※</sup>などにより施設の建設や運営に民間のノウハウ・資金を導入する方法があります。

こうした手法を活用することについて、どのように考えますか。(○は1つ)

※PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）：

公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営手法及び技術的ノウハウを活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

- 1 積極的に推進すべき
- 2 対象とする施設を限定し、最小限にとどめた方がよい
- 3 現在の取組で十分である
- 4 その他 ( )

問 14 区有施設のあり方を検討するにあたって、重要だと思うことは何ですか。

(○は3つまで)

- 1 区民への十分な情報提供
- 2 施設利用者の意見の反映
- 3 施設利用者以外の区民意見の反映
- 4 区民への丁寧な説明
- 5 区民の利便性への配慮
- 6 地域や行政需要への対応
- 7 行政サービスの水準の維持
- 8 その他 ( )

## 2 回答者の属性

### (1) 居住地域

	実数
調査数	1,351
四谷	156
簞笥町	165
榎町	140
若松町	122
大久保	164
戸塚	152
落合第一	131
落合第二	121
柏木	101
角筈・区役所	59
無回答	40

### (2) 年齢

	実数
調査数	1,351
18～19歳	19
20～24歳	67
25～29歳	93
30～34歳	111
35～39歳	122
40～44歳	141
45～49歳	109
50～54歳	102
55～59歳	78
60～64歳	103
65～69歳	122
70～74歳	89
75～79歳	64
80歳以上	111
無回答	20

### 3 調査結果

#### (1) 問 8 区有施設全般に対する印象（満足度）

	調査数	そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらかといえばそう思わない	そうは思わない	よくわからない	無回答
① さまざまな施設があり充実している	1,351	203	415	116	112	458	47
② 各地域にバランスよく配置されている	1,351	85	326	175	199	510	56
③ 施設サービスが充実しており満足度が高い	1,351	100	370	157	164	497	63
④ 利便性の良い場所にありアクセスしやすい	1,351	194	371	190	174	359	63
⑤ バリアフリーに配慮されている	1,351	110	324	151	111	591	64
⑥ スタッフの対応が良い	1,351	143	423	127	99	500	59
⑦ 施設内がきれいに保たれている	1,351	182	495	116	50	445	63
⑧ 子育て世代にも使いやすい施設になっている	1,351	79	267	134	61	735	75
⑨ 案内が分かりやすい	1,351	91	347	201	126	523	63

#### (2) 問 9 過去1年以内の利用頻度

	調査数	月に1回以上	年に数回程度	1年以内に利用していない	一度も利用したことがない	無回答
① 区役所・特別出張所	1,351	73	936	217	71	54
② 地域センター	1,351	68	291	238	673	81
③ 区民ホール・文化センター	1,351	21	196	361	680	93
④ 生涯学習館	1,351	25	52	162	1,021	91
⑤ スポーツ施設(コスミックスポーツセンター、元気館、運動広場、野球場等)	1,351	80	208	289	702	72
⑥ 博物館等(新宿歴史博物館・林芙美子記念館・佐伯祐三アトリエ記念館・中村彝アトリエ記念館)	1,351	7	116	265	894	69
⑦ 高齢者福祉施設(ことぶき館・地域交流館・シニア活動館・清風園)	1,351	41	38	91	1,119	62
⑧ 児童施設(子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館)	1,351	35	77	140	1,011	88
⑨ 保健センター	1,351	11	176	265	813	86
⑩ 中央図書館・地域図書館	1,351	160	286	297	534	74
⑪ 区外の施設(箱根つつじ荘・グリーンヒルハケ岳・ウイレッジ女神湖)	1,351	2	67	224	994	64
⑫ その他の施設	1,351	5	50	165	986	145

#### (3) 問 9-1 利用していない理由

	調査数	利用する機会がない	アクセスが不便	使い勝手が悪い	利用料が高い	利用時間が合わない	民間の類似施設を利用	施設の存在を知らなかった	無回答
① 区役所・特別出張所	288	242	4	3	1	9	0	11	18
② 地域センター	911	654	11	3	0	13	1	190	39
③ 区民ホール・文化センター	1,041	780	23	2	5	22	11	148	50
④ 生涯学習館	1,183	778	15	2	1	29	7	298	53
⑤ スポーツ施設(コスミックスポーツセンター、元気館、運動広場、野球場等)	991	602	108	9	5	39	49	123	56
⑥ 博物館等(新宿歴史博物館・林芙美子記念館・佐伯祐三アトリエ記念館・中村彝アトリエ記念館)	1,159	725	42	6	9	29	18	272	58
⑦ 高齢者福祉施設(ことぶき館・地域交流館・シニア活動館・清風園)	1,210	922	5	4	0	10	6	213	50
⑧ 児童施設(子ども総合センター・子ども家庭支援センター・児童館)	1,151	920	4	1	0	11	3	161	51
⑨ 保健センター	1,078	791	16	5	1	17	45	155	48
⑩ 中央図書館・地域図書館	831	536	93	11	0	32	17	94	48
⑪ 区外の施設(箱根つつじ荘・グリーンヒルハケ岳・ウイレッジ女神湖)	1,218	705	25	24	12	21	67	297	67
⑫ その他の施設	1,151	755	6	5	1	11	4	308	61

(4) 問 10 施設やインフラの老朽化問題の認知

	実数
調査数	1,351
知っている	819
知らなかった	445
無回答	87

(5) 問 11 今後の区有施設のあり方の方向性

	調査数	積極的に実施すべき	どちらかといえば実施すべき	どちらかといえば実施すべきではない	実施すべきではない	無回答
①利用頻度の低い施設を廃止する	1,351	533	575	132	45	66
②新たな行政需要には既存施設を補強し活用することで対応する	1,351	525	628	83	24	91
③さまざまな施設を1か所にまとめるなど、施設機能の集約化を行う	1,351	391	470	298	109	83
④同様の機能を持つ施設の統廃合を進める	1,351	522	495	188	64	82
⑤施設そのものを民間に移譲したり、民間施設が提供するサービスを利用する	1,351	372	555	225	109	90
⑥施設の運営を区民や地域団体に移管する	1,351	271	557	321	109	93
⑦施設使用料の引き上げなどで区の歳入を増やし、現在の施設を維持する	1,351	124	344	547	257	79
⑧施設のサービス水準の引き下げ(開館日数の削減など)により、現在の施設を維持する	1,351	91	336	516	319	89
⑨他の行政サービスを削減してでも、現在の施設を維持する	1,351	64	213	602	369	103

(6) 問 12 統廃合や集約化などを行う場合に重視すべき基準 (〇は2つまで)

	実数
調査数	1,351
老朽化が著しいこと	560
利用件数や利用者が減少していること	560
特定の個人・団体にしか利用されていないこと	520
維持管理や運営にかかる経費が高いこと	335
同様のサービスを提供する区有施設が近隣にあること	309
同様のサービスを提供する民間施設が近隣にあること	120
その他	26
無回答	57

(7) 問 13 PFI などの活用への積極性

	実数
調査数	1,351
積極的に推進すべき	686
対象とする施設を限定し、最小限にとどめた方がよい	458
現在の取組で十分である	79
その他	57
無回答	71

(8) 問 14 区有施設のあり方を検討する上で、重要だと思うこと (〇は3つまで)

	実数
調査数	1,351
区民への十分な情報提供	998
施設利用者の意見の反映	552
施設利用者以外の区民意見の反映	256
区民への丁寧な説明	341
区民の利便性への配慮	599
地域や行政需要への対応	236
行政サービスの水準の維持	249
その他	40
無回答	48

## 4 区民討議会の概要

平成 30 年度からの新たな総合計画を策定するにあたって開催した区民討議会において、「あなたにとって公共施設とは」をテーマのひとつにして、世代や職業を超えて議論していただきました。

開催日 平成 28 年 6 月 25 日・26 日

参加者 無作為抽出した新宿区民満 18 歳以上の 1,200 名のうち、参加申込みのあった 60 名

# 1 区民討議会の概要

新たな総合計画の策定にあたり、広く区民の意見を計画に反映させるため、区民討議会を開催しました。

区民討議会は、区民から「無作為抽出」で参加者を募ることにより、区政に対して発言する機会の少ない区民の方々が、世代や職業を越えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を行政に届ける仕組みです。

この区民討議会において、『「公共施設について」～あなたにとって公共施設とは～』をテーマの一つとして、討議が行われました。

区民討議会は以下のとおり実施しました。

参加者	住民登録のある区民から、無作為抽出した 18 歳以上の 1,200 名のうち、参加申込みのあった 60 名を抽出（うち出席 58 名）
日程	6 月 25 日（土）・26 日（日）の 2 日間 両日とも午前 10 時～午後 5 時
場所	新宿区役所 5 階 大会議室



## 2 区民討議会の進行

### 参加者のグループ・班分け

参加者を「A」「B」「C」3つのグループに分け、さらにグループ内を、4～5名からなる4つの班に分けました。「A」「B」「C」のグループごとに異なるテーマを設定しました。（討議によっては、全グループで同じ内容をテーマとしました。）

### 役割分担

班の中で、「進行役」「時計係」「書記」「発表係」を決めました。討議ごとに班替えを行い、役割分担は、班替えごとに決め、色々な役割を担当していただきました。

### 情報提供（15分）

討議に入る前に、参加者が意見交換を活発に行えるよう、テーマごとに区の担当者が現状や課題、事業内容等を説明しました。

### 意見交換（15分）

情報提供を聞いて、率直に感じたことについて班内で意見交換しました。

### グループ討議・意見の集約（40分）

討議は、「役割分担」に基づき、参加者だけで自由に進行しました。討議で出た意見を模造紙・発表用ワークシートにまとめながら、班としての考えを集約しました。

### 発表・投票（20分）

「A」「B」「C」それぞれのグループ内で、模造紙や発表用ワークシートを使って、各班の発表を行いました。参加者は、互いに各班の発表を聞き、共感したり、良いと感じた意見に投票しました。投票は、1人3票のシールを持ち、発表用ワークシートの投票欄に貼りました。（3票のうち、1票は自分の班の意見に投票しても良いが、少なくとも2票は他の班に投票することとしました。）

### 3 討議のまとめ ～ 討議4「公共施設について」～

#### Aグループ

～あなたにとって公共施設とは～

得票が最も多かったのは、A4班の「必要な人に必要な情報を！アプリ、教育の場の活用」でした。これは、施設の種類や場所について多くの区民が知らないの、情報発信が重要との考えです。続いて多かったのが、A3班の「ハード 本庁舎etc.高層ビル化！！→家賃収入」とA4班の「ニーズをすくって変わる ex.公園、老朽化対応は次、概念が強い」で、同数の票を集めました。本庁舎の建替えの際には高層化し、民間企業に貸し出してはどうかという意見や、施設改修の際には改めてニーズを把握しコストをかけずに実施するという意見に多くの賛同が集まりました。このグループでは、『公共施設の効率化（民間活力の有効活用等）』に関する意見が最も多く、関心の高い結果となりました。

意見分類	班	個別意見	票数	合計
公共施設の効率化（民間活力の有効活用等）	A3	ハード 本庁舎 etc. 高層ビル化！！→家賃収入	8	24
	A4	ニーズをすくって変わる ex. 公園、老朽化対応は次、概念が強い	8	
	A2	文化ホール ホールの民間貸出	4	
	A3	公共施設の統廃合 保養施設は必要？→売却？	4	
施設概要・利用方法に関する情報提供	A4	必要な人に必要な情報を！ アプリ、教育の場の活用	9	13
	A1	情報の不足（グループ、サークルに参加していない場合、なかなか探しきれない。学校の開放の状況）	4	
施設のあり方	A4	地域交流の場・安く使える施設	4	10
	A1	施設の利用のあり方（公園を含む）	3	
	A2	公営住宅 区のみではなく、都なども援助	3	
施設の利便性や魅力の向上	A2	図書館 図書館の充実など	6	10
	A3	ソフト 民・官・学・共同でフレキシブルな運営	3	
	A1	施設を新しくキレイに	1	

#### 【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】

A1	・利用している方が多く、感謝している方が多い！！
A2	・サービス施設
A4	・民間とのコラボ

## Bグループ

～あなたにとって公共施設とは～

得票が最も多かったのは、B1班の「PR必要・年齢層に合わせたPR活動・引越してきた人向けのPR」でした。これは、公共施設について知られていないという現状があるためPRが必要であるという意見です。PRの方法についても意見が出され、年齢に合わせた情報提供を行うことや、転入時にパンフレットを配布する等のアイデアが出され、多くの賛同を得ました。次に票が多かったのが、B2班の「希望 使って楽しい！心地よい空間、オシャレ感」で、施設として楽しさや心地よさなどの付加価値がないと使われないという意見に共感が集まりました。このほか、人口の増減に合わせて需要の大きい施設は増やして少ない施設は統廃合していくといった意見や、公共施設は地震や子育てなどの際に頼れる場所であってほしいといった意見も出ました。

意見分類	班	個別意見	票数	合計
施設の利便性や魅力の向上	B2	希望 使って楽しい！心地よい空間、オシャレ感	9	22
	B4	利便性（安い／いつでも使える／アクセスし易い）	5	
	B1	料金系 ・無料・有料の区別が知られていない ・施設利用料金が高い（他区に比べ高い？）←民間委託	2	
	B1	設備（ハードウェア） ・近くに欲しい（複合化） ・老朽化対策	2	
	B2	期待 安く、自由に使えていざというとき頼れる！！	2	
	B4	心の充実（美化に力を入れる／発表の場／健康促進）	2	
公共施設の効率化（民間活力の有効活用等）	B4	民間との相互利用（・コンビニで各種証明書発行 ・大学施設利用）	8	15
	B3	他の自治体との連携（国と都と協力）	4	
	B3	民間活用（補助金）（コストの効率化）	3	
施設概要・利用方法に関する情報提供	B1	PR必要 ・年齢層に合わせたPR活動（SNS、ブログ&広報誌etc.カタカナ分からない） ・引越してきた人向けのPR（冊子は読む気が失せる）	11	13
	B2	現実 知らない、分かりにくい、使いづらい、ダサい！！（場所や利用方法等！！）	2	
施設の再編	B3	統廃合（再利用・利用目的を時代に合わせて変える）いきもの！！	6	6

### 【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】

B1	・遠くの大型施設より身近な施設
B2	・全体的に宣伝がヘタ！センスがない！お金の使い方がヘタ！ 公園で映画等←センスのイヤツ！！ 図書館でリサイクル（不要な本の持ち込み&持ち帰り）
B3	・災害時の拠点
B4	・努力して探さないと利用できない → ラクに使えたら利便性UP↑

## Cグループ

～あなたにとって公共施設とは～

得票が最も多かったのは、C3班の「PR（知らない、ネット、チケット）」でした。これは、施設のPR方法としてホームページを検索されやすく工夫し、利用予約もしやすくするという意見です。このグループは、施設の認知度が低いという観点から公共施設を論じた班が多く、C1班の「施設の認知度UP↑区民へ」やC4班の「PR不足 利用目的を分かりやすく伝えてほしい～」など、情報提供に関する意見が多く出され、また票も集まりました。ほかに多くの票を得たのが、C2班の「こんなサービスあったら良いのに！」で、ブックカフェのような図書館や公園内の有料釣り施設など誰もが使いたくなる施設にするために付加価値を付けるという意見が共感されました。また、財源不足からの統廃合をする前に民間の経営手法を学び努力することや、民間ビルのワンフロアを公共施設にするなど、『公共施設の効率化(民間活力の有効活用等)』という視点の意見も出ました。

意見分類	班	個別意見	票数	合計
施設概要・利用方法に関する情報提供	C3	PR（知らない、ネット、チケット）	10	29
	C1	施設の認知度UP↑区民へ	8	
	C4	PR不足 利用目的をわかりやすく伝えてほしい。総合パンフレットが手に入りやすいように。	7	
	C4	目的は？ 利用目的が明確化すると頻度が上がって関心を持ってもらえる。	4	
	C4	現状 よくわからない。使わない。でも不必要ではない！	0	
施設の利便性や魅力の向上	C2	こんなサービスがあったら良いのに！ ブックカフェのような図書館	9	12
	C3	利用（ニーズ、ターゲット、充実）	2	
	C1	各施設の利便化	1	
	C2	もっとコミュニケーションがとれる場所へ！	0	
公共施設の効率化（民間活力の有効活用等）	C2	収益を得るには民間の力をかりよう！！ 区役所本庁舎を歌舞伎町一のファッションビルへ！！！！	7	12
	C3	財源確保（複合化、民間・コラボ）	3	
	C1	財源不足→民間とタイアップ	2	

### 【その他のアイデア、書き残しておきたいこと】

C2	・気を付けよう！！ 統廃合しすぎないように！！ 民間にたよりすぎない！！
C3	・インフラ整備 < 利便性など
C4	・改修等をするには、まず、皆に関心をもってもらおう。（統廃合等含め）

## 5 区有施設のあり方に関する検討

## 1 区有施設のあり方に関する検討

年度	実施時期等	内容
平成27年度	平成27年9月	新宿区区民意識調査の実施 (区有施設のあり方に関する意識調査)
	平成28年3月	新宿区施設白書の作成 (区有施設の実態把握、将来更新費用額・更新に係る将来予算不足額の試算、課題抽出など)
平成28年度	平成28年5月	公共施設フォーラム「～区有施設のあり方を考える～」の実施
	平成28年5月	区政モニター会議の開催
	平成28年6月～7月	施設利用者アンケートの実施 (区有施設のあり方に関する意識調査)
	平成28年6月	新宿区総合計画策定に向けた区民討議会の開催 (討議テーマの1つ、「公共施設について～あなたにとって公共施設とは～」として実施)
	平成28年7月、9月、11月	新宿区公共施設等総合管理計画策定にかかる有識者会議の開催
	平成28年11月～12月	パブリック・コメント制度の実施
	平成28年12月	地域説明会の開催 (新宿区公共施設等総合管理計画、新宿区基本計画(骨子案)、新宿区まちづくり長期計画(骨子案)と同時開催)
	平成28年5月～平成29年1月	区有施設等のあり方に関する検討会議の開催 (検討会議・幹事会・作業部会)

## 2 パブリック・コメント制度の実施

新宿区公共施設等総合管理計画（素案）について、事前に案を公表してお知らせし、情報の共有を図るとともに、区民の皆様からご意見等をいただき、寄せられたご意見等を考慮して、施策等を決定していくため、「パブリック・コメント」制度を実施しました。

### パブリック・コメント制度の実施状況

実施期間	平成 28 年 11 月 25 日（金）から平成 28 年 12 月 26 日（月）	
周知方法	区ホームページにて素案の全文を掲載して周知を行いました。 また、平成 28 年 11 月 25 日号の広報しんじゅくで周知を行いました。	
閲覧及び配布	配布：企画政策課・区政情報課、区政情報センター 閲覧：特別出張所、区立図書館、新宿区ホームページ	
意見提出方法	企画政策課まで郵送、ファックス、電子メール、窓口持参及び区ホームページで受け付けました。	
意見提出人数	62 名	
意見提出件数	195 件	

## 3 新宿区総合計画等地域説明会の実施

新宿区公共施設等総合管理計画（素案）について、区民の皆様への説明の場として、区内 10 地域において「地域説明会」を開催しました。なお、開催にあたっては、同時期に意見公募を実施する新宿区基本計画（骨子案）及び新宿区まちづくり長期計画（骨子案）と合わせて説明を行いました。

### 地域説明会の開催状況

開催日時	会場	
平成 28 年 12 月 6 日(火) 午後 7 時	角筈地域センター	西新宿 4-33-7
平成 28 年 12 月 7 日(水) 午後 7 時	落合第一地域センター	下落合 4-6-7
平成 28 年 12 月 8 日(木) 午後 7 時	牛込笹筈地域センター	笹筈町 15
平成 28 年 12 月 10 日(土) 午後 2 時	戸塚地域センター	高田馬場 2-18-1
平成 28 年 12 月 13 日(火) 午後 7 時	四谷地域センター	内藤町 87
平成 28 年 12 月 14 日(水) 午後 7 時	榎町地域センター	早稲田町 85
平成 28 年 12 月 15 日(木) 午後 7 時	落合第二地域センター	中落合 4-17-13
平成 28 年 12 月 18 日(日) 午後 2 時	大久保地域センター	大久保 2-12-7
平成 28 年 12 月 19 日(月) 午後 7 時	若松地域センター	若松町 12-6
平成 28 年 12 月 20 日(火) 午後 7 時	柏木地域センター	北新宿 2-3-7



## 6 用語集

用語	意味・解説
BOT	PFIの一手法。Build-Operate-Transferの略。民間事業者が公共施設等を設計、建設し、維持管理、運営等を行い、事業終了後に管理者等に施設の所有権を移転する手法。
BTO	PFIの一手法。Build-Transfer-Operateの略。民間事業者が公共施設等を設計、建設し、施設完成直後に管理者等に施設の所有権を移転し、民間事業者が維持管理、運営等を行う手法。
ICT	Information and Communication Technologyの略。情報通信技術。IT (Information Technology) とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語としてITが普及したが、国際的にはICTが広く使われる。
PDCA	plan-do-check-actの略。管理を円滑に進めるための業務管理手法のひとつ。(1) 業務の計画(plan)を立て、(2) 計画に基づいて業務を実行(do)し、(3) 実行した業務を評価(check)し、(4) 改善(act)が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。
PPP/PFI	<p>【PPP】Public/Private Partnershipの略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的利用や行政の効率化等を図るもの。</p> <p>【PFI】PPPの一類型。Private Finance Initiativeの略。PFI法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。</p>
VFM	Value for Moneyの略。支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方のことである。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合。
アセットマネジメント	損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うための方法。
一般財源	財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるもので、特別区民税、地方譲与税、特別区交付金などのことをいう。
基金	特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産。
義務的経費	性質別経費のうち義務的・非弾力的性格の強い経費で、人件費、扶助費及び公債費のことを指す。義務的経費の増加傾向は財政構造の硬直化を招く恐れがあるので、その内容、動向に注意しなければならない。

用語	意味・解説
経常収支比率	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税、特別区交付金等を中心とする経常的な収入である一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方自治体の財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられているもの。</p> <p>これが大きくなるほど、新たな行政需要に対応できる余地が少なくなり、一般的には、70～80%が適正と言われている。</p>
減価償却費	<p>建物等の減価償却資産の取得時に全額必要経費にするのではなく、取得に要した金額を財務省令別表に定められた法定耐用年数を使用可能期間として、各年の必要経費として配分した金額を減価償却費という。</p>
公債費	<p>区債の元金の償還及び利子の支払いに要する経費のことをいう。</p> <p>区債は世代間の負担の公平化という観点からは、必要に応じて活用すべきだが、後年度の財政負担となってしまうため、公債費の一般財源に占める割合を算出し、その限度を計数的に見ることとしており、一定割合を超えると、区債の発行が制限される。</p>
公債費負担比率	<p>公債費（区債の元利償還金）の負担の程度を「公債費に充当される一般財源」の一般財源総額に占める割合で示すもの。</p>
公的不動産活用	<p>行政が所有する不動産の全部または一部を、定期借地権方式、占用許可等を通じて民間が活用し、財政負担を縮減する方式。</p> <p>不動産価値の高い大都市では大きな効果が期待できる。代表事例は豊島区、渋谷区新庁舎整備事業。</p>
コンセッション	<p>PFI の一手法。法律上は「公共施設等運営権」と呼ぶ。利用料金を収受する公共施設等について、管理者等が施設の所有権を有したまま、民間事業者が管理者等から運営権を取得し、施設の維持管理、運営等を行う手法。</p> <p>他の手法と異なり権利として強く、権利を有償譲渡することができるため財政効果が大きいのが特徴。代表事例は新関西国際空港（関空・伊丹）。</p>
財政調整基金	<p>年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、長期的視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積立てを行い、財源不足が生じる年度に活用するためのもの。また、各年度において決算上剰余金を生じたときは、その2分の1以上の額を積み立てることとなっている。</p>
実質収支	<p>実質収支は、一会計年度の決算において、収支が赤字であったか黒字となっているかをみるための指標。当該年度の歳入決算額から歳出決算額を差引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源を控除して算出する。これは、本来当該年度に属すべき支出及び収入が、当該年度に実際に執行されたものとみなすことにより、実質的な収支の状況を見ようとするもの。</p>

用語	意味・解説
実質収支比率	標準財政規模に対する実質収支額の割合で示され、団体の財政規模やその年度の景況などによって一概には言えないが、3%~5%程度が望ましいと考えられている。
指定管理者制度	PPPの一類型。地方自治法に基づいて、地方公共団体が公（おおやけ）の施設の維持管理・運営等を管理者に指定した民間事業者に包括的に実施させる手法。
受益者負担	公共サービスの提供に必要な経費は、区民の納める税金等によって、区民全体で負担している。施設を利用して利益を受ける区民（受益者）と利用しない区民との負担の公平性を図るためには、施設利用に対し応分の負担を求める必要がある。これが、受益者負担の考え方である。
投資的経費	経費支出の効果が、施設等のストックとして後年度に及び性質の経費で、道路・橋りょうなどの公共土木施設、文教施設、公営住宅等の建設事業で、いわゆる社会資本を形成する経費。 ※普通建設事業費（道路・橋りょう、学校、庁舎等公共または公用施設の新增設等の建設事業に要する経費）。
土地信託	将来における所有権を留保したまま、民間活力を活用して区有地を効率的に運用できる財産管理の方法であり（自治法 238 条の 5 第 2 項、自治令 169 条の 3）、昭和 61 年 5 月の自治法改正により導入された制度。
包括委託・包括的民間委託	公共施設等の維持管理・運営段階における複数業務・複数年度の性能発注による業務委託。維持管理、運営を長期間包括して性能発注により業務委託し、最適な時期・方法で補修等を行うことにより、維持管理費等の削減が期待される施設（プラント等）で採用されている。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、さまざまな人々が利用できるように、生活環境その他の環境をつくりあげること。

# 新宿区公共施設等総合管理計画

印刷物作成番号  
2016 - 30 - 2101

発行年月 平成 29 年 2 月

発行 新宿区総合政策部企画政策課  
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号  
電話 03-5273-3502（直通）



新宿区は、環境への負担を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

